

日本ソーシャルワーク学会

Japanese Society for the Study of Social Work



《日 程》

2025年
7/5(土)～6(日)

《会 場》

関西学院大学
西宮上ヶ原キャンパス

第42回大会

「インクルージョンとAOP(反抑圧的实践)」 プログラム抄録集

■主催団体 日本ソーシャルワーク学会

■後援団体

【兵庫県】

(一社)兵庫県社会福祉士会 (一社)兵庫県精神保健福祉士協会 兵庫県医療ソーシャルワーカー協会
(一社)兵庫県介護支援専門員協会 (福)兵庫県社会福祉協議会 (福)西宮市社会福祉協議会

【全国団体】

(公社)日本社会福祉士会 (公社)日本精神保健福祉士協会 (公社)日本医療ソーシャルワーカー協会
(特非)人日本ソーシャルワーカー協会 (一社)日本ソーシャルワーク教育学校連盟

目 次

1	大会長あいさつ	1
2	実行委員長あいさつ.....	2
3	第 42 回大会 テーマと趣旨.....	3
4	大会概要	4
5	大会プログラム第 1 日目.....	6
6	大会プログラム第 2 日目.....	7
7	大会参加者の皆さまへ.....	8
8	会場・自由研究発表・交流企画・情報交換会の配置図.....	9

【全体プログラム】

9	開会式	12
10	基調講演	13
11	学会企画シンポジウム.....	19
12	大会校企画シンポジウム.....	52
13	閉会式	98

【自由研究発表】

14	第 1 分科会～第 7 分科会.....	99
----	----------------------	----

【ポスター報告】

15	研究報告	170
16	実践報告	177

【交流企画】

17	他領域交流企画	190
18	学生交流企画	224

19	日本ソーシャルワーク学会 2025 年度「実践研究支援ワークショップ」（ご案内）…	233
----	---	-----

大会長あいさつ

日本ソーシャルワーク学会
第42回全国大会大会長
武田 丈（関西学院大学）

この度は、日本ソーシャルワーク学会第42回全国大会にご参加いただき、誠にありがとうございます。
本大会の大会長として、一言ご挨拶させていただきます。

開催校である関西学院大学は、1889年にアメリカ人宣教師 W. R. ランバスにより神戸・原田の森に開校されましたが、1929年にさらなる飛躍をめざして広い校地を求め、本大会の会場である西宮上原キャンパスに移転しました。周辺に広がる果樹園とキャンパスを隔てる垣根のない開放的な新天地を、当時の院長、C. J. L. ベーツは “We have no fences” と誇ったといわれています。教職員と学生、学問分野を分かち垣根もなく、大学と社会、国境という垣根すら意識させないその「ラーニングコミュニティ」には、新しい社会を創造する気概があふれていました。

しかし、残念ながら現状の世界は、グローバル化が急速に進行する一方で、異なる人種、文化、宗教、民族、ジェンダー/セクシュアリティ、国家間に存在する「垣根」が、摩擦や軋轢を生み続けています。こうした状況は日本社会の中にも見て取ることができます。だからこそ、本大会では「インクルージョンとAOP（反抑圧的实践）」というテーマを掲げ、『脱「いい子」のソーシャルワーク：反抑圧的な実践と理論』（2021年 現代書館）の著者の1人であるトロント大学の坂本いづみ先生（トロント大学ソーシャルワーク学部）を基調講演の講師として招聘し、カナダにおけるAOPの最新の動向についてお話しいただきます。また、交流企画を実施することで、ソーシャルワークだけでなく多様な領域の研究者、実践家、学生、生徒が垣根を超えて、ソーシャルワークの在り方、目指すべき方向、理想のコミュニティや世界について共に議論し、考える機会をもてればと願っています。

もちろん、簡単に答えが出せるテーマではないでしょう。議論に疲れ気分転換が必要なときには、甲山を背景に時計台を見渡せる中央芝生、四季のうつろいを楽しめる日本庭園、カルガモの親子が泳ぐ新月池など、本学の美しいキャンパスを散策していただき、リフレッシュして大会のプログラムに再び参加していただくことで、本大会が参加者の皆様にとって実り多きものとなることを願っております。

実行委員長あいさつ

日本ソーシャルワーク学会
第42回全国大会大実行委員長
松岡 克尚（関西学院大学）

日本ソーシャルワーク学会第42回大会は関西学院大学上ヶ原キャンパスで開催することになりましたが、その光栄に深く感謝申し上げる次第です。大会開催に当たって、関西学院大学人間福祉学部の教員を中心に実行委員会を結成し、その下に設けられた事務局（川島恵美先生、竹森美穂先生）の働きを得ながら企画、準備と運営をしております。ここで、その大会実行委員会を代表して、簡単ですが、私から一言ご挨拶を申し上げます。

昨今の国際情勢を知るにつけ、また日本国内の社会経済状況を見るにつけ、ソーシャルワークの在り方が大きく問われてきているのではないかと、果たして自分たちはそれに対してきちんと答えをだせているのかどうか、という点で、焦りに近い気持ちを抱いている方々も多いのではないのでしょうか。「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」に謳われたソーシャルワークの目的がなかなか達成でき得ていないだけではなく、そこからの距離が余りにも遠すぎることを実感させられる様々な現実を目の当たりにして、先のような危機感を共有し、実践、研究という垣根を超えて、改めて自分たちの足元を見つめなおす、そんな機会になればという思いこそが、今回、私たち実行委員全員がこの学会をお引き受けした動機であり、また私たち全員に共通する願いでもあります。大会は2日間と時間が限られていますが、学会員の皆さまの日ごろの研究成果報告も含めて、上記の問題に関しての有意義な討論、情報交換の場になることを期待しております。

また今回は、初めての試みとして「交流企画」を実施いたします。そこでは、ソーシャルワークの分野以外の研究者、実践家の皆さまから、ソーシャルワークの研究者、実践家と共に考え、答えを見いだすべきテーマについての問いかけがなされると思います。異なる視点からの問いかけに、ソーシャルワークの立場から真摯に向き合い、学際的な対話が可能になることを願っております。また大学生・高校生の研究、実践報告の時間も新たな試みとして設けております。未来の研究者、実践家たちの新鮮な目で眺めた様々な問題意識からはきっととっても大きな刺激になることに違いありません。その真摯な眼差しに対して、その道の先駆者として応えていくことは、将来に向けての有効な「投資」になり得ると考えています。

大阪万博の関係で宿泊場所の確保が難しい時期での開催になってしまい、遠方からのご参加の場合は特にご不便、ご負担をおかけすることになってしまい恐縮の至りです。それでも、阪神間モダニズム建築の傑作とされるこのキャンパスで、全国から多くの皆さまにご参集いただき、相互交流と研鑽の場になりますことを心から願っております。

以上、簡単ですが実行委員会を代表しての私のご挨拶とさせていただきます。

第 42 回大会 テーマと趣旨

1. 大会テーマ

「インクルージョンと AOP（反抑圧的实践）」

2. 趣旨

ソーシャルワークの中でも理念として広く受容されてきているインクルージョンについては、「ソーシャルワークのグローバル定義」の中で「ソーシャルワークの中核をなす原理として謳われている「多様性尊重」を実現させていくために、その実践的な理念としての意義は失われていない。しかし、一方でインクルージョンが多様性の背後に存在する抑圧や差別（それらは新自由主義の中で一層深刻になってきている）を見過ごし、それを温存したまま既存の社会体制の中に「包摂」するだけであるという批判もなされている。

こうした中で、近年、日本のソーシャルワークの中で注目されるようになってきている AOP（反抑圧的实践）は、新自由主義の潮流に対抗する形でイギリスにおいて登場し、ソーシャルワークが見過ごししてきたとされる抑圧や差別構造に注目し、社会の変革の実現にむけて理論化が進められてきた。しかし、その践を日本のソーシャルワークに導入することについては様々な課題があることも否定できない。

今大会では、この AOP に注目する一方で、これまでソーシャルワークが重視してきたインクルージョン、あるいはその近似の理念との整合を理論的に如何に果たしていくべきなのかを考える契機にしたい。また、日本において AOP を実践的に展開していくことの意義や課題についても意見交換できる場になればと考える。

大会概要

名 称	日本ソーシャルワーク学会第 42 回全国大会
主催団体	日本ソーシャルワーク学会
大会テーマ	「インクルージョンと AOP（反抑圧的实践）」

実行体制

主 催	日本ソーシャルワーク学会 第 42 回大会実行委員会
大 会 長	武田 丈（関西学院大学）
副大会長	大和 三重（関西学院大学）
実行委員長	松岡 克尚（関西学院大学）
事務局	川島 恵美（関西学院大学） 竹森 美穂（関西学院大学）

後援団体

【兵庫県】	一般社団法人 兵庫県社会福祉士会 一般社団法人 兵庫県精神保健福祉士協会 兵庫県医療ソーシャルワーカー協会 一般社団法人 兵庫県介護支援専門員協会 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 社会福祉法人 西宮市社会福祉協議会
【全国団体】	公益社団法人 日本社会福祉士会 公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会 特定非営利活動法人 日本ソーシャルワーカー協会 一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟

開催日時	2025 年 7 月 5 日（土）、7 月 6 日（日）
開催場所	関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス G 号館 〒662-8501 兵庫県西宮市上ヶ原一番町 1-155
参加申込	以下の Peatix のサイトからお申込みください。 URL: https://jsssw42taikai.peatix.com

支払い方法は、クレジットカードまたはコンビニ決済が選択できます。参加登録後 8 日以内にお支払いください。直前に申し込みされた方は、最終の支払い期限が 7 月 1 日(火)12:00 までとなります。期限までの入金を確認できない場合は、参加登録は無効となりますのでご注意ください。なお、一旦納入された参加費は、不参加であっても、払い戻しはいたしません。

大会及び情報交換会参加費

会員（日本ソーシャルワーカー連盟所属団体の会員を含む）	7,000 円
非会員	8,000 円
学生・院生	3,000 円
高校生（学生交流企画研究責任者を含む）	1,000 円
情報交換会 アジア人女性のエンパワメントを目指す SALA（ https://kobe-sala.asia/about/ ）によるケータリング）	4,500 円

問合せ先 日本ソーシャルワーク学会第 42 回大会事務局：jsssw.seminar2025@gmail.com

大会プログラム 第1日目

12 : 15	受付開始
13 : 00 301 教室	開会式
13 : 40~14:50 301 教室	基調講演 講師：坂本 いづみ（トロント大学） 「カナダにおける AOP の最新の動向」 司会進行：武田 丈（関西学院大学）
15:00~17:30 301 教室	学会企画シンポジウム テーマ：交差性とソーシャルワーク：実践事例から「交差性」を読み解く 概念説明：藤高 和輝（京都産業大学） 事例提供：千葉 翼（NPO 法人ふるさとのかい 台東事業部） 中村 恵子（女性用日常生活支援住居施設・ふるさと日の出館） ディスカッション：加藤 慶（東京通信大学） 河口 尚子（立命館大学生存学研究所客員研究員・社会福祉士） 司会：横山 登志子（札幌学院大学） コメンテーター：ヴィラーク ヴィクトル（日本社会事業大学）
18 : 00~19 : 30 会議室 1	情報交換会 アジア人女性のエンパワメントを目指す SALA (https://kobe-sala.asia/about/) によるケータリング)

大会プログラム 第2日目

8 : 45	受付開始
9:00-11:00	自由研究発表 第1分科会 : 203 第2分科会 : 204 第3分科会 : 205 第4分科会 : 206 第5分科会 : 207 第6分科会 : 208 第7分科会 : 209
11 : 10 - 12 : 00	ポスター報告（研究報告） : 302 ポスター報告（実践報告） : 308 他分野交流企画 : 302, 303, 307 学生交流企画 : 309
12 : 15-13 : 10 301 教室	総会
13:10-13:30 301 教室	学会賞授賞式
13:40-16:10 301 教室	大会校企画シンポジウム テーマ : 日本における AOP の課題とインクルージョンとの融合 コーディネーター : 大谷 京子（日本福祉大学） シンポジスト : 児島 亜紀子（大阪公立大学） 宮崎 理（明治学院大学） 佐藤 聡（DPI 日本会議） 青木 理恵子（NPO 法人 CHARM）
16 : 20-16 : 30 301 教室	閉会式

大会参加のみなさまへ

1. 参加受付およびクローク

参加受付に際し、Peatix アプリケーションを事前にダウンロード、ログイン（チケット購入時に登録したメールアドレスとパスワードを使用）しておいてください。

G 号館の西側入り口にて、参加受付いたします。受付にて、ネームホルダーをお渡しいたします。名札カードにお名前を書き、大会期間中はネームホルダーを身に着けていただきますようお願いいたします。また、上記の時間、荷物をお預かりいたします。その際、荷物受け取りのため半券をお渡しいたしますので、受け取りまで失くさないようにしてください。

【受付時間】

7 月 5 日（土）12 時 15 分～ / 7 月 6 日（日） 8 時 45 分～

2. 会場の Wi-Fi 利用

大会会場では、Eduroam アカウントをご使用いただけます。必要な方はゲスト用 ID および PW をご案内いたしますので、受付にてお尋ねください。

3. プログラム抄録集（電子配信のみ）

本大会の抄録集は紙媒体の印刷は行わず、学会ホームページに掲載いたします。各自、アクセスして閲覧ください。

4. 昼食および休憩

G 号館 202 教室を参加者の休憩室（昼食会場）とします。1 日目の 11 時～15 時は新学生会館 1 階の購買が開いています。また、G 号館横の旧学生会館 1 階食堂（BIG MAMA）をご利用いただけます（両日 11 時～14 時）。

5. 書籍販売

G 号館 301 教室前（1 日目）、202 教室内（2 日目）で書籍販売を行います。是非お立ち寄りください。

6. 宿泊

宿泊については斡旋をしておりません。各自でご予約ください。なお、阪急電鉄の大阪梅田駅、神戸三宮駅、宝塚駅周辺に、手ごろな価格のビジネスホテルが複数あります。大阪万博開催期間中のため、ホテルの予約が取りにくい可能性があります。宿泊される方は、早めのご予約をお勧めいたします。

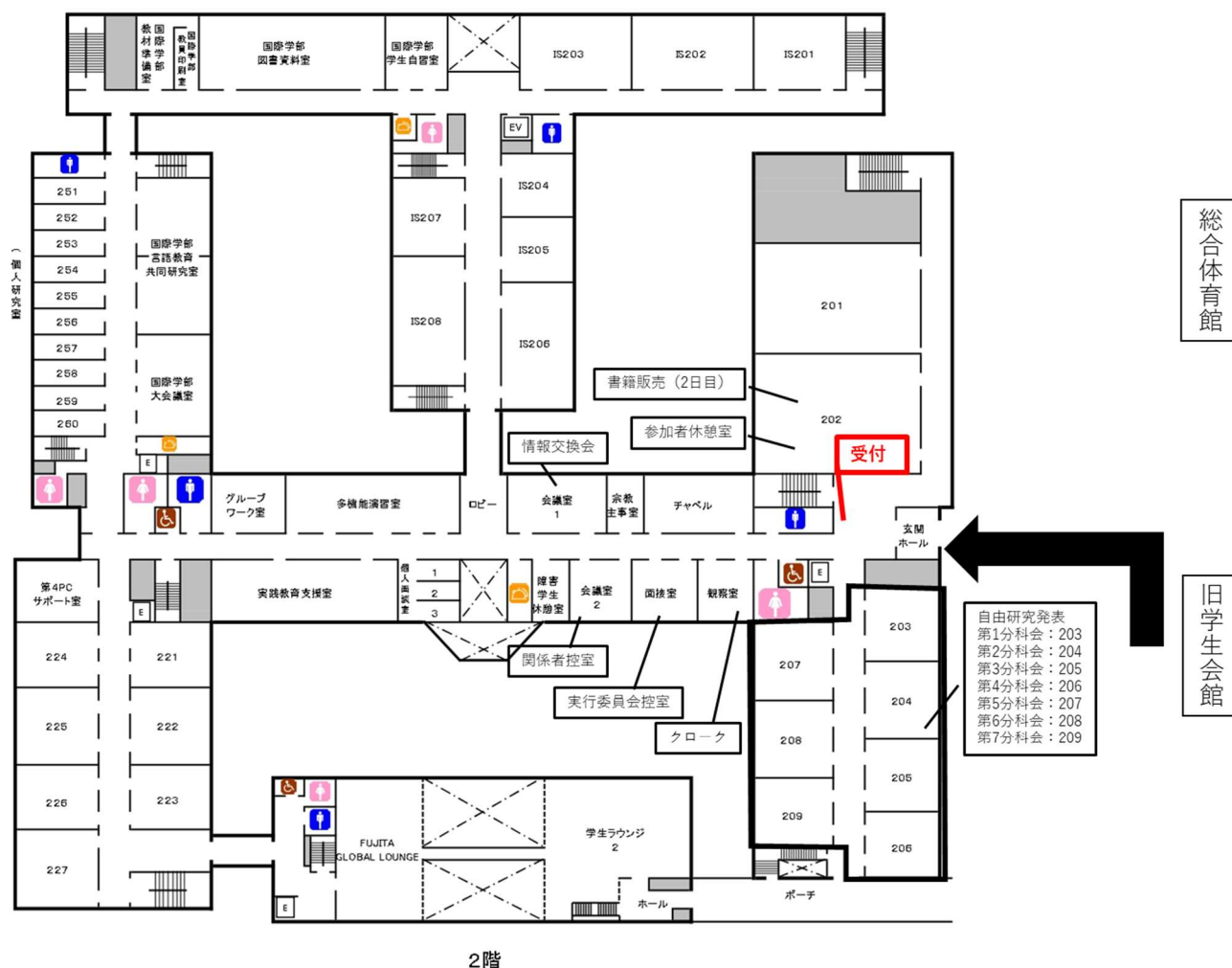
7. 問合せ

質問等は以下のメールでお問合せください。ただしすぐにお答えできない場合があります。緊急の場合は、受付スタッフにお声かけください。

日本ソーシャルワーク学会第 42 回大会事務局：jsssw.seminar2025@gmail.com

会場・自由研究発表・交流企画・情報交換会の配置図

1. 大会会場の配置図



休憩室、書籍販売 (2 日目) : 202

情報交換会 : 会議室 1

関係者控室 : 会議室 2

実行委員会控室 : 面接室

クローク : 観覧室

自由研究発表 : 203～209



3階

基調講演、シンポジウム（大会校企画、学会企画）、開閉会式：301

ポスター発表（研究報告）：302

ポスター報告（実践報告）：308

他分野交流企画：302、303、307

学生交流企画：309

2. キャンパスマップ



3. 交通アクセス

＜大阪方面より＞

阪急 大阪梅田→(阪急神戸線)→西宮北口→(阪急今頭線宝塚方面)→甲東園→(阪急バス関西学院方面)→関西学院前

＜神戸方面より＞

阪急 神戸三宮→(阪急神戸線)→西宮北口→(阪急今頭線宝塚方面)→甲東園→(阪急バス関西学院方面)→関西学院前

*公共交通機関でお越し下さい。やむを得ない事情で車での来場が必要な方は、問い合わせメールアドレスまで事前にご連絡願います。

開会式

司会 大和 三重（関西学院大学）

開会あいさつ

日本ソーシャルワーク学会 会長
小山 隆（同志社大学）

日本ソーシャルワーク学会第 42 回大会
大会長 武田 丈（関西学院大学）

基調講演

司 会：武田 文（関西学院大学）

講 師：坂本 いずみ（トロント大学）

テーマ：「カナダにおける AOP の最新の動向」

<講師略歴>

カナダ、トロント大学ソーシャルワーク学部准教授（University of Toronto, Factor-Inwentash Faculty of Social Work）。社会福祉士（日本）。オンタリオ州認定ソーシャルワーカー（Registered Social Worker）。博士。上智大学社会福祉学科卒業、同大学大学院修士号取得（社会福祉学専攻）。フルブライト奨学金を得て、ミシガン大学大学院ソーシャルワーク修士課程（MSW）と心理学修士課程修了後、ソーシャルワークと社会心理学の二重専攻で博士号取得。在学中に多国籍の留学生家族の支援のコミュニティ・プロジェクトを立ち上げた。2021 年に、共著者らと共に、日本初となる反抑圧的实践（AOP）に関する書籍となる、『脱「いい子」のソーシャルワーク：半抑圧的な実践と理論』（現代書館）を出版した。

過去 20 年以上にわたり、AOP のほか、移民、反アジア人差別、ジェンダー、エンパワメント、批判的意識化、コミュニティ・オーガナイズイング、ホームレスを経験しているトランス女性の経験、日系カナダ人のアートとアクティズム（Japanese Canadian Arts and Activism Project www.jcaap.org）などに焦点を当ててきた。多くの研究プロジェクトでは、アートを使ったコミュニティ参加型研究を通して、自らの研究や知のあり方を脱植民地化し、周縁化されてきた声を可視化・増幅することを目指してきた。こうした協働の一つに、移民の就労における障壁として使われてきた「カナディアン・エクスペリエンス（カナダでの職務経験）」という概念に挑む大学と地域の連携プロジェクト “Beyond ‘Canadian Experience’ Project” があり、この取り組みは 2013 年にオンタリオ人権委員会が同テーマに関する方針を打ち出すことに貢献した。

「カナダにおける AOP の最新の動向」

坂本いづみ（トロント大学 ソーシャルワーク学部 准教授）

1. AOP とは何か

反抑圧的实践（AOP: Anti-Oppressive Practice）は、は1980年代のイギリスに端を発し、カナダ、オーストラリア、北欧などで発展してきたソーシャルワークの理論と実践のアプローチ。

AOP では、個人が抱える「生きにくさ」を、本人の問題としてではなく、社会構造に起因する抑圧の結果と捉える。AOP は、支援の場で表面化する課題の背後にある構造的要因を理解し、ミクロ（個人・家族）からメゾ（組織・地域）、マクロ（制度・政策）まで縦断的に問題を捉え、働きかける。

AOP の目的は、単なる善意やケアにとどまらず、抑圧構造に気づき、それに抵抗し、より公正で包摂的な社会の実現を目指すことである。もちろん、ソーシャルワーク理論と実践である限り、当事者を置き去りにして、社会改革に取り組む、ということではなく、また、A O P は他の援助方法と全く異なる実践法というわけでもない。エンパワメント実践や、ストレングス実践など、既存の実践や理論と重なる部分も多く、今までやってきた実践に構造的な視点を持ち込んで、「いい子」になってしまう支援現場の構造を批判的に分析することなどで、今までの実践にA O P 的視点を持ち込めることもできることを強調したい。

1.1. 「いい子」からの脱却

AOP 実践には、援助者が「制度に従順である＝いい子」であるという態度を自己点検する視点が不可欠である。制度に順応し続けることは、しばしばその制度を維持し、抑圧を再生産する温床となる。たとえば、組織の指示にただ従う支援者は、利用者の声を取りこぼし、現場の問題を見過ごす危険性がある。私自身の経験でも、「いい子」であることは生き延びるための戦略であり、周囲からの評価や安心感をもたらす一方で、制度にとって都合の良い存在になる危険性をはらんでいる。「いい子」の自己規律を脱却し、自らの立ち位置を問い直す作業に従事していくことがA O P の真髄である。

1.2. 上流／下流の視点

従来のソーシャルワークは、既存の制度や行政の枠組みの中で個別問題の解決をめざす「火消し型支援（下流）」になりやすい。だが、下流の支援だけでは根本的な変革をもたらすことはできない。AOP には、まず社会構造の不備——橋が壊れているような「上流」の問題——を可視化し、正していく視点がある。支援者はアライ（伴走者）として、当事者の声を中心に置き、「何がわからないのか」を出発点に共に学び、共に行動する姿勢を貫く必要がある。さらに、ソーシャルワーカー自身のサバイバルも政治的行為であると捉え、自己のケアを怠らないことが長期的な支援継続の要となる。上流と下流の両面から構造と関係性にアプローチすることで、個別支援と制度変革をつなぐAOP 実践が可能となる。

1.3. AOP 実践に必要な4つの視点

① 問題の構造的理解と批判的意識化（Critical Consciousness）（図参照）

批判的省察とは、自らの経験や言動を社会構造の文脈に照らし合わせて問い直し、そこから行動へとつなげる循環的プロセスを指す。教育学者フレイレは、個人が日常経験を「問題」として認識し、その根底にある制度的・歴史的抑圧構造を分析し、最後に変革のための行動を計画・実践するという三段階

モデルを示した。これをアライシップに当てはめると、まず自分が享受する特権や立場が、どのように社会的な不正と結びついているかを自覚し、次にその構造を変えるための戦略を学び、最終的には具体的な行動へと転換することになる。

問題の構造的な理解とは、新自由主義、管理主義、植民地主義思考の歴史など、歴史的、構造的な問題がどのように個人、家族、コミュニティ、社会に影響を与えているかということ、批判的に分析すること。これは対象者への影響及び、ソーシャルワーカーの雇用状況自体を構造的に分析し、変革していく可能性を探るということも含む。構造の理解と共に、自分自身の立ち位置や特権を省察し、抑圧構造への気づきを深めるプロセス。単なる知的理解にとどまらず、感情と行動を伴う。常に「当たり前」を更新（アップデート）し続ける姿勢が求められる。

② インターセクショナルリティ（交差性）の理解

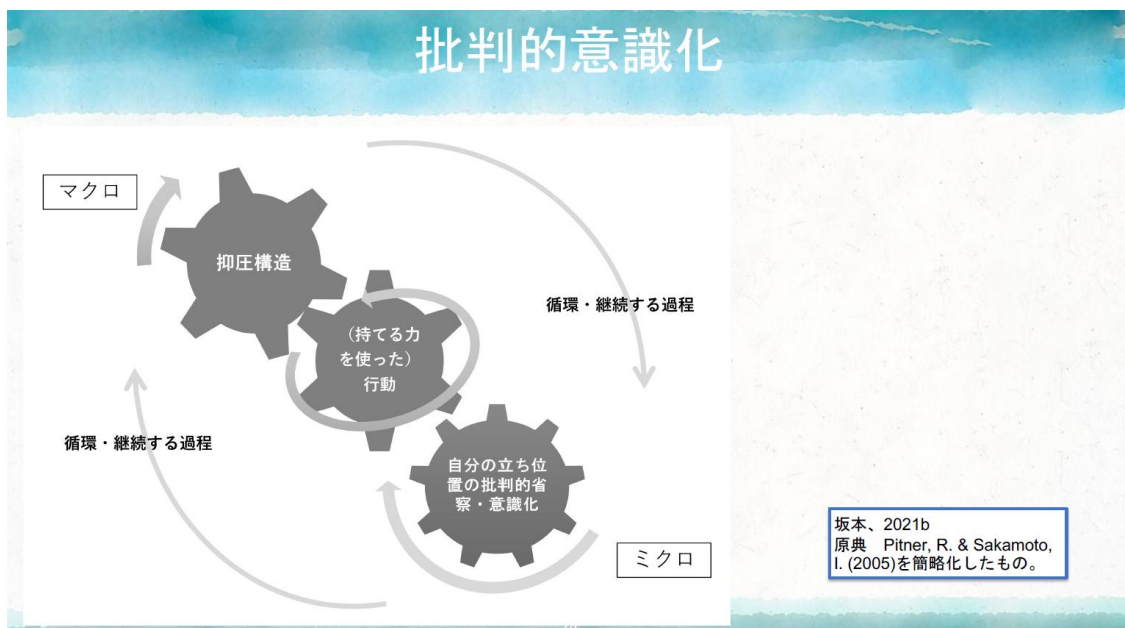
批判的意識化のプロセスの中で、ジェンダー、人種、社会階級、生育状況、障がい、教育の機会、LGBTQ+のアイデンティティ、他の社会的弱者となりうる状況などが複合的に交差する自分、および当事者の経験を理解すること。個人の属性を「部分」ではなく「全体」として捉える。

③ 当事者運動との協働とアライシップ

当事者主導の運動と連携し、必要以上の介入を避けながら支援する。支援者は伴走者（アライ）として、自らの特権を使って構造変革に貢献する立場をとる。アライシップについては後述する。

④ 仲間とつながる

AOPは一人では実践できない。共に考え、分析し、行動する仲間がいてこそ継続可能となる。SNSなどを通じたつながりも活用しながら、孤立しない実践が大事だ。



図：批判的意識化

1.4. アライシップとセルフケア

アライシップ (allyship) とは、抑圧構造の当事者ではない立場から、自身の持つ社会的特権を自覚・点検し、それを積極的に活用して差別や不平等の是正に関与する支援者の姿勢を指す。アライは単なる同情や共感にとどまらず、「何を信じるか」ではなく「何をするか」を基準に評価される。声を上

げ、資源を共有し、制度改革に働きかけるなど具体的行動を通して、持続可能な連帯関係を当事者と築くことがその目的である。しかし、この関係性は自称するだけでは成立せず、当事者コミュニティからの信頼と承認を得ることが前提となる。

このようなアライシップを実践し続けるために不可欠なのが先述の「批判的省察」である。実践に移す際は、まず抑圧構造の認識から始まり、自身の立ち位置、活動の位置づけを明確にすることで、批判的意識化を深める。その中で深い気づきを得る体験を通じて価値観や、当事者との関係性の再構築が起きることも多い。また、同じ志の仲間とのネットワークの設立や、議員へのアドボカシー、提言活動など、長期的には制度的変革を促す行動へとつなげることも視座に入れることも必要だ。

この一連のプロセスは単発ではなく、長期的視野で繰り返し行うことが求められる。アライシップを持続可能なものとするには、支援者仲間との連携、当事者コミュニティとの長期的な関係作り、そしてそこから生まれる学びと実践のフィードバックループを形成する必要がある。また、誤りや失敗を恐れず、そこから学んで再び省察に立ち戻る謙虚さと勇気を持つことが肝要である。資源や権限を一方的に提供するのではなく、当事者と共に管理・配分し、真の権限移譲を実践することも欠かせない。さらに、個人の取り組みを組織や制度の中に定着させることで、制度的支援体制を築き、アライシップの価値を社会構造に組み込む努力が求められる。

AOP の実践には長期的な視点が必要であり、支援者自身がバーンアウトしないためのセルフケアが不可欠である。それは、自分の状況に応じて、「今は休む時」と言う自覚を持つことにもつながる。いつも走り続けることはできないのだから。生き残ること自体が戦略であり、自己犠牲ではなく、自分自身を守りながら実践を続けることが「政治的行為」であるという認識も必要である。

2. カナダでの A O P の現状と提案

カナダにおける AOP（反抑圧的实践）の理論と実践は、カナダ・ソーシャルワーク教育連盟によって採択されてからすでに 20 年以上が経過しており、言説としては定着していると言える。その一方で、「AOP」という言葉が独り歩きし、実践を伴わない形で使用されている現状も否定できない。また、AOP と臨床実践が対立するものとして語られることもあり、あたかも臨床実践の現場では構造的な視点を持ち込む AOP は無関係であるかのように捉えられる場合もある。

しかし近年では、臨床実践の中に AOP 的視点を取り入れることを提唱する書籍や実践報告も増加している（Dumbrill & Yee, 2019 ; Finn, 2016 ; Shaikh, LeFrançois, & Macias, 2022）。特に、従来ソーシャルワークが十分に取り組んでこなかった先住民の視座を、西洋的知と同等の価値を持つものとして認識し、それをソーシャルワーク教育および実践に統合しようとする動きが注目されている。

さらに、COVID-19 パンデミックを通じて顕在化した人種差別やその他の抑圧の深刻化、そして Black Lives Matter（BLM）などの社会運動の広がりにより、レイシズムに対するより複雑で繊細な理解が社会全体で求められるようになってきた。たとえば、黒人に対する人種差別、アジア系住民に対する人種差別といった具体的な形での問題が、かつて以上に注目されている。こうした視点が社会福祉の現場にまで十分に浸透しているとは言い難いものの、少なくともソーシャルワークにおける現在および今後の重要課題として広く認識されつつあることは意義深い。

実際、筆者の所属するトロント大学ソーシャルワーク学部では、10 年前に「先住民のトラウマとレジリエンス」に特化した MSW（修士課程）専攻が設立され、現在 11 年目を迎えている。こうした取り組み

が進む一方で、他の MSW 専攻においては依然として先住民の経験や世界観が十分に反映・統合されていないとの指摘もあり、学部全体としてカリキュラム改革を進めている。来学期には先住民ソーシャルワークに特化した特任教授を迎える予定であり、今後 5 年から 10 年をかけて教育内容が大きく変化していくことが期待されている。

このような状況の中で、筆者がソーシャルワーク教育およびコミュニティ中心の研究を通じて実践していることがある。それは、「**丸ごとの自分を持ち込む**」という姿勢である。

「丸ごとの自分」とは、支援者自身の「Head（分析力）」「Heart（共感力）」「Action（実行力）」を統合し、その全体としての自己を援助の場に持ち込むことを意味する。すなわち、知的・感情的・実践的な次元を切り離すことなく、相互に作用させながら関わる態度である。

まず、「Head」とは、制度、法律、歴史的背景を踏まえた構造的な分析力を指す。表面的な問題の背後にある社会的要因や抑圧の構造を読み解く力である。

次に、「Heart」は、当事者の語りや沈黙、違和感に敏感に反応し、丁寧に受け止める共感力と感受性を意味する。相手の経験を評価や解釈の対象とするのではなく、尊重と共鳴をもって対話する姿勢が求められる。

そして、「Action」とは、小さなことであっても具体的な行動を起こし、声を上げる実践力である。制度や文化の変革には時間がかかるが、その中でも黙っていないこと、諦めずに動き続けることが重要である。

これら三つの要素を貫く精神的基盤が、フレイレの提唱した「クリティカル・ホープ（批判的希望）」である。変化が一朝一夕には訪れないことを理解しつつも、それでもなお変革を信じて行動し続けるための希望である。これは、根拠なき楽観主義ではなく、現実を直視した上で育まれる希望であり、AOP における実践の核心を成すものである。

この視座について、当日の講演では例を交えて話したい。

3. 終わりに

社会を変えるための第一歩は、「自分はどんな社会に住みたいのか？」という問いから始まる。自分自身の支援者・研究者としての立場と特権を使って、どんな未来に向かって歩み出すのか。その方向性を定めることこそが、AOP における最初の実践である。

参考文献

- Baines, D., Clark, N., & Bennett, B. (Eds.). (2022). *Doing anti-oppressive social work: rethinking theory and practice* (Fourth edition.). Fernwood Publishing.
- Collins, P. H. & Bilge, S. (2020). *Intersectionality* (2nd ed.). Polity. (=小原理乃訳、下地ローレンス吉孝監訳, 2021, 『インターセクショナリティー交差性とは何か?』、人文書院。)
- 市川ヴィヴェカ、2022、「なぜ今インターセクショナリティなのか? アイデンティティの交差性が照らし出す社会福祉実践の光と影——特集1 インターセクショナリティと批判的実践」、『福祉労働 172号』、現代書館。
- Dominelli, L., & Campling, J. (2002). *Anti-oppressive social work theory and practice*. Palgrave Macmillan.
- Dumbrill, G. C., & Yee, J. Y. (2019). *Anti-oppressive social work: ways of knowing, talking, and doing*. Oxford University Press.
- Finn, J. L. (2021). *Just practice: A social justice approach to social work* (4th ed.). Oxford University Press.
- Freire, P. (1993). *Pedagogy of the oppressed* (New rev. 20th-Anniversary ed.). Continuum.
- Pitner, R. & Sakamoto, I. (2005). Examining the role of critical consciousness in multicultural practice: Examining how its strength becomes its limitation. *American Journal of Orthopsychiatry*, 75(4), 684-694.
- Pitner, R. O. & Sakamoto, I. (2016). Cultural competence and critical consciousness in social work pedagogy. *Encyclopedia of Social Work* (online publication), August 2016, pp. 1-24. Oxford University Press. <https://doi.org/10.1093/acrefore/9780199975839.013.888>
- Sakamoto, I. & Pitner, R. (2005). Use of critical consciousness in anti-oppressive social work practice: Disentangling power dynamics at personal and structural levels. *British Journal of Social Work*, 35(4), 420-437.
- 坂本いづみ、茨木尚子、竹端寛、二木泉、市川ヴィヴェカ。 2021. 『脱「いい子」のソーシャルワーク: 半抑圧的な実践と理論』、現代書館。
- 坂本いづみ、2021b、「アライになるために——特集2 「共に」 へ向けたアライシップ」、『福祉労働 171号』 (pp. 58-67)、現代書館。
- 坂本いづみ。 2023. 「社会正義を実現する - 反抑圧的ソーシャルワーク実践(AOP)の可能性とリミット」、大嶋栄子・信田さよ子編、『臨床心理学』増刊号、「あたらしいジェンダースタディーズ: 転換期を読み解く」 (pp. 157-162)、金剛出版。
- Shaikh, S. S., LeFrançois, B. A., & Macías, T. (Eds.). (2022). *Critical social work praxis*. Fernwood Publishing.
- 竹端寛、2018、『当たり前をひっくり返す——バザーリア・ニリエ・フレイレが奏でた「革命」』、現代書館。

学会企画シンポジウム

交差性とソーシャルワーク:実践事例から「交差性」を読み解く

【企画趣旨】

交差性(インターセクショナリティ)は、「現代社会の最重要概念」(下地2021)*と指摘されるように、この概念のもつ有用性や意義のインパクトは学問領域・テーマを超えて広がりつつある。交差性とはブラック・フェミニズムの理論に由来するが、コリンズ&ビルゲ(2021)**によれば、「交差する権力関係が、様々な社会にまたがる社会的関係や個人の日常的経験にどのように影響を及ぼすのかについて検討する概念である。分析ツールとしてのインターセクショナリティは、とりわけ人種、ジェンダー、セクシュアリティ、階級、ネイション、アビリティ、エスニシティ、そして年齢など数々のカテゴリーを、相互に関係し、形成し合っているものとして捉える。インターセクショナリティは、世界や人々、そして人間関係における複雑さを理解し、説明する方法である」。

ソーシャルワークとの関連では、単一の要因ではない複雑かつ多層的な構造的問題を読み解いていくための分析概念としての有用性、可能性をもった概念といえる。複合的な困難を抱えたクライアントへの支援において、生活困難を構造的に理解したうえでの、パワー構造を読み解くのに力を発揮することになる。

ただ、交差性の視点の重要性は理解できるものの、ソーシャルワーク実践のなかでどのように具体的に応用していくかについての知見は十分ではない。そこで、本シンポジウムでは以下の2点をねらいとする。

- ① 交差性という概念の系譜や意義を理解する。
- ② ソーシャルワークの実践事例のなかで交差性の視点から何をどう読み取るのか、どのような支援が必要となってくるのかを、シンポジストとフロアがともに検討する場とする。

*講談社ホームページの下地ローレンス吉孝氏による記事より引用 (<https://gendai.media/articles/-/90216>)

**パトリシア ヒル コリンズ・スルマ ビルゲ著、小原理乃訳、下地 ローレンス 吉孝監訳『インターセクショナリティ』人文書院、2021

【進め方】

趣旨説明と登壇者紹介(司会者)

- ① レクチャー:「スタートラインに立つために:インターセクショナリティとは何か?」 藤高 和輝さん
京都産業大学文化学部国際文化学科准教授、現代思想、フェミニズム、クィア理論、トランスジェンダー理論。哲学)

- ② 事例提供:現場からの事例提供「ふるさとの会の〈交差性×雑多性〉」

NPO 法人自立支援センター ふるさとの会

千葉 翼さん(台東事業部長)

中村 恵子さん(台東区の女性用日常生活支援住居施設・ふるさと日の出館施設長)

③ ディスカッション

進め方

提示された事例の支援について、交差性概念をふまえたうえでの意見を 2 人の登壇者から提示してもらい、ディスカッションを行う。その際、シンポジウムのすべての登壇者および、フロアからの発言をもとに、いろいろな点からやりとりを行う。

主要な論点は、交差性という概念を用いることで、何が見えてくるのか、また、そのことを理解したうえで、どのように支援のスタートラインに立つのか、何がこれまでの支援と異なってくるのか、について検討することである。

●意見提示① 加藤 慶さん 東京通信大学

「『交差性』概念は何を浮上させるのか」

●意見提示② 河口 尚子さん 立命館大学生存学研究所客員研究員、社会福祉士

障害学の立場からの意見

●意見提示を受けてのディスカッション

事例提供者と、意見提示の上記 2 名、レクチャーの藤高さん、コメンテーターのヴィラークさんに加わってもらった議論を行い、さらにフロアとのやりとりも行う。

司会進行 横山 登志子 札幌学院大学、企画担当理事

●コメンテーターによる発言 ヴィラーク ヴィクトルさん 日本社会事業大学

まとめと閉会挨拶

<登壇者プロフィール>

【レクチャー】藤高 和輝（ふじたか かずき）

京都産業大学文化学部准教授。博士（人間科学）。専門はフェミニズム、クィア理論、トランスジェンダー理論、現代思想。近年は、トランスジェンダーの身体性を中心的なテーマに研究を行っている。主な著書に『ジュディス・バトラー—生と哲学を賭けた闘い』（単著、以文社、2018 年）、『〈トラブル〉としてのフェミニズム—「とり乱させない抑圧に抗して」』（単著、2022 年、青土社）、『ノット・ライク・ディストランスジェンダーと身体の哲学』（単著、以文社、2024 年）、『バトラー入門』（単著、ちくま新書、2024 年）など。

【事例提供】千葉 翼（ちば たすく）

防災士。2008 年から NPO 法人自立支援センターふるさとの会の常勤職員として生活困窮者支援に従事。現在、台東事業部長。

【事例提供】中村 恵子（なかむら けいこ）

社会福祉士。精神保健福祉士。2015 年から NPO 法人自立支援センターふるさとの会の常勤職員として生活困窮者支援に従事。現在、日常生活支援住居施設・ふるさと日の出館施設長。

【ディスカッション】加藤 慶（かとう けい）

東京通信大学人間福祉学部人間福祉学科専任講師。研究テーマは LGBTQ ソーシャルワーク・専門職の医療人類学。主に「性」の影響を受けて社会的周縁に置かれがちな人々（LGBTQ・セックスワーカーなど）の生活課題や支援・権利擁護の研究・教育・実践を行っている。厚労科研にて沖縄県における地域を基盤としたゲイコミュニティの性感染症予防・生活支援に取り組み、当事者組織支援・コミュニティセンターの立ち上げなどを行う。日本社会福祉士会・沖縄県社会福祉士会や複数の大学・教育機関で LGBTQ 支援に関する社会的活動・教育活動に従事。2023 年・LGBT 理解増進法施行により国は LGBT 理解増進のための学術研究を推進し、国・地方公共団体・学校は教育・啓発・相談体制等の整備を進めており、現在は社会福祉研究をもとに関係する研究を行っている。沖縄大学人文学部などを経て現職。

【ディスカッション】河川 尚子（かわぐちなおこ）

立命館大学生存学研究所客員協力研究員。現在は障害のある女性に対する複合差別を活動・研究テーマとしている。社会福祉士。ソーシャルワーカーとして精神科病院の社会復帰施設、民間の病院（急性期・リハビリ・介護病棟）、作業所等に勤務後、スウェーデン、イギリスに留学。リーズ大学大学院にて障害学修士（MA Disability Studies）。「ソーシャルワーカーであり障害当事者であること」（『支援』No4:pp210-214、2014 年 5 月、生活書院）。共著書に『障害があり女性であること—生活史からみる生きづらさ』（現代書館、2023）、訳書（監訳 野中猛）にマイケル・オリバー、ボブ・サーペイ著『障害学にもとづくソーシャルワーク』（金剛出版、2010）。

【コメンテーター】Virág Viktor (ヴィラーグ ヴィクトル)

日本社会事業大学社会福祉学部准教授・福祉計画学科長、博士（社会福祉学）。日本学術振興会特別研究員、長崎国際大学講師などを経て現職。当学会理事の他に、アジア太平洋ソーシャルワーク教育連盟（APASWE）理事、日本社会福祉学会国際学術交流促進委員、日本福祉教育学会理事、国際ソーシャルワーカー連盟アジア太平洋地域（IFSW-AP）財務担当、日本ソーシャルワーカー協会理事、日本ソーシャルワーカー連盟（JFSW）国際委員などを歴任。主な著書に、『多様性時代のソーシャルワーク』（単著、2018、中央法規）、『介護・福祉の現場でともに学び、働くための外国人スタッフの理解』（単著、2021、中央法規）、『Remaking Social Work for the New Global Era』（分担、2022、Springer）、『国際ソーシャルワークを知る』（分担、2022、中央法規）など。

【司会・企画担当】横山 登志子

札幌学院大学人文学部教授。放送大学客員教授。博士（社会福祉学）、精神保健福祉士。専門はソーシャルワーク実践理論、家族支援や女性支援における質的研究。北海道医療大学助手、准教授を経て現職。現場経験として精神科病院、保健所、精神科クリニック、母子生活支援施設で支援経験がある。社会活動としては、当学会理事の他に、北海道 M-TA 研究会世話人、フェミニストソーシャルワーク研究会、フェミニストソーシャルワーク読書会の主催。主な著書は『ソーシャルワーク感覚』（単著、2008、弘文堂）、『ジェンダーからソーシャルワークを問う』（共著、2020、ヘウレーカ）、『社会福祉実践とは何か』（共著、2022、放送大学教育振興会）など。

スタートラインに立つために： インターセクショナリティとは何か？

藤高和輝(京都産業大学)

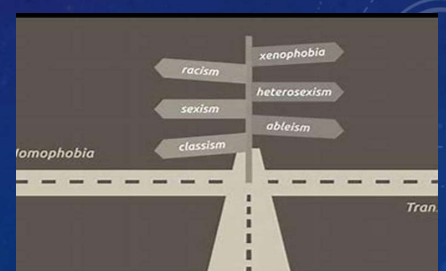
はじめに： 私にとってのインターセクショナリティ

- 学生相談にて...：あるいは、私にとってのインターセクショナリティ

京都産業大学着任6年目。ちょうどコロナ禍が始まった年に着任。
色んな学生の相談を数多く受けるように。

「大学」という「制度」の隙間から零れ落ちた人たちが多い。

(私自身の専門(ジェンダー／セクシュアリティ)、また、ノンバイナリーや精神疾患持ちであることを
カミングアウトしていたため、相談しやすかった？)



インターセクショナリティとは

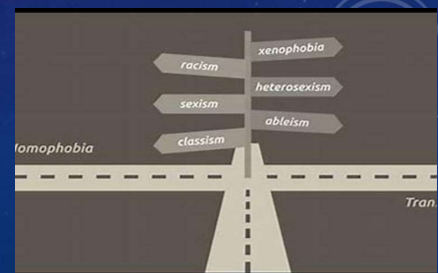
- インターセクショナリティ

第三波(1990s-)・第四波(2010s-)のフェミニズムのキーワードに。

現代のフェミニズムでは、より広く、差別の複数性・交差性を指す概念に。

「ジェンダーは、言説的に構築された諸々のアイデンティティの人種的、階級的、民族的、性的、地域的な様態と交差している[.....]。その結果、政治的及び文化的な交差点(intersections)から「ジェンダー」だけを分離することは不可能である。そのような交差点においてこそ、ジェンダーはつねに生み出され、維持されるからである。」

(ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル』(1990))



インターセクショナリティとは

- インターセクショナリティ

第三波(1990s-)・第四波(2010s-)のフェミニズムのキーワードに。

現代のフェミニズムでは、より広く、差別の複数性・交差性を指す概念に。

「ジェンダーは、言説的に構築された諸々のアイデンティティの人種的、階級的、民族的、性的、地域的な様態と交差している[.....]。その結果、政治的及び文化的な交差点(intersections)から「ジェンダー」だけを分離することは不可能である。そのような交差点においてこそ、ジェンダーはつねに生み出され、維持されるからである。」

(ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル』(1990))

- オリンピックの「性別確認検査」を例に

(1) そもそも、「性別確認検査」は「女性」に対してのみ。

(2) また、女性「全員」が検査するわけではない。

検査の「必要」が問われた人のみ。

⇒ 性別確認検査は、「普通の＝典型的な女性」というジェンダーを構築するもの。そして、ここでのジェンダーは、人種をはじめとした他の社会的な様態と複雑に交差して構築される。

(cf.) オリンピックの性別検査の歴史:

1950年: 身体検査

1968年: 染色体検査(Y染色体の検査)

2009年~: ホルモン検査(テストステロン検査)

⇒ ジェンダー・ポリシングとレイシズムの問題

インターセクショナリティとは

- インターセクショナリティ

第三波(1990s-)・第四波(2010s-)のフェミニズムのキーワードに。

現代のフェミニズムでは、より広く、差別の複数性・交差性を指す概念に。

「ジェンダーは、言説的に構築された諸々のアイデンティティの人種的、階級的、民族的、性的、地域的な様態と交差している〔.....〕。その結果、政治的及び文化的な交差点(intersections)から「ジェンダー」だけを分離することは不可能である。そのような交差点においてこそ、ジェンダーはつねに生み出され、維持されるからである。」

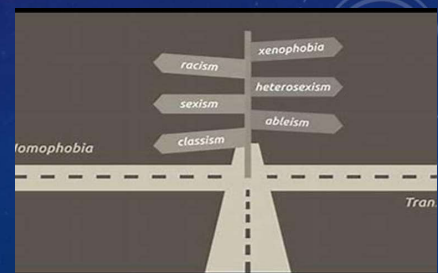
(ジュディス・バトラー『ジェンダー・トラブル』(1990))

⇒ 「政治的及び文化的な交差点から「ジェンダー」だけを分離することは不可能」。

＝ 性差別だけを他の差別から切り離して論じることはいできない。

実際には、諸々の差別は「交差点(intersection)」のように交錯している。

★ もともとはアメリカのブラック・フェミニズムにルーツをもつ言葉。



インターセクショナリティの系譜

- クレンショーの「インターセクショナリティ」

「重要なのは、黒人女性は複数の仕方で差別を経験するというであり、矛盾が生じるのは彼女たちの排除に関する申し立ては一方向のものであらねばならないという想定からであるということだ。交差点(intersection)という交通路に類推して考察してみよう。そこでは、四つの方向から往来がある。差別は交差点のように、あるひとつの方向から起こるかもしれないし、それとは別の方向から生じるかもしれない。もし事故が交差点上で起こるなら、事故は複数の方向から来る車によって引き起こされる可能性があるし、ときには全方向から引き起こされうる。これと同様に、もし黒人女性が交差点上にいるために傷つけられるなら、彼女の損傷は性差別あるいは人種差別によるものでありうる。」

(キンバリー・クレンショー “Demarginalizing the Intersection of Race and Sex” (1989))



インターセクショナルリティの系譜

- ベティ・フリーダンの『新しい女性の創造』(1963年)

「専業主婦だというまさにそのことが、女性にどんなに虚しく、存在感のない、自分がまるで価値のない人間であるかのような感覚をつくりだしてしまうことなのか、今すぐ理解される必要がある。専業主婦の役割には、大人の知性を持った女性が、人間としてのアイデンティティの感覚、すなわちそれがなくては男性であろうと女性であろうと、人間が真の人生を送ることができない自分という安定した核、あるいは「わたし」という感覚を保ち続けることができないようにさせる側面がある。わたしは、今日のアメリカの能力ある女性たちにとって、専業主婦という存在それ自体に何か危ういものがあると確信している。」

- ベル・フックスの批判

「たしかに、こうした白人の有閑階級の主婦特有の問題やジレンマは、彼女たちにとっては考慮しなければならないし、変えていかなければならない現実問題としての関心事だった。しかし、それは大多数の女性にとって差し迫った社会的な関心事ではなかった。大多数の女性には、経済的な死活問題、そして民族差別や人種差別などといった切実な心配事をかかえていた。／フリーダンが『女らしさの神話』を著した当時、女性の3分の1以上が労働者だったのである。」「フリーダンの著書の文脈から考えれば、彼女が性差別主義の犠牲になっていると考えているのは、**性差別主義によって無理やり家庭に縛りつけられている大学教育を受けた白人女性**であることは明らかである。」

(『ベル・フックスのフェミニズム理論』(1984年))



インターセクショナルリティの系譜

- 黒人女性の経験

「黒人女性ほど、自己を押し殺すように社会化された集団は、アメリカにはほかにない。この文化の中で、私たち黒人女性が黒人男性と別個の集団であると認められることはめったにないし、「女性」という集団の一部と認められることもほとんどない。黒人について論じられるときは、性差別のせいで黒人**女性**の声がかき消され、女性について論じられるときは、人種差別のせいで、やはり**黒人**女性の声はかき消される。黒人について論じられるときは、たいてい黒人男性に、女性について論じられるときは、たいてい白人女性にスポットライトが当てられる。」(ベル・フックス『アメリカ黒人女性とフェミニズム』(1981年))



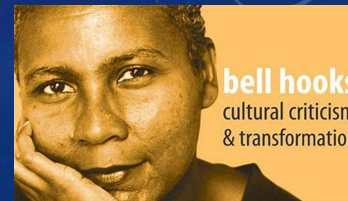
インターセクショナルリティの系譜

【参照】 高橋りりすの留学体験

「教師を三年やってから、八一年から八四年にかけてカリフォルニア大学に留学し修士課程で演劇を勉強をしたのですが、そのときの事です。[.....]まだ、男の教授の方は余裕があるので比較的寛容だったけど、女の教授は外国人がクラスに入るのを露骨に嫌がった。今から一〇年前のことだったし、カリフォルニア大学でも田舎の分校だったせいもあるだろうけど。／そのとき、一人だけ目をかけてかばってくれる先生がいて信頼していたら、彼にセクハラをされたの。あの当時は、人種差別的な白人の女の教授を味方につけて、セクハラを防ぐか、あるいは、男のセクハラ教授を味方につけて、人種差別から身を守るか、どっちがましかというほとんど究極の選択だったと思う。」(高橋りりす『サバイバー・フェミニズム』)

「でもね、人種差別とセクハラは切っても切り離すことができないの。**人種差別を受けている者がまずセクハラ**の標的になる。キャンパスのなかに女性センターがあるのだけど、相談にいったら「私たちは人種差別の問題は扱えない、アジア学生組合に行きなさい」と言われる。そう言われても、そこに行ったら解決できないのよね。両方の要素が絡み合っているのだから。」(『サバイバー・フェミニズム』)

⇒ 性差別だけを他の差別から切り離して論じることはいできない。
実際には、諸々の差別は「**交差点(intersection)**」のように交錯している。



インターセクショナルリティの系譜

・ 黒人女性の経験

「黒人女性ほど、自己を押し殺すように社会化された集団は、アメリカにはほかにない。この文化の中で、私たち黒人女性が黒人男性と別個の集団であると認められることはめったにないし、「女性」という集団の一部と認められることもほとんどない。黒人について論じられるときは、性差別のせいで黒人**女性**の声がかき消され、女性について論じられるときは、人種差別のせいで、やはり**黒人**女性の声がかき消される。黒人について論じられるときは、たいてい黒人男性に、女性について論じられるときは、たいてい白人女性にスポットライトが当てられる。」(ベル・フックス『アメリカ黒人女性とフェミニズム』(1981年))

★ インターセクショナルリティと「抹消」の問題

「シングルイシュー・モデル」(クレンショー)では、「黒人女性」の存在と声は「抹消」され、「いなかったことにされる(derealized)」。



「抹消」に抗するために

★ インターセクショナリティと「抹消」の問題

「シングルイシュー・モデル」(クレンショー)では「黒人女性」の存在と声は抹消されてしまう。

★ 単なる「足し算」の話ではなく...



「抹消」に抗するために

「インターセクショナリティという用語は決して、単なる表面的な「ポリティカル・コレクトネス」のための言葉ではないし、評論家然として世界を俯瞰的に理解するための分析ツールでもない。インターセクショナリティは、差別の複層性・交差性を考えるために、その「交差点」を生きてきた様々な当事者から生まれた概念である。性差別にしる、人種差別にしる、あるいは「第三世界」出身の人たちやセクシュアル・マイノリティに対する差別にしる、それらの差別を別々に切り離して理解しては、それらの「交差点」を生きる者たちの実存は抹消されてしまう。インターセクショナリティはこのような「抹消」に抗する闘いから生まれたのだ。／それはまた、単に〈私〉と〈あなた〉の差異を主張するだけのものではないだろう。有色人種の女性や第三世界出身の女性、あるいはセクシュアル・マイノリティが「白人中産階級の異性愛女性」を中心としたフェミニズムに対してインターセクショナルな現実を訴えてきたのは、そのフェミニズムに異議を申し立てるためだけではなかった。むしろ、彼女たちはフェミニストとして、そのような異議申し立てを行ってきたのであり、言い換えれば、差別や規範を再生産することなく〈私〉と〈あなた〉の接点を紡ぎだし、出会い直すためにこそ、声を上げたのではないだろうか。インターセクショナリティは、「私たち」の内部の差異を主張しながら、しかし、〈私〉と〈あなた〉のつながりを今一度真剣に考えるために導入された用語なのだと言えるだろう。アーメッドが述べていたように、〈私〉が気づかなかった〈あなた〉という他者に「触れる」契機がたしかに存在するのであり、インターセクショナリティにはまさにそのような他者とのつながりをもたらそうとする努力が賭けられているのだ。」(藤高和輝「インターセクショナル・フェミニズムから／へ」)

スタートラインに立つための インターセクショナリティ

・ サラ・アーメッド「ハンマーの共鳴性」より

アーメッドは自らの位置性、つまり「ジェンダー規範があまりにもしばしば異性愛規範である限りにおいてジェンダー規範を疎外として経験するシス・レズビアン」であるという位置、また、「ジェンダー規範があまりにもしばしば暗黙の白人性にもとづいていることを見出す有色人種の女性」という位置、そして「シス特権」をもった者であるという位置に触れた後、次のように述べている。（ちなみに、「特権」とはアーメッドが述べているように、規範や制度の存在に「気づかないでいられる」という特権である。この「特権」のために、「ある人たちにとってハードでありありと経験される壁は、他方の人たちにとっては存在さえしない」(p. 32)という状況が引き起こされる。この意味で、インターセクショナリティは「私がその[シスジェンダーの：引用者注]特権のために直接的には経験しなかったハンマーに、私がいかに触れるようになったか」(pp. 22-23)に関わるものである。)

「インターセクショナリティとはこれである。それは、[.....]私たちがある契機においては通り過ぎ、他方の契機では妨害されるのはいかにしてかに関するものであり、このことは、私たちの存在を受け入れる者に依存し、私たちの存在を通して受け入れられるものに依存している。ハンマーの共鳴性とは、たとえ私たちが妨害される経験をもったときでさえ、私たちが通り過ぎることができるものによって妨害される他者たちに自動的に調和するということを意味しない。私たちはその共鳴性を勝ち取る必要があるのだ。それは、私たちが目指して努力するものなのだ。」(Ahmed. 2016, p. 23)

スタートラインに立つための インターセクショナリティ

・ サラ・アーメッド「ハンマーの共鳴性」より

「」

★ インターセクショナリティは、「問題を解決するためのツール」ではなく、

他者の存在に気づき、出会うための「出発点」あるいは「スタートライン」に立つための概念ではないか。

インターセクショナリティは「ゴール」ではなく「スタート」のための概念・眼差し。

参考文献

アーメッド, サラ, 20, 藤高和輝訳「ハンマーの共鳴性」

(=Ahmed, Sara, 2016 “An Affinity of hammers,” TSQ, vol. 3, no. 1-2, pp. 22-34.)

Butler, Judith, 2010, *Gender Trouble: Feminism and the Subversion of Identity*, Routledge Press.

Crenshaw, Kimberle, 1989, “Demarginalizing the Intersection of Race and Sex: A Black Feminist Critique of Antidiscrimination Doctrine, Feminist Theory and Antiracist Politics,” *University of Chicago Legal Forum*: vol. 1989: Issue. 1, Article 8, pp. 139-167.

フリーダン、ベティ, 1977, 三浦富美子訳『増補 新しい女性の創造』大和書房.

フックス、ベル, 2017, 野崎佐知・毛塚翠訳『ベル・フックスの「フェミニズム理論」—周辺から中心へ—』あけび書房.

——, 2010, 大類久恵・柳沢圭子訳『アメリカ黒人女性とフェミニズム——ベル・フックスの「私は女じゃないの？」』明石書店.

高橋りりす, 2001『サバイバー・フェミニズム』インパクト出版.

日本ソーシャルワーク学会第42回全国大会
交差性とソーシャルワーク
実践事例から「交差性」を読み解く

ふるさとの会の ＜交差性×雑多性＞



特定非営利活動法人
自立支援センターふるさとの会
千葉 翼/中村 恵子

2025/7/5

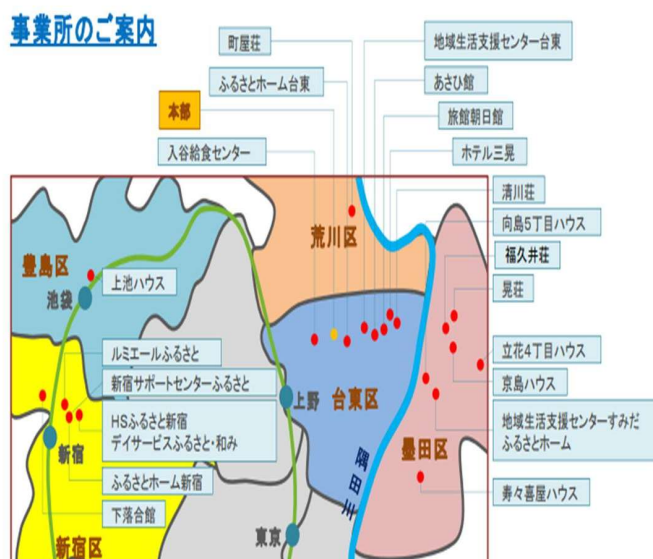
I 事業概要

1-1:事業概要

ふるさとグループの構成

NPO法人 自立支援センター ふるさとの会
(1999年認証)
ボランティアサークルふるさとの会
(1990年設立 夏祭り・越年事業等)
有限会社ひまわり
(2002年設立 介護事業)
株式会社ふるさと
(2007年設立 建物清掃・不動産事業)
NPO法人 すまい・まちづくり支援機構
(2009年認証 企画起業支援事業)
更生保護法人 同歩会
(2009年認可 更生保護相談事業)

事業所のご案内



〔社会使命・事業目的〕

生活困窮者が**地域**のなかで、**安定した住居**を確保し、**安心した生活**を実現し、**社会**のなかで再び**役割や人としての尊厳・居場所**を回復するための支援を事業として行うこと。

法人概要（グループ全体）

事業所数：29か所
 利用者数：688名
 従業員数：175名
 （常勤46名、非常勤129）

1-2:事業概要

社会福祉法 第二種社会福祉事業

- 日常生活支援住居施設
- 無料低額宿泊所（就労支援ホーム）

法務省

「緊急的住居確保・自立支援対策」

- 自立準備ホーム

老人福祉法

- 都市型軽費老人ホーム

障害者総合支援法

- グループホーム
- 自立生活援助
- 計画相談

自主事業

（自治体からの委託事業等含む）

- 地域生活支援センター
 - ・ センターすみだ
 - ・ センター台東

居住支援法人
(株)ふるさと

更生保護法人
同歩会

介護事業所
ヘルパーステーション
ふるさと

1-3:事業概要

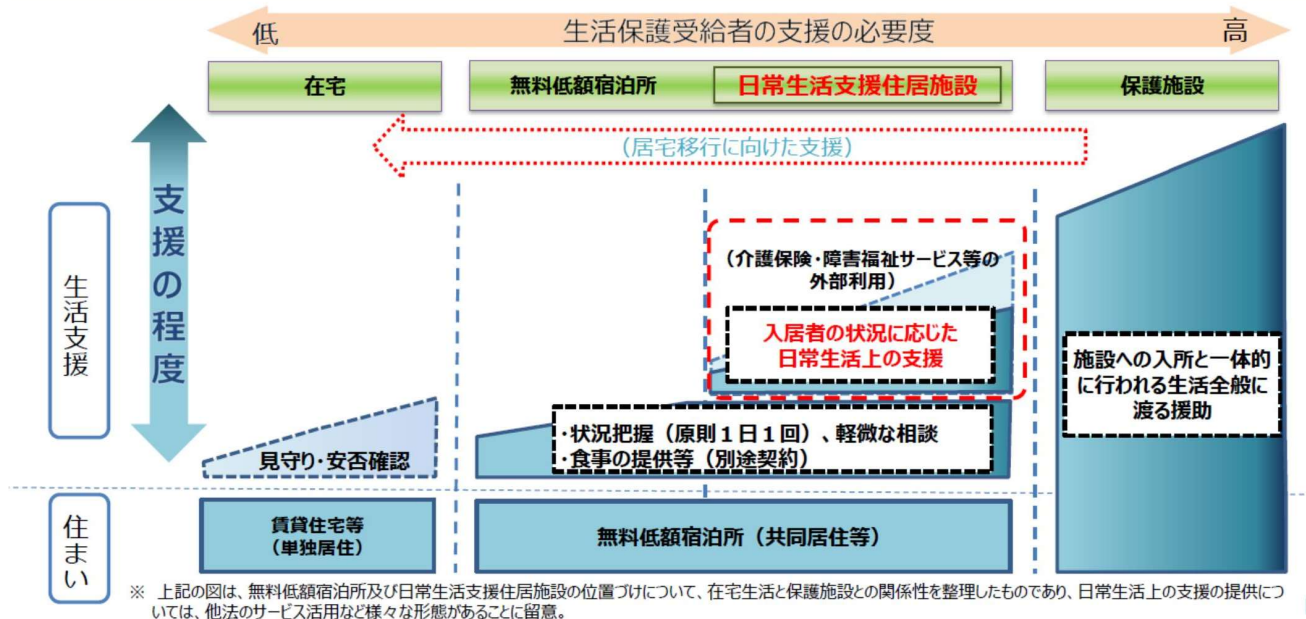
居住形態	主な対象	支援体制	施設数	利用者数
日常生活支援住居施設	要介護 (高齢・障がい)	24時間常駐型	10	215
無料低額宿泊施設 (就労支援ホーム)	稼働層	巡回型	3	41
自立準備ホーム	触法	巡回型	1	7
都市型軽費老人ホーム	要介護	24時間常駐型	1	20
居宅	独居	巡回型		356
通過型グループホーム	精神障がい	巡回型	9	49

株式会社ふるさと（居住支援法人）

家主からの受託管理物件：56棟161戸
 家主からの借上管理物件：10棟64戸
 ふるさとの会へ供給した管理物件：6棟66戸相当

補足1：日常生活支援住居施設の位置づけ

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。



※出典：「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について」（令和2年3月27日社援保発0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長）

補足2：日常生活支援住居施設の支援内容の位置づけ

		無料低額宿泊所	日常生活支援住居施設
(各施設における支援機能)		本人（家族）代替機能・便宜の供与	専門的・個別支援機能
(支援に係る費用の取扱い)		本人からの利用料により対応	委託事務費により対応
日常生活 (家事等)	食事	食事の提供	食事・洗濯・掃除等に課題がある者への自立支援
	洗濯	洗濯設備や洗剤の提供	
	掃除	共用部の清掃	
	日用品	共用備品・消耗品等の整備	家計管理等に課題がある者への相談支援等
	安否	安否確認、状況把握	外出等に課題がある者への外出支援等
健康	服薬		服薬サポート
	通院		通院同行（病状・治療内容の理解等の支援）
金銭	生活費	(利用料の受領)	金銭（自己）管理支援
社会生活等	相談支援等	日常生活上の軽微な相談	・アセスメント、個別支援計画の策定 ・本人の生活課題等に応じた相談支援
	調整	(福祉事務所等への連絡)	他の支援機関等との調整、利用手続き支援
	コミュニケーション		交流支援、互助・役割づくり

※出典：「無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について」（令和2年3月27日社援保発0327第1号厚生労働省社会・援護局保護課長）

2-1:利用者像における＜交差性×雑多性＞

① 法人全体level

		日住	無低	自立準備	軽費老人	居宅	GH
		215	41	7	20	356	49
年齢	～30代	3	12	1	0	32	25
	40代	9	6	2	0	30	11
	50代	27	12	2	0	70	12
	60代	53	6	2	1	72	1
	70代～	123	5	0	19	152	0
	65歳以上	72%	12%	14%	100%	51%	0%
	平均	70	49	51	85	63	40
3障害	身体	27	4	1	2	14	0
	知的	15	1	0	0	15	3
	精神	68	10	1	2	104	41
発達障害		※1	13	1	2	0	17
疾病	認知症		46	0	0	4	5
	がん		12	2	0	4	17
要介護			86			18	13

※1「疑い」「申請中」を含む

24年7月現在

2-2:利用者像における＜交差性×雑多性＞

② 女性用日常生活支援住居施設level

	女性	生保	高齢	身体	知的	精神	認知	社会的入院	性産業	刑事	親子分離
1	●	●	●				●				●
2	●	●		●		●	●	●	●		
3	●	●		●		○			●		●
4	●	●		●		●		●			
5	●	●			●		●				●
6	●	●				●					
7	●	●				○	○				●
8	●	●			○	●				●	●
9	●	●		●							
10	●	●	●								
11	●	●					●				
12	●	●	●								
13	●	●	●				●				
14	●	●			●	●			●	●	●
15	●	●				●			●	●	
16	●	●							●		
17	●	●			●	●			●		●
18	●	●	●								
19	●	●	●				○				
20	●	●			●	○			●		

3:地域における＜交差性×雑多性＞

山谷地域level



4:支援論における〈交差性×雑多性〉

1：支援者/当事者間（支援者が変わる、関係が変わる）

- ② **doing**：支援者による当事者の管理的支援（＝パターンリズム）
↓
- ① **being**：規範的価値観を括弧に括り、当事者の体験的世界に視点を転換、彼女/彼の世界を一緒に見る
↓
- ② **(alternative) doing/deconstruction**：協働作業をととして当事者の不安の「意味」が変わる／課題が解決する
↓
- ③ **self-affection/self-care**：支援者自身が変わる、支援者自身もケアされる

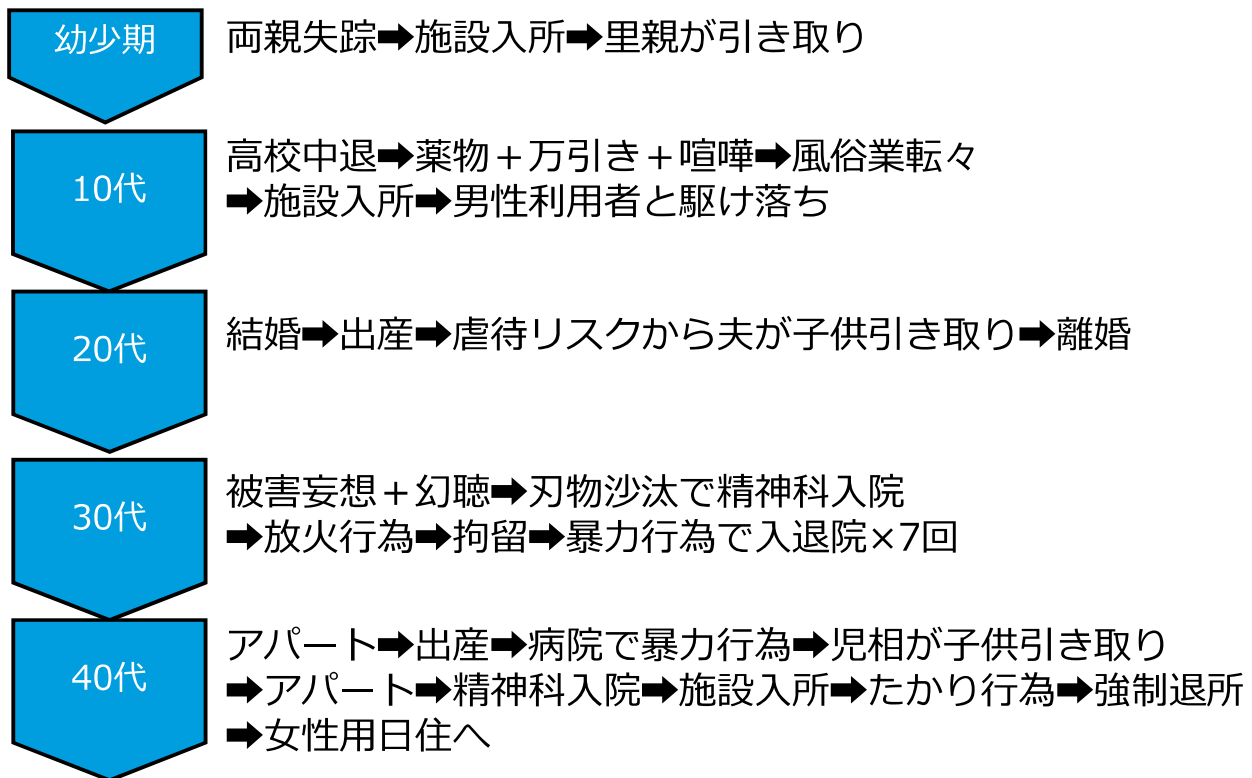
2：当事者/当事者間（一緒に考える、一緒に解決する）

- ④ **polyphonic dialogue**：当事者MTGの場で、課題を隣の当事者たちに横展開し、その都度の「もっとも弱いひと」のつらさを発見する
↓
- ⑤ **be-coming**：「もっとも弱いひと」を支えるためにみんなで役割を担いあい、彼女/彼のつらさを協働的に解決する（＝集团的主体化）

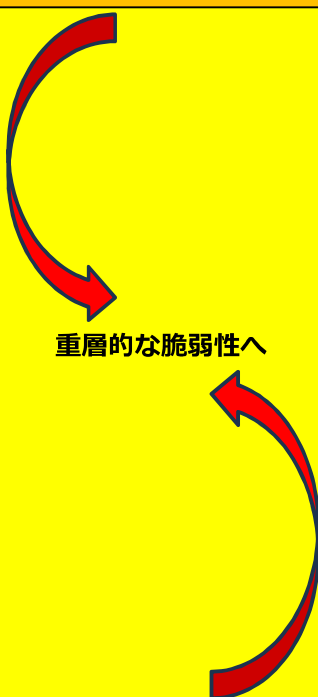
Ⅱ 事例概要

1:生育歴

事例：Aさん（40代女性／知的＋精神障がい）



2:交差性の観点からのポジショナリティ

属性	脆弱性	構造的課題 (メソ)	生活課題 (ミクロ)	交差性 (インタラクション)
家庭環境	身寄り無し	セーフティネット／ 情緒的基盤の欠如	他者との共依存的な関係 ⇒関係性の破綻 ⇒子の養育失敗	 重層的な脆弱性へ
階級	貧困	社会関係資本獲得の失敗	たかり・窃盗 ⇒居所転々	
ジェンダー	女性	家父長制的性差別	男性による支配 ⇒経済的・性的搾取へ	
障がい	知的 精神	社会的承認の欠如 福祉的サポート不足	医療拒否＋衝動性増悪 ⇒犯罪行為へ	
職業	性産業	障がいゆえの 一般就労の困難さ	経済的・性的搾取 ⇒さらなる貧困へ	
その他	触法	「困難ケース」化	居所転々 ⇒さらなるセーフティの欠如へ	

3:当事者による社会資源の自己獲得+自己活用過程

社会資源		在籍期間（か月）							
		1～3	4～6	7～9	10～12	13～15	16～18		
フォーマル	生活保護	→							
	救護施設	-----→			×				
	訪問診療	→							
	訪問看護	→							
	精神科通院	→		×					
	デイケア	→		×					
	都営住宅						---→		
インフォーマル	食堂	→							
	共同リビング			→					
	コンビニ	→							
	Z公園				→			×	...→
	Y公園	→						→	→
	SNS	→		×					
	救急要請	→							
	警察	→							
	就職活動					---→			
	里親	→							

4:支援経過／SWの自己批判的展開過程①

①制度の権力性⇒横倒しへ

◆行政による「困難ケース」化

- ⇒アセスメント資料⇔第一印象の乖離
- ⇒まずは受け入れる

◆都外施設への閉じ込め処遇方針という暴力

- ⇒地域生活継続
- ⇒処遇方針の撤回という巻き返しへ

4:支援経過／SWの自己批判的展開過程②

②支援者の権力性⇒自己変容へ

- ◆「問題行動」多発（ex:ストレスが溜まると叫ぶ、モノに当たる）
 - ➡居室内喫煙やヘビースモークによる金欠という生活障がいにも発展
 - ➡（したくはないが…）金銭管理＋煙草管理へ
- ◆金銭管理＋煙草管理をすり抜けつつ、煙草を自由に堪能するAさんを見
発見
 - ➡思わず怒り心頭でAさんを責め立てる支援者
 - ➡＜恥＞の感覚。「ご本人は立派に管理できてます！」と関係機関に報告してきた自分に対する怒り
＝管理的支援のなかで、その規律を内面化「できる」Aさんをよしと価値判断していた自分に対する怒り
 - ➡自己のなかでの内面的転回へ
 - ①権力性の自覚
 - ②＜同質性＞＝＜響きあい＞の自覚を経たうえでの＜視点の転換＞
 - ③＜ネガティブ・ケイパビリティ＞へ
 - ➡管理をすり抜けつつ、生活障がいに陥らないAさん自身の＜力＞の逆行的な発見へ

4:支援経過／SWの自己批判的展開過程③-1

③-1 当事者間の権力関係⇒支えあいの役割関係へ

- ◆「問題行動」からクレーム対象に（＝当事者間の非対称的な権力関係の固定化へ）
 - ➡「しょうがないヤツ」だけど、その笑顔を見るとどうしても世話焼きをしてしまう当事者たちが出現…
 - ➡煙草仲間の共同性（ex:激昂しそうな時の寄りそい、食べ過ぎへの助言）＝＜雑多性＞的な＜交差性＞？
 - ①Bさん：元性産業従事＋身体＋貧困。体調面の自己管理課題あり。
 - ②Cさん：元性産業従事＋知的＋精神＋貧困。PTSDから食器を投げる、鴉に叫ぶ等のパニック行動あり。傷の自己開示からの支えあいの主導役。
 - ➡逆に、AさんもBさん・Cさんを支える役割をも担うにいたる
＝相互的なケア体制

③-2 当事者間の権力関係⇒支えあいの役割関係へ

◆椅子投げ飛ばしトラブル⇒トラブルMTGへ

- ➡AさんがDさんに椅子を投げ飛ばす
- ➡支援者が介入し、トラブルMTGへ
- ➡Dさんとしては、Aさんへのアドバイスのつもりだったが、Aさんは自分に対するパターンリズムとして体験。それゆえの感情的暴発。
- ➡Dさん含めて、Aさんのつらさへの視点の転換をみなで行う。同時に、AさんからもDさんに謝罪。
- ➡和解のみならず、Aさんのつらさを支える関係性に展開

③-3-1 当事者間の権力関係⇒課題の曖昧な持ち越し しかし存在論的には…

◆男性トラブル⇒悩みMTGへ

- ・ どうにもならんやつだ…とAさんの男性関係に対する陰口や批判がEさんを中心に利用者間で始まる。支援者はファシリテート機能として、Aさんについての別の視点や情報をどうにか提供しつつの四苦八苦の攻防戦。
- ・ そこから、いつのまにか話題はEさん自身の早産の経験に転調する。そして、支援者も含めて子供についての自己語りへと発展していく。そんなおしゃべりの最中、Eさんがふと呟く——いちばん可哀そうなのはAさんの子供のことなんだよ…
- ・ Aさんが姿を現しておしゃべりの場に加わる。居丈高な態度はすでにして消えており、哀しみとともにEさんはAさんに囁く——カレシって何歳？結婚するつもりはないんでしょ？子供のためにもよく考えておくんだよ…

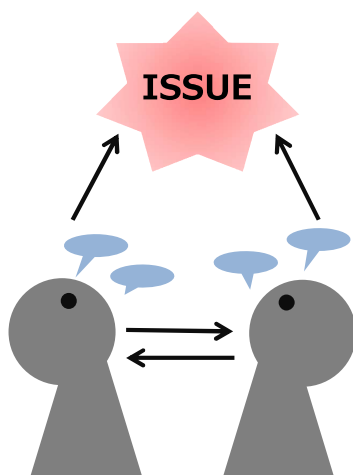
③-3-2 当事者間の権力関係⇒課題の曖昧な持ち越し しかし存在論的には…

◆支援者の存在様態の変成

- ・いつのまにか支援者は当事者といっしょにおしゃべりに花を咲かす。散乱するおしゃべりはまとまることなく、話題は転々と横滑りを引き起こす。
- ・そこに＜ファシリテート＞機能はもはやない。支援者はむしろ、当事者と横並びの＜掃除「婦」＞と化している。
- ・じつは、そんなおしゃべりのうちでこそ、情動的なやりとりが当事者間で生じることがある。支援者への忖度とは位相の異なる当事者間の束の間の＜響きあい＞——とはいえ、次の瞬間、それはすぐにうやむやになっていくのだが…
- ・そのような出来事が生じる背景には、支援者自身の＜ファシリテーター＞⇒＜掃除「婦」＞への生成変化という要素が伏在してはいないか？ いわば、SWにおけるクィアネス（queerness）、あるいはクィア化するSW…？

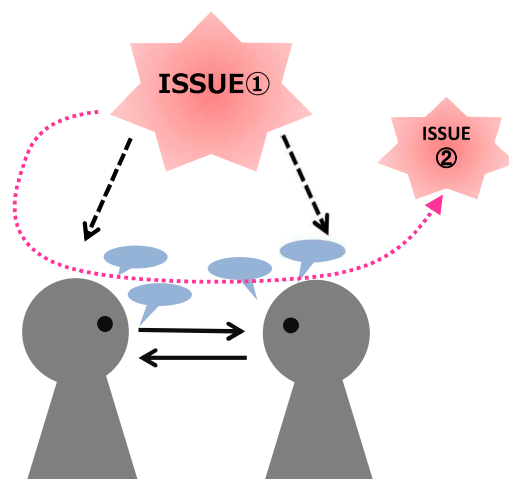
当事者MTGのふたつの形態

①三項関係的



ISSUEについてあれこれと議論。そこから課題解決策を模索する過程。

②脱-三項関係的



ISSUE①を前にしてあれこれとおしゃべり。ISSUE①からISSUE②へと横滑りしていくが、ISSUE①が眼前にあるのは認識論的＋情動論的な前提。

4:支援経過／SWの自己批判的展開過程④

④地域の権力性⇒〈地域的ハームリダクション〉への再編？

◆Z公園の権力性（男性＋飲酒＋喫煙中心主義？）

- ⇒公園住民男性がパートナーに。Z公園が居場所に。
- ⇒規範的価値観（性搾取リスク）から頭ごなしに否定せず、Z公園でのAさんの安心感を支援者が一緒に見る。
- ⇒AさんにとってのZ公園の重要性の認識へ＝〈地域的視点の転換〉

◆男性関係による地域生活の不安定化

- ①Fさん：暴力課題
- ②Gさん：飲酒課題
- ③Hさん：支援者（施設）への恫喝課題
- ⇒リスクを伴いつつも、その関係性を必要とするAさんの存在論的なく欲望〉を受容しつつ、いざという時の安心できる場所としての日住という立ち位置に徹している。
- ⇒悪循環に陥る関係性の反復だとしても、Aさんの長年のライフヒストリーの観点から見れば、〈地域的ハームリダクション〉と捉えてもよいのではないかな？

4:支援経過／SWの自己批判的展開過程・まとめ

- ① 行政＋福祉の管理的支援を拒否するAさんの力を〈雑多性〉の包摂力でもって受容する日常生活支援住居施設。
なによりも、地域を諸資源の束としてしたたかに活用しつつ地域で／を住みこなすAさん自身の〈力〉。
- ② 〈ケア〉⇔〈自由〉の相克関係を〈交差性〉の観点から見た際に啓かれるべき視点とはどんなものだろう？
⇒オープン・クエスションへ

「交差性」概念は何を浮上させるのか

加藤 慶

東京通信大学人間福祉学部

kato.kei@internet.ac.jp

ふるさとの会の支援論をどうとらえるか

ソーシャルワーク専門職の
グローバル定義と「在来知」

ふるさとの会の支援論：支援の否定による支援

- 1.他者をコントロールする(doing)
- 2.なんとなく、共にいること(being)
- 3.協働作業(alternative doing)
- 4.ひとりの困りごとをみんなの課題に(polyphonic dialogue)
- 5.意味をひっくり返す(deconstruction)
- 6.トラブル当事者の生成変化(becoming)
- 7.トラブルに関わった当事者たちの生成変化(becoming)
- 8.ケアが自己のなかに折り畳まれてゆくこと(Self-affection/self-care)

出典:青山大志(2024)「灰のパルタージュ：ふるさとの会による共同性の支援の現在性(アクチュアリティ)」『ソーシャルワーク研究』2(4), 262-268,

→「これはソーシャルワークではない」と言えば、それで済むのだろうか。

変容する「ソーシャルワーク」(1)：「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」

知

ソーシャルワークは、複数の学問分野をまたぎ、その境界を超えていくものであり、広範な科学的諸理論および研究を利用する。ここでは、「科学」を「知」というそのもっとも基本的な意味で理解したい。ソーシャルワークは、常に発展し続ける自らの理論的基盤および研究はもちろん、コミュニティ開発・全人的教育学・行政学・人類学・生態学・経済学・教育学・運営管理学・看護学・精神医学・心理学・保健学・社会学など、他の人間諸科学の理論をも利用する。ソーシャルワークの研究と理論の独自性は、その応用性と解放志向性にある。多くのソーシャルワーク研究と理論は、サービス利用者との双方向性のある対話的過程を通して共同で作り上げられてきたものであり、それゆえに特定の実践環境に特徴づけられる。

出典：「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」 IASSW & IFSW, 2014

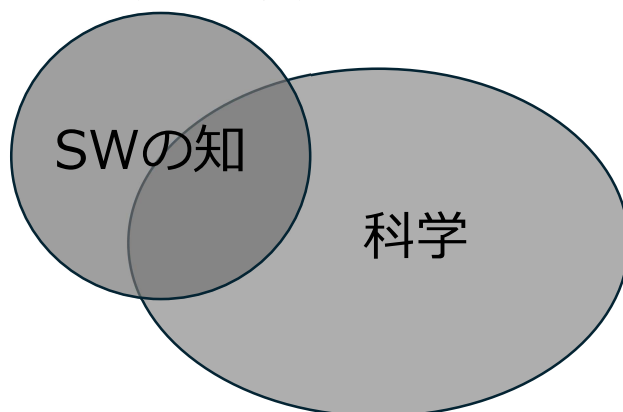
変容する「ソーシャルワーク」(2)

この定義は、ソーシャルワークは特定の実践環境や西洋の諸理論だけでなく、先住民を含めた**地域・民族固有の知**にも拠っていることを認識している。植民地主義の結果、西洋の理論や知識のみが評価され、地域・民族固有の知は、西洋の理論や知識によって過小評価され、軽視され、支配された。この定義は、世界のどの地域・国・区域の先住民たちも、その独自の価値観および知を作り出し、それらを伝達する様式によって、科学に対して計り知れない貢献をしてきたことを認めるとともに、そうすることによって西洋の支配の過程を止め、反転させようとする。ソーシャルワークは、世界中の先住民たちの声に耳を傾け学ぶことによって、西洋の歴史的な科学的植民地主義と覇権を是正しようとする。こうして、ソーシャルワークの知は、先住民の人々と共同で作られ、ローカルにも国際的にも、より適切に実践されることになるだろう。

出典:「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」 IASSW & IFSW,2014

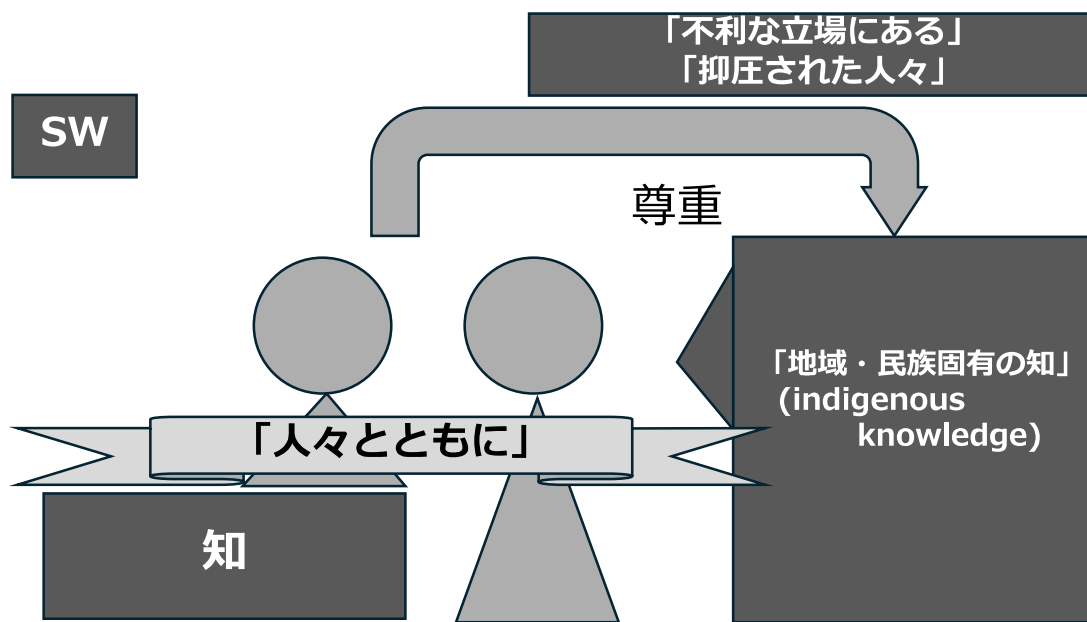
変容したソーシャルワークにおいて浮上する「在来知」

2014年定義における
ソーシャルワークの知の設定のされ方



出典:三島亜紀子(2017)「ソーシャルワークの知のあり方の変化と『在来知』」
『社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか-ソーシャルワークのグローバル定義における専門職像』勁草書房

ソーシャルワークのグローバル定義における専門家と知のあり方 (1)



出典:三島亜紀子(2017)「ソーシャルワークの知のあり方の変化と『在来知』」『社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか-ソーシャルワークのグローバル定義における専門職像』勁草書房

ソーシャルワークのグローバル定義における専門家と知のあり方 (2)

「専門家は自らの知を含む学際的な知にもとづいて実践をおこなうことには変化はない。しかしながら、『不利な立場にある』『脆弱で抑圧された人々』のもつ知に対しては、大きな違いがある。抑圧された人々のもつ知を『在来知(地域・民族固有の知)』として尊重すること、先住民族の『声に耳を傾け学ぶ』ことが重要とされた」。

出典:三島亜紀子(2017)「ソーシャルワークの知のあり方の変化と『在来知』」『社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか-ソーシャルワークのグローバル定義における専門職像』勁草書房

「在来知」をどうとらえるのか

ふるさとの会の支援論：支援の否定による支援

- 1.他者をコントロールする(doing)
- 2.なんとなく、共にいること(being)
- 3.協働作業(alternative doing)
- 4.ひとりの困りごとをみんなの課題に(polyphonic dialogue)
- 5.意味をひっくり返す(deconstruction)
- 6.トラブル当事者の生成変化(becoming)
- 7.トラブルに関わった当事者たちの生成変化(becoming)
- 8.ケアが自己のなかに折り畳まれてゆくこと(Self-affection/self-care)

出典:青山大志(2024)「灰のパルタージュ：ふるさとの会による共同性の支援の現在性(アクチュアリティ)」『ソーシャルワーク研究』2(4), 262-268,

→「民俗セクター」として捉えることが可能か。
医学における東洋医療？

「交差性(インターセクショナルリティ)」 をどうとらえるか

「交差性(インターセクショナルリティ)」(1)

「インターセクショナルリティとは、交差する権力関係が、様々な社会にまたがる社会的関係や個人の日常的経験にどのように影響を及ぼすのかについて検討する概念である。分析ツールとしてのインターセクショナルリティは、とりわけ人種、階級、ジェンダー、セクシュアリティ、ネイション、アビリティ、エスニシティ、そして年齢など数々のカテゴリーを、相互に関係し、形成し合っているものとして捉える。インターセクショナルリティは、世界や人々、そして人間関係における複雑さを理解し、説明する方法である。」

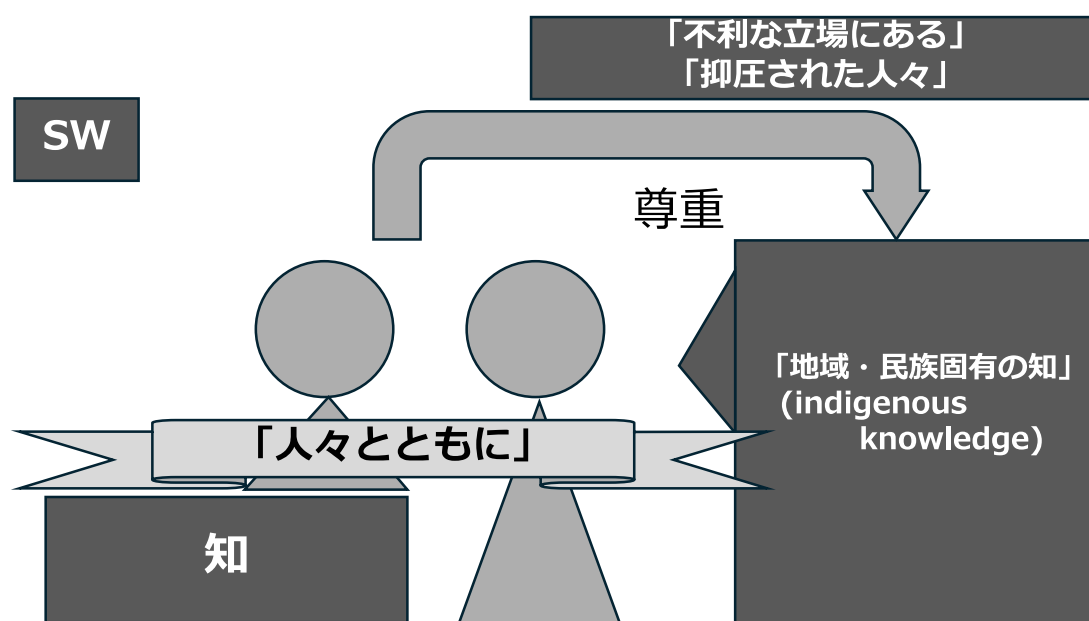
出典:パトリシア・ヒル・コリンズ、スルマ・ビルゲ
(2021)『インターセクショナルリティ』人文書院

「交差性(インターセクショナルリティ)」(2)

そうした中、インターセクショナルリティをめぐるのは、誤解も散見される。その一例として「私は非白人でもあり、クィアでもあり、障害者でもあるのでインターナショナルな存在だ」という言明があげられる。確かにインターセクショナルリティは、抑圧を発生させる社会構造のオーソドックスな分析において不可視化あるいは終焉化されていた社会的立場からの分析を試みるという意味で、アイデンティティ・カテゴリーと密接な関係を持っている。だが、アイデンティティが「交差」することそのものが、インターセクショナルリティを意味するわけではない。分析枠組みとしてのインターセクショナルリティにおいて「交差する」と想定されるのは、あくまでもオーソドックスな分析において抑圧を生じさせる原因として把握されてきた性差別や人種差別である。

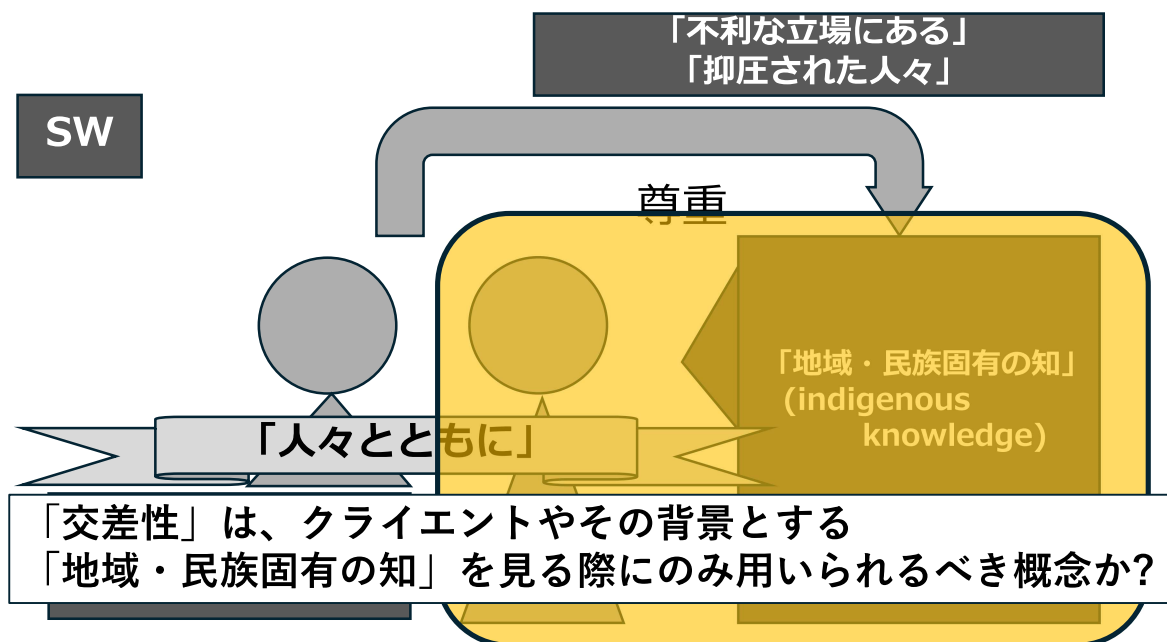
出典:飯野由里子(2024)「インターセクショナルリティを編み組むー闘いのための障害学研究へ」『障害学の展開』明石書店

「交差性(インターセクショナルリティ)」(3)



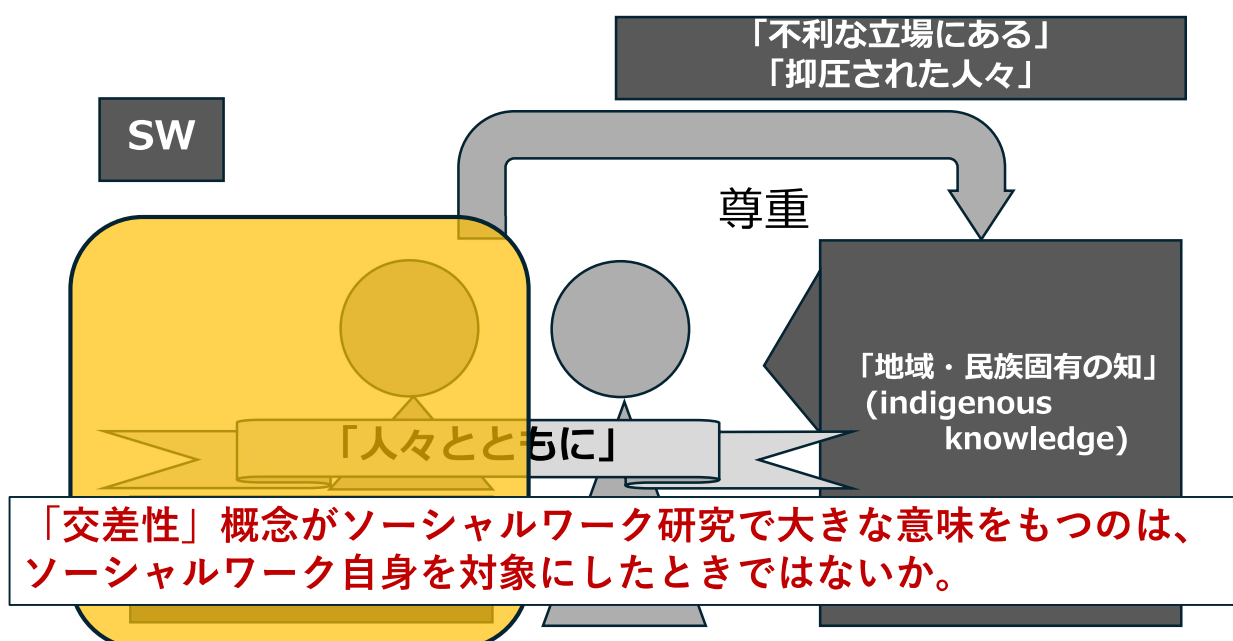
出典:三島亜紀子(2017)「ソーシャルワークの知のあり方の変化と『在来知』」『社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか-ソーシャルワークのグローバル定義における専門職像』勁草書房

「交差性(インターセクショナルリティ)」(4)



参考:三島亜紀子(2017)「ソーシャルワークの知のあり方の変化と『在来知』」『社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか-ソーシャルワークのグローバル定義における専門職像』勁草書房

「交差性(インターセクショナルリティ)」(5)



参考:三島亜紀子(2017)「ソーシャルワークの知のあり方の変化と『在来知』」『社会福祉学は「社会」をどう捉えてきたのか-ソーシャルワークのグローバル定義における専門職像』勁草書房

「交差性(インターセクショナルリティ)」概念を、ソーシャルワーク自身に適用する:

とくに当事者性と専門職性を併せ持つ存在に焦点をあてると、「反抑圧的ソーシャルワーク」の輪郭が見えてくるのではないか。

大会校企画シンポジウム

テーマ：「日本における AOP の課題とインクルージョンとの融合」

<主旨>

「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」において、ソーシャルワークの究極的な目的としては「社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放」が掲げられている。本来であれば、分断化された今日の格差社会の解消に向けてソーシャルワークは上記のような使命を果たさなければいけないにもかかわらず、マクドナルド化していると揶揄されるほどに、ソーシャルワークが官僚化、管理化し、既存のシステムの一部になって、結果的に抑圧的、分断的な現状を維持することに加担してしまっている状況があるという見方もできる。

ソーシャルワークにおいても、こうした状況を座視することなく社会変革を指向したラディカルソーシャルワークが以前から主張されてきたが、現状ではそうした考え方は研究者にも、現場においても支持されているとは言えない状況があることは否定できない。一種のアレルギー反応といった言い過ぎかもしれないが、そうした傾向があることは否定できない。

では、どうすれば現場においても、社会変革指向が受け入れられていくのか、その代表としての AOP をどうすれば日本のソーシャルワークの中で当たり前のように受け止められ、それに基づいて実践していくことができるのか、ということがそもそもの問題意識になる。

インクルージョンとは、日本のソーシャルワークの中でも広く受容されている理念、概念であり、現状の日本のソーシャルワークが目指そうとしていることを代表している象徴的なタームとしてここで取り上げている。別にインクルージョンでなくてもよいといわれればそのとおりなのであるが、日本のソーシャルワークを象徴するタームとしてのインクルージョンをここで挙げた。そして、この理念に見られる課題もまた現在の日本のソーシャルワークの現状を反映しているのではないかと考えられる。インクルージョン、つまりは現在の日本のソーシャルワークに、外来の AOP をどううまく接続すれば、アレルギーがあるとすればそれをいかにしてうまく抑え、現場においても AOP がより実効性のある理論として現場でも受け止めてもらえるのかという問題意識を踏まえて、今回の開催校企画としたい。

コーディネーター：大谷 京子（日本福祉大学）

シンポジスト：

児島 亜紀子（大阪公立大学）

「翻訳不可能性と語りの倫理—スピヴァク・デリダを手がかりに AOP を再考する」

宮崎 理（明治学院大学）

「非政治化と予めの排除：ソーシャルワークにおける在日朝鮮人の不可視化の構造を問う」

佐藤 聡（DPI 日本会議）

『「日本における AOP の課題とインクルージョンとの融合」

障害当事者運動で社会は変わる！全ての人々が希望と尊厳をもって暮らせる社会へ』

青木 理恵子（NPO 法人 CHARM）

「日本における AOP の課題とインクルージョンとの融合」

<登壇者プロフィール>

【シンポジスト】

児島 亜紀子（こじま あきこ）

大阪公立大学名誉教授。1997年東洋大学にて博士(社会福祉学)取得。2000年代初頭より、社会福祉実践における倫理的諸問題に哲学的アプローチから取り組んできた。特にフーコー、レヴィナス、スピヴァクらの思想を手がかりに、支援における「専門知」の排他的性格を批判的に考察している。支援における「他者性」や「声なき声」などを代弁・翻訳する支援者の語りのありかたを検証し、社会福祉学における倫理的転回を志向してきた。近年では、反抑圧的ソーシャルワーク実践（AOP）や交差性理論などを中心に、社会福祉における専門職言説を、脱構築的アプローチを用いて考察している。主な業績として、編著『社会福祉実践における主体性を尊重した対等な関わりは可能か：利用者－援助者関係を考える』（ミネルヴァ書房、2015年）、サラ・バンクス著、石倉康次・伊藤文人との監訳（2016）『ソーシャルワークの倫理と価値』（法律文化社、2016年）などがある。

宮崎 理（みやざき おさむ）

明治学院大学社会学部准教授。博士（社会福祉学・北星学園大学）。専門は社会福祉学、ソーシャルワーク論。ポストコロニアル・スタディーズ、反レイシズム、フェミニズムなどの知見を手がかりに、批判的かつ社会変革志向のソーシャルワーク理論を探究している。これまで在日朝鮮人コミュニティの人びとと共に活動し、彼女彼らの経験から学ぶことを大切にしてきた。近年は、植民地支配の犠牲者を哀悼する取り組みの実態と意義について調査を進めている。主な業績に、“Feminist Social Work Responses to Intersectional Oppression Faced by Ethnic Minority Women in Japan,” The Routledge International Handbook of Feminisms in Social Work (Carolyn Noble et al., eds. Routledge, 2024)、「“LGBT”とソーシャルワークをめぐるポリティクス」『ジェンダーからソーシャルワークを問う』（横山登志子ほか編著、ヘウレーカ、2020）など。

佐藤 聡（さとう おさむ）

DPI 日本会議事務局長。9歳の時の事故で車いすユーザーとなり、4年間入所施設で暮らす。1987年に関西学院大学に入学し、自立生活を実践している障害者に出会い、自立生活運動に関わる。1991年からメインストリーム協会では障害者の自立支援やヘルパー派遣、鉄道や甲子園球場のバリアフリー化の運動、海外の自立生活センターの支援等に取り組む。2014年からDPI 日本会議事務局長となり、国に対して障害関連の法制度の拡充を求め、バリアフリー法の改正、障害者差別解消法の改正等に関わる。2017年からは日本障害フォーラムのパラレルレポート特別委員会の事務局長も務め、障害者権利条約の対日審査に向けてパラレルレポートを作成し、適切な総括所見を引き出す運動にも取り組んだ。

青木 理恵子（あおき りえこ）

特定非営利活動法人 CHARM 事務局長。1981 年国際基督教大学大学院修了（教育修士）。2004 年フィリピン Asian Social Institute 大学院修了。（ソーシャルワーク修士）。1986 年から移民の支援に関わり始め、1989 年からフィリピンに 3 年間留学。帰国後 1992 年から京都 YWCA・Asian People Together のコーディネーターとして外国人のための電話相談事業で日本に暮らす外国人の総合的相談窓口業務を担う。1998 年から京都で市場的喫茶/バザールカフェの立ち上げに関わり、2002 年から NPO 法人 CHARM で日本に暮らす外国人の健康支援を事業化して現在に至る。民間による世界銀行オイコクレジット・ジャパン理事、バザールカフェ理事

【コメンテーター】

大谷 京子（おおたに きょうこ）

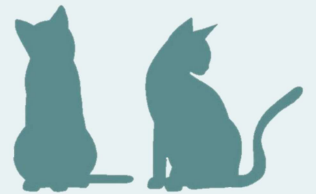
日本福祉大学社会福祉学部教授。精神科病院と精神障害者地域生活支援センターでソーシャルワーカーとして勤務。2012 年、関西学院大学大学院人間福祉研究科博士号（人間福祉）取得。現在も、精神障害関連の啓発活動に従事。研究テーマは、専門職アイデンティティ、ソーシャルワークアセスメント、スーパービジョン、マイクロアグレッションなど。主な著書として、『ソーシャルワーク関係—ソーシャルワーカーと精神障害当事者—』（相川書房、2012）、『失敗ポイントから学ぶ PSW のソーシャルワークアセスメントスキル』（共著、中央法規、2018）、『スーパービジョンのはじめかた：これからバイザーになる人に必要なスキル』（共編著、ミネルヴァ書房、2019）がある。



翻訳不可能性と語りの倫理

——スピヴァク・デリダを手がかりに

AOPを再考する



大阪公立大学 名誉教授 児島亜紀子

1

本報告の目的



- 本シンポジウムの主題は、「AOPとインクルージョンの融合」というものであるが、本報告では、インクルージョン(=包摂)という理念のもつ危うさを、スピヴァクやデリダの理説を援用しながら掘り下げたい。
- さらにAOPと包摂を融合させる際の倫理的問題について明らかにすることにより、AOPとインクルージョンをつなぐことを可能にする条件とは何かを検討したい。
- 具体的な流れは以下の通り：「AOPとインクルージョンの融合」への批判的視座
 - ① インクルージョンの危うさ： 新自由主義的「自立支援」へ吸収されるリスク
 - ② AOPの危うさ： 被害者像の固定化を促す可能性
 - ③ 目指すべきアプローチ： 理念や枠組みの統一ではなく、「語り得ない声」を引き受ける倫理的態度の涵養

2

本報告の目的



日本のソーシャルワークでは、インクルージョンという理念が、新自由主義的な「自立支援」の論理に取り込まれる危険性を常に孕んでいる。

特に女性支援の領域では、DV被害者やセックスワーカーの声が、「自己決定」や「尊厳の重視」といった支援の枠組みにそぐわないと判断されれば、容易に排除されてしまうおそれがある。

本報告では、こうした問題をふまえ、女性支援の文脈から「倫理的応答はいかにして可能か」という問いに取り組みたい。

3

AOPに潜む排除のロジック



AOP(反抑圧的ソーシャルワーク)は、社会構造に埋め込まれた抑圧とソーシャルワーク実践との関係を可視化しようとする、批判的理論であり実践である。

しかしこのアプローチには、文化的他者の解放のためには「包摂が不可欠である」という前提が、無批判に忍び込んでいる可能性がある。

AOPが利用者に特定の「被害者像」を求めることで、たとえばセックスワーカーの生存戦略や、DV被害者の非規範的な抵抗の語りは、支援の枠組みから排除されてしまうおそれがある。とくに、日本のソーシャルワークに根づく保守性や調和志向は、こうした排除をむしろ正当化する機能を果たしかねない。

4

包摂に潜む排除の共犯性



ここで改めて考えたいのは、多くの社会福祉実践や政策言説において用いられている「インクルージョン＝包摂」という概念が、いかなる排除のロジックを内包しているかという点である。

インクルージョンは、ときに抑圧や差別の構造を温存したまま、既存の社会体制のなかに人びとを「適応させる」だけにとどまるのではないか。しばしばこうした批判が提起されている。本報告では、この指摘を重要な出発点とし、それをさらに掘り下げて考察したい。

たとえば、「女性活躍推進」を軸とした自立支援では、セックスワーカーが「生産的な市民」へと作り変えられる一方で、性差別や貧困といった構造的抑圧は不可視化される。日本の新自由主義的な社会福祉のもとでは、インクルージョンの理念もまた、しばしば労働市場への適合に還元されてしまうのである。

5

包摂にふさわしいクライアントとは



すなわち、包摂の言説においては、制度に対する適応可能性や、一定のふるまいを取れるクライアントだけが「包摂に値する」とされてしまう可能性が否定できない。換言すれば、クライアントが、あらかじめ存在している「包摂にふさわしいクライアント像」に合致しているかどうか「包摂」言説に内包されているのではない。ここには、制度秩序の側が、他者を理解可能なかたちに翻訳・再構成し、その上でふさわしいとされたもの「のみ」を受け入れるという**認識論的な暴力**が存在している。

支援する側が想定する「被害者像」に適合しないDV「被害者」の語りや、生存戦略としてセックスワークを位置づける性風俗従事者の語りもまた、「救済」にそぐわないと判断されてしまう場合がある。

6

植民地主義的な知の枠組みと救済言説



ここで参照したいのが、スピヴァクの『サバルタンは語ることができるか』における有名なフレーズ、「白人の男性たちが茶色い女性たちを茶色い男性たちから救い出している」(Spivak 1988=1998:78)である。

この言説は、植民地主義的な救済の構造——つまり、「他者を代弁し、正しいかたちで救済する」という行為そのものが、他者の語りを搾取し、支配的な知の枠組みに従属させてしまうという**認識の暴力**のあり方を端的に示している。



日本のDV被害者支援においては、被害者が語る言葉は支援者の「救済」枠組みのうちに取り込まれ、翻訳される。セックスワーカーの語りも同様であり、支援者が彼女たちを「被害者」として代弁する過程で、**帝国主義的知に組み込まれる危険がある**。

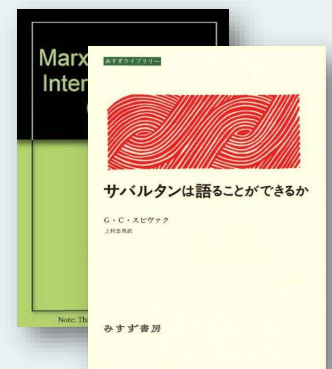
7

植民地主義的な知の枠組みと救済言説



スピヴァクが『サバルタンは語ることができるか』で一貫して批判しているのは、支援や解放の名のもとに他者の声を「代表(=代弁)」することの危うさである。これは、ソーシャルワークにおける「包摂」の営みとも深く通底している。

包摂とは、一見すれば善意の実践に見えながらも、実際には「語りに値するのは誰か」、さらには「救済されるに値するのは誰か」という語りの枠組みを、固定化してしまう危険を孕んでいる。



日本のソーシャルワーク実践にしばしば見られる保守的・調和的志向は、DV被害者の複雑な語りを「わかりやすい被害者像」に単純化し、セックスワーカーの抵抗や語りを「救済に値しない」として排除する。この枠組みは、支援者自身の語りの特権性を、無自覚に強化する機能を果たしている。

➡ では、こうした「代弁の暴力」を自覚しながら、それでもなお語られない声に応答するために、支援者はいかなる倫理的態度を取りうるのだろうか。

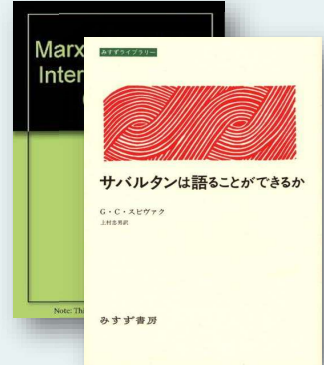
8

Unlearnを活用する実践



スピヴァクは、“unlearn one’s privilege as a loss”——すなわち、特権を喪失として学び、ほぐす——という倫理実践を提唱している。これは、いったん編み込まれたものをほどいて、別のかたちに編み直すというイメージに近い。

スピヴァクはまた、「与えられた特権を、意図的に“忘れてみる”」という試みは、被抑圧者たちの語りを通して、批判的に思考する回路を再構築することであると示唆している(Spivak 1988=1998: 74)。このことは、支援の現場においても、「包摂する側」にいる支援者自身が、自らの立場の特権性を問い直し、「語り得ないものの存在」に対する感受性を持ち続けることの必要性を意味している。



とりわけ日本のソーシャルワーカー養成教育においては、DV被害者の沈黙やセックスワーカーの生存戦略を「問題」として処理するのではなく、対話の出発点として受けとめる訓練が求められる。

9

AOPにも内在する？認識の暴力の枠組み



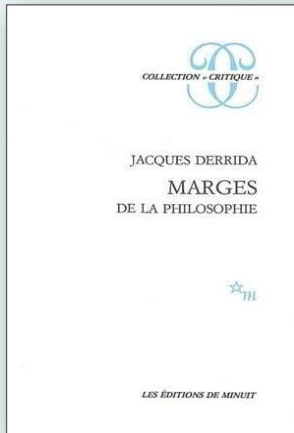
この視座に立つならば、AOPにおける「抑圧構造の可視化」という営為もまた、ソーシャルワーカーが認識する「語りうる者としてのクライアント」、「理解可能な者としてのクライアント」という枠組みに依拠していないかが、改めて問われることになる。

語りを成立させる枠組みそのものが、西洋中心主義的な主体像を前提としているのではないか——それはまさに、スピヴァクがテキスト全体を通して強調する「ネイティブ・インフォーマントの視点の不可視性」という問題に通じるものであり、語りの条件そのものが、帝国主義的知の構造に組み込まれている可能性を示している。

日本のAOP実践においては、セックスワーカーの語りが既存の「被害者像」に合致しない場合、その語りは抑圧の言説から排除されるリスクを常に孕んでいる。また、日本のソーシャルワークに内在する調和志向は、「理解可能なクライアント」を優先することで、DV被害者の沈黙に宿る複雑な抑圧を、**見えないものとして捨象してしまう危険**がある。

10

『白い神話』とAOP:知の詩的性格とその透明化



ここまでの問いは、デリダの論考『白い神話』(Derrida 1972 = 2008:85-171)の主張にも通じる。デリダは、西洋哲学が本来は詩的かつ比喩的、多義的であった言葉を、あたかも「真理の運搬装置」であるかのように透明化してきた過程——すなわち「詩」を脱色して「理性」に仕立て上げた知の構造そのもの——を批判した。

この指摘は、AOPを含むソーシャルワーク理論における「抑圧を暴く語り」が、それ自体、特定の価値体系(=詩)に基づいており、しかもその語りが「理解可能な正義」として受容される危険性を孕んでいることとつながる。

日本の女性支援において、AOPの「正義の物語」がDV被害者を「協調的な被害者」に固定化し、非規範的な語りを排除してしまうリスクがある。また、「女性活躍推進」のような新自由主義的イデオロギーがAOPと接続されると、セックスワーカーの生存戦略は、「生産性」や「自己責任」といった価値のもとに透明化されてしまう危険がある。

11

AOPとインクルージョンの融合に際して求められること



「インクルージョンの理念」とAOPを融合させる際に必要なのは、理念や枠組みの統一ではなく、「翻訳不可能性」や「語り得なさ」と向き合い続ける「倫理的構え」ではないだろうか。

それこそが、AOPにおいて強調される「批判的省察」の本来の意義であると考えられる。

日本のソーシャルワークは、「女性活躍推進」に見られる新自由主義的イデオロギーや、保守・調和志向から脱却し、DV被害者やセックスワーカーの「語り得ない声」に改めて目を向けるべきである。支援者には、クライアントの沈黙や、非規範的な語りを積極的に引き受ける倫理的感受性の模索が要請される。ソーシャルワーカー養成教育においても、クライアントの「語れない声」を聞き取り、専門職としての特権を“unlearn”(学び捨てる)する姿勢を育むことが、批判的省察の出発点となるだろう。

12

結論



融合を可能にする条件とは、包摂の名のもとに抹消されてきた語りや沈黙を、支援者の側が引き受け、語ることの特権性に応答することである。

それこそが、AOPの持つ本来的な政治性と、インクルージョンの理念とをともに脱構築し、再構成するための出発点となる。

女性支援においても、セックスワーカーの生存戦略や、DV被害者の非規範的な語りを尊重し、支援者が自らの特権を問い直し、“学び直す”実践こそが、真の融合の基盤となるだろう。日本のソーシャルワークは、新自由主義イデオロギーや保守的・調和的志向を乗り越え、「語り得なさ」の政治性を肯定する新たな倫理的地平を築いていくべきである。

13

文献



Banks, S. (2012). *Ethics and Values in Social Work* (4th ed.). Basingstoke: Palgrave Macmillan.

(=2016, 石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳『ソーシャルワークの倫理と価値』法律文化社)

Derrida, J. (1972). *Marges de la philosophie*. Paris: Les Éditions de Minuit.(=2008, 藤本一勇訳『哲学の余白(下)』法政大学出版局)

Dominelli, L. (2002). *Anti-Oppressive Social Work Theory and Practice*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Hugman, R. (2003). "Professional Ethics in Social Work: Living in Legacy." *Australian Social Work*, 56(1), 5-15.

児島亜紀子(2014)「顔」への応答を起点とする正義『社会問題研究』第63巻、39-52頁。

児島亜紀子(2019)「反抑圧ソーシャルワーク実践(AOP)における交差概念の活用と批判的省察の意義をめぐって」『女性学研究』第26号、19-38頁。

Sakamoto, I. & Pitner, R. O. (2005). "Use of Critical Consciousness in Anti-Oppressive Social Work Practice: Disentangling Power Dynamics at Personal and Structural Levels." *British Journal of Social Work*, 35(4), 435-452.

Spivak, G. C. (1988). "Can the Subaltern Speak?", in C. Nelson & L. Grossberg (Eds.), *Marxism and the Interpretation of Culture* (pp. 271-313). Urbana: University of Illinois Press.(=1998, 上村忠男訳『サバルタンは語ることができるか』みすず書房)

14



ご清聴ありがとうございました。

非政治化と予めの排除

：ソーシャルワークにおける在日朝鮮人の不可視化の構造を問う

宮崎 理（明治学院大学）

myzk@soc.meijigakuin.ac.jp



はじめに

- ・ 登壇にあたっての依頼：

「社会的排除、在日コリアンやレイシズムに関するこれまでの研究・経験を踏まえつつ、AOP（Anti-Oppressive Practice）の導入可能性やその課題、インクルージョンとの融合について話してほしい」。

- ・ 私の主眼は、“AOP の導入”そのものではなく、いかにしてレイシズムや植民地主義をソーシャルワークの課題として位置づけ、批判的に捉えることができるかという点にある。とりわけ、反抑圧ソーシャルワークが提起してきた「非政治化（depoliticization）への批判」（Baines 2017: 21-22）を出発点として、本報告ではソーシャルワークの政治性を再考することを試みたい。
- ・ 本報告で提起したい問い：

日本のソーシャルワークにおいて、在日朝鮮人の不可視化はどのような構造によって生じているのか。そして、不可視化されている現実を変革するために、どのような理論的貢献をなしうるのか。

- ・ 問うべき対象は、個々のソーシャルワーカーの姿勢や技術ではなく、“ソーシャルワークという営み総体”の構造そのものである。・

本報告の立場：

方法（method）や技術（technic）の議論ではなく、ソーシャルワークのあり方に関する理論（theories of social work）や、ソーシャルワークのための理論（theories for social work）を問い直すことを志向したい。ここでは、AOPではなく「反抑圧ソーシャルワーク」と呼ぶ立場から議論を展開する。鍵となるのは、「予めの排除」（Butler 1997=2004）という概念である。

1. 在日朝鮮人に対する抑圧の現実

- ・ 在日朝鮮人に対する社会的排除は、日本の植民地支配という歴史的文脈に深く根ざしている。

- ・ 戦後も、日本政府による法的・制度的に在日朝鮮人を排除する政策が継続されてきた。
 - 公的年金や生活保護からの適用除外
 - 高校無償化制度からの除外
 - 地方自治体による朝鮮学校への助成金停止など。
- ・ ヘイトスピーチやヘイトクライムといった露骨な暴力も依然として発生している。
- ・ メディアや日常的言説における蔑視も、文化的抑圧として生活の基盤や自己肯定感を脅かしている。

→ これらの抑圧は偶発的な出来事ではなく、制度的かつ構造的に維持・再生産されてきたものである。

2. インクルージョン言説に内在されているエクスクルージョン

- ・ インクルージョンという言葉は、一見すると包摂や多様性の実現を志向するものとして肯定的に受け止められるが、その言説はしばしば排除を前提として成立している。
- ・ 「誰を、どのような条件で包摂するのか、そしてその条件を誰が決めるのか」という問いは常に付随しており (O'Brien & Penna 2008)、そこでは排除の境界線を引く力が温存されている。
- ・ インクルージョンは、多くの場合、他者を既存の制度や規範へと適応させる操作であり (Young 1999=2007)、その制度や規範そのものは問い直されない。
- ・ 結果として、包摂は条件付きのものとなり、適応可能な他者のみが受け入れられる一方で、制度的枠組みにそぐわない存在は沈黙させられる。

→ こうした意味で、インクルージョンはそれ自体がエクスクルージョンを内在させる構造を持っている。

3. 予めの排除を伴いながら構築されてきたソーシャルワーク

- ・ 在日朝鮮人への生活保護適用をめぐる議論にみられるように、制度への忠実性がむしろ排除の正当化となる実践が存在してきた (小川 1964、金 2022 ほか)。
- ・ 在日朝鮮人が日本人ソーシャルワーカーから受けた抑圧の経験が、不可視化されている現実がある (宮崎 2018)。
- ・ 民族的マイノリティの運動史は、福祉国家の発展史の中では周縁化・切断され、制度外の実践の意義が正当に評価されてこなかった。
- ・ 在日一世の記憶が、“多文化共生”や“外国人支援”といった枠組みに押し込められることで、植民地主義的背景とのつながりが削がれ、歴史的文脈が失われてしまう。
- ・ 在日朝鮮人女性の集団的・歴史的な抵抗の実践も、人びとが“支援の対象”としてしか語られない文脈においては不可視化されている (Miyazaki 2020、2024)。

→ これらの事例が示すのは、ソーシャルワークという営み自体が「予めの排除」を組み

込んだ構造の上に成り立ってきたという事実である。

4. 日本のソーシャルワークへの提起

- ・ 単に「AOP を導入するか否か」という方法や技術の問題ではなく、ソーシャルワークそのものが構造的排除の装置として機能してきたことを深く問い直す必要がある。
- ・ 日本のソーシャルワークは、レイシズムや植民地主義の問題に十分に向き合っていない。そのため、歴史的視座を導入し、制度化された実践の背後にある排除の力学を明らかにすることが急務である。
- ・ ソーシャルワークの歴史を福祉国家の発展の歴史として語るのではなく、マイノリティの側から記述し直すことによって、再構築することが求められる。
- ・ 在日朝鮮人を“外国人”ではなく、植民地主義の歴史的帰結として位置づけることで、既存の支援の枠組みが持つ規範性を批判的に捉え直すことができる。
- ・ 抑圧の現実を明らかにすることにとどまらず、当事者が展開してきた抵抗や連帯の実践を、集团的・歴史的な力として再定位することが、反抑圧ソーシャルワークの重要な貢献である。

おわりに

日本において、ソーシャルワークという営み総体は非政治化されてきたのではないだろうか。制度的・構造的な抑圧に介入する視点は後景化され、実践者はしばしば倫理に委ねられる形で心理主義的・態度主義的に個人化されたり、“やり方”の次元に収斂されたりしてきたように思われる。また、政策提言や権利擁護といった言説においても、歴史的背景や制度的排除の力学に十分に接続されてこなかったのではないだろうか。

こうした現状を問い直すために重要なのは、政治を“線引きに関わる営為”として捉え直す視座である。誰がケアの対象とされ、誰が排除されるのか。何がソーシャルワークとされ、何がそうでないと言われるのか。その線引きにソーシャルワークはどのように関与してきたのか。この問いを立てることは、自らが加担してきた抑圧の構造を可視化し、それを問うことである。それは、抑圧されてきた人びとからの呼びかけに対する応答可能性(responsibility)であり、極めてポリティカルで、かつ反抑圧的な実践である。

さらに、“線引きを問い直すこと”だけではなく、線引きによって外部に放擲された人びとがいかに生き、語り、抵抗してきたのかを捉えることもまた、反抑圧的な視座の核心をなす。ソーシャルワークが「予めの排除」の構造の中でいかに形成されてきたのかを批判的に考察することによって、不可視化されてきた抑圧と抵抗の現実、新たなまなざしを向けることができるのではないだろうか。

文献

- Baines, D. (2017) *Doing Anti-Oppressive Practice: Social Justice Social Work, 3rd edition*, Fernwood Publishing.
- Butler, J. (1997) *Excitable Speech: A Politics of the Performative*, Routledge. (= 竹村和子訳、2015『触発する言葉：言語・権力・行為体』岩波書店。)
- 金耿昊 (2022)『積み重なる差別と貧困：在日朝鮮人と生活保護』法政大学出版局。
- 宮崎理 (2018)「社会的に排除されるものとソーシャルワークの価値」『ソーシャルワーク研究』44 (3)、pp.205-212。
- Miyazaki, O. (2020) Intersectionality in Japan: Considering the Oppression of Zainichi Korean Women through the Lens of Black Feminism, Social Dialogue: *International Association of Schools of Social Work Magazine*, 23, pp.70-74.
- Miyazaki, O. (2024) Feminist Social Work Responses to Intersectional Oppression Faced by Ethnic Minority Women in Japan, Carolyn Noble, Shahana Rasool, Linda Harms-Smith, Gianinna Muñoz-Arce, Donna Baines eds., *The Routledge International Handbook of Feminisms in Social Work*, Routledge, pp.536-546.
- O'Brien, M. & Penna, S. (2008) Social Exclusion: Some Conceptual Issues, *International Journal of Social Welfare*, 17(1), pp.84-92.
- 小川政亮 (1964)『家族・国籍・社会保障』勁草書房。
- Young, J. (1999) *The Exclusive Society: Social Exclusion, Crime and Difference in Late Modernity*, Sage. (= 青木秀男ほか訳、2007『排除型社会：後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版。)

「日本におけるAOPの課題とインクルージョンとの融合」

障害当事者運動で社会は変わる！
全ての人が希望と尊厳をもって暮らせる社会へ



DPI日本会議
事務局長 佐藤 聡
A Voice Of Our Own

自己紹介 佐藤 聡(さとう さとし)

1967年 新潟県生まれ。

9歳で障害をもち、4年間入所施設で暮らす。

関西学院大学で自立障害者に出会い、自立生活運動に携わる。

1991年からメインストリーム協会で、重度障害者の自立支援、交通バリアフリー運動、介助制度づくりに取り組む。

2014年からDPI日本会議事務局長となり、権利擁護、バリアフリーの推進等に取り組む。

★現在

- DPI日本会議事務局長
- 日本障害フォーラム(JDF)幹事会議長
- 国土交通省移動等円滑化評価会議委員



今日のお話

1. DPIの活動
2. 障害者権利条約と障害者差別解消法
3. AOPの取り組みとソーシャルワークの協働可能性
4. まとめ

1. DPIの活動

DPI (Disabled Peoples' International)

～A Voice Of Our Own われら自身の声～

- ・ 1981年 シンガポールで結成。国際NGO。120ヶ国に国内組織あり。
- ・ 1986年 DPI日本会議結成。全国89団体が加盟
- ・ 活動の3本柱
 - ①障害当事者の運動 「われら自身の声」
 - ②障害の種別を超えて活動（精神・知的・身体）
 - ③障害者の権利運動

地域生活、バリアフリー、インクルーシブ教育、権利擁護、雇用・労働、障害女性、国際協力、尊厳生等

DPIの主な活動

1. 国会への働きかけ
 - ・ 国会審議でのロビー活動、参考人として意見提起
2. 政府の検討会への参加（政策提言）
 - ・ 検討会の委員となり、政策提言
3. 省庁への働きかけ
 - ・ 課題を提起し、施策の実現させる
 - ➡バリアフリー、インクルーシブ教育、地域生活
4. 加盟団体と連携した運動
 - ・ 院内集会、解消法改正のロビー活動、UDタクシー一斉乗車運動！
5. 「声明」等の意見表明
 - ・ 問題発生時には声明
6. 国際協力

DPIの活動① 国会への働きかけ

バリアフリー法改正 衆議院国土交通委員会 参考人 2020年3月



障害者雇用促進法改正

衆議院厚生労働委員会 参考人 2019年5月7日



障害者差別解消法改正

参議院内閣委員会 参考人 2021年5月27日



DPIの活動② 政府検討会への参加

新幹線のバリアフリー対策検討会2020.8



UD2020行動計画関係閣僚会議

首相官邸 2017年2月20日



内閣府 障害者政策委員会

障害者権利条約の国内監視機関



たいお願いです。またそこもご回答いただきたいと思います。別件ですが、障害者基本法の改正をぜひお願いしたいと思います。2011年に改正され、その後、条約を批



DPIの活動③ 省庁への働きかけ 赤羽国交大臣にバリアフリー要望 2019年



盛山正仁文部科学大臣 インクルーシブ教育推進の要望 2024年1月



宮路拓馬外務副大臣

国際協力事業における障害の主流化要望 2024年12月



鰐淵洋子厚生労働副大臣

障害福祉施策の要望 2024年3月



DPIの活動④ 加盟団体と連携した運動

2016障害者差別解消法施行 全国16都市でパレード



津久井やまゆり園問題

黒岩神奈川県知事に要望 2020年6月



DPIの活動⑤ 国際協力

南アフリカ共和国への支援



主な成果

- バリアフリー法：2000, 2018, 2020
 - 障害者基本法改正：2011 社会モデル
 - 障害者総合支援法：2012, 2016, 2022
 - 障害者差別解消法：2013策定、2021
-
- 1970年頃から障害者運動が始まり、
 - 人生をかけて運動を展開
 - 障害者が運動することによって、社会は変わった

2. 障害者権利条約と 障害者差別解消法

障害は個人にではなく
社会の環境にある

国連 障害者権利条約



2001年メキシコが提案
2002年～特別委員会で議論
障害者団体のロビー活動
Nothing about us
without us !
2006年12月成立（第61回
総会） 全会一致！

●内容

1. 障害は環境にあるという**社会モデル**の理念を導入
2. 障害に基づく**差別の禁止**（他の者との平等）
3. **インクルーシブ**な社会

●批准国193カ国（2025年6月現在）

障害者権利条約の意義

- 目指す社会づくりの国際的なバイブル
- 条約の理念を国内法に反映させる
- 4年ごとに建設的対話（審査）があり、総括所見（勧告）が出される
- 日本の審査は2022年。JDF特別委員会の事務局と事務局長を担い、パラレルレポートを提出
- 日本からの傍聴は100名超（過去最大！）
- 肯定的側面 17の法制度を評価
- 懸念93、勧告92、留意1、奨励1
- 早急に改善が必要：脱施設、インクルーシブ教育

第1回日本の建設的対話

日本から約100名の傍聴団 2022年8月22-23日



なぜ、障害者差別禁止法が必要か？

- 友人とランチを食べに人気店へ
 - 混んでいたが入れたのでテーブルに着く
 - 店員が「今、混んでいるから出ていってくれ。14時以降なら空いているから来てもいい」
 - 「それ、差別ですよ」
 - 「私は差別なんかしてへん。だって14時以降なら来てもいいと言ってるやん！」
- **法律がないから勝手な解釈**
法（差別の定義）がないと差別は繰り返される

障害者差別解消法成立に向けた取り組み

TRY2013神戸→大阪 2013年5月3-4日



障害者差別解消法の成立を求める御堂筋パレード

2013年5月31日 大阪 TRY2013



27

差別解消法の成立を求める東京アピール行動

2013年6月5日東京 JDF東京



2013年6月19日 差別解消法可決・成立！



差別事例をもとに提案 中央省庁対応要領・対応指針

- ・ 法施行2016以降の差別事例を500件収集
- ・ 省庁ごとに分類し、意見書作成し働きかけ
- ・ 多くの分野で盛り込まれた

差別事例①不動産

- 「障害者には部屋は貸せない」「精神障害者は何をするか分からないから怖いよ」と窓口で言われ、物件も見せてもらえず断られた。（直接差別・2023年岩手県）
- 家の内覧に行った際に事前に車椅子利用者だと伝えていたにも関わらず内覧を断られた。（関連差別・2023年兵庫）

差別事例②飲食店

- ガラガラの店内、「車いすで入店は大丈夫ですか？」と店員に尋ねたら「店長に確認します」と一度扉を閉められた。数秒後「車椅子での入店は他のお客様の迷惑になるのでお断りします」と言われた。（関連差別・2019年香川県）
- ラテアートで有名なカフェに簡易電動車いすの友人と入ろうとすると、最初は満席と断られ、席が空くまで待ちますと伝えたら、今度は店内が狭いから、テーブルの高さが車いすに合わないから、他のお客さんがいて危ないから、など様々な理由で店内に入れてくれなかった。（直接差別・2022年東京都）

差別事例③航空機

- ・ 親が危篤となり、0歳（11か月）の子どもと急遽帰省するため航空券をネット予約した。その後、本人（母）が車いすユーザーであり、かつ乳幼児連れのため、バッテリー情報等の事前の情報提供のためプライオリティセンターに電話でその旨を伝えた。
- ・ その際、担当者から「**自力歩行が困難な方は、3歳未満の乳幼児との単独搭乗不可**」と言われた。電話口で抗議し、内部で確認するとして折り返しがあったが、上記の内規があり搭乗には付添人（同行者）が必要とのこと。当方が空港で再度交渉する旨を伝え、**「搭乗カウンターまで来ても、その場で身体状況を確認し、搭乗を断る場合がある」「安全上の理由で、非常口まで赤ちゃんを自力歩行で連れて行かなければならない」**等の発言があった。親が危篤であり搭乗拒否のリスクはとれなかったため、予約をキャンセルし電車で帰省した。（直接差別・2022年東京）

差別事例④病院

聞こえない妻の健康診断のとき、バリウム検査を拒否された。その後、病院内で理解のある看護師のはからいでなんとか検査を受けることができたが、とても長い時間がかかった。

自分で手話通訳を連れて病院に説明を受けにいったが、コミュニケーションのずれがあった、残念だというだけで反省色が全くなかった。その後、市の福祉課を通じて、手話通訳や市内の聴覚障害者を集めて検査の受け方、コミュニケーションの仕方などの学習会みたいなものを開催してほしい、と要望したが、院長の権限で拒否された。（2021年滋賀県）

3. AOLの取り組みとソーシャルワークの協働可能性について

私も社会福祉を学ぶ学生でした

- 1990年前後、関西学院大学で社会福祉学ぶ
- 習ったことは「日本型福祉」家族+ヘルパー
- 実習で病院へ（MSW）
- 障害を持った人の病棟あり
- 一定期間入院すると、次は
 - ① 自宅に戻れる人
 - ② 施設に入る人に分かれていった

病院のケース会議で

- 自宅か施設かの判断は、
- 介助できる家族がいる人、か
今ある制度で暮らせる人 ➡自宅へ
- 暮らせない人（重度） ➡施設へ
- 1990年前後はホームヘルプも殆ど無い
- 今ある制度だけで考えれば、重度は全員施設へとなる

必要な制度を創りたい

- ヘルパー制度を創らないと、施設しかない
- 私は施設は嫌だった
- 自分が嫌なものを人に勧めたくない
- ならば、制度を創ろう
- 必要だと思う人が運動しないとできない
- 障害当事者だからこそ出来る役割

1990年頃の日本

- 西宮市障害福祉課課長に要望
「障害者も自立して生活できるようにヘルパー制度作ってほしい」
- 「重度障害者は施設か親元で暮らすしかないんだから、ヘルパー制度なんかできる訳ないだろう」

現在は？

- 西宮市は一人一人に必要な介助時間数を支給決定（全国的にも先進的）
- 740時間以上の支給決定もあり
- 呼吸器をつけた重度障害者も自立可能
- なぜ、制度が出来、良くなったのか？

障害者が運動し、制度を創った

西宮市との介助制度交渉2003年4月～6月



より良い社会を創る

- 「こういう社会にしたい」という想い
- 既存の制度では足りない
- そう思ったら、制度を創るしかない
- 運動なくして制度なし！
- 運動すればするほど社会は良くなる

AOPとの協働の可能性

- 構造的な抑圧・差別の実態を知って
- 社会を変えようと運動して
- 制約や抑圧、差別は人が作ったもの
- だからこそ、いくらでも変えられる
- SWも政治的な役割を含む専門職
- アライとして社会と一緒に変えていこう

「ALLYとは、社会の不公正なパターンから受けている特権を認識し、そのパターンを変えるために責任を負う人々のこと」 (D. ベインズ2017)

AOP10のテーマ抜粋 (D. ベインズ)

1. 社会の抑圧は、大小にかかわらず、結局は
人によってつくられたものであるのだから、
人によって変えられる
3. 日常の中の政治活動 (小さなp) というように、
社会で起こるすべてのことは政治的という考え方
に基づいて、完全な中立は存在せず、社会の
中での立ち位置が、常に個人の生活に影響して
いるという批判的視点を持つこと。
→ 小さなpから大きなPへ

AOP10のテーマ抜粋 (D. ベインズ)

4. SWはサービスとケアを提供するだけでなく、政治的な役割を含む専門職であり、社会的な活動を避けて通れない。社会の不平等が加速度的に深刻化する中、クライアントのニーズに答えるためのSW実践は、この世界は「誰」にとって生きやすい場か、権力と資源をもち、そして自分自身と将来に対してポジティブな視点を持っていられるのは「誰」なのか、という問いに立ち返っていくのだ。

AOP10のテーマ抜粋 (D. ベインズ)

5. 当事者の自己変革の道とともに模索すると同時に、不平等と抑圧を維持することによって利益を得ている**社会の仕組みを変革することに挑戦し続ける。**

6. SWrは、他専門職そして**社会の多様なグループと協働して、SWの勝ちと規範を実社会で実現する最善の道を切り開いていかねばならない。**

7. 社会的抑圧を利用者との関係で無自覚に再生産しないために、そして永続的な変化を社会に生み出すために、SWrには**自己と社会に対する批判的な視点が不可欠だ。**

4. まとめ

どうやったら障害者も利用できるか？
本人と話し合い、工夫する時代へ

47

1990年前後の鉄道
EVなし 階段担ぐしかない



FUJICOLOR 88

1990年頃の日本 ①

■交通アクセス

- ・ 1990年代まで。駅に行くと言員に
 - ・ 「こんなに混んでいる時に何で来るんだ！」
 - ・ 「介助者もなしで車椅子で来るな！」
 - ・ 「乗ってもいいけど手伝わないよ」
- ➡ **駅に行く＝言員と喧嘩しに行く** こと
気合を入れないと駅に行けなかった

社会は大きく変化

1. バリアフリー法（2000年～）
2. 障害者権利条約（2014年批准）
3. 障害者差別解消法（2016年～）
4. 東京2020オリンピック・パラリンピック
5. 第1回建設的対話と総括所見
国内法制度のさらなるバージョンアップ！
6. 2024年4月から民間も合理的配慮提供義務化



日本は大きく進展
共生社会の実現へ！

DPI日本会議のビジョン

障害者の権利の実現を目指す運動を通して、
全ての人々が希望と尊厳をもって、
ともに育ち、学び、働き、暮らせる
インクルーシブな社会を創る



第42回日本ソーシャルワーク学会
大会校企画シンポジウム

「日本におけるAOPの課題とインクルージョンとの融合」

青木理恵子
特定非営利活動法人CHARM



Center for Health and Rights of Migrants
(CHARM) 移民の健康と権利の実現を支援する会 概要

設立	2002年
目的	健康のことで生きづらさを抱える人が健やかに生きることができる社会を目指す。
発足	HIV感染症からAIDSを発症した外国人を受け入れた医療者が中心となって発足した。
問題	・ 資格外滞在（オーバーステイ）→強制送還への恐れ ・ 言葉が理解できない→医療機関等で言葉が通じない 保健医療福祉制度に関する情報ない
役割	必要としているサービスを理解できる言語で受けることを支援

Center for Health and Rights of Migrants (CHARM) 移民の健康と権利の実現を支援する会 事業

HIV陽性者支援プログラム	外国籍住民支援プログラム
1) HIV陽性者の個別支援 カウンセリング、ソーシャルワーク メール相談、LINE相談、 2) HIV陽性者ピア・グループミーティング 薬物依存症からの回復を目指す人々 女性 オンライン、全国集会 単身高齢者 3) 海外から日本に移住するHIV陽性者の 治療継続支援	1) 多言語での情報提供（10言語） 2) 多言語医療通訳（16言語） 3) 性感染症多言語電話相談（4言語） 4) 交換留学生の生活医療支援 5) 外国人支援団体との連携、協力 関西地域定期ミーティング 全国ネットワーク、省庁交渉

日本の外国人労働者受け入れ政策

「我々が進めているのは移民政策ではなく、一定の期間、特定の職種で働く外国人労働者の受け入れだ。」

2018年入管法改正に伴う安倍首相の記者会見発言

そこには**人間**が生きていることが想像されていない。

外国人は役割を行ない、必要なことだけ行なうことを期待されており、人間のその他の側面があることは想定していない。例えば、

- 慢性疾患、難病、発達障害を持つ人がいること
- 長期療養を必要とする病気になる人がいること
- 出産する人がいること

日本の難民受け入れ

- 難民申請者 12,373人
- 難民認定者 190人 (15%) 2024年

認定されない人たちは、申請者として在留資格も不安定な生活をしなければならない。最初の8ヶ月は仮放免となり就労することはできず、保険に加入することもできない。政府の保護を申請できるが、申請から許可までに数ヶ月。支給額は生活保護の2/3に過ぎない。

(難民支援協会 www.refugee.or.jp)

医療ソーシャルワーカーとNGOの 共同署名キャンペーン 2021年 厚労大臣に署名提出

—お金のない人から、高額な医療費をとらないで！—

**コロナ禍で苦しむ移民・難民の
命を守る制度を整えてください**



1. 仮放免期間中の外国人への医療の保障
2. 「外国人未払い医療費補填事業」の全国実施
3. 医療保険に加入していない外国人への1点20, 30円請求をさせない指導を要望
4. 公的医療通訳の保障

外国人のマジョリティへの融合

外国人は日本人と同じ特権は持たない	外国人の融合を阻む要素
・ 在留資格3ヶ月以下の人には健康保険に加入できない ・ 高度外国人材、特定技能、留学生、文化、などの在留資格の人には生活保護申請はできない ・ 海外から移ってきた人々に対して日本社会で暮らすためのオリエンテーションはない	・ 役所の個別判断が必要 ・ 行政で使われているマニュアル運用では困難 ・ 来日目的が終われば帰るのが当たり前という認識 ・ 移民として扱うことへの抵抗はどこから

融合の角度を変える

マジョリティへの融合	対象者を中心に捉える人となつながら
外国人も日本人と同じ権利を有する人であるから同じように保障すべきという主張は正しい。 現場での実際 → 要望を出す 署名活動、自治体交渉、省庁交渉 しかし、時間がかかりすぎる	・ 人を中心に捉える人を発掘する。 ・ 発掘した人たちで次の連携を実施 ・ 外国人コミュニティの人たちの中にも医療者、支援に情熱を持つ人がすでにいる。他にも探す余地あり ➢ 兵庫ラテンコミュニティ、 ➢ Migrant Health Action Network (MiHAN)

AOPへの考察

- 抑圧されている人たちがマジョリティと同じ特権を享受できるようにするという目標を目指しつつ
- やる気のある人の間で、やれるところから実現していくことでそれが広がっていく方向性を並行して実施

協力者を専門家、非抑圧者、支援者の中に見出し協働する。

非抑圧者 vs. Allies

サービス受け手 vs. 支援者

外国人 vs. 日本人

という二項律を超える

全体プログラム 閉会式

司会：川島 恵美(関西学院大学)

閉会あいさつ（学会）

閉会あいさつ（実行委員会）

実行委員長 松岡 克尚（関西学院大学）

次年度開催校あいさつ

自由研究発表

自由研究発表

【第1分科会】

司会：竹中 麻由美（川崎医療福祉大学）会場：G号館 203

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	9：00～9：30	○菅野 花恵（米国バルドスタ州立大学大学院） 「災害支援におけるセカンダリー・トラウマの組織的予防とセルフケア ー支援者のための国際的エンパワーメントモデルの構築ー」
2	9：30～10：00	○蟻沢 多佳子（東京福祉大学大学院） 加藤 洋子（東京福祉大学） 「SDGs 開発評価を活用した伝福連携の効果について ー障害者就労継続支援B型における満足度結果からの一考察ー」
3	10：00～10：30	○鈴木 美乃里（株式会社 LITALICO パートナーズ） 脇 佳宏（株式会社 LITALICO パートナーズ） 一宮 沙希（株式会社 LITALICO パートナーズ） 「就労移行・定着支援事業所における AOP（Anti-Oppressive Practice）実践 の難しさと可能性に関する研究 ー支援者が事業所を越えて学び、実践するワークショップの実施からー」
4	10：30～11：00	○鶴浦 直子（大阪公立大学） 「日常生活自立支援事業における支援の現状に関する評価 ーソーシャルワーク実践におけるアドボカシーの視点からー」

【第2分科会】

司会：李 政元（関西学院大学）会場：G号館 204

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	9：00～9：30	○口村 淳（岡山県立大学） 「介護保険施設の施設長が相談員に期待する役割と課題 ー 特養・地域密着型特養・老健へのアンケート調査を通して ー」
2	9：30～10：00	○安藤 幸（関西学院大学） 西川 ハンナ（創価大学） 「今昔すごろく」を媒介とした地域愛着の醸成 ー多世代協働による住民主体型ソーシャルワーク実践の可能性ー
3	10：00～10：30	○YU HAN（東京福祉大学） 「中国における高齢者のコミュニティ養老の現状と課題」
4	10：30～11：00	○金 梨恵（関西学院大学大学院） 「在日朝鮮人「無年金」高齢者の被抑圧的経験に関するライフヒストリー研究 ー日本における脱植民地的ソーシャルワークの構想に向けてー」

【第3分科会】

司会：林 眞帆（関西学院大学）会場：G号館 205

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	9：00～9：30	○高橋 祐也（大阪南医療センター） 「医療ソーシャルワーカーの実習において養成校との連携体制の実態調査 ー実習指導者による語りから SCAT 分析で分かったことー」
2	9：30～10：00	○植田 嘉好子（川崎医療福祉大学） 「ソーシャルワーカー向け現象学研究ワークショップ」の評価 ーソーシャルワーカーが現象学を学ぶ意義とプロセスー
3	10：00～10：30	○田中 顕悟（高知県立大学） 「我が国での Military Social Worker 養成ガイドラインの開発に関する一考察」
4	10：30～11：00	○添田 正揮（日本福祉大学） 「目標準拠型教育の視点からみたソーシャルワーク実習における実習プログラムの実施状況と課題 ー実習指導者評価表を用いたプログラム実施状況の可視化と分析ー」

【第4分科会】

司会：畠山 由佳子（関西学院大学）会場：G号館 206

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	9：00～9：30	○テイ カイリン（東京福祉大学・大学院社会福祉研究科） 加藤 洋子（東京福祉大学・大学院） 「特別支援教育におけるスクールソーシャルワーカーの役割と必要性 ー中国北京市西城区の小中学校におけるインタビュー調査をとおしてー」
2	9：30～10：00	○徐 安琪（東京福祉大学大学院） 加藤 洋子（東京福祉大学・大学院） 「中国における「流動児童」に関する臨床教育学研究 ー「流動児童」の女子児童の教育問題に着目してー」
3	10：00～10：30	○清水 冬樹（東北福祉大学） 「若者がフードバンクにアクセスする背景の質的分析 ー支援につながらないという言説の再検討ー」
4	10：30～11：00	○小倉 明子（聖徳大学／東京福祉専門学校 非常勤講師） 「不登校の子どもがいる母親がエンパワメントに向かうプロセス ー M-GTA による分析により捉えたジェンダーをめぐる課題ー」

【第5分科会】

司会：馬場 幸子（関西学院大学）会場：G号館 207

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	9：00～9：30	○増井 香名子（日本福祉大学） 「家族に関わる実践に内在するジェンダーのダブルスタンダード ーDVと児童虐待の支援者へのアンケート調査分析よりー」
2	9：30～10：00	○リ シケツ（東京福祉大学大学院社会福祉学研究科） 「日本における家庭教育が子どもの発達に与える影響について ー中国の家庭との比較研究ー」
3	10：00～10：30	○池田 紀子（福島県立医科大学） 「子どもネグレクト事例の構成要素に関する文献研究」
4	10：30～11：00	加藤 洋子（東京福祉大学・大学院） 「医学的複雑性があるクリティカルケア児のケア負担の実態 ーHRQOL評価及びBIC11を使用した医学的複雑性を持つ子供、クリティカル ケア児とそのケア負担の関連性ー」

【第6分科会】

司会：藤井 博志（関西学院大学）会場：G号館 208

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	9：00～9：30	○福島 喜代子（ルーテル学院大学） 「ひきこもり状態にある人へのソーシャルワーク支援 ー本人の望む方向への変化があったケースの実態と支援内容ー」
2	9：30～10：00	○章 琦（東京科学大学） 「日本社会におけるソーシャルワーカーの政治参加に関する研究 ー社会福祉士を中心に」
3	10：00～10：30	○加藤 昭宏（同朋大学） 「高齢者支援を起点とする多機関協働の推進に向けたアセスメントモデルの展 開可能性 ー「社会的孤立」事例への「時間軸」×「リスク認知軸」の視点からー」
4	10：30～11：00	○黒田 文（東北福祉大） 「当事者が捉えるリカバリーカレッジの意味 ー従来の精神保健福祉サービスとの比較をまじえてー」

【第7分科会】

司会：今井 小の実（関西学院大学）会場：G号館 209

	時間帯	発表者（所属）・発表テーマ
1	9：00～9：30	○佐伯 賢（明治学院大学大学院博士前期課程） 「アポリショニズムからインターセクショナリティ概念を再考する」
2	9：30～10：00	○樋口 淳一郎（岡山大学大学院社会文化科学研究科） 「ソーシャルワークにおける「価値・知識・方法」の再編的考察 ーソーシャルワークを根源的に規定する要素への着目」
3	10：00～10：30	○上西 一貴（佐久大学） 「終結がソーシャルワークのプロセスとして位置づけられた経緯とその後の展開 ー文献資料を用いた終結の変容の史的記述ー」
4	10：30～11：00	○丸山 正三（日本医療大学） 「ソーシャルワーク実践と批判的实在論 ーソーシャルワーク実践に適合する科学哲学の検討ー」

第 1 分科会

災害支援におけるセカンダリー・トラウマの組織的予防とセルフケア

－支援者のための国際的エンパワーメントモデルの構築－

米国バルドスタ州立大学大学院 菅野花恵 (0740)

キーワード：災害支援、セカンダリー・トラウマティック・ストレス (STS)、エンパワーメントモデル

1. 研究目的

近年、世界各地において、戦争、テロ攻撃、ヘイトクライム、大量銃撃事件などの人為的災害に加え、ハリケーン、竜巻、地震、山火事といった自然災害が頻発している。こうした災害の影響を受ける中で、各国のソーシャルワーカーは、被災者やその家族、更には緊急初動対応者（First Responder）に対して、危機介入や心理社会的支援を行ってきた。その結果、世界各国のソーシャルワーカーが、職業性ストレスの一種であるセカンダリー・トラウマティック・ストレス（STS）を経験している。STSは「他者―特に支援対象者―が経験したトラウマ的出来事を知ることにより、自然に生じうる情緒的・行動的な反応」であり、「トラウマを受けた人を支援したい、あるいは実際に支援することによって引き起こされるストレス」と定義される（Figley, 1995）。STSは、ソーシャルワーカーの燃え尽きや離職の要因となり、国内外の災害対応能力を低下させる可能性があることが指摘されている（Hansel & Saltzman, 2023 ; Robers, Teague, & Lee, 2021 ; Veronese & Pepe, 2022）。そのため、災害などの危機的状況下において、支援者であるソーシャルワーカー自身の健康とウェルビーイングを守ることは、支援活動を継続可能にするうえでも極めて重要である。本研究では、災害被災者を支援するソーシャルワーカーにおけるセカンダリー・トラウマティック・ストレス（STS）のリスク要因に着目し、国際的に活用可能な支援者向け「エンパワーメントモデル」の構築を試みる。

2. 研究の視点および方法

本研究は、過去30年間（1994年～2024年）に発表された、セカンダリー・トラウマティック・ストレス（STS）に関するソーシャルワーカー研究の国際的文献を対象とした文献レビューに基づいている。文献検索には、Published International Literature on Traumatic Stress（PILOTS）、Academic Search Premier（EBSCO）、ProQuest Dissertations and Theses（PQDT）、Social Services Abstracts（ProQuest）、および Social Work Abstracts（OVID および EBSCO）を主に用いた。文献検索にあたっては、「Secondary Traumatic Stress」「Social Work」「Social Worker」「Disaster Social Work」を主要なキーワードとして使用した。これらのデータベースを用いて収集した文献を包括的に分析し、STSの予防に有効とされる要因およびその構造的関係を整理した。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定及び同研究倫理指針を遵守しており、報告者に開示すべきCOI関係事項はない。

4. 研究結果

文献レビューの結果、STSの発症に関連するリスク要因として、年齢、実務経験、支援経験の有無、トラウマ歴が挙げられた。若年層のソーシャルワーカーは、対処スキルが十分に発達しておらず、外的ストレスへの適応が困難である傾向が示された。また、実務経験年数が少ないこともリスク因子であり、効果的なストレス対処法を習得していないことが要因と考えられる。家族や友人などからの情緒的支援が不足している場合、STSの軽減が困難になる可能性があることが指摘されている。更に、ソーシャルワーカー自身のトラウマ歴も、STS症状の発現に影響を及ぼすことが明らかとなった。加えて、クライアントのトラウマへの曝露頻度やケースの性質（人為的災害、児童虐待、精神疾患等）もSTSの程度に関連することが確認された。

5. 考察

本研究で提案する「エンパワーメントモデル」は、災害被災者を支援するソーシャルワーカーを対象としたSTS予防モデルである。本モデルでは、職場における支援体制、トラウマ支援の経験、支援者自身のトラウマ歴などのリスク要因を包括的に評価・管理することを重視する。業務管理、組織的サポート、専門的研修、STS症状の早期発見といった実践的対応に加え、文化的視点やスピリチュアリティの活用も重要な構成要素とする。加えて、ソーシャルワーカー個人によるセルフケアの実践も、STS予防における重要な要因である。本モデルの活用可能性と実践的意義については、今後、ソーシャルワーク教育および実践現場の双方から検討していく必要がある。

【注記】

本発表は、2024年10月25日に米国ミズーリ州カンザスシティで開催された全米ソーシャルワーク教育評議会（Council on Social Work Education: CSWE）年次大会において報告した内容に、新たな分析を加えたものである。

【文献】

- Figley, C. R. (1995). *Compassion fatigue as secondary traumatic stress disorder: an overview*. In C. R. Figley (Ed.), *Compassion fatigue: Coping with secondary traumatic stress disorder* (pp. 1-20). New York, NY: Brunner/Mazel.
- Hansel, T. C., & Saltzman, L. Y. (2023). Secondary Traumatic Stress and Burnout: The Role of Mental Health, Work Experience, Loneliness and Other Trauma in Compassion Fatigue in the Healthcare Workforces. *Traumatology*, 1-4.
- Roberts, F., Teague, B., & Lee, J. (2021). The prevalence of burnout and Secondary Traumatic Stress in professionals and volunteers working with forcibly displaced people: A systematic review and two meta-analyses. *Journal of Traumatic Stress*, 34, 773-785.
- Veronese, G., & Pepe, A. (2022). Psychological distress, professional burnout, and trauma in Palestinian health care helpers: A two-wave quantitative longitudinal study. *Psychological Trauma: Theory, Research, Practice, and Policy*, 14 (4), 523-534.

SDGs 開発評価を活用した伝福連携の効果について
 —障害者就労継続支援B型における満足度結果からの一考察—

○ 東京福祉大学大学院 蟻沢 多佳子（申請中）

加藤 洋子（日本医療ソーシャルワーク協会10243）

キーワード：障害者就労継続支援、SDGs、伝福連携

1. 研究目的

障害者が伝統産業に従事することは、社会的包摂を促進し、地域活性化や文化継承を進める可能性が期待できる。障害者自身の個性を発揮した労働環境は地域産業の活性化に循環をもたらし、地域経済や社会の持続可能性に寄与する重要な取組みとして障害者雇用と伝統産業の連携「伝福連携」が期待されている。そこで、障害者就労支援と地域の伝統産業を連携させる「伝福連携」と「SDGs」の効果を検証し、障害者の社会的包摂と地域活性化を促進する仕組みを明らかにした。障害者就労支援の質のさらなる向上とともに伝統産業の後継者不足という課題にも対応し、新たな地域における障害者就労支援モデルの可能性として政策提案を行い、より包括的で公平な社会の実現を目指す。

2. 研究の視点および方法

「伝福連携」及び「SDGs」に取り組む、京都市内の障害者就労継続支援B型4事業所の施設管理者、施設職員（指導員）及び施設利用者に対し、「伝福連携の満足度（第1研究）」についてアンケート調査を実施した。さらに、京都伝統産業の事業経営者（雇用事業者）3社に対して、伝福連携の満足度に関するインタビュー調査を行った。収集したデータから定量的分析と定性分析を行い、持続可能な開発目標（SDGs）の理念に基づく「誰一人取り残さない」障害者就労支援の新たな展開について多角度的に検討した。

3. 倫理的配慮

令和5年度実施したアンケート及びインタビュー調査は、質問項目を事前に送付して口頭で説明し、一切不利益が生じないことを説明し了承を得たうえで実施した。収集した調査データは厳重に管理し、研究結果は学術目的に限り使用する旨を説明している。アンケート調査は全て無記名で行い個人の特定ができないようにしている。I/O、利益相反はない。帝京科学大学において「人を対象とする研究計画等審査」により倫理審査を受けて承認を得ている（承認番号 20A038）。日本学術振興会の研究 e ラーニング研修を修了している。

4. 研究結果

- ・施設利用者は「伝福連携」を通じた満足度調査において、第1研究の仮説である「自

分らしさ」「働きがい」「生きがい」「安心感」について相関係数及び重回帰分析から仮説検証結果においてそれぞれ正の相関が示された。「伝福連携」を通じ、調査結果では仲間関係の重要性についての認識、職場内での協力体制が構築され、障害者の社会参加と自己実現達成感の向上が確認された。一部、賃金面での課題が指摘されているが、伝統工芸の付加価値を高めることで補う意向がみられた。

- ・雇用事業者は、「障害のある方が働きがいを感じる環境づくり」を重要視しており、伝統品製造に限定せず、幅広い業務への参画が可能と認識している。社会的包摂を実現したいという思いが関係者間で共有されていた。障害者に伝福連携の仕事が適している仕事ととらえ、障害者支援を通じて伝統技術を継承し、地域社会を活性化させる」という明確な意識を持っている。「障害者を健常者と区別しない平等な環境づくり」が課題。
- ・施設職員は、「勤務時間や作業環境の整備」が課題。職員間での情報共有や連携強化が必要と指摘している。

5. 考察

遠山真世（2016:91-103）は、障害者就労継続支援B型事業所が抱える課題として、「利用者支援と仕事遂行の板挟み」「工賃向上の限界」「競争における不利」を挙げ、企業では手掛けることができない手間をかけて作った付加価値の高い特徴的な商品を予約制で少量生産するなど、授産事業として継続していくために必要な従来の工賃向上計画や障害者優先調達推進法の枠組みを超えた新たな取り組みや視点が必要である。」と述べている。山中 弘重（2021:63-64）は、「特に重度の障害者に対する工賃の低さは障害者就労支援における問題点の一つ。如何にして付加価値の高い障害者施設製品をつくり続けるかが重要な論点である」と考える。」と述べ、伝統工芸品は地場産業として長らく経済発展に貢献した経緯があり、高収入を生み出す付加価値の高い障害者施設製品の可能性を述べている。

雇用において新たな視点をもたらす伝福連携は、障害者の社会的包摂と地域文化の保存という2つの目標を両立させ、障害者就労継続支援と地域活性化を同時に実現する有効な枠組みである。障害者が伝統産業に貢献することで文化継承の担い手として重要度が高まる効果と多様性と包摂性への理解促進、伝統産業の持続可能性への期待も明らかになった。

〔文献〕

- ・遠山真世（2016）「障害者就労継続支援B型事業所における就労支援の現状と課題 ―Z県内3事業所の質的調査から―」p91-103
- ・山田雅穂（2022）「サステナビリティと人権」（人間福祉）サステナビリティ経営研究，2022 特集論考「特集」p20-22
- ・山中弘重（2021）「江戸木目込人形の製作における知的障害者の活用について―付加価値の高い障害者施設製品に関する考察―事例研究」p63-p73

就労移行・定着支援事業所における

AOP (Anti-Oppressive Practice) 実践の難しさと可能性に関する研究

—支援者が事業所を越えて学び、実践するワークショップの実施から—

○ 株式会社 LITALICO パートナース 鈴木 美乃里 (1052)

脇 佳宏 (入会申請中)

一宮 沙希 (入会申請中)

キーワード：就労移行・定着支援事業所、AOP (Anti-Oppressive Practice)

1. 研究目的

日本における AOP (Anti-Oppressive Practice：以下 AOP) の実践は、既存の実践を AOP 的観点から捉え直す調査・研究が蓄積され始めている（児島・武子, 2022；大友, 2022 など）一方で、AOP の理念に基づき新たに実践を行った研究報告は鈴木（2024）に限られる。坂本（2021）が指摘する通り、日々多忙な福祉の現場において、どのようにして AOP に基づく実践を行ったり、興味があるソーシャルワーカーの横のつながりを築いたりすることができるのか。著者らは、AOP に関心のある就労移行・定着支援事業所に勤務する支援者同士で、同一法人内の各事業所を越えて AOP を学び、実践するためのワークショップを行った。本研究では、ワークショップの実施内容等を整理し、他国の実践現場の調査報告と比較することで、実施の意義および今後の課題について考察することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

X 年 6 月～X+1 年 2 月に実施した「X 年度 AOP スタッフ向けワークショップ」について、全体の実施回数・頻度・内容、参加人数の変化および実施中の実施者記録を整理し、他国における AOP 実践の調査報告と比較、考察した。

3. 倫理的配慮

本抄録は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成している。また、研究の実施にあたっては LITALICO 倫理委員会の承認を得た（承認番号：25001B）。

4. 研究結果

「X 年度 AOP スタッフ向けワークショップ」は、法人内の AOP に基づく実践について、まずは小さなアクションを起こす経験をした仲間を増やすことを目的として、X 年 6 月～X+1 年 2 月まで月 1 回の全 9 回、1 回あたり 1 時間でオンラインにて実施した。初回は 24 名が参加し、うち 7 名が最終回でアクション報告を行った。内容は、参加者の理解度や進行状況を確認しながら適宜修正を加えながら行った。第 1～2 回では導入として、主に障害の社会モデルや抑圧・特権に関するインプットをしながら、「これって社会の障害だな」と思ったエピソードや自分が受けている抑圧、利用者が受けている抑圧、自分が持っている特権について書き出すワークを行った。第 3～4 回は AOP の核となる理念や社会が変わってきた歴史、小さなアクションの例などを共有しながら、「社会を変える」とはどんなイメー

ジですか？という問いや、次の1カ月AOPに基づいてできそうなことを考える、欲しい変化は何か、仲間になってくれそうな人は誰か、下期にやりたいアクション、自分の関わり方を考えるといったワークを実施した。第5～8回は、各自がアクションプランを立て、ワークショップの時間を使って準備・実施をしながら他の参加者と進め方の相談ができる時間を設けた。最終回はアクション実施者から、ワークショップに参加しようと思った理由、今年度起こしたアクション、参加してみたの感想（よかったこと・難しかったことなど）、今後やってみたいことについての報告を受けた。実施期間中に実施者が各回を振り返った記録には、社会的な抑圧の例を言語化することが難しそうな参加者がいたことや、テーマから派生したことを雑多に話す時間があるとより発展していくかもしれないと感じたこと、本ワークショップでどこまでのテーマのアクションを取り扱い、今回のアクションの目的・ゴールをどこに設定するか再度確認する必要があることなどが記載されていた。

5. 考察

富田（2024）はカナダでAOP実践を団体理念に据えて取り組むPARC（Parkdale Activity-Recreation Centre）において、「採用から日々の研修まで、職員への定着化を図る一貫した取組みがある」ことを報告している。本ワークショップでは、最終回までに参加者が減少することは予測していたが、興味関心があるものの参加しなかった・できなかった支援者がAOPを学び実践する今後の機会の在り方に課題があることが明らかになった。一方で勤務する事業所が異なってもAOPに関わるテーマを雑多に話す時間があることにより実践が発展する可能性が見られ、実際に最終回では7名それぞれ異なる事業所における実践が報告された。現在、本ワークショップ参加者を対象としたインタビュー調査が進行中である。今後は参加者視点でのAOP実践の捉え方や難しさと可能性に関する考察や、法人内での一貫した取り組み機会の創出およびその実証が求められる。

【文献】

児島亜紀子・武子愛（2022）「婦人保護施設の職員による抑圧的实践の認識および批判的省察をめぐって：反抑圧的实践（AOP）展開の可能性に向けて」『女性学研究』29, 1-21.

大友秀治（2022）「反抑圧的实践に求められる抑圧を分析する観点-当事者の語りに基づく分析を通して-」『学校ソーシャルワーク研究』17, 63-76.

坂本いづみ・茨木尚子・竹端寛ほか（2021）『脱「いい子」のソーシャルワークー反抑圧的な実践と理論』現代書館.

鈴木美乃里（2024）「AOP（Anti-Oppressive Practice）の理念に基づいた就労移行支援事業所における実践～障害者雇用を取り巻く社会的抑圧に対するソーシャルアクションに関する研究」日本ソーシャルワーク学会 第41回大会 プログラム抄録集.

富田もゆこ（2024）「カナダのソーシャルワークにおける反抑圧主義実践（AOP）の浸透」『社会福祉学』, 48, 27-38.

*COI開示: 報告者は、株式会社LITALICOパートナーズに雇用され給与を受け取っている。

日常生活自立支援事業における支援の現状に関する評価

ーソーシャルワーク実践におけるアドボカシーの視点からー

大阪公立大学 鵜浦 直子 (0616)

キーワード：アドボカシー ソーシャルワーク実践 制度化

1. 研究目的

現在、判断能力が不十分な人への支援は、成年後見制度に代表される代理・代行決定による支援から意思決定支援への転換が進んでいる。こうしたなかで、日常生活自立支援事業では利用者本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や金銭管理などの支援を提供している。そして支援の実施にあたっては、本人の意思の尊重が基本となっている。また、第2期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現が掲げられ、住み慣れた地域で、本人らしい生活を実現することが目標とされた。日常生活自立支援事業は、身近な地域で利用できる制度であることから、その重要性と期待は一層、高まることが予測される。しかしながら、現状では、日常生活自立支援事業は金銭管理支援を行う事業として認識されることが多い。一方で、福祉サービス利用の援助や苦情解決制度の利用援助なども本来は重要な支援であるにもかかわらず、実際にどの程度提供されているのかは十分に明らかにされていない。加えて、日常生活自立支援事業は権利擁護を目的とするため、本事業に関与する専門員等にはアドボカシーの機能を果たすことが求められる。しかし、この観点からの現状把握も十分には行われていない。

そこで、本研究では、日常生活自立支援事業における支援の現状を、ソーシャルワークにおけるアドボカシーの視点から評価し、同事業が直面する課題を明らかにするとともに、アドボカシー機能を発揮するために必要な視点について検討する。

2. 研究の視点および方法

日常生活自立支援事業における支援の現状を把握するため、1,692の市区町村社会福祉協議会に所属する専門員を対象にアンケート調査を実施した。調査は、2025年2月から3月にかけて実施し753件の回答が得られた（回収率44.5%）。回収したデータは、ソーシャルワーク実践におけるアドボカシー、特にケースアドボカシーの視点から分析した。

3. 倫理的配慮

「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」に基づいて研究を実施するとともに、抄録を作成した。また、アンケート調査は、大阪公立大学大学院生活科学研究科研究倫理委員会の承認を得て実施した（申請番号2024-73）。そして、結果の公表にあたっては、個人が特定されないよう配慮した。本研究に関連して、開示すべきCOIはない。

4. 研究結果

増田ら（2007）のケースアドボカシーに着目したサービス調整実践の構成要素 20 項目を用いて、専門員による利用者への働きかけについて「いつもしている（4 点）」から「全くしていない（1 点）」までの 4 件法で尋ねた。その結果、専門員による働きかけとして得点の高かった上位 3 項目は、「サービスに対して困ったことがあればいつでも相談にのることを伝えている」（平均 3.72）、次いで「利用者の表情や態度から、サービスの利用に満足しているかどうか確認している」（平均 3.49）、「利用者がわかりやすい方法でサービスの説明を行っている」（平均 3.49）であった。一方、得点が低かった下位 3 項目は、「利用者がサービスを体験的に利用できる機会を設けている」（平均 2.09）、「苦情に対する今後の対応について、利用者がサービス提供者から説明を受ける機会を設けている」（平均 2.32）、「サービス内容を比較できるように、複数のサービス提供機関の情報を提示している」（平均 2.39）であった。また、専門員として重要と考える本事業の支援について「とてもそう思う（4 点）」から「全く思わない（1 点）」までの 4 件法で尋ねた。その結果、得点の高かった上位 3 項目は「預貯金の払戻、預金の解約、預金の預け入れの手続き」（平均 3.63）、次いで「定期的な訪問による生活変化の察知」（平均 3.62）、「税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き」（平均 3.50）であった。一方、得点の低かった下位 3 項目は「住宅改造、居住家屋の賃借の手続きに関する相談・助言・情報提供」（平均 2.60）、次いで、「福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き」（平均 2.83）、「福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き」（平均 3.07）であった。

5. 考察

日常生活自立支援事業の支援の現状として、アドボカシー機能に関する上位 3 項目は、利用者との信頼関係やニーズに寄り添う点に重きをおいた支援であった。一方、下位 3 項目は、より良い福祉サービスの選択や適切なサービスを受けるための支援となっていた。専門員が重要と考える支援の上位 3 項目は、金銭管理支援と日常生活の見守りであり、下位 3 項目は、住宅等や苦情解決制度、福祉サービスの利用のための手続き支援であった。

本事業は金銭管理支援に集中しており、福祉サービスの利用援助や苦情解決支援の実施は相対的に低い傾向がみられる。この背景には、利用者自身の金銭管理支援に対するニーズに加え、外部の支援者から金銭管理支援の事業として強く認識されており、他の支援が提供されにくい現状があると考えられる。また、専門員自身も金銭管理支援を重視する傾向があり、この点も支援の偏りに影響していると推察される。日常生活自立支援事業は権利擁護を目的としており、利用者のアドボケイトとしての役割が期待されているが、現状は部分的なものにとどまっている。制度化だけではアドボカシーの実践は完結せず、金銭管理支援に限定されるのであれば、権利擁護の理念が矮小化されかねない。原点に戻って、制度とソーシャルワーク実践におけるアドボカシーの関係を再検討する必要がある。

【文献】

増田和高・岡田進一・白澤正和（2007）「ケアマネジメントにおけるアドボカシーに着目したサービス調整実践の構成要素－ケースアドボカシーに焦点をあてて」生活科学研究誌編集委員会『生活科学研究誌』Vol. 6, pp. 175－184.

注）本研究は、科学研究費補助金事業（基盤研究 C）「アドボカシーの制度化とソーシャルワーク実践におけるアドボカシーへの影響」（令和 6 年度～令和 10 年度）の一環として実施した。

第 2 分科会

介護保険施設の施設長が相談員に期待する役割と課題

— 特養・地域密着型特養・老健へのアンケート調査を通して —

岡山県立大学 口村 淳 (593)

キーワード：介護保険施設、施設長、相談員

1. 研究目的

介護保険施設における相談員の業務は明確に定められておらず、他職種に比べ業務に自由度がみられる。相談員固有の業務がある一方で、各施設の事情や特性を反映した業務を担うこともある。他職種との業務の線引きは、各施設の裁量によって左右されることも少なくない。その意味では、施設の方針を決定する立場にある施設長からみた相談員像を検討することには意義がある。そこで本研究では、介護保険施設の施設長の立場からみた相談員に期待する役割や課題について検討する。

2. 研究の視点および方法

A県内にある特別養護老人ホーム（以下、特養と記す；全157カ所）、地域密着型特別養護老人ホーム（以下、地域密着型特養と記す；全82カ所）、介護老人保健施設（以下、老健と記す；全85カ所）の施設長を対象に郵送調査を実施した。調査時期は、2023年7月～8月、回収率は42.0%である。調査項目は、①回答者の基本属性、②相談員に期待する役割（20項目）、③相談員に期待する役割や課題（自由記述）である。分析方法は、②については各20項目を6件法で尋ね、一元配置分散分析によって各施設間の平均値（6点満点）の比較を行った。③については質的分析を行い、コード化を経てカテゴリーを生成した。さらに、施設種別ごとにコードの度数を集計した。

3. 倫理的配慮

本研究は、岡山県立大学研究倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号：23-20）。調査依頼書に研究目的と倫理的配慮（プライバシーの保護、無記名であること、研究目的に限定した調査結果の使用、事業所や個人が特定されない形での分析と公表、研究参加への自由意志の尊重、不参加への不利益がないこと）を明記した。データファイルの管理は、他者が閲覧できないように細心の注意を払った。調査票の返送および回答をもって承諾いただいたこととした。なお、利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

施設長が相談員に期待する役割について、各項目の平均値を一元配置分散分析で検定した結果、「利用者の家庭復帰に向けた調整をすることができる」と「現場スタッフと管理者（上司）の意向を調整することができる」の項目において、3施設間の平均値に有意な差

がみられた。特養では「空きベッドをスムーズに埋めるための調整ができる」が 5.7 で最も高かった。地域密着型特養では「利用者のニーズや要望に対し適切に対応することができる」が 5.6 で最も高かった。老健では、「利用者のニーズや要望に対し適切に対応することができる」と「空きベッドをスムーズに埋めるための調整ができる」が同値（5.7）で最も高かった。選択肢「とても期待する」の多寡では、3 施設に共通して「空きベッドをスムーズに埋めるための調整ができる」が最上位であった。

自由記述について質的分析をした結果、27 個のコードから成る 7 個のカテゴリー（利用者関連、家族関連、地域関連、経営関連、チーム関連、専門性関連、セルフマネジメント関連）に分類された。以下、カテゴリーを【 】, コードを< >で示す。特養では、<外部機関との窓口として機能することができる>が 13 個（12.6%）で最も多く、次いで<施設の経営面を考えることができる>が 12 個（11.7%）であった。カテゴリーでは【専門性関連】が 29 個（28.2%）で最も多かった。地域密着型特養では、<施設の経営面を考えることができる>と<幅広い専門知識を身につけている>が各 6 個（11.8%）で最も多く、カテゴリーでは【専門性関連】が 14 個（27.5%）で最も多かった。老健では、<多職種との連携・調整ができる>が 7 個（17.9%）で最も多く、カテゴリーでは【専門性関連】が 12 個（30.8%）で最も多いという結果であった。3 施設とも【専門性関連】に含まれるコード数が最も多いという傾向がみられた。

5. 考 察

本研究では 3 施設に共通する内容として、空きベッドを埋める調整や稼働率を意識した取組みといった経営関連の項目、利用者のニーズや要望への対応という利用者関連や、家族の意向の反映や苦情・クレームへの対応といった家族関連の項目において、施設長の相談員に対する期待度が高いという傾向がみられた。介護保険施設が置かれている厳しい経営環境を反映した結果であると同時に、介護保険施設の使命である利用者ニーズへの対応や家族の置かれている立場を疎かにすべきでないという、施設全体を俯瞰した立場からの示唆といえる。相談員には、相談援助と施設経営の両方の視点が求められていることが考えられる。

また本研究では、利用者の家庭復帰に向けた調整と現場スタッフと管理者の意向調整において、各施設間での有意な差が認められた。この結果から、各施設の利用目的や使命、施設長のキャリアとの関係によって、期待する役割において施設種別により異なる項目があることが明らかになった。

自由記述の分析の結果、【専門性関連】と【セルフマネジメント関連】という新たなカテゴリーを生成することができ、各施設とも【専門性関連】に含まれるコード数が最も多い傾向がみられた。このことから、相談員には広範囲に対応できる専門性を備えた職種であることが期待されていると考えられる。

「今昔すごろく」を媒介とした地域愛着の醸成
ー多世代協働による住民主体型ソーシャルワーク実践の可能性ー

○ 関西学院大学 安藤 幸 (1024)

創価大学 西川 ハンナ (0369)

キーワード：今昔すごろく・地域資源の可視化・住民主体の地域福祉

1. 研究目的

発表者らは、地域資源を可視化する福祉実践ツールとして、対象地域の住民と協働して「今昔すごろく」を制作した。本研究の目的は、このすごろくを介した地域住民間の交流を通じて、地域への誇りや愛着の醸成が可能であることを明らかにすることである。

2. 研究の視点および方法

これまで発表者らは、自然と歴史・文化資源が豊かな日本の中規模都市において、高齢者を含む多世代住民の参画、地域団体や社会福祉協議会との連携、都市部の大学生との交流をもとにフィールドワークを行ってきた。本研究の核となる対象地域の「今昔すごろく」は、地域資源の可視化と、住民によるそれらの言語化を促すツールとして、約1年をかけて開発したものである（図1）。各マスに追加する情報の収集・選定には、地域住民・地域活動者および都市部の大学生が協働して行った。



図1 地域の今昔すごろく

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（日本ソーシャルワーカー連盟, n.d.）によれば、「ソーシャルワークの知」とは、人々の語りや経験、記憶、想像力に根ざし、文化や歴史、社会構造の意味を再考する力を有するものとされる。すごろく形式は、世代や属性の異なる人々がマス目に込められた情報を視覚的に共有でき、そのことをきっかけとして地域についての対話をはじめる媒介となり得ると考えられる。

本研究では、すごろく完成披露会および試遊会に参加した地域住民を対象に実施したアンケート調査をもとに、住民の地域への誇りや愛着に着目し、すごろくを介した地域住民をつなぐソーシャルワーク実践の可能性について検討した。アンケートには、基本属性、「地域への愛着」尺度（櫻井ら 2018）、ならびにすごろくにより可視化された地域資源に関する自由記述項目を設け、有効回答数は73名であった。

3. 倫理的配慮

本研究は、関西学院大学人を対象とする行動学系研究倫理委員会の承認を受けて実施した（承認番号：2024-2）。本研究の発表は、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程と指針に基づいて行う。なお、本研究における利益相反の状況はない。

4. 研究結果

アンケート回答者の約80%(58名、n=73)が60代以上の地域住民で、地域在住年数の平均は44年(n=55)であった。櫻井ら(2018)による「地域への愛着」尺度(15項目)は、「かけがえのない地域(かけがえ)」「通じ合う安心感(安心感)」「すみやすい地域(すみやすさ)」の3因子で構成され、信頼性・妥当性が確認されている。回答者はいずれにおいても高い値を示しており(かけがえ(n=67): $\bar{x}=32.89$, $SD=4.49$; 安心感(n=69): $\bar{x}=19.28$, $SD=3.34$; すみやすさ(n=70): $\bar{x}=8.33$, $SD=1.47$)、これは地域への愛着の高さを表している。特に、在住年数と「安心感」には有意的な正の相関関係が見られた($r=.363$, $p<.001$, $n=53$)。

自由記述の内容分析からは、地域資源の再認識、地域に関する学びの機会、住民間の交流の促進、今後の展開という4つの観点が見出された。まず、すぐろくを通して「知らなかった地域の良いところを知ることができた」「昔の風景や出来事を思い出すきっかけになった」とし、自らの地域の魅力や価値を再認識したことが確認された。次に、すぐろくの内容に触れることで、身近にありながらこれまで詳しく知らなかった地域資源についての知識を得ることができたという意見が多く寄せられ、新たな学びや気づきを生むきっかけとなっていた。また、「孫と一緒に遊んで、地域の話をしたい」といった意見に代表されるように、すぐろくが家族間や世代間の自然な会話を促す媒介となりうることが示唆された。さらに、すぐろくを「小中学校でも活用してほしい」、「観光や教育にも活用できる」との意見もあり、一過性の娯楽や体験ではなく、世代を超えた地域住民のつながりを再構築し、連帯を生み出すツールとしても機能しうることが示された。

5. 考察

地域の「今昔すぐろく」は、参加者が主体的に活動に関与し、遊びの要素を取り入れながら地域に関する学びを深める機会を提供するツールとして有効であると考えられる。多様な住民間での知識・経験の共有の過程において、福祉課題やまちづくりに関する自然な対話が促進されうる。今後、こうした福祉実践ツールの効果の継続的な評価が求められる。

【謝辞】

本研究は、令和5・6年度 社会福祉法人黎明会福祉開発振興援助事業の助成を受けて実施した。また、本事業の遂行にあたって協力してくださった地域の皆様に深く感謝する。

【主な参考文献】

日本ソーシャルワーカー連盟(n.d.)「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」

(https://jfsw.org/definition/global_definition/) (2025/4/29 閲覧)。

櫻井尚子ら(2018)『『地域への愛着』を測定する尺度の開発-都市郊外のグループ活動に参加している高齢者における検討-』『社会医学研究』35(1), 83-97。

中国における高齢者のコミュニティ養老の現状と課題

東京福祉大学 YU HAN

キーワード：コミュニティ養老、高齢化、中国

1. 研究目的

本研究の目的は、中国における高齢者のコミュニティ養老の現状を把握し、その特徴や課題を文献調査を通じて明らかにすることである。具体的には、関連する先行研究や統計データを基に、コミュニティ養老が高齢者の生活満足度や幸福感に与える影響を分析し、都市部と地方部における実施状況やその相違点を整理する。また、文献から得られる情報を体系的に分析することで、現行のコミュニティ養老の課題を深く理解し、その背景や要因を探ることを目指す。

2. 研究の視点および方法

本研究では、中国における高齢者のコミュニティ養老の現状と課題を明らかにするため、文献調査法を採用した。具体的には、日本および中国における関連する学術論文、政府の公式報告書、専門書籍、統計データを主な調査対象とした。まず、中国に関する調査では、国家統計局が発表した高齢化関連の統計年鑑や、民政部の公式政策文書を収集し、コミュニティ養老制度の現状と変遷を分析した。また、中国の主要な学術データベースである「中国知网（CNKI）」を利用し、高齢者の介護ニーズ、家族介護の実態、地域社会による支援体制に関する先行研究を広く調査した。一方、日本については、総務省や厚生労働省が提供する高齢者介護に関する政策資料を参考にするとともに、「CiNii Articles」や「J-STAGE」などの学術データベースを活用し、日本の在宅介護制度や高齢化対応の成功事例を探った。さらに、両国における文献内容を比較する際、共通点や相違点を整理するため、エクセルやNVivoなどの分析ツールを使用し、文献から得られたデータを体系的に分類・統合した。こうした調査の過程を通じて、高齢者のコミュニティ養老に関する制度的課題や社会的背景を把握し、現行の政策の有効性や潜在的な改善点を検討した。本研究の文献調査は、両国の高齢化に関する多面的な理解を深めるために行われたものであり、今後の研究や政策形成に向けた重要な基盤を提供する。

3. 倫理的配慮

本研究は文献調査を主な手法としており、特定の個人に対するインタビューや観察等の直接的な調査は実施していない。そのため、個人情報取得・利用による倫理的リスクは極めて低いと考えられる。しかしながら、学術的誠実性を確保するため、調査・分析に用いたすべての資料や統計データについては出典を明示し、著作権や引用のルールを遵守した。また、研究においては中国および日本における政策・制度に関する客観的かつ中立的な記述を心がけ、特定の立場や価値観に偏らないよう留意した。さらに、他者の研究成果を利

用する際には、内容を正確に把握した上で適切に引用し、剽窃や不適切な編集が生じないよう細心の注意を払った。

4. 研究結果

本研究は、中国におけるコミュニティ養老の制度的特性および運営状況を中心に、多数の文献・統計資料に基づいてその実態を明らかにしたものである。研究の結果、以下のような知見が得られた。第一に、中国のコミュニティ養老は「居宅養老」「コミュニティ老人ホーム」「デイサービスセンター」の三形態に大別され、それぞれに特有の機能と役割があることが確認された。特にコミュニティ居宅養老は、低コストで家族の見守りのもと高齢者が自宅で生活を継続できる点で、経済的に持続可能なモデルとして評価されている。一方で、デイサービスセンターやコミュニティ老人ホームについては、設備・人材の不足が共通する課題であり、施設の運営体制や財政支援の脆弱さが高齢者の生活満足度の低下要因となっている。第二に、都市部と地方部との間において、サービス提供の質と量に大きな格差が存在していることが明らかになった。都市部では比較的多様な養老サービスが整備されつつあるのに対し、地方部や農村地域では基本的な介護・医療サービスすら十分に提供されていない。これは政府の政策的優先順位や予算配分の不均衡、ならびに地域ごとのインフラ整備や人材確保の困難さに起因している。第三に、精神的・社会的支援の欠如も重要な問題点である。多くの研究において、コミュニティ養老における高齢者の孤立感や心理的ストレスが報告されており、介護サービスの物理的提供だけでは不十分であることが示唆された。

5. 考察

中国におけるコミュニティ養老の発展に必要なのは、サービスの多様化と質の向上、地域格差の是正、精神的支援の充実、そして多職種連携と住民参加を前提とした制度設計であることを明らかにした。今後の中国高齢者政策の検討において不可欠な論点であり、今後の実証研究や政策提言の基盤として活用されることが期待される。

〔文献〕

- 1) 邵崗. (2010). 城市養老模式芻議. 理論界, (7), 199-200.
- 2) 秦密. (2018). 老齡化背景下鹿城区社區衛生服務機構的發展對策探討 (Master's thesis, 四川師範大学).
- 3) 祁峰. (2005). 建立具有中国特色的养老新模式—对大連市首創的 “居家养老” 模式的探討. 經濟問題探索, (2), 57-59.
- 4) 郭芳. (2014). 中国高齢者福祉施設の不足と制約: 日本との比較を通して. 21 世紀東アジア社会学, (6), 138-155.
- 5) 刘益梅. (2014). 社区居家养老服务模式的實現路径探討. 新疆範范大学学报: 哲学社会科学版, (2), 117-121.

在日朝鮮人「無年金」高齢者の被抑圧的経験に関するライフヒストリー研究

ー日本における脱植民地的ソーシャルワークの構想に向けてー

関西学院大学 人間福祉研究科 博士課程前期課程 金 梨恵 (1118)

キーワード：脱植民地化・AOP・インターセクショナルリティ

1. 研究目的

近年、ソーシャルワーク（以下、SW）専門職のグローバル定義では、「地域・民族固有の知」が SW の基盤の一つとして掲げられるようになった。カナダなど北米を中心とした国々で、先住民に対する植民地化の歴史が批判的に省みられ、SW が行ってきた先住民への搾取や抑圧に関する検証が進んできたからである。非西洋圏からも SW の脱植民化を主題とした研究が提起されている（Udah 2024）。脱植民地化は SW における重要な学術的・教育的課題と捉えられ（Klages et al. 2025）、AOP の展開との関連でも注目される。

一方で、日本の SW においては、自国の植民地支配や植民地主義を批判的に検証し、脱植民地化を指向するような理論・実践モデルは探究されていない。日本には在日朝鮮人、アイヌ、琉球民族などが居住しているが、SW 研究の領域でこれらの旧植民地出身者や先住民の経験に着目し、植民地主義・脱植民化について論じている文献はまだ少ない。

以上を踏まえ、本研究は、日本における脱植民地的（反抑圧的）SW 理論・実践の構想に向けた一助とするべく、日本の旧植民地出身者の中でも最大の人口集団である在日朝鮮人を研究対象とし、かれらが置かれてた被抑圧的状况について当事者の視座から明らかにした上で、それらミクロレベルの抑圧が、いかに植民地支配／植民地主義というメゾ・マクロレベルの社会体制・統治構造を基底として生み出されてきたのか考察を行う。具体的には、戦後創設された国民年金制度の加入対象から在日朝鮮人が除外された、いわゆる「無年金問題」を主題として、無年金状態に置かれてきた在日朝鮮人の中でも、とりわけ 1945 年以前の朝鮮植民地支配期から日本に居住している高齢者（以下、在日無年金高齢者）の生活史を取り上げ、かれらの被抑圧的経験およびその構造的要因について分析する。

2. 研究の視点および方法

ライフヒストリー研究法を採用し、在日無年金高齢者の生きた経験の語りが記録された一次資料を中心に分析を行った。主な資料として、在日無年金高齢者が 2000 年代に国を提訴した集団行政訴訟の陳述書と、在日無年金高齢者の生活状況に関するインタビューが収録されたルポルタージュを用いた。

データ分析にあたっては、在日無年金高齢者の「個人的」経験の語りを、その当時の時代状況を踏まえながらメゾ・マクロレベルの社会システムと関連づけて考察・解釈するため、主に歴史学・社会学領域の在日朝鮮人研究の文献を参照した。さらに、マイノリティが経験する多重的抑圧や権力関係を捉える上で有効な分析概念であり、AOP のコアテーマでもあるインターセクショナルリティを採用し、従来の在日朝鮮人研究で焦点化されてきた民族のカテゴリーだけではなく、ジェンダーや階級の要素にも着目した。

3. 倫理的配慮

本研究は日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程及び同研究倫理指針を遵守している。報告者が開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

在日無年金高齢者によって語られたライフヒストリーから、被抑圧的経験に関連する語りや、旧植民地出身者としての歴史的立場性を理解する上で重要だと考えられる語りを抽出・分類した結果、以下の共通する要素が認められた。

- 植民地支配期の朝鮮・日本において、語り手や親が朝鮮人であることを理由に差別的な扱いを受け、日本人に同化した言動を強制されたという語りが多くみられた。
- 植民地支配下の朝鮮で、親が小作農であったとの語りや、農産物の厳しい取り立てによ

って農家を継続出来なくなり、日本への移住を余儀なくされたという語りが散見された。
 ●移住後の日本では、親が低賃金の肉体労働に従事し、家庭の経済状況は幼少期から困窮していたという語りが大半であった。さらに経済的困窮は、語り手が親世代となった後や、中年・高齢期に至っても継続したことが示された。

●戦後の日本での生活においても、朝鮮人であることを理由に地域・職場・役所など様々な集団・社会的組織から差別的な扱いを受け、疎外されてきたという語りが多数みられた。

●病死や過労死によって、「家族を早くに亡くした」という語りが散見された。特に女性は夫の死後、シングルマザーとなることで一層困窮したというケースも複数認められた。

●女性は未就学の者が大半であり、男兄弟とは異なり、兄弟姉妹の子守や家事労働を課せられてきたことを訴える語りが多数みられた。

5. 考察

在日無年金高齢者の被抑圧的経験は、植民地支配期から既にその端緒がみられ、移住後の日本における【社会・経済的地位の低さ】【日常的な被差別体験】に関する語りに、特に連続性が示唆された。まず、【社会・経済的地位の低さ】に関しては、親が朝鮮で貧しい小作農であったり、農産物の厳しい供出を強いられたため、朝鮮の農村での生活が成り立たなくなり故郷を離れることになったという語りが散見された。この背景には、朝鮮総督府が1910年から実施した土地調査事業によって朝鮮人が土地を失い小作農が急増したことや、1920年からの産米増殖計画によって、日本への輸出米が増加したことなどが影響していると考えられる。このような帝国日本の植民地政策の影響を受け、困窮化した末に日本での働き口を求めた朝鮮人（語り手と親）たちは、被支配階層として民族的に差別されたと同時に、朝鮮で十分な貯蓄がなかったことも窺え、宗主国である日本に移住した後も下層労働者として低賃金労働に従事せざるを得なかったことが推察された。語り手は男女を問わず、皆ワーキングクラスに該当し、生涯を通じて過酷な肉体労働に従事しており、親の世代から階級上昇した者はいなかった。その背景には、貧困の世代的連鎖だけではなく、現代まで継続する民族差別／レイシズムが、様々な形で負の影響を及ぼしてきたことが示唆された。

次に、【日常的な被差別体験】に関しては、植民地支配期に、たびたび「非国民」と言われたという語りや、語り手の母親が「君が代」を歌えず警察に殴打されたというエピソードなど、朝鮮人が「国民」として形式的に包摂されながら日本人との同一化を強いられてきた同化政策や、「皇民化」政策の影響を示唆する被差別体験の語りが散見された。また戦後の日本での生活においては、朝鮮人であることや朝鮮的な文化様式を侮蔑されたり、日本人中心のコミュニティから疎外されたりしたという語りが多数みられた。これらの語りからは、植民地支配期から日本人・日本文化を主流とし、それに溶け込むことが出来ない朝鮮人を差別するという同化主義的思想を背景とした民族差別／レイシズムが、戦後日本社会においても継続してきた様相が窺えた。

また、語り手の中でも特に女性は、家庭内での性別役割分業の影響から未就学者が大半を占めるなど、在日無年金高齢者の中でも社会経済的に一層脆弱な立場に置かれてきたことが明らかになった。若くしてシングルマザーのとなった者も多く、その場合にも国民年金制度の寡婦年金を受給できないことにより、夫の死後さらに困窮化したことが示された。

以上の結果・考察から、在日無年金高齢者の被抑圧的経験には朝鮮植民地支配期から現代への歴史的連続性が認められ、同化主義的思想を背景とした民族差別／レイシズムやジェンダーが交差的に発動することで、当事者への抑圧が構造的に生み出されてきたことが明らかになった。

【文献】

Klages, A-L., Kleibl, T., Lugo, S., Abay, R, A. (2025) *Decolonial Methodologies in Social Work: Foregrounding Pluriversalism in Teaching and Research*. London: Bloomsbury Publishing.

Udah, H. (2024) 'Decolonising Research for Justice: Ethical Imperatives and Practical Applications', *International Journal of Qualitative Methods*, 23, 1-10.

第 3 分科会

医療ソーシャルワーカーの実習において養成校との連携体制の実態調査

ー実習指導者による語りから SCAT 分析で分かったことー

大阪南医療センター 高橋 祐也（日本医療ソーシャルワーカー協会）

キーワード：実習スーパービジョン・事前協議・パディ

1. 研究目的

実習現場では、養成校教員（以下、教員）から学ぶ理論や知識が実習プログラム（以下、プログラム）においての実践と結び付けられているのかが不透明であり、指導方法についての困難さを感じている。2009年の社会福祉士養成課程の新カリキュラムでは、実習スーパービジョン（以下、実習 SV）の実践が位置付けられた。小松尾(2015：33)は、「実習指導者（以下、指導者）は知識や技術を教える人というよりも、実習生が養成校で学び培ってきた知識や技術が、実習場面で活用するに堪え得るものか見極めたうえで、その後の指導を展開していくことが求められる。それらを実習 SV によって行うのである」と述べている¹⁾。また、ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン（2021）によると、「養成校と実習施設・機関とが実習前、実習中、実習後も密に連携を取ることが出来る体制づくりを行わなければならないとされている」²⁾。そのためには、実習前後も含めて、指導者と教員が協働で実習生を指導していく体制整備が必要である。医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）の分野では、養成校との連携体制の調査がされていない。

本研究では、MSW の各実習現場において、養成校との連携体制についての状況を把握するための調査を実施し、特に実習前後による教員との連絡方法や関わり方、プログラムの作成方法等についての現状や課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

- 1) 研究対象者：医療機関に勤めている MSW の指導者の管理者 4 名程度（2021 年の新カリキュラム改訂以降の実習指導経験者）であり、インタビューに協力していただける方とする。
- 2) 収集方法：4 名の管理者に対して、インタビューガイドを通して半構造化面接を行う。
- 3) 分析方法：データは、大谷が開発した SCAT 分析手法を用いて分析した。

3. 倫理的配慮

本研究は、2024 年 6 月 21 日、当院の倫理審査委員会で承認を得ている。また、企業等との関わりや、研究結果や参加者の保護に影響を及ぼす可能性のある全ての経済的利益関係等の利益相反の状況ではない。本研究抄録は、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」に基づいて作成している。

4. 研究結果

インタビューイ 4 名から 24 の共通性（一般性）と 40 の差異性（個別性）の計 64 の理論記述が抽出され、養成校との連携体制の現状と課題を明らかにした。以下の 7 つの枠組みに整理した。①実習前の連絡体制②実習計画書と実習プログラムの作成状況③巡回指導

や帰校日指導の内容④実習評価や実習後の関わり⑤工夫点⑥課題点⑦今後の展望

5. 考察

(1) 養成校と指導者との関係構築と事前協議の在り方（実習前の連携体制）

本調査では、「実習を母校や例年受けている養成校では、教員との関係性が出来ているため、事前協議は実施していない」との共通性が明らかになった。しかし、指導者はプログラム作成に対して、教員の積極的関与を希望していることが示めされ、教員と指導者がバディの意識化が大切であると述べており、「もっと踏み込んだ話し合いができるような関係構築」が重要であるため、教員との顔が見える事前協議の必須化が必要と考える。

(2) 巡回や帰校日指導の頻度や協議方法、内容（実習中の連携体制）

巡回指導の方法の共通性は、福田・岡田（2013:54）³⁾の調査同様に帰校日指導を前提とした体制であった。ただ、有効性を感じていると述べられている点や、1回の協議を指導者と実習生、教員との三者で行うこと等の工夫をすれば、1回の巡回指導でも有用性が高いことが示めされた。

(3) 指導者の実習評価方法と実習後の関わり（実習後の連携体制）

評価方法は、指導者同士の協議の上で評価し、特別な事情がない限り、基本的に教員が関与していないことが明らかになった。養成校ごとに評価表が違うことで、評価基準の質の担保することが難しいため、「教員と指導者間で評価基準の統一が必要」であることが示めされた。実習後は、実習報告会等への参加をしていることはあるが、特に関わっていないことが実情であった。実習後の学びを定着させるためにも報告会後は、実習生に対してのフィードバック体制を設ける必要がある。

MSWの実習において、実習前は、養成校との関係性の構築ができているため、事前協議を実施しない実習先が多かった。しかし、関係性が出来ていることが必ずしも養成校と密に連携しているとは言い難く、指導者が事前に計画書やプログラム、評価基準等を教員と協働して作成することが望ましいと考えながらも、それについてお互いに触れていないことが明らかになった。実習中においては、教員の巡回指導の頻度よりも1回の話し合いの協議方法や内容が重要であり、帰校日指導が前提の体制でも有効性があるのではないかと考えられた。実習前の事前協議の実施が重要であり、教員が事前に関与できる仕組みを義務化することも一つの方法である。今後は、養成校側の状況を確認する必要があるため、教員へのインタビュー等を実施し、双方の課題を明確にしていくことがさらに連携体制の強化に必要な取り組みであると考えられる。

【文献】

1) 小松尾京子（2015）「実習指導者による実習スーパービジョンの課題-教育的機能を中心として-」『日本福祉大学社会福祉学部』133-83

2) 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（2021）「ソーシャルワーク実習指導・実習のための 教育ガイドライン」

(https://jaswe.jp/doc/202108_jisshu_guideline)

3) 福田公教・岡田忠克（2013）「ソーシャルワーク教育における実習指導体制に関する研究」『人間健康学研究第5・6合併号』54

「ソーシャルワーカー向け現象学研究ワークショップ」の評価

ーソーシャルワーカーが現象学を学ぶ意義とプロセスー

川崎医療福祉大学 植田 嘉好子 (0950)

キーワード：ソーシャルワーカー 現象学的研究 プログラム評価

1. 研究目的

本研究は「ソーシャルワーカーが現象学的研究を実践するための研修モデルの構築」に向けて実施した、「ソーシャルワーカー向け現象学研究ワークショップ」の評価を目的としている。現象学とは認識の哲学原理であり、クライアントにとって疾病や障害、社会的抑圧がどのように経験されているのかといった、人々の生きる上での意味を深く理解するための方法論として援用される。心理学や看護学、教育学等では現象学的研究が一定程度報告されるが、ソーシャルワークでは特に国内では僅かに散見されるのみである。

2014年のグローバル定義において、ソーシャルワークが実践であり「学問」とであると明記された。研究者だけでなく、現場のソーシャルワーカーが現象学的研究の方法を身につけられれば、個々の「一回性」の支援実践が科学的に積み上げられ、ソーシャルワークの学問としての発展にも寄与すると考えられる。

本発表においては、ワークショップの内容の妥当性および展開の適切性への評価を含め、受講を通して変化したソーシャルワーカーの現象学に対する認識や態度を、彼ら自身の側から明らかにすることを第一義的な目的とする。

2. 研究の視点および方法

評価の枠組みとして、「プログラム評価の5階層」（山谷他 2020：37）を参照し、本研究におけるワークショップの評価階層を表した。④を中心に、③および②へと進める。

①プログラム・ニーズ評価 (ニーズを的確に捉えた目標か)	現象学的研究ワークショップがソーシャルワーカーに求められているか、実践に役立つか
②プログラム理論評価 (目標を達成できる計画か)	大学院7コマ構成の授業を土台に、現場実践者向けに分かりやすく再編されているか(3H×3日間：1ヶ月間隔)
③プログラム・プロセス評価 (計画が実際にどう展開されたか)	受講者の反応や質問、ディスカッションの内容により、時間配分や説明方法を調整しながら進めたことの検証
④アウトカム／インパクト評価 (プログラムが変化をもたらしたか)	受講者の現象学的研究に対する関心が高まったか、内容の理解、事例分析の成果、実践へのフィードバック等
⑤プログラム・効率性評価	費用対効果、事業継続の可能性の評価

評価の根拠資料は、受講者がワークショップ内で作成した「事例演習シート（3種）」、受講後に記入した「リフレクションシート」、受講中の発言や態度等の「観察記録」である。なお、オブザーバーとして現象学的研究の経験のあるソーシャルワーカー2名に参与観察や進行補助を依頼し、受講者／企画者／オブザーバーの三者の視点からの評価を試みた。

3. 倫理的配慮

本研究は川崎医療福祉大学倫理委員会の承認を得て実施し、匿名性を確保するなどプライバシーに配慮して実施した（承認番号 21-037）。本演題に関して開示すべき COI はない。

4. 研究結果

本研究で採用する佐久川（2013）による現象学的研究法は、【1】見る側の「視点の転換」によって、【2】より本質的な対象理解へ至る、という特徴を持つ。本ワークショップの受講者3名は、事例の対象が「発達障害児」「後輩 MSW」「退院患者」と異なっていたが、全員が上記【1】【2】をかなりの程度達成できていた。（「アウトカム/インパクト評価」）

この成果の「プロセス評価」として、本ワークショップが〔Ⅰ. 現象学的研究の講義〕→〔Ⅱ. 事例の記述とコンテクスト化〕→〔Ⅲ. 実存的意味の取り出し〕→〔Ⅳ. 視点の変化の言語化〕と進む中で、質疑応答やディスカッションが【1】「視点の転換」に重要な役割を果たすことが明らかになった。他の受講者や講師から「こういう意味ですか？」等と様々な角度から質問を出されることで、暗黙に前提としていた事例への捉え方に気づき、その質問への応答をあらたに言語化しようとする営みの中で、他の受講者と協働しながら別の視点を見出していた。受講者自身の潜在的な考え方や価値観が自覚化され、事例の状況を捉え直し、クライアントの実存的意味に近づく【2】が起こることが確認された。

また準備した教材やワークシートの「プログラム理論評価」は、受講者から「現象学は難しい」「概念的」という意見があった一方で、「現象学は本人の側から状況を解明していくという点において、SW の過程と親和性が高いと感じた」「志向性、判断保留といった現象学の概念は、SW の自己覚知や非審判的態度の考え方と通ずるので、理解しやすかった」という意見もあり、SW の実践や理論に結び付けて伝えることの重要性も再確認された。

5. 考察

長期で学ぶ大学院とは異なり、3日間の短期間であっても受講者同士が率直にかつ相手を尊重しながら尋ね合う関係を促すことによって、現象学的研究の体験が実現された。しかし、「現象学的方法を身につけて実践できるようになる」という目標までは達成できず、教材や展開方法を改良し、その後の学会発表や論文投稿へのステップ・プログラムを開発することも課題である。また本研究では「ニーズ評価」は想定していなかったが、「このような本人理解を深める研究がしたかった」「現場ではハウツーを教える研修が多く、理論と結びつけて検討する機会がない」等の受講者の声から、ソーシャルワーカーの置かれている昨今の状況において現象学的研究がいかなる意義をもつのかも再考していかなければならない。

【文献】 山谷清志・源由理子・大島巖ほか(2020)『プログラム評価ガイドブック—社会課題解決に向けた評価方法の基礎・応用』晃洋書房。

佐久川肇・植田嘉好子・山本玲菜(2013)『質的研究のための現象学入門—対人支援の「意味」をわかりたい人へ（第2版）』医学書院。

※本研究は、JSPS 科研費 21K01989 の助成を受けて実施した研究成果の一部である。

我が国での Military Social Worker 養成ガイドラインの開発に関する一考察

高知県立大学 田中 顕悟 (0902)

キーワード: Military Social Work Military Social Worker 養成ガイドライン

1. 研究目的

米国ではMilitary Social Work（以下、MilSW）実践及びその研究が進展しており、さらに専門職（Military Social Worker、以下、MilSWer）養成コースが一部の学部・大学院において設置されている。その養成にかかわるガイドラインとしてCouncil on Social Work Education（以下、CSWE）が2010年に“Advanced Social Work Practice in Military Social Work”（以下、Advance）を、そして2018年に“Specialized Practice Curricular Guide for Military Social Work”（以下、Specialized①）が、2024年に“Specialized Practice Curricular Guide for Military and Veteran Social Work”（以下、Specialized②）が公開・活用されている。日本では、MilSWの実践・研究ならびにMilSWer養成に関する認識は十分に進んでいない。我が国はMilitaryは有していないものの、自衛隊という国防に関わる組織が存在している。そこでは、災害派遣・海外派遣活動及び通常業務の負担増及び昨今の安全保障環境から、隊員とその家族への負担は増加していると推測され、今後、彼らへのソーシャルワークサポートの必要性が高まると考えられる。本研究では、米国のMilSWer養成ガイドライン（以下、ガイドライン）を精査・分析し、その知見を基に日本におけるMilSWの展開とガイドラインの開発に関する基礎的研究となることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では先ず米国のガイドラインの全体像を把握した。具体的には、先に挙げた3冊のガイドラインの精査・分析を行った。特に、「Advance」発刊から14年の間に行われた2回の改訂の経過を考慮し、各ガイドラインの比較を通じてその変更内容の特徴を明らかにした。研究は文献・資料研究に基づき、関連する先行研究や米国国防省のWebサイトにおける見解・報告書、SW研究者や実践者による先行研究、MilSWer養成コースを設置している学部・大学院が公開している資料などを精査・分析した。これにより、ガイドラインならびにMilSWer養成の現況と特徴を集約し、その結果を基に考察を進めた。本研究は、ガイドラインの変遷と特性を考究し、我が国における援用の基盤を築くための基礎的な知見を整理することを目指している。

3. 倫理的配慮

先行研究を基にした文献・資料レビューを行い、その結果をもとに報告者の見解を提示するものであり、ソーシャルワークサポートの利用者・家族等を対象としていない。先行研究レビュー及び結果・考察の集約に際しては、引用・参考とした各種文献・資料における知見と報告者の知見を明確に区別し倫理的基準・倫理的配慮の遵守し、他者の研究成果を尊重し研究の透明性の確保を行った。研究過程では本学会「研究倫理指針」に即し研究倫理上の配慮を行った。本研究に関連して開示すべき利益相反（COI）は存在しない。

4. 研究結果

「Advance」ではMilSWの定義が設定されると共に、CSWEのEPASを枠組みとして10項目の教育項目等が設定されている。特に「Selected Practice Behaviors」では、MilSWに特化した必要な専門知識（Military Culture・Behavioral Health 課題の理解と対応・倫理的判断等）と専門技術及び関連する実践行動を示している。「Specialized①」は、2015年のEPAS改訂にもとづき項目・内容共に刷新され、主に9項目のコンピテンシーに即して、「Readings、In-Class Exercises、Media、Assignments、Field Activities」が示されている。「Specialized②」は2022年のEPAS改訂による教育方針及び認可基準に準拠しており「Specialized①」のコンピテンシー9項目の内容の更新に加え、10番目のコンピテンシーとしての「Prevention」が追加されたことが特筆される。現行の「Specialized②」は、MilSWerが対応すべき新たな課題やニーズが示し兵士の多様な任務の経験を考慮し、戦争だけでなく女性兵士・LGBTQ+の兵士・退役軍人など様々な背景を持つMilitary関係者への理解とソーシャルワークの重要性を深めることを狙いとしている。また、それらの課題に関連する資料等も追加されていることが明らかとなった。

5. 考察

米国のMilSWは、兵士・退役軍人とその家族に特有の生活課題への対処のために不可欠な実践と言える。CSWEが2024年に発行した「Specialized②」では、MilSWに固有の専門的知識・技術が強調され、さらに兵士・退役軍人に特徴的なBehavioral Healthの課題への理解と対応及び多様性の尊重が重要視されていると考えられる。現在の安全保障環境下で活動する日本の自衛隊の現況を鑑みると、我が国でもMilSWの導入が必要と考えられ、特に心理職等が対応している隊員のメンタルヘルスならびに隊員が直面する生活課題の影響を受ける家族への支援が急務であると推察される。これらのことから、MilSWの専門的知識・技術を有した専門職の養成と実践活動の普及が必要とされる根拠が明確となった。併行してMilSWの専門的知識・技術が習得可能なガイドラインの検討も必要であり、MilSWに関わる実践的な知識と技術を学生に効果的に教授することを目的に策定されたCSWEのガイドラインを基盤とした我が国独自のガイドラインの構築を進めることが肝要であろう。今後はさらに「Specialized②」の分析を行い、自衛隊の現況ならびに我が国の社会福祉専門職養成体系を考慮した我が国独自のガイドラインの検討・作成を進める予定である。

【文献】

Council on Social Work Education (2010) "Advanced Social Work Practice IN MILITARY SOCIAL WORK"

Council on Social Work Education (2018)" SPECIALIZED PRACTICE CURRICULAR GUIDE for MILITARY SOCIAL WORK"

Council on Social Work Education (2024)" Specialized Practice Curricular Guide for Military and Veteran Social Work"

目標標準型教育の視点からみたソーシャルワーク実習における実習プログラムの 実施状況と課題

ー実習指導者評価表を用いたプログラム実施状況の可視化と分析ー

日本福祉大学 添田 正揮 (0923)

キーワード：目標標準型教育、ソーシャルワーク実習、実習プログラム

1. 研究目的

本研究の目的は、目標標準型教育の観点から、ソーシャルワーク実習における実習プログラムの実施状況を明らかにすることである。特に、実習指導者が用いる評価表に着目することにより、実習プログラムが教育目標に基づいて適切に実施されているかを検討する。

2. 研究の視点および方法

ソーシャルワーク実習においては、近年「アウトカム基盤型教育」や「目標標準型教育」の理念に基づいた教育実践が求められている。特に、実習指導者が評価主体となって実習生の達成度を評価することは、厚生労働省の実習指針においても明確に規定されている。実習プログラムの実施状況や教育目標の達成度を適切に把握するためには、実習教育の構造および教育評価の理論に基づいて作成された評価表の分析が重要である。評価表は、実習指導者が評価主体として活用するものであり、実習生の学習成果（アウトカム）を把握する上で不可欠な資料である。本研究では、ソーシャルワーク実習における実習指導者による評価表のうち、実習生が「経験していない」と評価された項目を抽出し、実習プログラムの実施状況を分析する。以下の2つの視点から考察を行う。

①国家資格養成教育の観点から

実習科目の厚労省指針に規定された「教育に含むべき事項」は、例外なく全ての実習生、実習指導者、教員が従うべき基準であり、実習指導者は実習プログラムにこれらの事項を組み込み、実習生が経験できるよう準備しなければならない

②達成度評価の観点から

適切な評価を行うためには、具体的な教育目標の設定が必要不可欠である。教育目標（達成目標と行動目標）の理論的根拠となるのが、①厚生労働省「ソーシャルワーク実習」の指針と②日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン」である。日本福祉大学社会福祉学部の実習評価表は、実習教育の構造および目標標準型教育の理念に基づき、学生の達成度を的確に評価できる項目を設定しているため、理論的かつ体系的な分析が可能となる。

3. 倫理的配慮

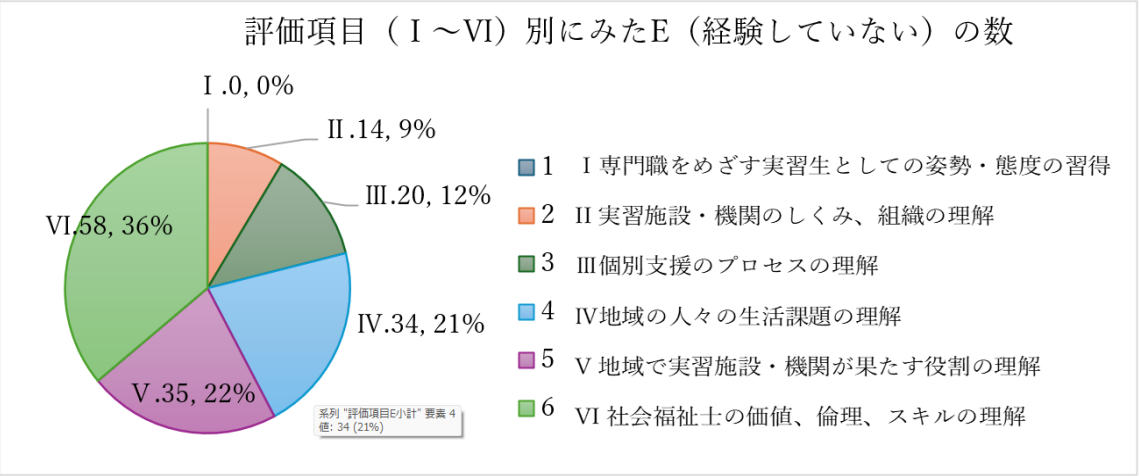
本学会の研究倫理規定を順守し、日本福祉大学実習教育研究センターの組織的な了解を得て実施した。また、研究対象は学生の評定ではなく、学生が経験していない実習内容であり、個人情報の収集および使用は行わず、学生および実習指導者への介入を伴うものではないことから倫理的配慮を要する研究には該当しない。

4. 研究結果

(1) 実習生が経験していない項目

評価表の評価項目は6区分（Ⅰ専門職をめざす実習生としての姿勢・態度の習得、Ⅱ実習施設・機関のしくみ、組織の理解、Ⅲ個別支援のプロセスの理解、Ⅳ地域の人々の生活課題の理解、Ⅴ地域で実習施設・機関が果たす役割の理解、Ⅵ社会福祉士の価値、倫理、スキルの理解）が設定されている。評価尺度は、4（十分できた）・3（ある程度できた）・2（あまりできなかった）・1（できなかった）・E（経験していない）の5段階である。

評価項目のうち、評価尺度E（経験していない）の数は161件であり、Ⅰを除くすべての評価項目で発生している。最もEが多い項目は「Ⅵ社会福祉士の価値、倫理、スキルの理解」で58項目、次いで「Ⅴ地域で実習施設・機関が果たす役割の理解」となっている。



5. 考察

本研究を通して、社会福祉士に求められる実践能力を習得する機会を得ることができなかった項目があることが明らかとなった。今後の課題としては、実習プログラムの実施に影響を与える変数を漏れなく対象とし、実施できなかった理由や背景も含め、より丁寧な分析を行うことが求められる。評価主体の観点からいえば、実習指導者による評価結果だけではなく、その他の主体による評価（学生の自己評価、教員による評価、他の職員による評価）の結果も把握することが求められる。また、アウトカム基盤型教育の観点からいえば、アウトカムにつながるインプット、つまり事前学習や教育の内容を検証することにより、学び手側の実習生の学習準備状況を整えることにもつながる。

〔文献〕

日本福祉大学実習教育研究センター「2024年度日本福祉大学実習教育研究センター年報第22号」2025年5月発行

第 4 分科会

特別支援教育におけるスクールソーシャルワーカーの役割と必要性

ー中国北京市西城区の小中学校におけるインタビュー調査をとおしてー

○ 東京福祉大学・大学院社会福祉研究科 ティ カイリン（申請中）

加藤 洋子（日本医療ソーシャルワーカー協会 10243）

キーワード：スクールソーシャルワーカー・連携・特別支援教育

1. 研究目的

本研究は中国の通常学級の心理教師と担任教師を中心に、教育現場の実態と課題を論じ、具体的な役割を明確にする。次に中国におけるスクールソーシャルワークと日本のスクールソーシャルワークに関する文献に基づき、中国のスクールソーシャルワークの現状を明らかにし、課題を明確する。さらに、障がいのある子どもの教育権利を守り、彼らの教育支援の質を向上させるための提案を行う。またこれらの研究をとおしてスクールソーシャルワーカーの役割拡大とその効果に期待し、中国での特別支援教育への連携と活用について提案する。

2. 研究の視点および方法

本研究で、中国における特別支援教育の現状と課題を明らかにし、スクールソーシャルワーカー（SSW）導入の必要性を検討することを目的とする。第一に、中国と日本の制度的背景を比較し、教育と福祉の連携に注目した先行研究レビューを行った。第二に、北京市西城区の通常小・中学校で随班就読¹が実施されていたため調査対象とした、フィールドワークと半構造化インタビューとを実施し、質的記述的分析により、現場実態と制度課題の両面から、SSW導入の意義と今後の課題を示唆した。

3. 倫理的配慮

本研究は広島文化学園大学看護学部・看護学研究科倫理委員会の承認を得て研究を行った。（承認番号：1805）。調査の実施にあたっては、研究の趣旨と目的、方法とプライバシーの保護、および拒否権について説明し、結果については論文に載せる旨を伝え、同意を得られた方のみをインタビュー調査の対象とした。また、個人を特定しないように、対象者の氏名、関係者の氏名、関係機関等の固有詞は、原則としてアルファベットで表記した。本研究に関して、著者には開示すべき利益相反は存在しない。

4. 研究結果

¹ 随班就読とは、一定の能力を有する視覚障害、聴覚障害、知的障害を持つ子どもなどを近くの普通学校に就学させ、普通生徒と一緒に学び、活動し、共に発達、学習する教育形態である。

本研究は、中国における通常学級の特別支援教育の実態と課題を明らかにし、スクールソーシャルワーカー（SSW）の導入の必要性を検討したものである。インタビュー調査を通じて、教育現場では特別支援教育の専門性の不足、教員の業務過多、早期支援の困難、福祉との連携不足といった複合的課題が存在することが明らかとなった。こうした背景において、日本の「チーム学校」構想に見られるような、教育・心理・福祉が連携する支援体制の構築が、中国の教育現場にも求められている。特に SSW は、教師の負担を軽減しつつ、家庭・地域・福祉機関をつなぐコーディネーターとして機能する可能性を持つ。今後、中国におけるインクルーシブ教育の質的向上を図る上で、SSW の制度的整備と専門人材の育成が急務であると考えられる。

5. 考察

本研究の結果から、中国の通常学級における特別支援教育には、制度と現場実践の間に大きなギャップが存在することが明らかとなった。政策面では障がいのある子どもの就学を保障する法整備が進められているものの、現場では専門的支援体制が不十分であり、教員の多忙化や支援ノウハウの不足、家庭や地域との連携の欠如が課題として明らかにした。

特に心理教師や担任教師は、障がいのある子どもへの対応に苦慮しながらも、外部支援が乏しい状況に置かれており、早期発見や多面的支援が難しいという声が多く寄せられた。このような実態から、教育現場におけるコーディネーター的存在として、スクールソーシャルワーカー（SSW）の導入が強く望まれる。日本における SSW の事例では、教育と福祉の橋渡し役として多職種連携の中核を担っており、中国においても同様の仕組みが障がいのある子ども支援の質的向上に資すると考えられる。現場支援と制度設計の双方をつなぐ存在として、SSW の役割は今後ますます重要になるといえる。

【文献】

- 1 スクールソーシャルワークとインクルーシブ教育—福祉と教育の連携のために—, 単: 2017 年 3 月 相模女子大学紀要 VOL. 80
- 2 宮之原弘 (2018) 「日本におけるスクールソーシャルワークの誕生と展開」名古屋大学 p 45-47
- 3 安原佳子 (2012) 「障がいのある子どもに対するスクールソーシャルワークの役割と課題」『桃山学院大学社会学論集』46 (2) p75-95
- 4 住友 剛 (2009) 「教育制度論的観点からの学校ソーシャルワーク (SSW) 研究の必要性 -- 子どもの人権救済・擁護活動との比較検討をふまえて」『京都精華大学紀要』35 p123-142
- 5 山野則子: スクールソーシャルワークの価値. 山野則子他編: よくわかるスクールソーシャルワーク, ミネ ルヴァ 書房, p24-p25, 2012
- 6 赛哈 (2018) 「“随班就读”小生教育的社会工作介入研究--以锡林浩特市 E 校为」

中国における「流動児童」に関する臨床教育学研究

－「流動児童」の女子児童の教育問題に着目して－

○東京福祉大学大学院 博士課程2年 徐 安琪（申請中）

加藤 洋子（10243）

キーワード：流動児童 教育政策 戸籍制度

1. 研究目的

現代中国の経済発展に伴い、農村から都市への大規模な人口移動が進行し、「流動児童」と呼ばれる農村出身の子どもたちが都市部に急増している。

農村部の教育投資不足や中国特有の戸籍制度は、彼らの都市部での教育機会を著しく制限し、進学・就職における不利な条件となっている。

本研究は、こうした流動児童の実態とその教育が与える影響を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、流動児童に焦点を当て、その生活実態や心理的影響、さらには教育支援の在り方について、臨床教育学的な視点から明らかにする。

研究対象は中国上海市内の公立小学校3～4年生の男子児童5名、女子児童5名とその保護者10名程度（有意抽出法）である。

3. 倫理的配慮

本研究の開始にあたり、東京福祉大学大学院教育学研究科の研究倫理審査委員会に申請を行い、承認（2304-03）を得た上で調査を実施した。

流動経験にまつわる語りは、場合によっては対象者に心理的負担を与える可能性がある。

そのため、インタビューは対象者の心理状態に十分配慮しつつ、無理のない範囲で行った。また、対象者が話を中止・中断したい場合には、尊重するとした。

利益相反（COI）はありません。

4. 研究結果

経済的要因や家族不在により生じる流動児童の学校適応問題を検討する。適応困難の主な要因は、標準語非習得と言語の壁、および地域間の教育内容・教材の差異である。調査から、学校は標準語コースの拡充、心理カウンセリング、個別指導といった支援体制を構築していることが判明した。保護者は多忙ながらも子どもの学業と精神面を重視しており、

男女平等については「性別は制限でない」と考える一方、男女の労働収入差は女性の家庭役割に起因する職業性質によるものと認識していた。

5. 考察

本研究のインタビュー調査から推測されることは、以下のような点である。

流動児童は、現在、中国教育部は戸籍政策の緩和を一部進めているが、その範囲は限定的であり、依然として政策の限界は高い。調査からは、現地教材と都市部教材の不一致が判明した。全国統一教育指導要領があるにも関わらず、地域間で教科書の難易度が大きく異なり、転校後の学習進度不適應や成績不振が流動児童の心理的プレッシャーとなり、学習嫌悪に繋がるケースもみられる。

そのため、学校は家庭と協力して、子どもたちをしっかりとサポートすることが必要であることと考えられた。

【文献】

- 1) 劉楠 2017「現代中国農村における「留守児童」問題に関する研究動向と課題-家族関係、子どもの教育とジェンダーを中心に」、山形大学紀要(社会科学)、47(2)別刷:21--33。
- 2) 中国勞工通訊「農民工と彼らの子ども達」_https://www.clb.org.hk/zh-hans/content/農民工及其子女(最終閲覧日 2023年2月3日)
- 3) 植村宏美、2009、中国における「農民工子女」の教育機会に関する制度と実態風間書房：2、東京
- 4) 韓雷・侯新望、2020、「女性の学歴が高ければ、男女の賃金格差は縮まるのか？ [J]」、『労働経済研究』8(5):47-69
- 5) 郭学福、2011、「新生代農民工对子女受教育期望探析—以朝阳村外来務工群体為例」『2011年貴州省社会科学学。學術年会論文集』、103--107。
- 6) 羅曉明 2015『新生代農民工对子女教育期望的質性研究』、南京師範大学修士論文。
- 7) 蘇雪萍 2014「比較視角下流動女童受教育基本情况分析」当代教育理論与实践、6(11):21-23
- 8) 盧暉臨・梁艷・侯郁聰 2015「流動兒童的教育与階級再生產」、『山東社会科学』、03:79-87。
- 9) 袁曉燕 2015「教育回報率的性別差异研究」、『統計与信息論壇』、4:98-102。

若者がフードバンクにアクセスする背景の質的分析

－支援につながらないと言説の再検討－

東北福祉大学 清水冬樹 (1072)

フードバンク、若者、エンパワメントの萌芽

1. 研究目的

本研究は、支援につながりにくいとされてきた若者が、なぜフードバンクという NPO 等による必ずしも制度に基づかない支援にアクセスできたのかに着目し、その背景にある要因や関係性を、彼らの語りを通じて明らかにすることを目的としている。

制度に基づく支援から距離を取る若者の課題は、しばしば個人の性格的特性や社会的スキルの不足に帰されやすいが、岡部（2020）が指摘するように、支援制度そのものが内包するスティグマや選別性といった構造的課題がアクセス困難をもたらしていると考えられる。本研究では、フードバンクのような支援にアクセスが可能となった要因とその意義を分析し、彼らが直面している構造的な生活問題へのアプローチのあり様を検討する。

2. 研究の視点および方法

本研究は、支援制度とのつながりを、単なる制度の認知やアクセスのしやすさではなく、若者と支援機関との関係性や相互作用から生まれるプロセスとして捉える。支援へのアクセスは、制度が表面的に開かれているか否かだけでは説明できず、評価を受けないことや柔軟な対応といった関係性の質が大きな影響を与えると考える。

調査は 2024 年 8 月から 12 月にかけて、 β 県内の α フードバンク利用者のうち 20～40 代の若者 12 名を対象に半構造化インタビューを実施した。得られた語りを逐語録化し、質的分析支援ソフト Nvivo 14 を用いてオープンコーディングを行った。その後、カテゴリーを生成し、若者が制度的支援を回避しながらも α フードバンクにアクセスできたプロセスの構造を明らかにした。

3. 倫理的配慮

本研究は人を対象とした研究であり、実施にあたって以下の倫理的配慮を行った。インタビュー前に、研究の目的・方法・録音の有無について記載した文書を配布し、口頭説明後に同意が得られた場合は署名を求めた。インタビューはプライバシーが守られる静かな場所で行い、録音データは所属機関内の報告者以外アクセスできないクラウドストレージに保管した。逐語録作成時には匿名性を確保し、個人名や地名は特定できない形とした。調査は東北福祉大学研究倫理委員会の承認（RS240202）を得て実施し、本原稿は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」および「研究倫理指針」に準拠して作成した。本発表に関して開示すべき COI はなく、当日配布資料も同様の配慮に基づいて作成した。

4. 研究結果

回答者全員が、家計の逼迫、雇用の不安定さ、DV、犯罪、性被害等 ACEs を経験するなど複合的な生活課題を抱え、これらが孤立・孤独につながっていた。語りからは、予期せ

ぬ人生の展開への戸惑い、自己像の揺らぎ、将来への不安といった感情が浮かび上がった。フードバンクについては感謝と抵抗感が併存し、生活保護等制度に基づく支援だけでなく民間による制度に基づかない支援の利用への依存を避け、就労収入を確保して自立へ向かいたいという意志が多く語られた。フードバンクにつながった経過は、協力者自身がネットやSNSで調べたものから、医療・教育現場を介したもので多岐にわたっていた。「夢」や「希望」が突如崩壊したという喪失の語りからは、人生の連続性が断絶したという感覚が強く表れていた。自身を支援に値すると捉えない協力者もいたが、資産調査のような支援の利用条件等を聞かれることなく、純粹に食料の提供を受けることができたことが、自身の存在価値を高めることや、他の同様の状況に置かれている人々とのつながりを考えるようになったり、誰かの役に立ちたいと考えたりすることにもつながっていた。

5. 考察

フードバンクの利用を通じて調査協力者らが獲得したものは、食料にとどまらず、「支援を積極的に求めたいとは思わないが、それでも自分を気にかけてくれる他者がいる」という承認と、「他の利用する人に会ってみたい」というつながりへの希求であった。

この背景には、 α フードバンクが制度的支援とは異なり、「選別」や「管理」といった要素を若者たちに感じさせず、彼らのニーズを即時に受け止め、対人的な負担や評価なしに支援を提供するという、利用のハードルが低いことが大きいと考えられる。

若者が自己責任意識の内面化、制度との距離感、支援への躊躇いの強さなど、支援へのアクセシビリティをめぐる課題が他の世代と比して顕著であることはこれまでも指摘されてきた。社会参加の機会や関係資本を蓄積する最中にある若者たちにとって、制度的支援の利用が社会から脱落と受け止められやすく、そのこと自体が支援への障壁となっていた。本研究は、こうした若者に見られる支援を回避する傾向に対し、制度に基づく支援ではなく、ラベリングの少ない支援がいかにアクセスの入り口となり得るかを示し、これまで言われてきた若者支援のあり方を再確認するものとして位置づく。

とはいえ、こうした食料支援の意義を個人の問題として捉えることは慎重でなければならない。調査協力者が経験する構造的な生活課題の解決を偶発的なつながりとなるフードバンクだけに求めることはできない。一方で、調査協力者が異口同音に語った「他の人たちと話してみたい」「役に立ちたい」という思いは、支援経験がもたらすエンパワメントの萌芽として位置づくと考えられる。つまり、「私の問題」を「私たちの問題」、そして「社会の問題」へと捉え直す機会を構築するきっかけとなるのではないかということである。

参考文献

岡部茜 (2020)「新自由主義的統治に抗する若者ソーシャルワークの課題」『立命館産業社会論集』56(1), 93-108.

本研究は東北福祉大学 感性福祉研究所 研究推進事業令和4年度 学内公募型課題研究（学科横断, 研究代表者東北福祉大学総合福祉学部福祉心理学科講師柴田理瑛）の一部です

不登校の子どものいる母親がエンパワメントに向かうプロセス

ー M-GTA による分析により捉えたジェンダーをめぐる課題ー

聖徳大学／東京福祉専門学校 非常勤講師 小倉明子（1121）

キーワード：不登校 母親 エンパワメント

1. 研究目的

本研究では、母親規範が自他に顕著に意識化され、抑圧を受けやすい不登校の子どものいる母親にとって、家庭や学校から求められる母親役割がいかなるものであるのかを把握し、どのようなジェンダーをめぐる諸課題を母親たちが抱える傾向にあるのかを明らかにする。そのうえで母親をストレングスを持つ存在として捉え、いかなるプロセスを経てエンパワメントに向かうのかを可視化することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

令和5年度の不登校児童生徒数は34万人を超え、その対応は急務であるが、その母親は、周囲から求められる「学校に通わせる役割」に負担を感じ、孤立して課題を抱え込み、周縁化されていく傾向がある。しかしながらその母親たちへの支援に焦点が当たることは少なく、特にそれをエンパワメントの視角で捉えた研究は立ち遅れている。

そこで親の会、オルタナティブスクール、フリースクールと3つのタイプの異なる不登校支援団体より不登校の子どものいる(或いはかつて育てていた)母親をご紹介いただき、「不登校の子どものいる母親が意識を解放するプロセス」を分析テーマに半構造化インタビューを行い M-GTA の手法を用いて分析をし、考察を試みた。

3. 倫理的配慮

インタビュー調査については立教大学コミュニティ福祉学部倫理審査会の承認(KOMI23009N)を得て実施しており、利益相反はない。その内容及び当日配布の資料とも「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」に違わないことを確認している。

4. 研究結果

母親たちの子どもの不登校に伴う葛藤や、支援団体を拠り所に仲間と連帯して解放に向かったプロセスを27の概念としてまとめ、それを、ストーリーラインと結果図によって明らかにした。27の概念は4つのカテゴリーに分類し、そのうち【人生の主体への回帰】を全体の核になるコアカテゴリーと位置づけた。4つのカテゴリーの中にはさらに合計7つのサブカテゴリーを設けている。下記は全体のコアカテゴリーを説明したストーリーラインと結果図の概要を示したものである（カテゴリーは【】、サブカテゴリーは《》、概念は下線で示している）。

*ストーリーライン：不登校の子どもがいる母親が自分の意識を解放するプロセスは、規範が重んじられる社会の中で母のようにと躰けられ、こうあるべきと気持ちを飲み込むなど、《他者の基準に照らして生きる》ことが常態化していた母親が、時間を味方にし、自分自身の声を聴くことに正直になる事によって新たな局面が拓けていく。家族の共鳴を信じることは、時に後悔と共存する痛みを伴うが、その体験を活かそうと言ってもいいんだ、と発言する事へのためらいを払拭し、自らに誇りを持つことで、母親は《自分の意識を描き換える》段階に至り、【人生の主体への回帰】が可能になるのである。

*結果図：交差性概念を参考にし、母親には「個人としての私」「家族の中の私」「社会で生きる私」という異なる次元に基づく立場があり、それらが絡み合う狭間に言語化しにくいジェンダーをめぐる葛藤があることの可視化を試みている。しかしながらその狭間はエネルギーの源泉でもあり、葛藤はやがて経験値となって活かされ、人生を豊かにしていく可能性を秘めている。その様相は発表の際に結果図として詳細に報告する。

5. 考察

不登校の子どもがいる母親の生きづらさを左右する要素のひとつに、支援者が母親の声を的確に聴きとれていないという懸念があるということは否定できない。実際、多くの母親から、女性の複雑な立場や心労について家族や学校の先生、支援者らに「言っても伝わらない」と落胆する体験があったことが語られた。支援者らが自らのジェンダーや立場をめぐる特権性に自覚を持ち、社会の不平等を敏感に聴き取ろうという姿勢の中にこそ、規範的な発想に基づく抑圧を軽減していく可能性があるのではなかろうか。

他方、インタビューの中では子どもの不登校に際し、母親たちが従来の規範や刷り込まれてきた価値観を手放し、母親自身の親（子どもの祖父母）との《親子関係の再定義》を経て、自らもエンパワメントに向かう様相も見受けられ、それは母親のニーズやストレスを的確に汲み取り、活かそうとするジェンダーセンシティブティのある支援によって促進されていた。不登校の子どもがいる母親の支援にジェンダーセンシティブティの視角を採り入れることは結果的に母親をケア役割を担う者としてだけではなく、全人的存在として捉えることに繋がるため、ソーシャルワークの原理に合致する。また提示した結果図が支援者と母親が協働してアセスメントをする際に参照されれば、母親は自らを解放へ向かう途上にあると認識しやすくなることに加え、支援者にも新たな介入の糸口を示唆していくものと考えられる。

【文献／参考データ】

木下康仁（2020）『定本 M-GTA-実践の理論化をめざす質的研究方法論』医学書院。

[令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果](https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_1_2.pdf) 本体資料 https://www.mext.go.jp/content/20241031-mxt_jidou02-100002753_1_2.pdf（最終アクセス令和7年6月17日）

第 5 分科会

家族に関わる実践に内在するジェンダーのダブルスタンダード

—DV と児童虐待の支援者へのアンケート調査分析より—

日本福祉大学 増井香名子 (0697)

キーワード：ジェンダーのダブルスタンダード（二重規範）／子ども家庭福祉／女性相談支援

1. 研究目的

本研究の目的は、DV と児童虐待が交差するケースにおける実践に内在するジェンダーのダブルスタンダード（二重規範）を明らかにすることである。ジェンダーのダブルスタンダードとは、性別に基づき、同様の行動や役割に対して異なる基準が適用される社会的慣習または期待の体系を指し、一般に女性にはより厳格で高い基準が課され、男性には寛容で低い期待がなされる傾向がある。

Mandel (2024) は、DV と児童虐待の対応において、母親には「子どもを守る責任」を過度に求め責めることが多い一方で、暴力や支配的な行動をする父親の責任は無視されやすいという専門職やシステムに内在するジェンダーのダブルスタンダードの存在を指摘している。さらに彼は、支援実践に関わる専門職がこうした非対称的な期待の構造を自覚し、機関の実践を変革していく必要性を訴えている。

本研究では、児童福祉機関および女性相談支援機関等に勤務する者への調査から、日本の家族に関わる実践に内在するジェンダーのダブルスタンダードの実態を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、DV と児童虐待に関わる支援者を対象に、DV と児童虐待が交差するケースにおける支援経験や困難感等について尋ねるアンケート調査を実施した。調査は 2023 年 2 月から 2024 年 12 月の間に、DV および児童虐待対応に関する研修を受講した実践者を対象として行った。アンケート調査は Google フォームを用いて実施した。

分析は、調査協力に同意した 171 名のうち、実践経験があると回答した 152 名（児童福祉機関 72、女性相談支援機関 57、その他 23）の回答を対象とした。分析にあたっては、DV 被害者である母親と DV 加害者である父親に対して支援者がどのような期待や責任を求めているかに着目し、主に自由記述データを質的に整理・分析した。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本福祉大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会の承認（承認番号：22-046-02）を得て実施した。調査にあたっては、研究の目的、調査内容、倫理的配慮等を文書にて説明し、同意欄を設け実施した。回答はすべて無記名とし、個人が特定されることのない形で集計および分析を行った。本報告は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」および「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」に則って作成している。

なお、本報告に関連して開示すべき利益相反（COI）関係にある企業等は存在しない。

4. 研究結果

DV と児童虐待が交差するケースにおける困難感等を尋ねた自由記述を分析した結果、支援者が直面している困難は主に母親（被害者）に関する内容に集中していた。特に多くみられたのは、母親が加害者から離れない、あるいは一度避難しても加害者のもとに戻ることに對する厳しい評価や失望感であった。さらに、子どもを十分に守れていないとみなされる母親への困り感、子どもへのケアが不十分と判断される状況への対応、母親自身の精神的な不安定さや知的障がいがある場合の対応の難しさ、支援者に従順でない態度を示すことへの困惑など、多様な記述が確認された。また、不十分な支援制度や脆弱な関係機関との連携体制により、母親や母子への対応が困難となる状況も記述されていた。

一方で、父親（加害者）に対する困難感に関する記述は極めて少なく、繰り返される暴力の困り感や加害行動のその責任を問う視点、あるいは加害者との関わりにおける困り感についての記述はほとんど見受けられなかった。さらに、児童福祉機関職員の 54.2%が「加害者と全く関わっていない」「ほとんど関わっていない」と回答しており、加害者である親に対する積極的な関与や介入が十分に行われていない実態が示唆された。

5. 考察

本研究の結果、家族に関わる実践において母親と父親に対する期待に非対称性が存在し、母親に対して多くの責任が課される一方で、父親に対して責任を問う意識が低いことが示された。DV と児童虐待の日本の支援実践にも、Mandel（2024）が指摘するように、男性と女性に対する子育ての基準と、親としての期待の違いというジェンダーのダブルスタンダードが、支援者の意識や支援方法、機関の関与、制度のあり方に深く根付いているといえる。加えて、DV 加害者の行動と選択が子どもへの危害の原因であるという認識の欠如も背景にあることが考察された。これらは、支援者が意図せずとも DV 被害者である母親の負担の増大や二次加害につながる要因になると考えられる。

今後は支援者自身が内面化しているジェンダーバイアスや実践におけるジェンダーのダブルスタンダードについて自覚するとともに、DV と支配の本質の理解、加害者の行動の責任を問う介入、父親に対するアプローチの検討を深めることが必要である。これらに取り組むための知見の集積と研修プログラムの開発と実施が不可欠である。

【文献】

Mandel, David (2024) *Stop Blaming Mothers & Ignoring Fathers : How to transform the way we keep children safe from domestic violence*, Legitimus Media, Inc.

日本における家庭教育が子どもの発達に与える影響について

ー 中国の家庭との比較研究ー

○ 東京福祉大学・大学院社会福祉研究科 リシケツ（日本医療ソーシャルワーカー協会 1128）

キーワード：スクールソーシャルワーク・家庭教育・日中比較

1. 研究目的

家庭教育は文化や社会的背景に深く影響される。日本と中国の家庭教育環境を詳細に調査し、それぞれの特性や課題を明確化することが本研究の最初の目的である。日本と中国の教育に対する価値観や教育の目標に関する違いを明確にし、これらの価値観がどのように子どもの学びや成長に関与しているのかについて研究した。両国においても、子どもの自立は重要なテーマである。しかし、教育のアプローチや価値観の違いにより、自立の定義や重要性が異なる可能性がある。特に、親の教育、学歴という要素が子どもの教育にどのような影響を及ぼしているのかを中心に研究した。それらの調査結果を基に、日本と中国の家庭教育に関する具体的な提案や改善策を検討した。

2. 研究の視点および方法

本研究の視点は家庭教育が子どもの発達に与える影響を、両親の学歴や社会的背景という側面から捉え、教育格差の再生産という構造的課題に注目する点である。特に、日本と中国という異なる社会制度・文化を持つ二国を比較することで、家庭教育の特徴や課題を多角的に明らかにした。また、子どもの学力・自主性・社会性などの発達要素に着目し、それらがどのように家庭環境から影響を受けているのか分析する点で、ソーシャルワークの家庭支援・地域連携の視点とも深く関係していた。

本研究は、日本と中国の家庭教育が子どもの発達に与える影響を比較するために、量的調査としてアンケート調査を実施した。調査対象は、日本の東北地方の私立高校の保護者 32 名と、中国北京の企業に勤める子どもを持つ保護者 41 名、計 73 名である。日本語と中国語の 2 種類の質問紙を用い、家庭教育の方針や親の学歴、子どもの学力や自立性に関する意識などを尋ねた。収集したデータはクロス集計（交差分析）により分析し、両親の学歴別に子どもの教育方針や期待の違いを明らかにした。

3. 倫理的配慮

本研究は、事前に所属大学の倫理審査委員会による承認を得て実施した。調査はすべて対象者の自由意思に基づき、目的・匿名性・データの使用範囲を説明した上で同意を取得した。日本側では私立高校を通じて保護者に配布し、学校からの影響を受けずに回答できるよう配慮した。中国側では企業の協力を得たが、業務とは無関係な自主的調査であることを明記し、個別に同意を取得した。調査対象者と協力先責任者の関係性にも十分配慮し、公平性を確保した。利益相反（COI）は存在しない。

4. 研究結果

日本と中国の保護者はいずれも子どもの自主性や社会性、学力に高い関心を持ち、特に高学歴の保護者ほど子どもの全面的発達を重視する傾向が見られた。日本では塾などの補助教育への依存にばらつきがある一方、中国では積極的に活用されている。また、中国では祖父母の関与、日本では地域との連携が特徴的である。家庭の教育方針は保護者の学歴や社会資源へのアクセスと関係しており、教育格差の是正や家庭支援の強化といったソーシャルワークの課題に対して示唆を与えるものである。

5. 考察

家庭教育が子どもの発達に与える影響は、単なる両親の価値観や教育方針にとどまらず、両親の学歴・職業・収入といった社会経済的要因と密接に関係していることが明らかになった。特に高学歴の保護者は、子どもの自主性や社会性を重視し、教育的投資にも積極的である傾向がある一方、低学歴・低所得の家庭では教育資源へのアクセスが制限され、学力や将来への期待にも差が見られた。こうした状況は、家庭教育を通じて教育格差が再生産される構造的な課題を示唆している。ここでスクールソーシャルワークの実践が重要な役割を果たす。具体的には、学校を拠点としたソーシャルワーカーが、教育資源へのアクセスに困難を抱える家庭に対して情報提供や地域資源との橋渡しを行うことで、教育機会の格差是正に寄与できる。また、教員と連携して家庭状況を把握し、個別支援計画を通じて子どもの学習や生活支援を行うことで、家庭環境に左右されない学習支援体制の整備が期待される。中国の祖父母による隔代教育や日本における地域支援の特徴からも、文化や制度による支援形態の違いが子育て実践に影響を与えることが確認され、支援の多様性と柔軟な介入の必要性が考えられた。

〔文献〕

- ・荒牧草平，2000，「教育機会の格差は縮小したか—教育環境の変化と出身階層間格差」，近藤博之編『日本の階層システム—戦後日本の教育社会』東京大学出版会，15-35頁。
- ・橋本健二，1999，『現代日本の階級構造—理論・方法・計量分析』東信堂。
- ・黄文貴・周丹・劉婷，2020，「日本家庭教育政策察与析—基于中日比较视角」，『现代远程教育』2，10-16頁。
- ・中村高康・藤田武志・有田伸編，2002，『学歴・選抜・学校の比較社会学—教育からみる日本と韓国』東洋館出版社。
- ・钱祥升，2020，「高等教育平等受教育权属性研究」，『江苏科技大学学报（社会科学版）』20(4)，76-81頁。
- ・渡辺弥生，2002，「児童期における家庭のソーシャルサポートが家庭及び学校の社会的スキルに与える影響について」，『法政大学文学部紀要』48，203-220頁。
- ・野崎華世・樋口美雄・中室牧子・妹尾渉，2018，「親の所得・家庭環境と子どもの学力の関係—国際比較を考慮に入れて」，『NIER Discussion Paper Series』008。

子どもネグレクト事例の構成要素に関する文献研究

福島県立医科大学 氏名 池田 紀子 (0873)

キーワード：ネグレクト、児童虐待、虐待リスク

1. 研究目的

ネグレクトは、児童虐待防止法第二条で「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置」、「保護者としての監護を著しく怠ること」と定義されているが、「減食」「放置」「監護を著しく怠ること」の具体的な構成要素は、法律には規定されていない。しかし、支援者は何らかの情報をもとにネグレクト事例を発見し、支援につないでいる。その情報にはどのような構成要素が含まれているのだろうか。そこで本研究では、ネグレクト事例の構成要素を明らかにすることを目的とし、文献調査を行った。

2. 研究の視点および方法

文献調査の方法として、Arksey & O'Malley (2005) のスコーピングレビューによる分析を行うことにした。文献検索は、医中誌 Web を用い、「ネグレクト」の用語を論文のタイトルに含む原著論文で、2000 年～2024 年の期間で小児対象の論文を検索したところ、154 件が抽出された（最終アクセス日 2025 年 1 月 6 日）。解説・総説・会議録を除外し、日本国内で調査が実施された 48 件の論文を分析対象とすることにした。抽出された構成要素を「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の虐待リスクのチェックリスト（文部科学省 2020）に基づき、①子ども、②保護者、③家族の三側面で共通する構成要素をコード化し、下位項目として分類した。

3. 倫理的配慮

文献調査の実施にあたり、分析では引用箇所の出典を明示し、著作権保護を遵守した。

4. 研究結果

調査対象の 48 論文を分析したところ、35 件の下位項目（子ども 12 件、保護者 4 件、家族 19 件）に分類された（図 1 参照）。子どもと家族では、チェックリスト（文部科学省 2020）に記載されていない下位項目が 14 件抽出された（子ども 4 件、家族 10 件）。

5. 考察

子どもの下位項目の「安全面の懸念」「希死念慮・自傷行為」は、保護者の「子どもへの関わり・対応」と家族の「家族間の暴力・不和」との交互作用があり、ネグレクトでも、子どもの安全確保を最優先とする情報が把握されていた。家族の「保護者以外の養育者の状況」からは、多様な要因が重なって、保護者・祖父母までの三世代が脆弱な状況に陥り、子どもに社会的な不利益が集中している様相が確認された。ネグレクトの深刻化を防ぐためには家族全体の支援が必要であり、多機関との協働による支援体制構築が重要である。

謝辞 本研究は、JSPS 科研費 MO24K22673 の助成を受けたものの一部である。開示すべき COI 関係にあたる企業などはない。

①子ども（12項目）
【健康状態】重症アトピー性皮膚炎（3）、ビタミンB12欠乏（1）・ビタミンD欠乏症（1）・葉酸欠乏（1）、重症の栄養不良状態（5）・栄養障害による脂肪肝（1）、食欲不振（1）、体重増加不良（8）、著明なうい瘦（4）、長期にわたる著明なおむつかぶれ（3）、排便障害（1）・便秘禁（1）・1か月排便がない（1）、運動発達遅滞（1）、低身長（1）、顔色不良（1）、機能的嚥下障害（1）、胃腸不全（1）、免疫不全（1）、胸腺退行（1）、筋緊張低下（1）、易疲労性（1）、巨赤芽球性貧血（1）、著明な口唇の乾燥（1）、先天性肛門狭窄症（1）、水頭症（1）、うっ滞性肺炎（1）、不良・過剰肉芽の多発散在（1）、カポジ水痘様発疹症（1）、急性リンパ性白血病（1）、脳性麻痺（1）、脳萎縮（1）、長期的な抜毛癖による異食症（1）、2歳6か月の子どもの急性アルコール中毒（1）、日常的な飲酒（1）タバコの誤飲（1）
【精神的に不安定】トラウマ体験（1）、トラウマ反応（1）、摂食障害（3）、脱抑制型対人交流障害（1）、情緒不安定（1）、常に落ち着きがなく自分の思いを伝えることができない（1）
【気になる行動】母親の後追いをしない（1）・誰にでもなつく（1）、母親の言動をうかがい、おどおどした行動（1）、人見知りが乏しい（1）、入院中にみせた異様ともいえる馴れ馴れしさ（1）、誰にでも抱っこを要求するなどの無差別的な愛着行動（1）、パニックになると自分や他人を叩く行動（1）、「ひとりぼっち」（1）、近所の家から帰ろうとしない（1）、ジグソーパズルとテレビアニメ以外の遊びはほとんどしたことがない（浅野ら1）、浴室で遊んでいたところ70℃の浴槽に落ち受傷（1）
【反社会的な行動】非行（1）、シンナーの乱用（1）、食品を万引き（1）
【身なりや衛生状態】異臭（1）・悪臭（1）・強い体臭（1）、長期間同じ衣服を着続ける（2）・冬の夜Tシャツ1枚でいる（1）、履ける靴がなくいつも裸足（1）、衣服の汚れ（1）、不潔（1）、オムツが汚れていても泣かない（1）、日常的な口腔ケアの欠如（1）・齲蝕（1）・口腔不衛生（1）、垢だらけの皮膚（1）、脂で固まった頭皮（1）
【食事の状況】十分な食事が与えられない（2）、空腹状態（1）、子どもの普段の食事が1歳10か月まで母乳栄養中心（1）、母親がお金がないとの理由で子どもに食事を与えない（1）、食事は夜間保育で1日1回（1）、給玉だけや1日1回のうどん（1）、購入したフライドポテトや唐揚げ、当分の多い清涼飲料水のみを与え、魚や野菜をほとんど摂取できていない（1）、食事を菓子パンで凌ぐ（1）、各種栄養素不足（1）、慢性的なカロリー不足（1）、2歳2か月の子どもの哺乳瓶入りの牛乳とお菓子しか食べない（1）、お腹がすくと万引き（1）
【登校状況等】不登校（4）、きょうだい全員が不登校（2）、土日祝日・欠席日が続く、瘦せて登校・登園（1）、登園時間がばらばら（1）、未就園（1）
【成長上の課題】心身発達の遅れ（3）、知的障害（1）、知能検査境界域（1）・軽度の発達の遅れ（1）、広範性発達障害（1）、言語の発達遅延（3）、汚れや物の位置などへのこだわりの強さ（1）、無表情（1）、追視はしても認識程度（1）、あやしても笑わない（1）
【希死念慮・自傷行為】「死にたい」と思う（1）、リストカットを繰り返す（1）
【食生活】朝食を食べられない（1）、家で食事をしていない（1）、朝食だけでなく夕食も食べられない（1）
【身辺自立】トイレトレーニングがされていない（1）・排便の確立ができていない（1）・10歳の子どもの日常の排便はオムツ（1）・3歳の子どもの排泄はオムツ着用（1）、基本的習慣の歯磨きや手洗いをしたことがない（1）、基本的な生活リズムがついていない（1）、食事は手づかみ（2）、食事は咬まずに飲み込む（1）、入浴はほとんどしていない（2）、入浴は行われていない（1）、
【安全面の懸念】夜間子どもだけで留守番している（1）、母親不在で明け方まで家に一人（1）、深夜徘徊（1）、夜遅く家の周辺をうろつく（1）、他の虐待が疑われる（1）、
②保護者（4項目）
【子どもへの関わり・対応】父親が子どもに「死んでしまってもいい」と言う（1）、父母がリストカットを把握しているのか、いないのかをあいまいにしたままにする（1）、母親が夜子どもを連れて出歩く（1）、子どもを車内に放置（1）、子どもに下の子の面倒を頼む（1）、母親が夜間に起きてミルクをあげない（1）、オムツを何時換えたのか分らない（1）、父親が家事や育児に協力的でない（1）、
【心身の状態（健康状態）】＜母親＞うつ病（1）、抑うつ（2）、知的障害（4）、療育手帳を所持（1）、軽度知的障害（3）、統合失調症（2）、入院（1）・精神科入院（1）、心療内科への通院（1）・心療内科での内服治療や定期受診は行っていない（1）、精神科通院中（2）、ほとんど入浴しない（1）、不安の高まり（1）、精神的に不安定（1）、不眠症（2）、アルコール依存症（1）、難治性のてんかん（1）、長期間同じ衣服を着続ける（1）、オムツをしている（1）、体調不良（1）、仕事での疲労の蓄積（1）、家事を行わなくなる（1）、育児ストレス（1）、セルフケアが十分でない（1）、＜父親＞うつ（1）、知的障害（1）、精神障害（1）、統合失調症（1）、引きこもり（1）、アルコール・薬物（1）、病死（1）、＜父母＞統合失調症（1）、治療中断（1）、妄言（1）
【妊娠・出産】妊婦健診未受診（2）、妊婦健診は他県で1回のみ（1）、妊娠経過中の病院受診歴なし（1）、母子手帳未取得（2）、出生届けが未提出（1）、自宅浴室出産（1）・自宅一人で出産（1）、飛び込み出産（1）、多胎出産（1）、未婚で出産（1）、出産後のパニック障害（1）、産後うつ（1）
【若年の妊娠・出産】10代での望まない妊娠・出産（1）
③家族・家庭（19項目）
【家族間の暴力・不和】＜保護者＞子どもへの暴力（1）、子どもへの暴言（1）、異性関係の問題（1）、家庭内暴力（1）、＜父親＞父親からの子どもへの暴力行為（1）、父親から母親へのDV（4）、父親から父方祖母へのDV（1）、＜母親の実際相手＞食事を与えない（1）、＜母親＞金銭問題で母親と母方祖母の間が険悪（1）、＜きょうだい＞上のきょうだいからの暴力（1）、夜中の連れ回し（1）、嫌がることの強要（1）
【住居の状態】室内はゴミや雑誌が散乱し荒れ放題（3）、家のなかは座るところもないくらい散らかっている（1）、万年布団（1）、部屋には排便後のオムツが山積み（1）、部屋に洗濯物が散らばっている（1）・洗濯物が籠から溢れだしている（1）、灰皿が散乱している（1）、食器類は散らかしっぱなし（1）、ゴミ屋敷状態（1）、不衛生な部屋（1）、家内で動物飼育（2）、暖房器具がない（1）、台所は使われておらず清潔（1）
【サポート等の状況】児童相談所職員への攻撃的な発言（1）、児童相談所から一時保護を勧められていたが強く拒否（1）、児相相談所との接触を拒絶（1）、児童相談所から病児学級・養護学級を勧められるも拒否（1）、関係機関の対応への不満（1）、新生児訪問を拒否（1）、援助を拒否（1）、近隣とのトラブル（1）、在宅サービス導入の拒否（1）、連絡が取れない（1）、電話のコメントが抜かれている（1）、誰かに相談すれば怒れるという思い込みが強い（1）、母親は母方祖母は母と関わりを持たないことを決め関係性が希薄（1）
【経済的な困難】経済的困難（4）、借金（4）、母親が別れたパートナーの借金を抱えている（1）、公金滞納（1）、生活保護受給（1）、生活保護が打ち切られる（1）、父親が失業中（1）、高齢の養育者が年金で児を扶養（1）、親が無職で、祖母の年金と子どもの特別児童扶養手当が生計を支える（1）
【複雑な家族構成】父母が離婚（3）、未入籍（2）、母子家庭（5）、前夫との間に児の他に女兒を出産（1）、母は恋人との子どもを身ごもるが流産し、その後別の恋人と再婚（1）、父母が別居（1）、祖母による養育（1）
【きょうだいが著しく多い】多子家庭（2）
【保護者の成育歴】母親が乳児院に入所したことがある（1）、親自身が施設で育った経過がある（1）、母親が小学校の頃、義母から虐待を受け保護された（1）、母親が母方祖父からの被虐待歴がある（1）、母親が母方祖母からかなり怒られて育った（1）、母親と母方祖母の折り合いが悪く疎遠（1）
【養育技術の不足】家事・養育ができない（1）、料理が作れない（1）、養育技術に不安（1）、金銭管理ができない（1）、生活保護費を管理できない（1）、トイレトレーニングを行っていないかった（1）、3歳まで人工乳のみを与え続けた（1）、ミルクを分量通りに作れない（1）、哺乳瓶に汚れが残ったまま（1）、不十分な離乳食（1）、父親が育児に無関心（1）
【養育に協力する人の不在】養育者である祖母が行方を告げずに親戚の家を転々とする（1）
【医療的ケアの不足】治療に関与する手技の獲得が消極的で困難（1）・児がスキンケアを嫌がるとその煩わしさのためにそのままケアせず放置（1）・清潔保持の入浴や軟膏が児に拒否される（1）、症状に関して重症である認識がない（1）・子どもの病気の認識不足（1）、口腔の健康のために必要な治療を故意に怠る（1）、病院に連れて行かない（1）、健診や予防接種を受けさせなかった（1）、予約日に受診しない（1）、子どもの外来を受診しなくなった（1）、尿蛋白が出現していたにも関わらず病院へ連絡しなかった（1）、転院先を受診しない（1）、児のスキンケアを学校教諭に依存（1）、西洋医学より補完代替療法（自然療法）を選択（1）、子どもの治療継続を望まない（1）、入院精査を拒否（2）、医師から入院を勧められたが、きょうだいをみる人がいないと拒否（1）・経済的理由で児の入院を拒否（1）・経済的理由で未受診（1）・親の実際相手が金銭の無駄と決めつけ通院させない（1）
【健診未受診】健康診断や予防接種未受診（5）、4か月健診未受診（1）、1か月健診以降の児児健診は未受診（1）
【保護者の不在】音信不通（2）、行方不明（3）、夜間不在（2）
【反社会的な行動】犯罪に関与し拘留（1）、逮捕（1）、子どもの出生後に服役（1）、収入はあるが、収入申告など社会的な義務を拒否（1）
【就労の状態】＜母親＞無職（2）、解雇される（1）、収入は不定期アルバイト（1）、内職を自宅で行う（1）、夜勤（2）、夜の仕事に就いた（1）、借金返済のため深夜まで働く（1）、パートをしばしば欠勤（1）、就労の不調（1）、＜父親＞日給・月給で収入が安定しない（1）、転職を繰り返す（1）、日雇いの労働（1）
【保護者以外の養育者の状況】高齢者で認知症（1）、祖父が病氣治療中で、祖母がアルコール依存症（1）、母方祖母が知的障害（1）、母親が母方祖母からの経済的支援（1）
【生活リズム】＜母親＞内職で朝方就寝（1）、昼まで家で寝ている（1）、何もせずに一日を過ごす（1）、食事や洗濯などの家事をしない（2）、体調により保育園に通院させられない（1）、夜の仕に出かけ、昼間もなかなか帰ってこない生活（1）
【定まらない居所】居住が定まらない（1）、会社の寮を出て住む場所を転々としながらの生活（1）、住民票が居住地町村に移動されていない（1）
【価値観】特定の宗教や信念（1）
【多文化】外国籍（1）

注）括弧内は文献数、太字部分は新たに抽出された下位項目。

図1 子どもネグレクト事例の下位項目の内容

【文献】

Arksey & O' Malley (2005) Scoping Studies: Towards a Methodological Framework, International Journal of Social Research Methodology: Theory & Practice, 8(1), 19-32.

文部科学省（2020）「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（https://www.mext.go.jp/content/20200629_mxt_jidou02-100002838.pdf, 2025.5.19）.

医学的複雑性があるクリティカルケア児のケア負担の実態

—HRQOL 評価及び BIC11 を使用した医学的複雑性を持つ子供、クリティカルケア児とそのケア負担の関連性—

(東京福祉大学・大学院) 加藤 洋子 (日本医療ソーシャルワーカー協会 10243)

キーワード：クリティカルケア児・医療的ケア児・ケア負担

1. 研究目的

医学的複雑性を持つ子供のための構造化された臨床プログラムによって満たされるクリティカルケア児とそのケア負担の関連性について明らかにする。

2. 研究の視点および方法

2008 年から 2 倍に急増した呼吸ケア児を支援する社会資源の必要性から 2023 (令和 3) 年に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 (令和 3 年法律第 81 号、令和 3 年 9 月 18 日実施) が示された。その対象児は、人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為が必要な児童である。カニューレから自己吸引できる児童、一方筋ジストロフィーにより呼吸器が常時必要など多岐に渡る。また親は子の体の伸長を喜ぶ半面褥瘡ケア・ケア・移動ケア負担が大きく体の痛みを訴えている。また意識混濁、知的障害等重複障害のためコミュニケーション手段が難易、医療処置や病態が変化する医学的複雑性を持つ子どもは、生命維持のため構造化された臨床プログラムが生命維持につながるため医療知識・技術等専門性が求められる。2011 年から 2023 年に渡る調査からクリティカルケア児の生活・教育・医療福祉サービスの実態と充足状況を検証した。今回は、HRQOL および BIC11 評価尺度により母親のケア負担度と複雑性医療が必要児のケアの関連性について報告する。

3. 倫理的配慮

帝京科学大学「人を対象とする研究計画等審査申請書」(第 16017 号)において (承認番号 20A038) の承認を得ている。利益相反はない。

4. 研究結果

HRQOL 並びに BIC 評価尺度と超重症度、母親の年齢等を定量分析した結果、母親の加齢要因ではなく複雑医療が必要な超重症度の総合点数が高い児童ほどケア負担度が高いことが示された。

5. 考察

複雑な医療を要するクリティカルケア児¹[加藤洋子, 2022]の実態や母親は、緊張度の高い 24 時間に渡る医学的処置や多岐に渡る連続的臨床プログラムによる医療専門的複雑なケアを担っていた。定量分析による検証結果からそれらのケア負担について困難性の主要因および支援ニーズが考えられた。

〔文献〕

- 1) Ehrlich, Leonard H. Karl Jaspers: Philosophie als Glaube. Amherst: University of Massachusetts Press, (1975).
- 2) カール・ヤスパーズ哲学 小倉志翔ほか中公クラシック,第 7 章 限界状況,Pp339～455 中央公論新社, (2011,2018).
- 3) 迫井 正深,日内会誌 105 : Pp2320～2329, Pp23,23 行目-46 行目 Pp23,24-25 行目,Pp25,7 行目引用 (2016)
- 4) Jaspers, Karl: Allgemeine Psychopathologie. Ein Leitfadens für Studierende, Ärzte und Psychologen. Berlin: J. Springer 1913, 338 Seiten + 1 Blatt Verlagsanzeigen. Erstausgabe.(1975)
- 5) 加藤洋子代表ほか 5 名,公益財団法人,在宅医療助成 勇美記念財団助成研究 2016 年度(前期)一般公募「在宅医療研究への助成」完了報告書,重症心身障害のある超重症児(者)と母親の生活の実態及び生活の質に関する調査研究 ,Pp1-136, http://www.zaitakuiryoyuumizaidan.com/data/file/data1_20171205070322.pdf (2017)
- 6) 古川 正樹.ヤスパーズにおける思惟の限界としての信仰の概念の一考察,Eine-Betrachtung ueber den Begriff des Glaubens als der Grenze des Denkens bei Jaspers. 学習院大学文学研究年報/The annual collection of essays and studies, Faculty of Letters,(32),Pp61-83 (1986-03-20) (32),(1985).
- 7)加藤洋子. (2022). 超重症児と母親の在宅ケアの「限界」と「生活の質」の安定に向けた研究. 広島文化学園大学大学院看護学研究科 博士後期課程博士(看護学)論文.Pp144～164

ⁱ クリティカルケア児 医療的ケア児の中で呼吸器等を常時必要とし,最も医療が必要で重症な患児の超重症児(者)であり,専門医療を 24 時間要する状態で在宅療養をしているため,医療的ケア児とは,定義を区別する。

第 6 分科会

ひきこもり状態にある人へのソーシャルワーク支援 ー本人の望む方向への変化があったケースの実態と支援内容ー

ルーテル学院大学 福島喜代子 (0417)

キーワード：ひきこもり・ソーシャルワーク・本人意向

1. 研究目的

わが国における広義のひきこもり状態にある人（以下、「ひきこもりの人」と称する）は合計 146 万人と推計されている（内閣府 2023）。国際的なひきこもり（“Hikikomori”）の研究は総じて精神医学領域のものが多く（福島・大曲,2022）。そのような中,矢ヶ部（2023）はひきこもりの人の生活困難は「閉じた不安定な家庭」「支援資源の不足」「関係機関の無理解」「悪循環するひきこもり状況」「対人的な不適応経験」によると明らかにしている。ひきこもりの人への支援の過程は①出会い,②危機介入,③個・家族・地域,社会の制限との対峙の局面（山本 2021）や,「出会い評価」「個人的支援」「中間的・過渡的な集団との再開」「社会参加の試行」の支援段階（三品 2021）等により説明されてきているが、事例の実態や変化のきっかけはまだ明確化されていない。本研究は,ひきこもり状態にある人に「本人が望む方向での変化がみられた」事例の実態と,ソーシャルワーカーの支援内容を明らかにすることを目的に実施した。

2. 研究の視点および方法

全国の市町村社会福祉協議会 1735 か所を対象に,2024 年 2 月から 2024 年 6 月末までの期間,自記式質問紙調査を郵送法により実施し,489 箇所から回答を得た（回収率 28.2%）。「ひきこもり状態にある人への支援を行い,本人が望む方向での変化がみられた」1 事例の回答を求め,回答が得られた 316 事例（有効回答の 64.6%）を分析対象とした。

3. 倫理的配慮

調査には説明書を付し,調査の趣旨,回答の任意性,回答しなくとも不利益はないこと,個人情報保護,データ等の保管・廃棄・公表方法等を説明し依頼した。調査はルーテル学院大学研究倫理委員会の承認を受けて行った（22-05）。また、本研究は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづき行った。利益相反関係はない。

4. 研究結果

事例は,男性 249 人（79.8%）,女性 63 人（20.2%）,年代は 40 歳代が最も多く 77 人（19.9%）であった。学歴は,中学卒業 85 人（26.9%）,高校卒業 149 人（47.2%）,短大・専門学校・大学・大学院卒 61 人（19.3%）であった。疾病・障害（疑い含む）は 260 人（82.3%）にみられた。内訳で多いのは発達障害（45.6%）,不安障害（19.6%）,うつ病（18.0%）であった。不登校経験ありが 149 人（62.9%）である一方,就労経験ありは 186 人（58.9%）であった。住居形態は,家族あるいは本人の持ち家に支援前は 79.1%,支援後も 73.4%が住ん

でいた。同居者がいる者が支援前は 84.8%, 支援後も 71.2%であった。ひきこもり開始してから変化までの年数は平均 12.27 年 ($SD=9.91$) であり、支援開始からひきこもり状態解消（終結）までの年数は平均 2.18 年 ($SD=2.68$) であった。支援開始前のひきこもりの状態は、4 段階で平均 2.68 ($SD=0.88$)、支援後の状態は 4 段階に 3 層加えて 7 段階で集計し、平均 5.60 ($SD=1.84$) であった。支援後の状態の内訳は、非正規雇用が 78 人 (24.7%)、居場所などに通うが 55 人 (17.4%)、中間的就労の場に参加するが 48 人 (15.2%) であった。また、障害福祉サービス等への通所 36 人 (11.4%)、受診 17 人 (5.4%) があった。人と関わりあう場へ週 2 日以上外出する者が 51.9%となった。

世帯の経済的状況（5 件法）は、支援開始前の平均が 2.77 ($SD=1.17$)、支援後は 3.14 ($SD=1.16$) であり、対応のある t 検定の結果、 $t(309) = -7.33$, $p < 0.001$ と有意であった。親のひきこもり状態の受け入れ度合い（5 件法）は、支援前が平均 3.31 ($SD=1.15$)、支援後が 3.79 ($SD=0.99$) であり、同様に $t(279) = -9.17$, $p < 0.001$ と有意差が認められた。変化がもたらされたきっかけ、要因を 27 項目からたずねたところ、最も多かったのは「長期にわたり関わり続けたこと」(45.9%) であり、2 番目が「趣味・興味のあること（ゲーム、読書など）に関する会話をしたこと」(33.9%)、3 番目が「タイミングをみて関わったこと」(33.5%)、4 番目が「繰り返しの訪問を受けたこと」(31.3%)、5 番目が「就労（中間的就労を含む）をしたこと」(28.2%) であった。同じ 27 項目から、「最も大きなきっかけ、要因」一つを選択してもらったところ、最も多かったのは「長期にわたり関わり続けたこと」(12.0%) であり、「その他（内訳：家族の働きかけ、本人の変わりたいという意欲等）」(8.9%)、「繰り返しの訪問を受けたこと」、「就労（中間的就労を含む）をしたこと」「家族構成が変わったこと（親の逝去等）」（いずれも 7.3%）であった。

5. 考 察

ひきこもりの期間の長さと比較して短めの支援期間で本人の望む方向での変化がみられている。不登校経験者は確かに多いが、同じくらいの割合で就労経験のある者がいる。本人の意思を確認しながら、早めに働きかけがなされることに意義があると考ええる。また、世帯の経済的状況や親のひきこもり状態の受け入れ度合いは、支援前と比して、支援後に有意な改善がみられたことから、生活への支援、家族への働きかけが重要と考えられる。特に、長期にわたる、繰り返しの働きかけに意義があると考えられていること、家族構成の変化などのタイミングをみての働きかけの意義がみいだされた。

【文献】 福島喜代子・大曲睦恵（2023）「“ひきこもり状態にある人”の国際的な研究の動向」地域福祉学会第 37 回大会, 大会抄録. / 三品桂子（2021）「ひきこもりに対するアウトリーチの方法とスキル」『ソーシャルワーク研究:46 (4), 275-283. / 内閣府（2023）「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和 4 年度）」<https://www.cfa.go.jp/resources/research/children-attitudes/>. / 矢ヶ部陽一（2023）「ひきこもりの福祉ニーズに関する研究」西九州大学博士博甲第 7 号. / 山本耕平（2021）『ひきこもりソーシャルワーク—生きる場と関係の創出』かもがわ出版

日本社会におけるソーシャルワーカーの政治参加に関する研究

ー社会福祉士を中心に

東京科学大学 章琦 (1071)

キーワード：社会福祉士、政治参加、投票

1. 研究目的

近年、欧米諸国では新自由主義の台頭により、自己責任や準市場的な社会サービス提供システムを強調しており、その結果、すでに社会的排除を経験している人達は、社会福祉に関する政策からますます排除されるようになってきている。他の専門職とは異なり、ソーシャルワーク専門職の倫理は、政治活動に積極的に関与し、政治などのマクロな視点からソーシャルワークにとってより専門的価値のある政策形成に努め、最終的には社会正義の推進という専門職の使命を達成することを求めている。欧米諸国とは異なり、日本ではソーシャルワーカーの政治参加に関する研究テーマは十分な注目を受けていない。日本ソーシャルワーカーは主にミクロなケースワークに焦点を当てており、マクロな実践と呼ばれるのはソーシャルアクションである。しかし、これらの研究はソーシャルアクションを社会福祉士の介入手段として捉えているが、市民としての政治参加権利と行動を持っていることを無視している。日本ソーシャルワーカーの政治参加者に関する学術的な領域には依然として大きなギャップが存在している。日本の政治参加に関する研究では、通常、戦後の政治参加の変化や影響要因が多く扱われている。しかし、これらの研究では有権者を一つのまとまったグループとして捉え、その政治参加を分析することが一般的だ。影響要因の分析においては、主に収入、年齢、教育レベルなどの客観的変数に焦点が当てられることが多い。しかし、社会福祉政策の実務に従事する者として、受給者のニーズを最も理解し、政策の効果に直接触れる社会福祉のソーシャルワーカーにとっては、この職業に従事する者の政治参加については完全に分析されていないと言える。

本研究の目的は、日本の社会福祉士の政治参加行動の形態を探索し、日本の社会福祉士の政治参加の影響要因を分析し、彼らの参加度を欧米のソーシャルワーカーと、一般の日本市民の政治参加と比較することである。これにより、アジア地域のソーシャルワーカーの政治参加に関する研究のギャップを埋めることを目指す。

2. 研究の視点および方法

本研究は Verba (1995) や蒲島 (1988) の政治参加の研究者のアンケートを利用し、日本の文脈に参考し、アンケート票を作成した。その上で、調査会社に依頼し、社会福祉士の資格の所有者 500 人のサンプルを集め、量的調査を実施した。調査内容は主に衆議院選挙、参議院選挙などの選挙の投票歴、選挙活動、地域活動、オンラインの政治参加である。そして、調査対象の政治的有効性感覚、政治への関心などの変数も測定した。データを収集した後、集計分析をして、日本の社会福祉士の政治参加の現状を明らかにした。

3. 倫理的配慮

本研究では、著作権侵害の防止に対して十分な倫理的配慮を行った上で、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程に厳守した。本報告について開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

政治参加の結果として、全4回の選挙で70%くらいの投票率で、社会福祉士の投票率は全国の投票率におよそ20%上回り、特に2024年の衆議院選挙では、53.85%の全国の投票率に比べて、社会福祉士は74.8%の投票率である。全4回の選挙どれにも投票していない社会福祉士は21%である。選挙活動では、政党のポスターを貼ったことがある社会福祉士は10.4%、政治集会（政見説明会など）に参加したことがある社会福祉士は17.8%、政党や政治家に寄付したことがある社会福祉士は9.4%であり、全体的に選挙活動に消極的である。一方、地域の公共事務や社会問題など、市町村の公務員、役員、政治家と接触したことがある社会福祉士はおよそ20%である。私的事情で市町村の公務員、役員、政治家と接触したことがある社会福祉士はおよそ15%である。オンラインの政治参加（政治に関する情報をコメント、リツイート、「いいね」をすること）は全部14%未満である。

政治参加に関する変数について、主に政治や社会への動きかけについての技能、政治的有効性感覚、政治知識、政治への関心、関心のある選挙争点などを調査した。結果として、社会福祉士の政治や社会への動きかけについての技能は全部平均点数以下であり、内部政治的有効性感覚は3.3点である。投票など政治活動に参加できる程度の政治知識や各政党の政策の違いの理解力は全部平均点数を上回る。社会福祉士の政治への関心はやや平均点数を上回り、2.8点くらいである。社会福祉士は福祉・介護、景気・物価・雇用についての選挙争点に関心を持つ。

5. 考察

本研究によると、社会福祉士の投票率は全国の投票率に著しく上回っていて、積極的に投票に出ると言える。そして、一般市民と比べれば、市町村の公務員、役員、政治家に接触した地域活動の経験も多い。一方で、特定の政党や個人のための選挙活動にたいして、社会福祉士は消極的である。オンラインの政治参加では、社会福祉士はあまりに参加していない。政治参加に関する変数について、社会福祉士の内部政治的有効性感覚、政治への関心及び政策の違いの理解力は高いに対して、政治や社会への動きかけについての技能に対する評価はやや低い。

〔文献〕

Verba, S and Schlozman, K. L. and Brady, H. E. (1995). *Voice and equality: Civic voluntarism in American politics*, Harvard University Press.

蒲島郁夫（1988）『政治参加』東京大学出版会。

高齢者支援を起点とする多機関協働の推進に向けたアセスメントモデルの展開可能性

ー「社会的孤立」事例への「時間軸」×「リスク認知軸」の視点からー

同朋大学 加藤 昭宏 (1003)

キーワード：アセスメントの深化・多機関協働の推進・DEEP アセスメントモデル

1. 研究目的

複雑化・複合化した課題を抱え「社会的孤立」状態にある世帯など、多機関協働による支援が必要な世帯は未だ数多く存在する。この間、重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）では、包括的支援体制構築の中核として多機関協働事業が位置付けられてきたが、自治体間での実施状況や支援実績のばらつきも見受けられることから（財務省編，2024a）、「現行の人口規模のみに応じた補助基準から、支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助に改めるべき」という方針見直しを示された（財務省編，2024b）。今後、これまで以上に多機関協働の「質の向上・底上げ」（厚生労働省編，2025）を図り、「社会的孤立」事例へも支援が届く実効性のある包括的支援体制の構築が求められている。

以上の状況を受け本研究では、ソーシャルワーカーが「待ち」の支援を超えて、未来の深層リスクをも見据えて早期介入できる実践的なアセスメントの方法論や枠組みを探索し、とりわけ高齢者支援を契機とした世帯全体への介入判断に焦点を当て、多機関協働を推進するために必要なアセスメントのあり方を探ることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

実践現場では、課題の顕在化や本人から「助けて」と相談が入るのを「待つ」だけでは支援につながらないケース——例えば、ひきこもりや8050世帯——が多々見受けられる。だからこそ地域住民等からの相談ケースに対するアセスメントの深化が必要だと考える。このような課題意識のもと、研究の視点としては、「どのような深化が求められるのか」、またそれによって「どのように多機関協働が推進され、支援につながり得るのか」を探る。

研究方法は、実践事例の探索的分析と、それを補完する形でA市社会福祉協議会（以下、社協）CSWへの半構造化インタビューを実施した。A市社協CSWを取り上げる理由としては、A市とともに重層事業に取組み、重層的支援会議や中学校区ごとの「多機関連携会議」を開催し、多機関協働を基盤とした個別支援を展開しているためである。

3. 倫理的配慮

研究の実施、および発表にあたり、個人情報取り扱いや倫理上配慮すべき事柄は日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程および同指針に従い、個人・団体が特定されないよう配慮し、一部改変をしている。実践者へのインタビュー調査に際しては、研究目的や方法、個人情報保護、研究協力の自由決定等について研究協力者、および所属組織長に説明し、文書による同意を得た。

本研究は同朋大学倫理委員会の承認（承認番号：2024-02-02）を得た上で実施しており、本研究において開示すべき利益相反（COI）関係にある企業、組織、団体等はない。

4. 研究結果

2 か月程前に末期癌と診断された 70 代の高齢者 B の介護を、ひきこもり状態の 20 代の孫 C が担っている（ただし、C の両親は必ずしも積極的に外部からの支援を求めている可能性があった）事例に対して、CSW がどのようにアセスメントし、その結果どのように介入に至ったか、事例記録、およびインタビューから探索的に探った。

事例概要としては、次の通りである。「世間話」として C の親から話を聞いた知人 D が、「おせっかいかもしれないが…」と行政職員に情報提供した。これを受けて行政職員は、「介護保険の申請が可能であること（高齢者 B への支援）」を知人 D へ伝え、CSW に「待ちでいいですね」と情報共有した。ここで CSW はチーム内で対応を検討し、「もし家族から介護保険の申請がなく、孫 C も『相談したくても誰にもできない』状況を想定した場合、今回の介入機会を逃したら、次にその機会を得られるのは 30 年後、8050 世帯としてではないか」とアセスメントし、共有した。それによって行政職員の意識が変わり、知人 D の協力を得て本世帯への早期介入が実現した。なお、訪問の結果、状況は「悪い」想定通りであり、孫 C も「誰にも相談できず、孤立していた」ことが確認された。これらのことについてインタビューでは、「大難を小難に、小難を無難にする」重要性が強調されていた。

5. 考察

本事例で CSW は、【今→未来】という「時間軸」と、【楽観的想定⇔深刻化想定】という「リスク認知軸」の 2 軸で検討し、リスク評価の深度を最大限深めた未来を想定していた。とりわけ高齢者 B の支援機会という“起点”を見逃さず、その深層リスクを捉えたことが、世帯全体への支援の契機となり、「今動かないと取り返しがつかない可能性がある」という危機感が共有され、協働行動が促進された。すなわち深層リスクの評価深度を深め、そこに時間軸概念を組み込むことでアセスメントが深化し、早期介入につながり得るのである。

以上、本研究では将来の深層リスクに基づき介入判断を行うアセスメントモデルとして DEEP アセスメントモデル (*De-escalation through Early Evaluation and Prevention*) の理論的展開可能性が見出された。今後、実践への適用と実証的検証を重ね、「社会的孤立」状態等にある人々それぞれが望む支援につなげられる包括的支援体制の構築に寄与したい。

【文献】

厚生労働省編（2025）「これまでの議論を踏まえた論点整理（案）について」（第 9 回地域共生社会の在り方検討会議 資料）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001463063.pdf> 2025 年 5 月 28 日最終確認。

財務省編（2024a）「総括調査票 令和 6 年 6 月公表分（27 事案）」

https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/budget_execution_audit/fy2024/sy0606/0606_all.pdf 2025 年 5 月 28 日最終確認。

財務省編（2024b）「社会保障（参考資料）」

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20241113/02.pdf 2025 年 5 月 28 日最終確認。

当事者が捉えるリカバリーカレッジの意味 － 従来の精神保健福祉サービスとの比較をまじえて －

東北福祉大学 総合福祉学部 社会福祉学科 黒田 文 (0780)

キーワード：リカバリーカレッジ・当事者・生きられた経験

1. 研究目的

本研究の目的は、リカバリーカレッジ（以下、RC）の運営に直接関わっている精神的困難のある当事者（以下、当事者）が捉える RC の有効性と課題を明らかにすることである。当事者が RC に関与しようとするのはなぜか、RC に対してどのような価値を見出しているか、RC におけるサービス提供のプロセスに当事者を包摂していくために何が必要なのかをインタビューをもとに明らかにする。また、当事者が RC に関わる難しさについてもききとりを行い、今後、当事者が RC に取りくみやすくなるための提案を行う。

2. 研究の視点および方法

質の高い包括的な社会サービスが提供されるために、サービスを利用する当事者の参画は不可欠になっている。英国の精神保健医療福祉サービスでは、制度的援助専門職（以下、専門職）が主導する伝統的サービス提供のあり方が見直され、当事者が専門職と並び立ち、必要とされるサービスを企画・提供・評価する RC 方式が台頭している。日本において RC は少なく、RC の実践に対する認知度は低い。結果、実践に対する有効性や問題点等に関する情報は圧倒的に不足している。そのため本研究では、当事者を包摂しながら、当事者にとって真に必要とされる精神保健医療福祉サービスを提供するために何が必要かという観点から、国内の RC に対する調査を行い、その実践の有効性や課題についてデータを蓄積し、実践への理解を深める。研究の方法については次の通りである。

○対象者：精神的困難があることを理由にデイサービス等の精神保健医療福祉サービスを利用した経験がある当事者であり、かつ、これまで実際に RC の運営に 2 年以上関与して、サービスの企画・提供・評価を行った経験のある者。

○データ収集と分析：研究代表者が半構造化されたききとり面接を個別に行い、許可を得て録音した内容をテキストデータ化して、自然言語処理ソフトで分析した。当事者が RC について解釈した特徴的な語句や表現にもとづいて何に価値づけをしているか等の認識の軸を抽出した。2025 年 2 月からインタビューを開始し、5 月現在、データ処理が終了した 4 名に関する分析結果を報告する。

3. 倫理的配慮

本研究は日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程・指針に依拠して、研究代表者が所属する大学の研究倫理委員会の承認を得た上で実施している（承認番号：RS241101）。本研究について報告すべき利益相反はない。

4. 研究結果

対象者 (n=4) の基本属性と当事者が捉えたRCの特徴や価値の要約は次の通りである。

当事者の役割と位置づけ: RCでは、当事者が学びと運営の中心的な存在として位置づけられており、当事者の経験がプログラムの設計と実施に直接反映されている。従来の医療的なアプローチとは異なり、当事者の主体性が重視されている。

性別	男性: 3名、女性: 1名
年齢	40代: 1名、50代: 3名
診断名	統合失調症: 2名、鬱: 1名、 双極性障害: 1名
平均罹患期間	約22年
平均入院回数	約11回
施設の平均通所期間	8年 (0～3ヶ月: 1名、1年～ 14年: 3名)
RC運営メンバー歴	2～4年: 2名、5～7年: 2名

従来のサービス(特にデイケア)との違い: デイケアは、医療機関主導で、参加者の意見が限定的であり、当事者の役割が受動的であるのに対して、RCは、当事者の主体性、当事者の経験や意見を尊重した共同創造型のアプローチがとられている。これらは、デイケアとRCの決定的な違いと捉えられている。デイケアは、管理的な側面が強いが、RCでは、開かれた学びの場が提供されている。RCのプログラムをデイケアに持ち込んだとしても、組織自体が変わらなければ、デイケアがRCになることは難しい。

学びのアプローチ: RCでは知識の一方的な伝達ではなく、参加者の経験にもとづいた学び合いが重視されている。他者の経験をきくことで、自己の経験を振り返り、理解を深めることができるだけでなく、知識と経験が統合される学び合いがある。当事者の経験を中心とした学びが追求されているので、その経験共有によって深い学びと相互理解が促進されている。それが自分に必要だと気づかされた情報を自らが選び、取り入れる学びのプロセスになっている。

効果や成長プロセス: RCには、自己理解の深化、感情コントロール能力の向上、多様な視点の獲得、主体的な役割意識の形成、自己肯定感の向上、社会的スキルの獲得、主体的な行動変容、がある。

課題と展望: 経済的な持続可能性の確保、当事者の参加のハードルを低減すること、多様な当事者の参画が促進されること、対等性の実現の難しさ、共同創造のさらなる深化、等が課題である。

5. 考 察

RCでは当事者を中心に据えた生きられた経験(lived experience)にもとづく学びと共同創造により、従来の医療的なアプローチとは異なる、より包括的で主体的な成長の場が提供されていると推察される。患者や利用者という立場から、講師という立場の変化を経験し、そのプロセスでは当事者自身が主体的に学び、成長する環境が創出されていると考えられる。他方で、専門職との対等性や共同創造(co-production)については大きな課題も存在すると考えられ、その課題を克服するための議論と実装が必要である。

謝辞: 本研究は、公益財団法人ユニバーサル財団の研究助成をうけている (24-02-224)。

※文献は当日に示す。

第7分科会

アボリショニズムからインターセクショナリティ概念を再考する

明治学院大学大学院 博士前期課程 佐伯 賢 (1119)

キーワード：インターセクショナリティ・アボリショニズム・批判的ソーシャルワーク

1. 研究目的

インターセクショナリティ概念の理解において、それが黒人女性フェミニズムの思想に根差していることを認識することは重要である。なぜなら、それが「女性」や「黒人」といったカテゴリーそのものを問いに付すものであったことが理解されなければ、性的差異を基底的なものとして扱ったうえで「人種」や「障害」、「セクシュアリティ」などはそこにバリエーションをもたらす差異として従属的に捉えられ、そのことによって複数のマイノリティ性を持つ人々が再び周縁化される懸念があるからである。

それでは黒人女性フェミニズムにおいてインターセクショナリティ概念に賭けられたものとは何であるか。その一つは「支配のマトリックス」という言葉に象徴される視点である。「支配のマトリックス」とは、複数の抑圧システムが相互構築的に形成され、そして交差する抑圧がどのように組織化されているかを分析するための概念である。

「支配のマトリックス」の解明と挑戦こそがインターセクショナリティの要であるとするれば、現状の日本のソーシャルワークにおけるインターセクショナリティ概念の理解は、十分なものと言えるだろうか。日本のソーシャルワークにおいてこの概念が言及されるのは、ほとんど「批判的省察」の文脈においてである。インターセクショナリティ概念を用いた批判的省察は、これまで見過ごされてきた抑圧の経験を理解し、またソーシャルワーク実践がはらむ有害性を弱毒化する上で重要な議論ではある。しかし、抑圧のシステムがクライアントの経験をどのように形成するかという点に関心を集中させる現在の日本のソーシャルワークにおけるこの概念の理解の仕方で、「支配のマトリックス」の解明や挑戦が可能なのか疑問が残る。

そして二つ目は集団的抵抗の必要性の認識である。集団的抵抗には様々なアクティビズムが想定されるが、国家資格化以降の日本のソーシャルワークでは、アクティビズムとの関係が議論されてきたとは言えない状況がある。インターセクショナリティに関する議論においても、それがソーシャルワークとアクティビズムの連携の上でどのような意義があるのか、という点は全くといってよいほど検討がなされていない。

本報告の目的は、ソーシャルワークがアクティビズムと連携して「支配のマトリックス」に挑戦するために、インターセクショナリティ概念をどのように理解すべきであるかを検討することである。この目的のために、インターセクショナリティの議論における重要人物の一人であり、とりわけ集団的抵抗と闘争に重点を置いてきたアンジェラ・デイヴィスの思想に着目する。

2. 研究の視点および方法

アンジェラ・デイヴィスはインターセクショナリティの議論だけでなく、アボリショニズムにおける重要な論者の一人である。アボリショニズムの議論の中で、抑圧システムの交差や、領域横断的なアクティビズムの連帯がどのように論じられているかを検討する。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本ソーシャルワーク学会倫理規定を遵守したものである。本報告に関連して開示すべき COI 関係にある企業等はない。

4. 研究結果

アボリショニズムは主に「監獄廃絶」の思想と運動として理解される。この議論における抑圧システムの交差への着目は、国家の暴力と私的な暴力、福祉削減と女性の人種化、ジェンダー化された懲罰制度と一般社会のジェンダー構造の連動性の議論などにみられる。また、デイヴィスは女性受刑者の置かれた状況に着目することの必要性について、女性監獄に特有の問題を理解するためだけでなく、監獄制度がどのようにジェンダー秩序の再生産に関わっているのか、懲罰制度は本質的にどのような装置であるのかを理解するために、女性受刑者の闘いに学ぶことが重要なのだと述べている (Davis=2008:62 ; Davis=2021:195)。

こうした議論は支配のマトリックスに挑戦する上で必要な連帯のあり方と、インターセクショナルなアクティビズムの必要性について示唆をもたらすものである。

5. 考察

日本ではパレスチナ連帯のアクティビズムにおいて、様々な 이슈をめぐる組織や団体が集結し、連携している様相が見られる。ここには国境を越えた連帯や、マルチ 이슈のインターセクショナルなアクティビズムが繰り広げられている。これらの運動がインターセクショナリティの思想とも共鳴しながら、重要な抵抗のモーメントを形成しているにも関わらず、ソーシャルワークにおいてこれに応答するような議論はほとんど見られていない。このようなアクティビズムとの連帯を想像する形で、ソーシャルワークにおけるインターセクショナリティ理解を深めていく必要がある。

[文献]

- Davis,A.(2016) Freedom Is a Constant Struggle: Ferguson, Palestine, and The Foundations of a Movement. Haymarket Books. (=2021, 浅沼優子訳『アンジェラ・デイヴィスの教えー自由とはたゆみなき闘い』河出書房新社)
- Davis,A. (2003) Are Prisons Obsolete?, Seven Stories Press.(=2008, 上杉忍訳『監獄ビジネスグローバリズムと産獄複合体』岩波書店)

ソーシャルワークにおける「価値・知識・方法」の再編的考察

— ソーシャルワークを根源的に規定する要素への着目

岡山大学大学院社会文化科学研究科 樋口淳一郎 (0400)

キーワード：日本型ソーシャルワーク 相互交互的影響 上位概念としての文化

1. 研究目的

ソーシャルワークの構成要素は「価値・知識・方法」である（バートレット 1970）。

ソーシャルワークの日本社会への定着・浸透・発展的展開が期待されるとき、ソーシャルワークを構成する「価値・知識・方法」が、日本社会及び日本社会を根底的に規定する日本文化に適合的であることの必要性が正しく十分に認識されていない。

一方、社会福祉を否定する論考における、新たな時代のセーフティーネットを求める動きにも注目が必要である（『反福祉論』）。それは専門性追求の対極に位置する非専門的な観点への立脚と、非専門的な観点への積極的なコミットによる、新たな福祉を追求する動きである。

それらの諸潮流を踏まえて、ソーシャルワークへの認識に関する再構築的試みが必要である。日本社会におけるソーシャルワークの定着・浸透・発展的契機として、認識の再構築が必要であるならば、その本質とは何かについて、本研究において考察を試みる。

2. 研究の視点および方法

本研究は、文献探索を基本とする。

視点の設定として、ソーシャルワークの構成要素である「価値・知識・方法」を精査すること、さらにその三要素が、由来する原点である欧米と日本の文化的差異に着目すること、したがって、比較文化論的な視点を設定することに主眼を置く。「価値・知識・方法」の三要素を、人間と環境の交互作用を前提的に考え（ジャーメインとギッターマン 1980）、「環境—内—個人」の設定における、より一層の上位概念的な存在である「文化」存在への着目にもう一つの視点を設定する。そして、「環境（文化）—内—個人」の考え方と、その発想がソーシャルワークの「価値・知識・方法」に浸透的に影響する可能性の提示を行う。文化の方向性は多様であるが、口述報告においては、「文学（今回は川端康成）」を考察に用いる領域とする。

3. 倫理的配慮

抄録は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成されている。また、本研究は利益相反関係に該当しない研究であり、当日配布資料に関しても研究倫理について十分配慮されている。

4. 研究結果

文化的な差異は、あらゆる行為において陰影を帯びる。したがって、「文化的自明の喪失」は、根本的な人格への否定的な疑義であると同時に、文化比較の基本的な姿勢でもある。

ソーシャルワークにおいては、異なる文化的な土壌を有する日本という国への無批判的直接的な方法論の輸入が専らであったことが改めて認識される。文化的差異が、本格的なソーシャルワークの定着・浸透・発展的契機の一定程度の阻害要因として作用している。

5. 考察

文化的な差異ソーシャルワークを構成する三大要素である「価値・知識・方法」の三要素がお互いに包括的であるよりも、「知識・方法」の二要素が、「価値」の前提的な裏付けを強く伴う。「価値」の前提的存がなければ、「知識・方法」は、設定される方向の原点を失う。しかしながら、「価値」が、より広範な上位概念である「文化」によって、さらに大きく確実に深刻な規定を受けることは確実である。日本という風土におけるソーシャルワーク発展に関しては「文化」への着目が、最大の契機となる。

「価値・知識・方法」を上回る上位概念としての、クライアントを取り囲む周辺環境としての「文化」は、「環境—内—個人」の理解枠における相互的交互的影響の深刻さは、「価値・知識・方法」を明らかに上回る。したがって、クライアントを取り囲む「文化」への着目は、クライアント理解において、またクライアントの抱える生活課題状況の解決へ資する最大の要因の一つであることは確実である。

ソーシャルワークの「価値・知識・方法」が、日本社会へ非浸透的であるならば、原因を克服するための方法的戦略として、三要素よりも上位に位置する概念である「文化」における相互交互的關係の観点から浸透を図ることが可能である。クライアントを取り囲む社会的な状況・状態は、流動的な相互的・交互的運動結果の総体である。ソーシャルワークの構成要素が「価値・知識・方法」の三要素であるとき、その三要素がクライアントを取り囲む状況・状態と共に、広く文化的陰影を強く帯びていることは確実である。したがって、本研究は、「価値・知識・方法」の三要素が当該社会における文化的な陰影を強く帯びていることへの強い注目の喚起である。クライアントを形成するものも、クライアントを取り囲む相互交互的状況を形成するものも、当該社会における文化である。

今回の口述報告は、我が国へのソーシャルワークの定着・浸透・発展的契機としての「文化」への着目の必要性及びその事例の提示の試みの一つである。

今後、クライアントを囲む相互交互的要素としての当該社会における「文化」領域への継続的積極的考察の継続を文化領域全体に拡大することを将来的に構想している。

〔文献〕

Bartlett, Harriett (1970) *The Common Base of Social Work Practice*, NASWP. (=1989, 小松源助『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房.)

Germain, Caryl and Gitterman, Alex (1980) *The Life Model of Social Work Practice*, Columbia University Press.

金菱清・大澤史伸 (2014)『反福祉論—新時代のセーフティネットを求めて』筑摩書房.
川端康成 (1969)『美しい日本の私』講談社.

終結がソーシャルワークのプロセスとして位置づけられた経緯とその後の展開 —文献資料を用いた終結の変容の史的記述—

佐久大学 上西 一貴 (918)

キーワード：終結 専門性 コミュニティソーシャルワーク

1. 研究目的

現在の日本のコミュニティソーシャルワークにおいて、援助の終結が不明瞭となることがみられる。本研究は、終結がどのような経緯で必要とされるようになったのか、そしてどのように不明瞭なものへと変容していったのかを明らかにすることを目的とした。本研究は不明瞭な終結の構造を明らかにする研究（上西 2025）の一部である。

2. 研究の視点および方法

援助関係、援助対象、援助過程、専門性が終結に影響を与えるという仮説を立て、専門性の変容を軸に第1期《社会改良・慈善の時期（1870 頃-）》、第2期《専門性構築の時期（1910 年頃-）》、第3期《専門性再編以降の時期（1970 年頃-）》の3つの時期区分を設定し、既存の文献資料を用いてソーシャルワークにおける終結の変容を記述した。

3. 倫理的配慮

引用文献等の取り扱いについては、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程ならびに日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針に反していないことを確認した。なお、本研究に関して、開示すべき利益相反関連事項はない。

4. 研究結果

3つの時期において終結には4つの質的変容がみられた。第1期《社会改良・慈善の時期》〈想定されない・望ましくない終結〉1870年代頃からのセツルメントの活動において隣人である貧困者とのかかわりの終結は貧困の消滅という究極目標のもとで想定されなかった。また、慈善組織協会の活動において終結は友人である貧困者との関係を打ち切ることであり望ましくないとされた。第2期《専門性構築の時期》〈専門性の境界線としての終結〉1910年代頃からの専門職化の過程のなかで、ソーシャルワークは専門性の範囲を限定していくという方策をとり、これによって終結は専門性の境界線として重要な意味をもつようになった。〈資源供給の境界線としての終結〉1960年代頃から、効果的・効率的な資源配分がソーシャルワークにも求められるようになり、終結は資源供給の境界線として重要性が強化されていった。第3期《専門性再編以降の時期》〈理論上存在するが実践上は不明瞭な終結〉1970年代頃から本格化したソーシャルワークの統合化によりソーシャルワークの専門性が再編された。終結を明瞭にしていた専門性の範囲は不明瞭になっていった。一方で、ジェネラリスト実践／アプローチの理論体系において終結は従来のケースワーク理論から引き続きプロセスの1つの局面として位置づけられた。日本のコミュニティソー

シャルワークは、こうした北米のジェネラリスト実践／アプローチと英国のバークレイ報告を起点とする理論が交差するなかで展開されている。さらに、社会的孤立への対応のため、関係形成や関係継続を重視する伴走型支援をはじめとした援助理念も登場している。

5. 考察

援助関係、援助対象、援助過程、専門性の変数と、3つの時期区分変数をクロスさせると本研究の知見は次のようにまとめられる。

	1. 社会改良・慈善の時期	2. 専門性構築の時期	3. 専門性再編以降の時期
援助関係	隣人・友人として	専門家として	伴走者として
援助対象	貧困	貧困、精神的な不調	関係性の貧困
援助過程	当事者の領域への居住・訪問	専門家の領域での来所相談	当事者の領域へのアウトリーチ
専門性	—	スペシャリスト	ジェネラリスト
終 結	想定されない・望ましくない	専門性と資源供給の境界線	理論上存在するが実践上は不明瞭

【文献】

- Addams, Jane (1951) *Twenty Years At Hull-House: With Autobiographical Notes*, Macmillan (=1969, 柴田善守訳『ハル・ハウスの20年—アメリカにおけるスラム活動の記録』岩崎学術出版。
- Bartlett, Harriett M. (1970) *The Common Base of Social Work Practice*, National Association of Social Workers. (=2009, 小松源助訳『社会福祉実践の共通基盤』ミネルヴァ書房。)
- Bosanquet, Charles B. P. (1874) *A Handy-Book for Visitors of the Poor in London*, Longmans Green and Co.
- 出島有紀子 (2006) 「福祉を担う女性たち」河村貞枝・今井けい編『イギリス近現代女性史研究入門』青木書店, 236-249.
- 出島有紀子 (2015) 「オクタヴィア・ヒルの住居管理運動にみるボランティアと『友愛』の思想」『桜美林論考 人文研究』6, 67-82.
- Flexner (1915) Is Social Work a Profession? *Proceedings of the National Conference of Charities and Correction*, 42. (=1974, 藤山嘉夫訳「社会事業は専門職か」田代不二男編訳『アメリカ社会福祉の発達』誠信書房, 68-85.)
- Goldstein, Eda G. and Noonan, M. (1999) *Short-term Treatment and Social Work Practice: An Integrative Perspective*, Free Press. (=2014, 福山和女・小原真知子監訳『統合的短期型ソーシャルワーク—ISTTの理論と実践』金剛出版。)
- Hamilton, Gordon (1951) *Theory and Practice of Social Case Work*, 2nd edition, Columbia University Press. (=1961, 三浦賜郎訳『ケースワークの理論と実際 上巻』, =1964, 仲村優一訳『ケースワークの理論と実際 下巻』有斐閣。)
- Heus, Michael and Pincus, Allen. (1986) *The Creative Generalist: A Guide to Social Work Practice*, Micamar.
- 日根野建 (2013) 「M. リッチモンド」室田保夫編著『人物で読む西洋社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房, 155-161.
- 伊藤文人 (2013) 「トマス・チャルマーズ—隣人愛による社会実験」室田保夫編著『人物で読む西洋社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房, 31-37.
- 伊藤淑子 (1996) 『社会福祉職発達史研究—米英日三カ国比較による検討』ドメス出版。
- 上西一貴 (2025) 「終結を目的としないソーシャルワークの研究—コミュニティソーシャルワーカーへのインタビュー調査を中心に」東洋大学審査学位論文。
- 木原活信 (1998) 『J. アダムズの社会福祉実践思想の研究』川島書店。
- Kenedy, John F. (1963) Message from the President of the United States relative to Mental Illness and Mental Retardation, *The American psychologist*, 18 (6), 280-289.
- 北田曉大 (2023) 「彼女たちの『社会的なもの』—世紀転換期アメリカにおけるソーシャルワークの専門職化と“social”の複数性」北田曉大・筒井淳也編『岩波講座 社会学 1 理論・方法』岩波書店, 253-281.
- 小松源助 (1979) 「アメリカにおけるソーシャル・ワークの成立過程」小松源助・山崎美貴子・田代国次郎・松原康雄 (1979) 『リッチモンド ソーシャル・ケースワーク』有斐閣, 1-47.
- Richmond, Mary E. (1897) The need of a Training School in Applied Philanthropy, *National Conference of Charities and Correction Proceedings*. (=1974, 伊藤順啓訳「応用博愛事業学校の必要性」田代不二男編訳『アメリカ社会福祉の発達』誠信書房, 1-13.)
- Richmond, Mary E. (1899) *Friendly Visiting Among the Poor: A Handbook for Charity Workers*, Macmillan. (=2017, 門永朋子・鶴浦直子・高地優里訳『貧しい人々への友愛訪問—現代ソーシャルワークの原点』中央法規。
- Richmond, Mary E. (1917=1930) The Social Case Worker's Task, Colcord, Joanna C. ed. *The Long View: Papers and Addresses*. Russel Sage Foundation, 397-401.
- Ried, William J. and Shyne, Ann W. (1969) *Brief and Extended Casework*, Columbia University Press.
- 佐藤豊道 (2001) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究—人間：環境：時間：空間の交互作用』川島書店。
- 柴田謙治 (2013) 「バーネット夫妻」室田保夫編著『人物で読む西洋社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房, 90-96.
- 白澤政和 (2018) 『ケアマネジメントの本質—生活支援のあり方と実践方法』中央法規。
- Stroul, Beth A. (1989) Community Support Systems for Persons with Long-term Mental Illness: A Conceptual Framework, *Psychosocial Rehabilitation Journal*, 12 (3), 9-26. (=1991, 地域支援制度研究会訳「長期精神病患者に対する地域支援システム：概念的枠組み」『アメリカにおける精神障害者に対する地域システム』, 障害者職業総合センター, 9-25.)
- 高山恵理子 (2005) 「機能的アプローチ」久保紘章・副田あけみ編著『ソーシャルワークの実践モデル—心理社会的アプローチからナラティブまで』川島書店, 17-32.
- 富樫八郎 (2016) 『基礎から学ぶ病院におけるソーシャルワークの理論と実践—DCP医療時代のソーシャルワーク実践』川島書店。

ソーシャルワーク実践と批判的实在論 ーソーシャルワーク実践に適合する科学哲学の検討ー

○ 日本医療大学 丸山 正三（日本社会福祉士会 2588）

キーワード：ソーシャルワーク実践・批判的实在論・科学哲学

1. 研究目的

伝統的な科学哲学は、実証主義と解釈主義に分けられるが、1970年代後半にイギリスの科学哲学者ロイ・バスカー（1944-2014）により、批判的实在論が提起された。批判的实在論は、実在には人が観察できる領域（empirical domain）の他に、現実として現象が生起している領域（actual domain）と観察や現象を引き起こす構造やメカニズムとして働く領域（real domain）があると説明する。そして、実証主義は実在の捉え方が不十分であり、解釈主義は実在を取り扱わないとして批判を向けた。

ソーシャルワークの科学をめぐり、20世紀の初めから主流となる実証主義の影響を受けてきた。また、1980年代頃からは解釈主義に区分される構成主義の影響を受け、ナラティブアプローチといった実践方法も生み出された。このような科学哲学の違いは、しばしば対立や論争を引き起こした。一方で、現場の実践レベルでは科学が不在化する実態があった。批判的实在論は、科学を問い直し新たな視点を提供することから、ソーシャルワークにおいても科学を巡る課題の解決に方向性を与え、実践と科学をつなぐ可能性があると期待できる。

本研究では、実証主義と解釈主義がソーシャルワークにもたらした影響をレビューすることで、なぜソーシャルワーク実践に科学が不在化したかを検討する。また、批判的实在論の基本概念を整理し、現代のソーシャルワーク実践との適合を検討する。

2. 研究の視点および方法

文献研究により、実証主義と解釈主義といった伝統的な科学哲学の立場と批判的实在論を比較検討し論点を確認する。ソーシャルワークの科学について、従来の研究をレビューし批判的实在論との適合を分析する。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本ソーシャルワーク学会の研究倫理規程および研究倫理指針を遵守して実施した。また、利益相反（COI）事項はない。なお、人を対象とした調査・実験を伴わない理論的検討であることからプライバシーおよび人権侵害等の問題は生じない。

4. 研究結果

1) 実証主義と解釈主義がソーシャルワークにもたらした影響

実証主義では、観察した事実と価値観を含む人の主観を区別し、科学の対象を前者に限定する。そのため、観察結果に主観が入り込まないように観察手続きを標準化するなど厳密さが重視される。一方で、個人や家族を対象としたソーシャルワーク実践は、主観的要

素のある共感や個別性を重視する。そのため、実証主義による主観性を排除する指向は、実践との乖離として経験されやすい。

解釈主義には、さまざまな立場があるがソーシャルワークでは特に構成主義による影響が大きい。構成主義の基本的な考え方は、人の認識が現実を作り出すということである。また、人々は社会的に構成された文化や価値観の中で生活している（社会構成主義）と考える。実証主義と異なり、主観や価値を排除することはなくソーシャルワーク実践において受け入れられやすい面があった。ただし、一般化を志向する視点や普遍性のある知識を求める視点は弱い。

2) 批判的実在論の基本概念

批判的実在論は、実在を定位する点で解釈主義と異なる。また、観察できない実在領域を認めるため、この点で実証主義とも異なる。科学の対象について、その性質から他動的対象と自動的対象に分けて捉える。前者は、科学的活動から得られた知識のことであり理論や法則、概念などである。後者は、人の認識や活動から独立して実在する対象を意味する。そして、科学とは他動的対象を活用し、自動的対象を探求していく活動と説明される。

社会科学では、まず人と社会の関係が説明され、人には存在的に因果力があることから人の存在に価値を置いている。そして、人や社会は開放システムであることから、自然科学で用いられる実験的方法（フラスコ内の化学反応のように閉鎖システムが作られる）を使うことが出来ないこと、また科学は予測力ではなく説明力が問われるとした。

3) ソーシャルワーク実践と批判的実在論の関連性

ソーシャルワーク実践と批判的実在論の関連性を検討するため、価値、目的、存在の性質、世界に対する認識、分析視点、方法論の観点から分析を行なった。価値の観点ではソーシャルワークが大切に人間の尊厳と社会正義に対し、批判的実在論では人間存在に第一義的な価値を認め抑圧的な社会構造に批判を向ける。世界に対する認識ではいずれも開放システムと捉える。分析視点ではソーシャルワークの総合的視点に対し批判的実在論のリトロダクティブな視点に関連が考えられた。更に、方法論においてはいずれも多元主義の立場にある。実践と哲学の性質に異なりはあるが、多くの点で共通性が認められる。

5. 考察

ソーシャルワークは成立の当初から科学的志向があった。しかし、主流の科学哲学である実証主義は実践との適合を難しくした。また、解釈主義としての構成主義はソーシャルワーク実践との適合性はあっても、個別事例から一般的知識を得ることに限界があった。批判的実在論は、科学とは何かを明らかにすることで実在の性質を導き社会科学への新たな視点を提供した。人の存在に因果力があるとし、価値や主観の働きを積極的に認めているなど、ソーシャルワーク実践に適合する科学哲学であると考察した。

文献：ロイ・バスカー, 武部信訳 (2009) 『科学と実在論～超越論的実在論と経験主義批判』法政大学出版. ほか

ポスター報告

ポスター報告

研究報告 会場：G 号館 302

	発表者（所属）・発表テーマ
P 研-1	○小榮住 まゆ子（相山女学園大学） 「ステップファミリーとのソーシャルワークにむけた家族レジリエンス考察 ー福祉ニーズの高い多子家族へのインタビュー調査を通じてー」
P 研-2	○柴田 祐樹（北星学園大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士後期課程） 中村 和彦（北星学園大学大学院社会福祉学研究科） 「施設ソーシャルワークに関する文献レビュー ー知的障害を伴う自閉スペクトラム症者に焦点をあててー」
P 研-3	○木村 将夫（関西福祉科学大学） 「児童発達支援センターにおける「施設の個別性」が利用者満足度に与える影響 ー構造的要因とランダム効果に着目した定量分析ー」

実践報告 会場：G 号館 308

	発表者（所属）・発表テーマ
P 実-1	○溝田 弘美（特別養護老人ホーム 六甲の館） 「“利用者ファーストのための職員ファースト”の実現 ーノーリフティングケア導入の組織的成果と課題ー」
P 実-2	○尾崎 豊史（前・香川県立川部みどり園） 「強度行動障害にも対応した福祉避難所 ー知的障害者施設での経験からー」
P 実-3	○栗原 久（一般財団法人フィールド・サポート em.） 「障害者虐待防止研修等の取り組みから、見えてきたこと ー10年間の実践を踏まえた報告ー」
P 実-4	○富田 洋介（一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会） 「カスタマーハラスメントアンケート調査結果とその後の取り組み ー職能団体としての実践事例ー」

ポスター報告 (研究報告)

ステップファミリーとのソーシャルワークにむけた家族レジリエンス考察

ー福祉ニーズの高い多子家族へのインタビュー調査を通じてー

椋山女学園大学 氏名 小榮住まゆ子 (0250)

キーワード：ステップファミリー・ソーシャルワーク・家族レジリエンス

1. 研究目的

ソーシャルワーク研究において、ステップファミリーの脆弱性や機能不全は古くて新しい問題である。特に、子ども・家庭福祉分野では、決して稀有な家族ではないもののソーシャルワーク研究としての成果は乏しく、今も昔も軽視されてきたといえる(小榮住 2023)。また、支援方法論は家族システム論的アプローチが主流であり、ストレングスモデルによるポジティブな方法論は示唆や試行に終始している(小榮住 2025 予定)。そこで本研究では、ステップファミリーの脆弱性だけでなく家族レジリエンスにも焦点化したアセスメント視座への示唆を得ることを目的に探索的検討を行ったので報告する。

2. 研究の視点および方法

ステップファミリー形成過程における家族レジリエンスに着目し、ステップファミリー経験者を対象にスノーボールサンプリング手法を用いた半構造化インタビュー調査を2024年1月～3月に実施し、5世帯8人から協力を得た。録音データを逐語的に文字化し、SCAT(大谷 2007)の質的分析方法を参考に内容分析をした。尚、本報告では家族特性に共通性のあった多子家族2世帯を取り上げる。

3. 倫理的配慮

本報告における引用・参考文献等については、著作権保護に基づき研究目的以外に使用しないことを誓約するとともに日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程及び日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針を遵守している。また、調査については椋山女学園大学人間関係学部における人を対象とする研究に関する倫理審査内規に基づく倫理審査の承認(41)(2024)を得た上で行っている。ケースにおける表記は、人物が特定されないようにイニシャルとは無関係なアルファベットを用いている。尚、本研究に関連して開示すべき利益相反(COI)はない。

4. 研究結果

ケース1は、婚姻期間7年目の37歳女性A(実母)と38歳男性B(継父)によるステップファミリーで、C(継子・発達特性から不登校経験)、D(実子・学習障害あり)、幼い姉妹3人が構成員である。対面によるインタビュー時間は80分であった。ストーリーライン生成後、理論記述として次の7点が分析された。

①定位家族のジェンダー観がステップファミリー形成に多大な影響を与えるが、対話や経験から役割認識を変えることもできる。②定位家族経験がステップファミリー形成における公平性や役割分担等の家族の方針に影響を与える。③発達特性から不登校傾向であるが継親子は良好な関係性にあり、居心地のよい居場所と家になるように工夫している。④ステップファミリーの発達段階や家族特性で抱いてしまう夫婦間の高葛藤に対し、対話することで解決を図っている。⑤逼迫する生計の安定にむけ共に考え努力している。⑥継親子関係の質は、夫婦関係や実親子関係の質と異なる。⑦実子の障害理解を阻む要因として障害特性の違いだけでなく血のつながりもあり得る。

ケース2は、再婚期間15年目の45歳女性E（実母）と45歳男性F（継父）によるステップファミリーで、G（継息子）、H（継娘）、実子3人、継父方義父母の3世代家族である。対面によるインタビュー時間は75分であった。ストーリーライン生成後、理論記述として次の6点が分析された。

①定位家族における親子関係や長子として育つ経験がステップファミリー形成における子育て方針に影響している。②ステップファミリーの発達段階や家族特性で抱いてしまう夫婦間の高葛藤が解決される間もないほど幼いきょうだいの日常的ケアに追われている。③地域の相談員からの助言は家族の問題に対する社会的介入を得るきっかけになっている。④血のつながりは再婚期間の長さに関わらず問題の発端となり得る。⑤継親子関係の質は、夫婦関係の質と異なる。⑥父親がいないと多産家庭の場合、生活が成り立たない。

5. 考察

調査結果を通じて、ステップファミリー固有の発達段階や家族特性から抱いてしまう葛藤感情が何年にもわたり根っこのように這うなかで、標準家族にもみられる定位家族から引き継ぐジェンダー規範や役割葛藤、同居する家族構成員の障害や多子育児を背景にした不登校・暴力・虐待等ステップファミリーの抱える困難の複合化が確認できた。

一方、こうした危機や困難をステップファミリーの脆弱性で見なすだけではなく、サブシステム間の建設的な対話、居場所としての家族や地域の捉え直し、地域ネットワークの「機会」へと押し上げている家族のストレングス・レジリエンスにもなっていると考えられる。以上のことから、離婚・再婚というライフステージを経るからこそ構造的に家族であろうとする①希求力、②ワーク・イン・ライフに理解ある職場やアクセスできる地域資源とその③受援力、血縁関係のない夫婦とは異なる「継親子」だからこそ理解し続けようとする④粘る力である可能性が示唆された。

【文献】

- ・大谷尚（2007）「4 ステップコーディングによる質的データ分析手法—着手しやすい小規模データにも適用可能な理論化の手続き」『名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要（発達科学）』54（2），27-44.
- ・小榮住まゆ子（2023）「ファミリーソーシャルワークにおけるステップファミリー支援の現状と課題」『離婚・再婚家族と子ども研究』（日本離婚・再婚家族と子ども研究学会）第6号，83-92.
- ・小榮住まゆ子（2025 予定）「ステップファミリーとのソーシャルワーク実践をめぐる国外文献レビュー」『ソーシャルワーク支援研究』（エコシステム研究会誌）第2号投稿済

施設ソーシャルワークに関する文献レビュー

—知的障害を伴う自閉スペクトラム症者に焦点をあてて—

○ 北星学園大学大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士〔後期〕課程 柴田 祐樹 (1075)

北星学園大学大学院社会福祉学研究科 中村 和彦 (0357)

キーワード：施設ソーシャルワーク・自閉スペクトラム症・知的障害

1. 研究目的

施設ソーシャルワーク（以下 RSW）の研究は不十分であり、文献も決して多くない。特に障害者福祉領域における RSW の研究は乏しいといえる。日本における知的障害を伴う自閉スペクトラム症者（以下 ASD）の多くは、現在も施設を利用している。また、障害者支援施設への入所者数は死亡者を含まない退所者数よりも多く、地域への移行も進んでいない状況にある。日本知的障害者福祉協会の「令和 5 年度全国知的障害児・者施設・事業実態調査報告書」によれば、ASD 者数は全体の 16.0% となっている。また、施設職員の内、9.1% は社会福祉士の資格を有する職員である。障害者の入所・通所施設はソーシャルワーク実習においても実習の対象施設となっている点からも、知的障害を伴う ASD 者の RSW を理解することは重要である。そこで本研究では、文献調査により、RSW の①概念規定、②実態、③ASD 者への RSW における課題を明らかにすることを目的としたい。

2. 研究の視点および方法

RSW を示す用語として主に「施設ソーシャルワーク」、「レジデンシャル・ソーシャルワーク」、「レジデンシャルワーク」、「レジデンシャル・ケア」をあげることができる。本研究ではこれらの用語を用いて Google scholar による完全一致検索を行った（検索日：2024 年 6 月 7 日）。その結果、全 198 件検出された。本研究ではその内 43 件を使用した。また、それらの文献の引用文献から、RSW に関する記述が含まれた 18 件を加えた計 61 件を使用した。なお、「RSW」という用語について、ここでは入所施設だけでなく通所施設を含む概念として使用することにした。

3. 研究結果

①RSW の概念規定

RSW の概念について、主に 2 つの解釈が得られた。1 つ目はケアワーク（以下 CW）とソーシャルワーク（以下 SW）、アドミニストレーション（以下 ADM）を含む総体的な施設実践を指す場合、2 つ目は施設実践における SW 部分のみを指す場合である。

②RSW の実態

RSW の目的としては、利用者の施設生活への適応や施設内での QOL の向上、社会生活機能の維持・向上、施設外での生活に向けた支援等が考えられた。この目的を達成するためのプロセスは、①入所時支援、②入所中支援、③退所準備支援、④退所後支援に分けられている。CW は食事、排泄、入浴などの直接的な支援であり、持続性・反復性・身体接触性が高いことが特徴とされている。SW は米本（2012）の 9 機能モデルに基づく情報集約、

援助計画、相談支援、調整等である。ADM は、組織理念の周知、業務分担、チーム構築、記録管理、職員研修等である。伊藤(2007) は利用者に有効な CW や SW のためには、ADM が適切に整っていることが重要であると述べている。CW、SW、ADM には、それぞれに重なり合う要素があり、明確な区分が困難である。RSW の担い手は施設種別により生活相談員、児童指導員、生活支援員等が配置されているが、相談業務と介護業務が混在している。

③ASD 者への RSW の課題

今回、レビューの対象となった文献において、障害者福祉領域における RSW の文献は一つもなかった。このことは、ASD 者の RSW に関しても検討が十分でないことを示している。

5. 考察

RSW は CW、SW、ADM で構成されているが、ASD 者への適用は不十分といえる。この背景の一つに、1983 年の「精神薄弱施設運営の手引き」に示された治療・訓練中心の考え方をあげることができる。手引きでは、治療教育の立場が重要であるとされており、医学・心理学・教育学アプローチが中心的な支援の軸になっている。中野(2006) は知的障害者施設に在籍する社会福祉士数名へのインタビュー調査を行い、施設での利用者支援が SW と認識されていないことを示した。ASD 支援では、構造化された支援が強度行動障害支援者研修においても標準的な支援技術となっている。ASD 支援の研修は TEACCH トレーニングセミナーが主流である。研修内容は 1989 年から現在までほとんど変わらず、ASD 者への直接的な支援技術等となっている(永見, 2010)。この研修ではマクロレベルの介入は触れられていない。ASD 支援の専門性がミクロレベルに傾倒しやすいことも、施設での SW が根付いていない要因として考えられる。

以上の結果と考察から、ASD 者への RSW には、従来の直接的な支援技術だけでなく、ミクロからマクロにおける支援を見直し、新たな実践モデルの構築が必要であることが示唆された。特に、CW、SW、ADM の要素を統合的に機能させる実践枠組みの開発が求められる。

【文献】

- 永見史織・小林信篤・佐々木正美(2010) 「自閉症児・者支援に対する視点変化のプロセス-TEACCH トレーニングセミナー受講者の語りから-」 『川崎医療福祉学会誌』 19, (2), 347-350.
- 伊藤嘉余子(2007) 「施設養護におけるレジデンシャルワークの再考：児童養護施設実践に焦点をあてて」 『埼玉大学紀要』 56, (1), 83-94
- 中野陽子(2006) 「ソーシャルワーカーとしての意識についての一考察 知的障害者福祉施設職員へのインタビューを中心に」 『社会事業研究』 46, 285-288.
- 米本秀仁(2012) 「生活型福祉施設のソーシャルワークのゆくえと展望」 『ソーシャルワーク研究』 38, (2), 4-14.

児童発達支援センターにおける「施設の個別性」が利用満足度に与える影響

ーランダム効果を考慮した定量分析ー

関西福祉科学大学 木村 将夫 (1085)

キーワード：児童発達支援センター，施設の個別性，公表データ分析

1. 研究目的

本研究の目的は、児童発達支援センターの保護者による事業所評価の公表データを活用し、施設間に存在する「ばらつき（ランダム効果）」が利用満足度に及ぼす影響を定量的に明らかにすることにある。これにより、従来の全体的な傾向把握では捉えきれなかった施設単位での個別性に着目し、構造的要因（固定効果）と施設固有のばらつき（ランダム効果）との相互作用を分析することで、サービス質の評価方法に新たな知見を提供することを目指した。

2. 研究の視点および方法

2024年4月から6月にかけて、WAMNET（独立行政法人福祉医療機構情報公表データベース）を参考にデータの収集を行い、児童発達支援ガイドライン（厚生労働省 2017）の「保護者等からの事業所評価」23項目に関する公表データを使用した。全国に843施設（2023年10月現在）設置された施設のうち、49.23%にあたる415件のデータを収集した。そのうち、本研究においては、児童発達支援ガイドライン（厚生労働省 2017）の項目内容と完全一致した368件（全施設数の43.65%）のデータを分析に用いた。

分析には、施設の個別性に着目するため、久保（2012）を参考に一般化線形混合モデル（GLMM）を適用した。具体的には、「保護者等からの事業所評価」における満足度領域の「子どもの通所意欲」および「保護者の事業所支援満足」の2項目を従属変数とした。これらの項目は、二値データ（「はい」の回答数）として扱った。独立変数には、上記2項目を除く残りの21項目を用いた。これらの項目は、施設ごとの回答数 n の違いを考慮し、標準誤差を用いてZ得点化した。さらに、Z得点化された項目に対し、探索的因子分析（重み付けのない最小二乗法、バリマックス回転）を実施した。その結果、保護者評価に基づく支援の構成因子として「包括的家族支援体制（F1, $\omega=.852$ ）」「子どもと家族のニーズに応じた協働的支援（F2, $\omega=.843$ ）」「療育環境の整備（F3, $\omega=.676$ ）」の3因子15項目を特定し採用した。回転前の3因子の累積寄与率は61.65%であった。また、GLMMにあたり施設IDをランダム効果（切片）として指定し、施設ごとの構造的なばらつきをモデルに組み込んだ。結果として、従属変数ごとに各独立変数からのオッズ比、有意確率、信頼区間、平均限界効果（AMPE）を算出した。モデルの説明力評価は、Nakagawa&Schielzeth（2013）によるmarginal R^2 （固定効果の説明率）とconditional R^2 （ランダム効果を含む全体説明率）を算出し検討した。統計解析には、R-4.5.0、R Studio2025.05.0+496を使用した。

3. 倫理的配慮

本研究で用いたデータは、既にインターネット上で一般に広く公表されているものであり、個人情報が含まれておらず、特定の個人や団体が識別されることはない。研究倫理審査については関西福祉科学大学研究倫理委員会に審査を申請し、承認の判定を得た（承認番号：24-18）。また本研究に関連して開示すべき利益相反（COI）状態は存在しない。

4. 研究結果

GLMMの固定効果およびランダム効果について、両従属変数において以下の結果が得られた。

「子どもの通所意欲（x22）」モデル

- ・ F1（包括的家族支援体制）（OR=1.105, $p=.005$, CI=[1.031, 1.183], AMPE=.008）
- ・ F2（協働的支援）（OR=1.236, $p=.000$, CI=[1.150, 1.329], AMPE=.018）
- ・ F3（療育環境の整備）：OR=1.080, $p=.058$, CI=[.998, 1.168], AMPE=.006 n.s.

上記のうち、F1（包括的家族支援体制）およびF2（協働的支援）が、子どもの通所意欲に対して統計的に有意な正の影響を示した。特にF2の影響が最も強く、そのAMPE（平均限界効果）は、F2が1単位増加するごとに、子どもの通所意欲に関する肯定的な回答の割合が平均で1.8%ポイント上昇することを示唆する。ランダム効果について、施設間のばらつき（分散）が、全体のばらつきに占める割合であるICC（級内相関係数）は.053であった。モデルの説明力については、marginal R^2 （固定効果による説明率）は.170, conditional R^2 （固定効果とランダム効果による全体説明率）は.739で、その差分は.569で大きな値を示した。この結果は、施設の個別性に

よる構造的水準の違いが、子どもの通所意欲に及ぼす影響が大きいことを示している。

「保護者の事業所支援満足 (x23)」モデル

- ・ F1 (OR=1.162, $p=.000$, CI=[1.080, 1.251], AMPE=.009)
- ・ F2 (OR=1.648, $p=.000$, CI=[1.525, 1.780], AMPE=.029)
- ・ F3 (OR=1.226, $p=.000$, CI=[1.131, 1.330], AMPE=.012)

上記 3 因子すべてが、保護者の事業所支援満足に対して統計的に有意な正の影響を示した。特に F2 (協働的支援) の影響が最も強く、その AMPE は、F2 が 1 単位増加するごとに、保護者の事業所支援満足に関する肯定的な回答の割合が平均で 2.9%ポイント上昇することを示唆する。ランダム効果について、ICC は.048 であった。モデルの説明力に関しては、marginal R^2 は.530, conditional R^2 は.841 と算出され、その差は.311 であった。これは、施設間の個別性が保護者の事業所支援満足の高さのばらつきの多くを説明していることを示唆する。

5. まとめと今後の課題

本研究では、児童発達支援センターにおける保護者による利用満足度に関する公表データを用い、子どもの通所意欲および保護者の事業所支援満足を従属変数とする 2 つの一般化線形混合モデル (GLMM) を構築した。そして、固定効果とランダム効果の両面から、施設間のばらつきとその影響要因を分析した。

まず、「子どもの通所意欲 (x22) モデル」においては、「包括的家族支援体制 (F1)」および「協働的支援 (F2)」が、子どもの通所意欲に対して統計的に有意な正の影響を与える説明変数であった。特に F2 は OR=1.236 と最も強い影響を示し、AMPE (平均限界効果) からは、1 単位増加ごとに通所意欲に関する肯定的な回答の割合が平均で 1.8%ポイント上昇すると示唆され、実践的な意味でも影響の大きさが確認された。一方、「療育環境の整備 (F3)」は $p=.058$ で有意水準をわずかに満たさなかった。本モデルで特筆すべきは、ICC (級内相関係数) が.053 であった点であり、これは通所意欲に対して施設間の構造的水準差が中程度に存在することを示している。また、marginal $R^2=.170$ に対し、conditional $R^2=.739$ が差分.569 と大きく、施設ごとの影響がモデル全体の説明力に大きく寄与していることが明らかとなった。これらの結果は、本研究で測定した説明変数のみでは十分に説明できない、施設間の未説明差が存在し、通所意欲に対して施設固有の要因が影響している可能性を示唆する。具体的には、支援内容に加えて、施設規模や運営主体、施設の雰囲気などの未測定の施設特性が通所意欲に関与していることが考えられる。

次に、「保護者の支援満足 (x23) モデル」では、F1, F2, F3 のいずれも統計的に有意な正の影響を示した。特に F2 は OR=1.648, AMPE=.029 と、保護者の支援満足に対して最も大きな影響を有しており、協働的支援の提供が支援満足の向上に強く寄与していることが明確に示された。また、F3 (療育環境の整備) も OR=1.226 と有意な影響を示し、通所意欲モデルと比較して支援満足に対してより大きな影響を有していた点は注目に値する。本モデルにおける ICC は.048 と通所意欲モデルよりやや低い値であったが、依然として施設間に差異が存在していることを示している。さらに、marginal R^2 が.530, conditional R^2 が.841 (差分.311) という結果は、支援満足においても施設ごとの影響が一定程度存在しており、施設間でのサービス提供の違いが支援満足の差異に影響を及ぼしている可能性を示唆している。ただし、この R^2 差分は通所意欲モデルほど大きくはなく、この点から、保護者の支援満足は通所意欲と比較して、本研究で測定した因子化された支援内容 (固定効果) によってより大きく説明される傾向が示された。

本研究の結果は、児童発達支援センターのサービス評価において、アウトカム (子どもの通所意欲や保護者の支援満足) に対する施設単位でのばらつき (ランダム効果) を考慮することの意義を示唆するものである。特に子どもの通所意欲については、ガイドラインに基づく評価項目群では説明しきれない施設間差が存在し、ガイドラインで想定されていない要因が影響している可能性が示唆された。これは、現状の評価項目が現場のサービス実態を十分に反映していないことを示唆しており、アウトカム評価と現場のサービス提供との間に一定の差異が存在する可能性がある。今後の課題としては、本研究で示唆された施設の個別性、とりわけ本研究で説明されなかった構造的要因を具体的に明らかにすることが挙げられる。そのためには、固定効果として投入可能な施設属性データ (例: 定員規模、運営主体など) を拡充することに加えて、ランダム効果の残差に着目し、抽出された施設の固有性についてその要因を検討することが必要である。

【主要文献】 厚生労働省 (2017) 「児童発達支援ガイドライン」、久保拓弥 (2012) 『データ解析のための統計モデリング入門：一般化線形モデル・階層ベイズモデル・MCMC』岩波書店、他

ポスター報告 (実践報告)

“利用者ファーストのための職員ファースト”の実現

ノーリフティングケア導入の組織的成果と課題ー

特別養護老人ホーム 六甲の館 溝田 弘美（日本社会福祉士会 29914）

キーワード：介護職員・ノーリフティングケア・働きやすい職場環境

1. 実践目的

介護施設において、利用者に最高のサービスを提供するのは施設職員である。特別養護老人ホーム六甲の館では、「利用者ファーストのための職員ファースト」を掲げ、まず職員の身体を大切にするために、2019年より人力で抱えない介護メソッド「ノーリフティングケア」を導入した。本実践では、この取り組みにより、利用者へのサービスの質と自立度が向上することを明らかにする。

2. 実践の概要

介護職における腰痛の有病率は、人材確保の観点から対策が求められている。六甲の館では、2003年より電動リフトを導入し、2019年からは人力で抱えない介護を徹底してきた。その結果、職員の腰痛発症率は3年間で56%から9%に減少し、年間残業時間も880時間から76時間へと大幅に削減された。さらに、利用者の要介護度は4.06から3.79へと改善し、褥瘡（じょくそう）発生者もゼロとなった。

3. 倫理的配慮、COI

日本ソーシャルワーク学会の研究倫理規程、並びに研究倫理指針を順守して研究を行った。調査研究でも理論研究でもCOIは存在しません。

4. 実践の成果

六甲の館の取り組みは評価され、「令和6年度 介護職員の働きやすい職場環境づくり 内閣総理大臣表彰」を受賞した。評価された主な取り組み内容は以下の通りである。

- ① 職員の待遇改善に関する取り組み（ノーリフティングケアによる腰痛対策の強化等）
- ② 生産性向上に向けた取り組み（天井走行リフトと介護ICTの導入による余裕のある介護の実現等）
- ③ 人材育成に関する取り組み（5Sに「スマイル」と「スピーディー：頼まれたらすぐ実行」を加えた7S活動・ほめるコミュニケーションメソッドの導入等）

4. 考察

本実践では、ノーリフティングケアの導入により職員の身体的負担が軽減され、職場満足度の向上と業務改善につながった。その結果、利用者へのサービスの質も向上したことが示唆された。これまで介護・福祉分野では「利用者ファースト」の理念が強調されてきたが、その理念を実効性のあるものとするには、「職員ファースト」の視点が不可欠であることが明らかになった。今後、さらなる職員の働きがいと利用者満足度の双方を高める取り組みが求められる。

強度行動障害にも対応した福祉避難所

－知的障害者施設での経験から－

前・香川県立川部みどり園 尾崎 豊史（日本精神保健福祉士協会）

キーワード：強度行動障害・福祉避難所

1. 実践目的

知的障害者施設では、定期的に避難訓練が実施されている。だが、強度行動障害を持つ利用者については避難誘導の方法が未確立であった。火災だけでなく、将来起こりうる地震等の大きな災害に備えて、安全・快適に誘導し、利用者・職員が避難の目的を達成できる技術を向上させ、確立する目的で避難誘導方法を模索した。さらに、避難訓練で得られた経験をもとに、大きな災害において避難誘導後の福祉避難所での宿泊生活を想定し、必要な条件を探る目的で検討した。

2. 実践の概要

避難訓練の現場で、強度行動障害によって発生する困りごとを分析した。

A 避難訓練が始まった時の反応（放送・警報音・警報機の閃光への過敏な拒否感）

B 避難誘導中の反応（避難誘導の支援を拒否して遁走、座り込んで移動拒否する行為）
（堀・宮田・村上は、「多動性・衝動性の特性によって生じる課題」として指摘している。2022、6）

C 避難場所集合後の行動（避難場所での異食、徘徊、他の利用者への他害行為等）

それぞれの対応策を検討・実施した上で、

D 福祉避難所での生活上の困難に対応した避難空間（できれば生活している施設の居室を避難所化する。あるいは、他の入所型施設を避難所として活用。公共の福祉避難所を利用する際は、強度行動障害を持つ利用者の特徴に対応した設備が必要。）について、望ましい姿を模索した。

3. 実践の成果

A 視覚的な情報提供（絵カード使用）と、イヤーマフ着用による騒音抑制。警報音と放送をイヤーマフで遮断しつつ、絵カードで視覚的な災害情報を知ってもらうことで理解を促し、落ち着いて避難することができる。

B 避難訓練は抜き打ちで実施されるものだが、不安の強い利用者には事前の十分な説明によって心配を和らげる。避難終了後の楽しいひととき（おやつタイム等）の設定で避難訓練終了後の緊張を解くと、次回から楽に参加できる。避難中と終了後は、支持的な声かけ・ほめる対応で避難訓練を成功体験として定着させる。慣れた職員と手をつなぐことも、安心をもたらす。

C 避難場所設定に際しては、異食・徘徊が発生しない場所（雑草や小石がなく、駐車場

の車・自販機の缶ジュースのような刺激がない場所）を選ぶことで、事故を減らせる。避難場所への集合後の見守り対応職員を十分確保し、事前に利用者の情報を周知することで、職員の対応が容易になる。他害行為を起こしやすい利用者に配慮し、被害を受けやすい利用者とは間隔を開けた上で、長時間待たせないことで他害行為をなくすることができる。

D 福祉避難所の設営にあたって必要なのは、以下の配慮である。

- ・苦手なポイントへの配慮：音の刺激への困り感に対して、騒音の少ない環境を提供する。破壊行為に対して、空間の壁・仕切りは、堅固な素材で壊れにくくしておく。居住スペースの識別に対しては、利用者本人の居室出入口を、他の避難者の居住スペースとの区別が可能なように視覚的に明快に表示する（色分け、キャラクターの絵を貼る等）ことで、他の避難者スペースへの侵入を防ぐ。

- ・ストレングスへの配慮：いったん生活環境に慣れ、居住空間に適応してしまうと、自分の居場所という愛着を強く持つようになり、落ち着いて過ごせるのは強みであるから、安定した生活状況に早く入れるよう支援する。好みのタオルケットや枕を置き、キャラクターグッズを飾り、頭突き行為のある高さに緩衝素材（ウレタンフォーム等）を貼る。

- ・以上に加えて、本人をよく理解し、共感する人（職員・家族）の支援があれば幸いであることは言うまでもない。

4. 考察

避難誘導は、単なる大声での声掛けであってはならない。ひとりひとりに合わせた適切な方法を十分な相手への理解の上で実施していくことが必要である。

さらに、強度行動障害を持つ利用者のための福祉避難所については、今日でも未知の部分が多い。先述したように、既存の入所型福祉施設を活用することが最も簡便な方法であるが、体育館等を活用しなければならない被災の状況も想定しておかななくてはならない。何もない広い空間で安全・快適に避難生活を送るための知見を集めることが、期待されている。

【文献】

堀・宮田・村上「発達障がいがある子の防災教育に求められる合理的配慮」わわのわ福祉アカデミア、2022

この抄録は、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定・日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針に従って、倫理的配慮に基づいて作成しています。利益相反はありません。

障害者虐待防止研修等の取り組みから、見えてきたこと

－ 10 年間の実践を踏まえた報告 －

（一財）フィールド・サポート^{えん}em. 栗原 久（日本社会福祉士会 47739）

キーワード：「身を削る」研修、自己・組織・社会変革、身体拘束等適正化の正確な理解

1. 実践目的

報告者は1979年度から障害のある人に関わり、1989年度以降は喫茶店等で知的障害者と共に働く他、企業への就労支援に携わってきた。2015年度には当法人を設立し、障害福祉サービス事業所（以下、「事業所」という。）への研修・コンサルティングや、企業・行政機関に対する研修等、支援する側への支援を行ってきた。なお、法人の名称は「現場に出向く支援」の“フィールド・サポート”、「エンパワーメント（empowerment）」の“em”、「縁（えにし）」の“えん”、「支援」の“えん”を意味しており、実践目的にも通じている。

当法人では、単発のものを研修と呼び、年間契約のもと複数回の研修や助言等を行うものをコンサルティングと呼んでいるが、本稿ではそれらを総じて研修等と称している。研修等の分野は、企業に対しては就労関係、行政機関に対しては就労と障害者差別解消法（合理的配慮等）関係が主であるが、事業所に対しては障害者虐待防止関係がその大半を占めている。これは当法人設立直後に複数の相談を受けたことに端を発している。本稿では、この内、障害者虐待防止研修等の取り組みから、見えてきたことを考察するものである。

2. 実践の概要

設立以降、障害者虐待防止研修は100回近く、コンサルティングは7法人に対して実施してきた（現在5法人が継続中）。発表では、これら7法人の特長的な取り組みを紹介していきたい。なお、下記法人には抄録集の段階で発表への同意を得ているが、ポスターへの記載内容についても改めて同意を得ていく他、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程および同研究倫理指針を遵守するものである。また、利益相反については該当事項はない。

A 法人：虐待を発見した職員と、相談を受けた担当者のロールプレイ

（福）ぷくぷく福祉会：障害者虐待防止研修用 DVD 制作への協力

B 法人：グループホーム世話人のディスカッションを通じた呼称問題へのアプローチ

C 法人：職員全体研修での事例検討と、虐待防止委員会での議論の相乗効果

D 法人：苦情解決委員を兼ねた取り組みの一環としての現場体験と研修

E 法人：セルフチェックリストの実施と、分析を踏まえた課題の洗い出し

（福）創思苑：虐待防止指針及び相談等に関するフロー図作成と当事者代表の位置づけ

* （福）ぷくぷく福祉会、（福）創思苑は、当該取り組みが公開されているので実名とし、他は法人名を伏せた上での発表とする（いずれも同意を得ている）。

3. 実践の成果

A 法人のロールプレイでは、相談に来た人の不安感への受容と、行政への通報を説明するバランスが浮き彫りになるなどの成果があった。(福) ぷくぷく福祉会の DVD 制作への協力では、虐待防止の中でも正確な理解が難しい身体拘束等の適正化について映像を通して分かり易く伝えることができた。B 法人の呼称問題では、障害のある人への「ちゃん」付け等が個人と社会へもたらす影響について深められた。C 法人の研修と委員会での議論では、職員全体と管理者等への働きかけ双方の重要性が確認できた。D 法人の現場体験では、なかなか「正解」の出ない支援（生活介護事業所）を続けることの意義を教えてもらった。E 法人のセルフチェックリストでは、自由記述を通して悩みを訴えることができる風通しのよい組織風土の大切さを感じ取れた。(福) 創思苑の当事者代表の位置づけでは、当該法人が本人主体の支援や、当事者運動のサポートをしているが故の取り組みについて学べた。

これらは、いずれも継続したコンサルティングで生み出された成果の一部であるが、こうした内容を、守秘義務を守った上で、単発の研修での質疑等にも活かしている。また逆に単発の研修で問われた内容を、コンサルティング先で相談することもあり、当法人の特長的な取り組みであると認識している。

4. 考察

実践の成果全体を通して、見えてきたこととして主に次の点がある。

- (1) 研修等では、過去の失敗への反省を踏まえ、感情コントロールや分かり易い説明の重要性を伝えているが、こうした「身を削る」研修でないと説得力は持ちにくいこと。
- (2) 虐待防止は、単に「〇〇はいけません」のレベルではなく、自己変革、組織変革、そして、ささやかながら社会変革にもつながっていく可能性を秘めていること。
- (3) 身体拘束等（行動制限を含む）はもちろん原則禁止だが、本人の生命等に重大な危険が迫っている場合等やむを得ず実施することもある。その3要件（切迫性・非代替性・一時性）を含む手続き（記録の書き方も）や、解消に向けた取り組み方について、正確に理解できている人は少なく、研修等を重ねていく必要性を痛感していること。

【参考文献】

厚生労働省（2024）「市町村・都道府県における 障害者虐待の防止と対応の手引き」（001282169.pdf, 2025.5.7）.

厚生労働省（2024）「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き」（001282170.pdf, 2025.5.7）.

坂本いづみ・茨木尚子・竹端寛・二木泉・市川ヴィヴェカ（2021）『脱「いい子」のソーシャルワーカー反抑圧的な実践と理論』現代書館.

（一財）フィールド・サポート em.（2015～2025）『em.むすび』1～19.

カスタマーハラスメントアンケート調査結果とその後の取り組み

ー職能団体としての実践事例ー

一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会 氏名 富田洋介（日本社会福祉士会 39560）

キーワード：カスタマーハラスメント 法的対応 職能団体

1. 実践目的

近年、介護現場においては、利用者およびその家族（以下「利用者等」）によるハラスメント行為が深刻化している。介護職や医療職を対象とした先行調査は散見される（厚生労働省(2018)『介護現場におけるハラスメントに関する調査研究 報告書』、古市 孝義(2018)「介護現場におけるハラスメントの整理ー関連領域を含む先行研究レビューー」『人間関係学研究』第 20 号、大妻女子大学、81-97 頁、三木 明子・井上 由美子・谷村 由希子(2019)『看護職等が受ける暴力・ハラスメントに対する実態調査と対応策検討に向けた研究』、厚生労働科学研究費補助金報告書）ものの、介護支援専門員に特化した調査研究は十分とはいえない。しかしながら、介護支援専門員が利用者等からハラスメントを受ける事例は少なからず存在する。

介護支援専門員の中には、「我慢すべきである」「自身の対応に問題があったために苦情を受けている」「行政に通報されることへの恐怖」といった認識を抱き、強い心理的負担を抱える者が多い状況がみられる。

こうした実態を可視化し、必要な支援策を講じることを目的として、神戸市ケアマネジャー連絡会は、現状把握のためのアンケート調査を実施した。その結果を踏まえ、研修等による対応力の向上を図るとともに、保険者である神戸市と連携し、対策の検討および実施を試みた。

2. 実践の概要

調査方法：Google フォームを用いた無記名式アンケート調査

実施期間：2023 年 11 月 17 日～12 月 7 日

対象者：神戸市内に勤務する介護支援専門員約 800 名

有効回答数：324 件

【倫理的配慮及び利益相反に関して】

倫理的配慮については、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて実施し抄録の作成を行った。

本調査は回答者の自由意思に基づく協力を前提とし、同意の有無によって不利益が生じることが一切ない旨を明示した。加えて、個人および事業所が特定されないよう十分な配慮を行った。また、本発表に関して、開示すべき利益相反はございません。

3. 実践の成果

本調査を通じ、以下の3点が重要な課題として抽出された。

明確なハラスメントポリシーの策定と事業所内への周知徹底

心理的ケアおよび法的支援体制の整備

管理者・リーダー層が主体的に課題解決に取り組み、業界全体としての意識向上を図る必要性

これらの調査結果を受け、当会では弁護士を顧問に招聘し、法的対応体制の強化を行った。また、神戸市より管理者応援事業の委託を受け、市内の介護支援専門員が安心して職務に従事できる環境整備を推進している。

4. 考察

本調査は、介護支援専門員が直面するカスタマーハラスメントの深刻な実態を明らかにした。カスタマーハラスメントは多様な形態を呈し、介護支援専門員に対して継続的な精神的負担を強いる場合が多い。この負担は、支援関係の終了をもって解消されることが少なくないが、実際には支援関係の打ち切りが常に選択可能であるとは限らず、再び同様の行為を行う利用者等を担当せざるを得ないケースも存在する。多くの事業所においては、上司や同僚との相談体制が整備されているものの、これのみでは対応が不十分である場合も多い。そのため、事業所内の支援体制に加え、職能団体による法的支援を含む専門的な介入が不可欠であると考え。特に、居宅介護支援事業所は単独での運営が可能であり、相談相手が存在しない事業所も少なくない。このような状況下においては、外部の支援資源として管理者応援事業の活用が有効である。今後も、職能団体による支援体制の強化が求められる。

「参考文献」

厚生労働省（2018）『介護現場におけるハラスメントに関する調査研究 報告書』。

古市孝義（2018）「介護現場におけるハラスメントの整理—関連領域を含む先行研究レビュー—」『人間関係学研究』第20号，大妻女子大学，81-97頁。

三木明子・井上由美子・谷村由希子（2019）『看護職等が受ける暴力・ハラスメントに対する実態調査と対応策検討に向けた研究』。厚生労働科学研究費補助金報告書

交流企画

交流企画 他領域交流企画

研究報告 会場：G 号館 303

	発表者（所属）・発表テーマ
他研-1	○宮崎 康支（関西学院大学客員研究員） 「Neurodiversity（神経多様性/脳多様性）を尊重したソーシャルワークの可能性 ー海外文献の検討よりー」
他研-2	○坂本 和泉（みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社） 「日本人の異文化受容態度に関する研究 ー多文化主義的な態度に焦点を当ててー」
他研-3	○金 慧英（法政大学） 大和 三重（関西学院大学） 「韓国大都市「釜山」における高齢者居場所の現状と課題 ー通いの場「敬老堂」を中心にー」
他研-4	○池水 亜由美（川崎市立井田病院） 中里 亜紀子（川崎市立井田病院） 柳井田 恭子（川崎市立井田病院） 「SOAR を活用した医療介護連携の在り方に関する一考察 ー地域住民の暮らしを支えるための自治体病院と社会福祉法人の取り組みー」
他研-5	○澤田 有希子（関西学院大学） 武田 丈（関西学院大学） 飯塚 諒（関西学院大学） 高林 要（関西学院大学） 織田 佳晃（関西学院大学） 「SOGI の多様性尊重に向けた大学の取組みとキャンパス環境がメンタルヘルスに与える影響に関する研究 ーLGBTQ+学生・教職員を対象とした Web 調査の分析からー」
他研-6	○Martha Mensendiek（同志社大学社会学部社会福祉学科） 「文化に根ざしたソーシャルワーク実践 ーハワイのミクロネシア住民のエンパワメントー」

	発表者（所属）・発表テーマ
他実-1	○長野 友彦（特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ） 「常設 LGBTQ センター「プライドセンター大阪」の取り組み ーLGBTQ の心身の健康、社会的な健康の回復を支援し、人々を癒す拠点を目指してー」
他実-2	○竹野 翠（特定非営利活動法人CHARM） 青木 理恵子（特定非営利活動法人CHARM） 「移住するH I V陽性者への地域でのソーシャルワーク実践 ー特定非営利活動法人CHARMでの実践ー」
他実-3	○織田 佳晃（NPO 法人 QWRC） 飯塚 諒（NPO 法人 QWRC） 桂木 祥子（NPO 法人 QWRC） 「QWRC による LGBTQ+ 支援の実践ー反抑圧的ソーシャルワークの観点からー」

	発表者（所属）・発表テーマ
他実-4	○塚田 吉登（社会福祉法人すいせい） 島津 悠貴（社会福祉法人すいせい） 「地域と連携した障害学生の就労支援：大学と社会福祉法人の協働事例 ー関西学院大学と社会福祉法人すいせいの取り組みからー」
他実-5	○山本 真理（関西学院大学日本語教育センター） ダンテ アミナ（関西学院大学日本語教育センター） 「大学における交換留学生に対する合理的配慮の提供ー対応プロセスの整備と課題ー」
他実-6	○栄 セツコ（桃山学院大学） 宮崎 聡子（関西学院大学日本語教育センター） 「インクルーシブ社会を目指すヒューマンライブラリーの実践 ー異領域における実践例比較検討による協働の可能性ー」
他実-7	○原 幸平（関西大学大学院） 森田 吉浩（特定非営利活動法人 Q-Losik） 「小学４年生を対象とした性の多様性教育の実践 ーグッドマンの社会的公正教育に基づいてー」
他実-8	○浅津 嘉之（関西学院大学） 「活動型授業における「参加」とはなにか ーインクルージョンを目指した大学日本語教師の取り組みー」
他実-9	○高林 要（関西学院大学大学院社会学研究科） 「〈生きられない〉社会を攪乱する ー「生きづらさ」へのアプローチから〈生きられなさ〉へのアプローチへー」
他実-10	○宮脇 真佐恵（社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団） 坪井 理絵子（社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団） 「多数の事業所をもつ法人の委員会活動について ー「ひとりにしない、ひとりにならない」理念を具現化するためにー」

交流企画 学生交流企画

会場：G 号館 309 教室

	発表者（所属）・発表テーマ
学生-1	○山崎 理紗（神戸女学院高等学部有志団体 gradation） 宮田 翔平（神戸女学院中学部高等学部：PI） 「学生団体の意義－多様性を『受け止める』社会をつくる第一歩－」
学生-2	○河原 楓（関西学院大学人間福祉学部社会起業学科） 小菅 優衣（関西学院大学人間福祉学部社会起業学科） 田中 美咲（関西学院大学人間福祉学部社会起業学科） 山内 瑞礼（関西学院大学人間福祉学部社会起業学科） 岡崎 由依（関西学院大学人間福祉学部社会起業学科） 小林 陽実（関西学院大学人間福祉学部社会起業学科） 笠原 幹生 「ルワンダのコーヒー・雑貨販売プロジェクト ールワンダの農家・女性グループの収入向上とエンパワメントを目指してー」
学生-3	○二宮 紗彩（啓明学院高等学校） 下郡 沙羅（啓明学院高等学校） 田島 優衣（啓明学院高等学校） 佐藤 知行（啓明学院高等学校：PI） 「イムイムーLINE スタンプで繋ぐ笑顔の未来－」
学生-4	○松本 真樹（関西学院高等部） 中谷 美結（関西学院高等部） 原田 美咲（関西学院高等部） 松永 航太郎（関西学院高等部） 徳田 有希子（関西学院高等部：PI） 「高齢者の孤立を防ぐには ーイベント開催による定期的な地域のつながりの形成－」

PI (Principal Investigator：研究責任者)

交流企画

(他領域交流企画)

研究報告

Neurodiversity（神経多様性/脳多様性）を尊重したソーシャルワークの可能性

ー海外文献の検討よりー

関西学院大学客員研究員 宮崎 康支

キーワード：neurodiversity、ソーシャルワーカー教育、当事者参画

1. 研究目的

本研究の目的は、「発達障害」を脳機能の多様性として捉える文化的思考が、発達障害者へのソーシャルワークに及ぼす影響についての論点を解明することである。

Nerurodiversity（ニューロダイバーシティ/神経多様性/脳多様性）とは、自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如多動症（AD/HD）、学習障害（LD）などの診断名で称される脳機能の特性を脳の多様性として捉える考え方である。自閉症当事者たちがインターネット上の交流の中から編み出した言葉ともいわれ、Judy Singer（2017）がオーストラリアのシドニー工科大学に提出した論文の中で活字化された。

脳機能の差異を、それにおける「機能制約」ではなく「多様性」として捉えた時、ソーシャルワーク実践・教育はいかに変化するだろうか。脳の「多様性」を尊重した時、社会変革を志向する一方でクライアントの医学的理解に偏らざるを得ない場合があるソーシャルワーカーの思考と立ち居振る舞いは、発達障害者の「人権」と「その人らしさ」を尊重できるのだろうか。これらの問題意識をもとに、本発表の論を進めることとする。

2. 研究の視点および方法

本研究は、neurodiversity の概念をソーシャルワークに応用するにあたっての議論の動向を精査した。そこで、Google Scholar および Web of Science において、“neurodiversity AND “social work”” の検索式を用いて英文文献を収集した。収集された文献をもとに考察を行ったが、その際に当該検索式により検出された文献のみならず、日本において刊行された neurodiversity 全般に関する文献や、発達障害者を対象としたソーシャルワークに関する論文も適宜参照した。

3. 倫理的配慮

本研究は既往文献研究であるため、関西学院大学の人を対象とした行動学系研究倫理審査の対象とはならない。引用にあたっては自説と他説を峻別し、著作権とプライバシーの保護には最大限の注意を払った。研究の遂行にあたっては、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」および「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」を遵守した。

本研究は特定の事例を対象としているものではないため、開示すべき COI 情報はない。

4. 研究結果

Neurodiversity と “social work” の検索語によって検出された論文は 2 種類に大別された。一つは、neurodiversity の特性を持つクライアントを対象としたソーシャルワークに

関するものであり、もう一つは、neurodiversity の特性を尊重したソーシャルワーカー育成に関するものであった。

前者については、Stevens et al. (2025)が最新の知見のひとつである。これはクイア理論を neurodiversity の包摂に応用した概念である neuroqueer とソーシャルワークにおけるスコーピングレビューであり、ジェンダーに関する理解が neuroqueer 当事者を尊重したソーシャルワークに肝要であることを示唆している。

後者についての最新の知見のひとつは、Salisbury et al. (2024)が、neurodiversity 当事者を協力者として参加させたソーシャルワーカー教育プログラムの試行について報告である。当事者の参画によって当事者は自己肯定感を高め、その他の学習者は自身の学習過程におけるインクルージョンについての学習の重要性を認識した。

このように、多様性としての neurodiversity の特性理解の重要性と、それが当事者と専門職志望者が「共に学ぶ」行為によって促進されることが示されている。

5. 考察

Neurodiversity の概念は日本にここ 10 年ほどで盛んに輸入されているが、英語圏と異なり、当事者による運動性が弱く、専門家優位で導入されている点が渡辺(2025)によって指摘されている。ここに、上述のような専門家教育における当事者参画の意義が活きてくる。すなわち、机上の医学的な発達障害理解にとどまらず、体験的に neurodiversity を学ぶ営みをソーシャルワーカー教育において促進する必要があるということになる。

ソーシャルワーカーが、脳機能の相違による「弱み」の修復に焦点を当てすぎると、クライアントが持つ「強み」の発揮がおろそかになってしまう。むしろ、障害学でいうところの「障害の社会モデル」的発想を用いて、発達障害者を無力化している文化的環境にも目を向け、発達障害者を差異があろうとも「問題のない」存在として捉える発想(Miyazaki & DeChicchis 2013)を取り入れることも重要であろう。

※本研究は JSPS 科研費 JP22K01998（代表：松岡克尚）による成果の一部である。

【文献】

- Miyazaki, Y & DeChicchis, J. (2013) Through the glass ceiling: A comparison of autistics and foreigners in Japan 『総合政策研究』 (42), 31-40.
- Salisbury, Y., Foster, R., Hill, S., & Buck, G. (2024) Neurodiverse inclusive social work education considered through a student partnership. *Social Work Education*, 1-16.
<https://doi.org/10.1080/02615479.2024.2378915>
- Singer, J. (2017) *NeuroDiversity : The Birth of an Idea*. Independently published via Amazon.
- Stevens, B., & Kirby, E. (2025) Neuroqueer in/and social work: A scoping review of theory and practice. *The British Journal of Social Work*. <https://doi.org/10.1093/bjsw/bcaf059>
- 渡辺翔平. (2025) 「脳の差異と思想の転位——日本におけるニューロダイバーシティ言説——」 『保健医療社会学論集』 35(2), 65-75. https://doi.org/10.18918/jshms.35.2_65

日本人の異文化受容態度に関する研究

ー多文化主義的な態度に焦点を当ててー

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 坂本 和泉

キーワード：異文化受容態度・ホスト社会・多文化主義

1. 研究目的

本研究は、日本におけるホスト社会の構成員である日本人の異文化受容態度がどのように形成されているのかを明らかにすることを目的とする。近年、あらゆる社会的背景から国境を越えて移動する人口は増加している (IOM, 2024)。日本でも在留外国人の数は概ね増加し、異なる文化的背景を持つ人々の接触機会が生じている。この接触場面で、新たな環境に適応する人もいれば、葛藤が生じる人も存在する。異文化接触に関する研究は、主に移民側に焦点を当て、彼らの精神状態や適応過程を明らかにすることを目的としてきた (原, 2021 など)。一方で、ホスト社会側の人々の態度や適応過程を捉える研究は相対的に少ないという指摘がある (Lefringhausen et al., 2021)。今日の日本は多様な文化を持つ人が共生する社会に変化しつつあることを踏まえると、ホスト社会の実態を理解することは重要な課題であるだろう。本研究では、Berry (2023) の文化変容モデルを枠組みとし、日本人の異文化受容態度に見られる傾向や多様性、その形成要因について質的に探究する。

2. 研究の視点および方法

本研究では、異文化受容態度の分析枠組みとして、Berry (2023) の文化変容モデルを採用した。このモデルは、移民とホスト社会の2つの立場に着目し、自文化の維持と異文化の受容を二次元的に分類している。ホスト社会側の態度は、多文化主義（双方の多様性と包摂が達成された社会）・人種のるつぼ（移民がホスト社会に同化する社会）・隔離（移民がホスト社会とは別の集団に留まる社会）・排除（移民は移民とホスト社会の集団の外側に留まる社会）の4つの戦略に分類される (Berry, 2023)。これらの概念を再定義した上で、ナラティブに基づく分析を行った。研究協力者は、異文化接触経験の有無や回数などを考慮し目的地的サンプリングで5名を抽出し、半構造化インタビューを行った。質問内容は、異文化にルーツを持つ人への意識や、その態度の形成に影響を与えた経験に関するものである。得られた語りは逐語化を行い、佐藤 (2008) の比較継続法に基づいて分析した。

3. 倫理的配慮

本研究は、関西学院大学「人を対象とする行動学系研究」の承認を得て実施した（承認番号：2024-5）。研究協力者には研究の目的や倫理的配慮、研究過程で協力辞退を申し出る場合も不利益を被らないことなどを口頭・文面で説明し、同意を得た上で調査を行った。なお、本研究において開示すべき利益相反はない。

4. 研究結果

調査の結果、全員の語りから Berry の文化変容モデルにおける複数の戦略が見られた。従来文化変容モデルは、1 人につき 1 戦略を想定した量的研究が多かったが、本研究では 1 人の中に複数の戦略が併存することが明らかになった点に新規性がある。文化的戦略については、5 名中 3 名からは多文化主義と同化主義的な語りが見られ、残りの 2 名は多文化主義と分離主義的な語りを含んでいた。全員に共通して文化の多様性を尊重する姿勢が見られた一方で、何を「多文化主義的」と捉えているか、また支持の動機や態度形成に関わる経験には個人差があった。

5. 考 察

分析の結果、全員に文化的多様性を尊重しようとする姿勢が見られたが、その意図や背景は異なっていた。異文化との接触経験が最も多い Y さんは、他者の文化を否定することは相手の存在価値の否定につながると捉えており、内発的に生じる異文化への強い関心も見られた。一方で、異文化との接触経験が中程度であった S さん、ほとんどなかった K さんは教育や家庭環境を通じて養われた社会的望ましさ (Social Desirability) に対する意識の強さから多様性の尊重を試みる様子うかがえた。具体的には、社会の主流な考えに従おうとする意思や他者に映る自身を意識する様子があった。また、異文化との接触程度が中程度の T さんは自身の理想像に基づく倫理観から、海外への渡航経験や異文化との接触機会が全くない A さんは学問的関心を通じて多様性への理解を深めていた。

以上を踏まえると、多文化を尊重する態度は接触経験の有無にかかわらず育まれ得ると指摘できるが、異文化との接触経験の違いによって実際に想定する「他者」の具体性や多文化主義的な態度の深まりには差があった。本研究では、研究協力者の年齢や学歴に偏りがあったことが課題として残るものの、今後は同様の研究手法に基づくさらなるデータの蓄積を通じて、社会的示唆を得ることが期待される。

【文献】

- Berry, J. W. (2023) Living Together in Culturally Diverse Societies, *Canadian Psychology*, 64(3), 167-177.
- International Organization for Migration (2024) “World Migration Report 2024”
(<https://worldmigrationreport.iom.int/msite/wmr-2024-interactive/>, 2024/10/24) .
- Lefringhausen, K., Ferenczi, N., Marshall, T. C., & Kunst, J. R. (2021) A new route towards more harmonious intergroup relationships in England?: Majority members' proximal acculturation, *International Journal of Intercultural Relations*, 82, 56-73.
- 佐藤郁哉 (2008) 『質的データ分析法：原理・方法・実践』新曜社.
- 原華耶 (2021) 「日本における外国人留学生の異文化適応の動向」『東亜大学紀要』31, 57-67.

韓国大都市「釜山」における高齢者居場所の現状と課題

ー通いの場「敬老堂」を中心にー

○ 法政大学 金 慧英

関西学院大学 大和 三重 (0103)

キーワード：社会的孤立、通いの場、世代間交流

1. 研究目的

高齢者の社会的孤立は、大きな災害の中でより顕著化されるが、災害時に高齢者の社会的居場所の確保が難しいという課題がある。韓国では、高齢者の居場所として「敬老堂」が全国の 68,792 か所に設置されており、釜山では 2,333 か所に設置されている（KOSIS、2025；釜山広域市敬老堂広域センター、2021）。敬老堂は、韓国の老人福祉法 36 条に依拠し、高齢者余暇福祉施設として分類されているが、老人福祉館、老人教室とともに高齢者の社会参加を促進する 3 大余暇福祉施設として位置付けられている。しかし、老人福祉館と老人教室と異なる敬老堂の特徴は、地域の高齢者が特別な目的が無くても自主的に集まり、地域の高齢者が親睦を深めることを主な目的としている点である。

日本では高齢者の孤立や孤独を予防し、防災意識を高め、地域住民の地域での暮らしの安心・安全を図っている「通いの場」がある。今後高齢者の増加に伴い通いの場の役割は重要になっているが、通いの場の多くは継続して運営することが難しいという課題を持っている。その背景にはメンバーの固定化や運営費及び場所の確保が難しいという現状がある。一方、韓国の敬老堂は、メンバーの固定化という日本と同様な課題を有しているものの、政府の補助金で運営されているため、長年にわたり継続的な運営が可能である。

そこで本研究の目的は、韓国における高齢者の社会参加の重要な拠点となっている大都市の敬老堂調査からその現状と課題について検討し、日本における通いの場の運営の継続性を確保するためのヒントを模索することである。

2. 研究の視点および方法

調査方法は、2024 年 3 月 5 日から 3 月 10 日まで 4 ヶ所の敬老堂を訪問し、敬老堂の利用者を対象に聞き取り調査を行った（A 敬老堂：2024 年 3 月 5 日、B 敬老堂・C 敬老堂：2024 年 3 月 7 日、D 敬老堂：3 月 10 日）。また、3 月 6 日には、敬老堂活性化事業を展開している「釜山市敬老堂広域支援センター」を訪問し、担当職員 1 名を対象に聞き取り調査を行った。インタビューは、韓国語で実施し、聞き取った内容を日本語に翻訳し、日本語話者と韓国語話者で相互確認した。分析方法は、インタビューをもとに事例分析を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は、事前に研究協力代表者（各敬老堂の会長及び担当生活支援員）に対して研究

の目的、意義、個人情報保護などについて文章で説明を行った。当日は、研究協力者全員に口頭で説明を行い、同意を得た上で聞き取り調査を実施した。なお、本調査は「韓国社会福祉学会の倫理規定(研究対象者の保護)」、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」を遵守したものであり、研究における利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

釜山市の敬老堂広域支援センターでは「土曜日は敬老堂訪問の日」というスローガンをかけて世代間交流を促進する事業を行っている。事業は、世代間交流を通して地域共同体の意識を強化することを目的としている（釜山広域市敬老堂広域センター、2021）。敬老堂広域支援センターは、国の委託を受けて運営されているため、継続的に事業を展開することには困難がない。しかし、長年、高齢者集団の聖域として存続している敬老堂には若い世代が入りにくい雰囲気があるため、敬老堂の世代間交流に参加する若い世代は極めて少ない。将来的には、高齢者の孤立を防ぐためにも敬老堂を中心に高齢者と若い世代の交流を深める工夫が必要であると考えられる。

5. 考察

超高齢社会を迎えた日本と同様に 2026 年に超高齢社会への突入が予測されている韓国では、大都市における高齢者の孤立と孤独が深刻な社会問題となっており、その対応に迫られている。日本では通いの場の継続運営への困難が課題になっているが、継続的な運営を進めるうえで、国の補助金から運営されている敬老堂の取り組みから学ぶことは大きいと思われる。また、韓国では敬老堂での世代間交流は厳しく、地域住民を対象にしている日本の通いの場の取り組みから学ぶことが大きいと思われる。

〔文献〕

- ・金慧英・大和三重（2025）「超高齢社会韓国における高齢者の居場所「敬老堂」の現状と課題：コロナ禍での取り組みを視野に入れて」『災害復興研究』（16）、47 - 57.
- ・KOSIS 国家統計ポータル「老人余暇福祉施設（敬老堂）」＝KOSIS 국가통계포털「노인여가복지시설（ 경로당）」<https://kosis.kr/index/index.do> 2025 年 4 月 30 日.
- ・釜山広域市敬老堂広域センター（2021）『釜山広域市敬老堂広域センター成果報告書 2019 - 2021』釜山広域市敬老堂広域センター.＝부산광역시 경로당광역지원센터（2021『부산광역시 경로당광역지원센터 성과보고서 2019－2021』부산광역시 경로당광역지원센터.

〔謝辞〕

本研究は、関西学院大学災害復興制度研究所の共同研究により実施した訪問調査の一部である。

SOAR を活用した医療介護連携の在り方に関する一考察 ー地域住民の暮らしを支えるための自治体病院と社会福祉法人の取り組みー

○ 川崎市立井田病院地域医療部 池水 亜由美（0827）

中里 亜紀子（川崎市立井田病院地域医療部）

柳井田 恭子（川崎市立井田病院地域医療部）

キーワード：医療介護連携、多職種連携、地域包括ケアシステムの推進

1. 研究目的

65 歳以上の人口がピークを迎える 2040 年に向けて、地域の実情を反映させた地域包括ケアシステムの構築は喫緊の課題となっている。令和 6 年度の診療報酬改定でも、生活に配慮した医療が掲げられ、地域包括ケアシステムを深化させ、推進するために協力医療機関と介護保険施設等が平時からの連携体制を構築していることへの評価が新設された¹⁾。平時からの連携体制とは、診療情報や急変時の対応方針等の共有を図るために 1 月に 1 回以上の頻度でカンファレンスを実施していることが要件の一つとなっている。

2024 年に A 市の自治体病院においても、市内の介護保険施設等を有する社会福祉法人からの依頼で、月 1 回患者情報等を共有するカンファレンスが始まった。しかし、試行錯誤しつつも事務的な情報共有にとどまり、開催する意義を中々見出せない状況があった。

そこで本報告では、地域包括ケアシステムの推進に資するために医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）が多職種とメゾレベルで介入し、医療介護連携の未来の在り方を SOAR によって描いた実践とその効果を報告することを目的としている。

2. 研究の視点および方法

まず、SOAR を用いて、カンファレンス時にそれぞれの機関と地域の状況等を明らかにするために MSW、看護師、生活相談員、管理者等で意見交換を行った。この分析方法は課題の解決や目標達成のために強み（S）機会（O）抱負（A）結果（R）の 4 つの要素に着目して、分析するフレームワークである²⁾。これによって、未来志向で現状を活かし、目標を達成するための視点を共有した。

次にこの意見交換に参加し、本研究の趣旨を説明して、同意の得られた 6 名を対象にグループインタビューを行い、感想を自由に語り合ってもらった。その内容を IC レコーダーで記録し、逐語録にしてデータ化した。データの中から、意識の変容のプロセスや今後の取り組みへどのような影響を及ぼしたかについて、まとまりのある内容をカテゴリー化し、分析を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は所属機関である、川崎市立井田病院地域医療部倫理審査委員会の承認（承認番号：25-01）を得て、実施した。また、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」を遵守した。本研究に関して、開示すべき利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

SOARの中で語られた、強み（S）は、「月1回カンファレンスの開催」、「施設に併設のクリニックがある」、「ICTのシステムがある」、「事務やマネージャーといった管理職の参加」、「相談にのってもらえる機能がある」、「入居者への説明として協力医療機関があることの安心」であった。機会（O）は、「かかりつけ医が基礎疾患のある高齢者を支える」、「患者の希望や望み、患者家族の選択を支える」、「緩和ケアの連携」、「顔の見える関係＝仲間」、「壁がなく、視点を共有できる」、「人材活用としても知識が増える」、「地域の力も向上できる」であった。強みが発揮された具体的な未来を示す、抱負（A）については、「ICTを活用する」、「かかりつけ医を通して、入院できるシステムの構築」、「病院と介護施設の相互理解」、「退院後の生活や医療を受けた後の成果や評価」、「セミナーの開催や研究発表をする、学習会をひらく」、「高齢による問題（認知症）などがあつた時すぐに相談する」、「健康寿命を伸ばす」があがった。そして、結果（R）として、「病院が高齢者医療や緩和ケアの急変時や専門的医療」をし、「かかりつけ医がその人の暮らしを支え、急変時は病院に相談や受け入れができる体制がスムーズに構築する」ことがその人や地域にとって利益となり、安心につながる。これらが未来の目指す医療介護連携の形として明らかになった。

インタビュー調査では、「ぼんやりしていた連携の姿の明確化」や「視野の広がり」、「強みのクローズアップ」等ポジティブな気づきに変化していた。「顔の見える関係でつながる実感」が増すことで「目指したい姿のイメージの深化」が見られた。さらにこの連携をきっかけに「相談のしやすさ」が育まれ、「施設は地域に必要なインフラの自覚」の一方で「施設だけでできることの少なさ」から「病院と施設なら提案できることがある」に変化していた。さらに「施設と病院の強みを地域全体の強みにつなげる」まで波及していた。また、「利用者や市民のために」という大事にしている価値観の再認識、共有もできた。

5. 考察

今回の報告で、自治体病院と社会福祉法人の多職種が連携して検討した結果、定期的なカンファレンスを未来志向型と捉える意識の変容が見られた。さらに地域で目指したい、その人らしい暮らしを支える医療介護連携の肯定的な在り方を描くことができた。これは、ポジティブな認識の発展を促すSOARの活用の効果といえる。また、この可視化された未来図を踏まえて、組織や立場を超えたソーシャルワークのメゾレベルでの協働が地域包括ケアシステムの着実な推進のための土台を作ることにつながったと考える。

【文献】

- 1) 令和6年3月5日版 厚生労働省保険局医療課「令和6年度診療報酬改定の概要【同時報酬改定における対応】」<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001252073.pdf> (2025年5月7日最終閲覧)
- 2) 柳井田恭子 (2023)「ポジティブに現状を分析し、明るい未来を目指す！SOAR分析入門なぜ看護管理にポジティブが必要なのか」『ナースマネージャー』25 (5) , 51-54.

SOGI の多様性尊重に向けた大学の取組みとキャンパス環境が

メンタルヘルスに与える影響に関する研究

—LGBTQ+学生・教職員を対象とした Web 調査の分析から—

○ 関西学院大学 澤田有希子 (0249)

武田丈 (0307)・飯塚諒 (関西学院大学社会学部)

高林要 (関西学院大学大学院社会学研究科)・織田佳晃 (NPO 法人 QWRC)

キーワード：LGBTQ+学生・教職員、キャンパス環境、メンタルヘルス

1. 研究目的

近年、日本社会では LGBTQ+ を取り巻く人権課題への関心の高まりを受け、SOGI（性自認や性的指向）の多様性は基本的人権として尊重されるべきであるという認識が少しずつ進んできた。他方、性の多様性についての理解が進まない環境では、差別的な表現や態度、暴言や暴力にさらされるリスクが高く、当事者はストレスを抱えやすい状況にある。学校教育の現場は、LGBTQ+ の児童・生徒・学生はいじめや暴力を経験しやすく、こうしたストレス経験がメンタルヘルスに悪影響を及ぼすことから、自死のリスクが高く、抑うつ度が高くなる傾向にある（葛西 2023）。特にトランスジェンダーの若者にはうつなどの精神疾患を抱える者が多く、これらの状況は LGBTQ+ を取り巻くハイリスクな環境や社会的差別構造によって引き起こされている（Wagaman 2015）。そのため、抑圧的な構造の改善に向けた環境改善に取り組むことは学校現場における喫緊の課題といえる。本研究では、SOGI の多様性尊重に向けた大学の取組みとキャンパスの環境が LGBTQ+ の学生や教職員のメンタルヘルスどのような影響を与えるかを明らかにし、今後必要となる取組みについて検討することを目的とした。

2. 研究の視点および方法

本研究では、オンライン調査ツールの Survey Monkey を用いた Web 調査により実施した。調査対象者は、A 県内の学生・教職員数 3 万人規模の B 大学に在学中の学部生、大学院生、および教職員であった。調査主体は、関学 SOGIE プロジェクト（研究代表：武田丈）であり、調査の実施期間は、2021 年 12 月 1 日～2022 年 1 月 31 日であった。B 大学の学生 239 名、教職員 91 名、その他 29 名（LGBTQ+106 名、非当事者 253 名）を対象に仮説モデルを作成して分析を行った。

研究に用いた質問項目は、LGBT フレンドリーキャンパス整備へ向けた現在の大学の取組みの認知度（10 項目）と大学キャンパスの LGBTQ+フレンドリー評価（5 段階）、キャンパスにおける SOGI に関連する配慮のない対応経験の有無（7 項目）、キャンパス環境に対する不安（10 項目）、心理的ストレス尺度 K6（Kessler ほか 2002）（6 項目）である。分析では、各項目について属性による比較検討を行った。その後、LGBTQ+学生・教職員のメンタルヘルスを表す抑うつ度を示す得点として心理ストレス尺度 K6（6 項目）の平均値

を従属変数に用い、大学の取組みの認知度、大学の LGBTQ+フレンドリー評価、SOGI に関する配慮のない対応経験、キャンパス環境に対する不安、性自認を説明変数として、ストレス要因に関する仮説モデルを作成し、強制投入法による重回帰分析を行った。分析対象は LGBTQ+当事者のみである。統計解析には IBM SPSS Statistics28.0 を使用した。

3. 倫理的配慮

本調査は無記名であり、参加協力は任意であること、回答を拒否する権利があること、調査によって得られた情報は厳重に管理し、研究結果の公開においても個人が特定されないように配慮すること、調査データを調査研究以外の目的で使用する一切ないことを調査票に明記した。調査を実施するにあたっては、関西学院大学人権教育研究室室長室会において実施の許可を得て、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規定に即して実施した。研究における利益相反（COI）はない。

4. 研究結果

分析の結果、LGBTQ+学生・教職員は、性の多様性についての大学の取組みについて認知度が高く、配慮のない対応や言動を受けた経験を有していることが確認され、キャンパス環境に対して不安を感じている人が多く、特にトランスジェンダーにおいては快適な環境とは感じられず、周囲の無理解や拒否反応に対する不安を抱いていることがわかった。大学の LGBTQ+フレンドリー評価には属性による相違は見られなかった。K6 を用いた抑うつ度得点では、LGBTQ+非当事者 (1.89 ± 0.77) よりも当事者 (2.35 ± 1.02)、シスジェンダー (1.96 ± 0.81) よりもトランスジェンダー (3.27 ± 1.12) が 0.1%水準で有意に高いことがわかった。また、仮説モデルの重回帰分析の結果、調整済み R^2 は.197 ($n=61$) であった。標準回帰係数から、キャンパス環境に対する不安 ($\beta = .305^*$) や性自認 ($\beta = .418^{**}$) が抑うつ度の高さへ影響を与えることが明らかになった。性の多様性についての大学の取組みの認知度の高さは抑うつ度を低下させる傾向を示した ($\beta = -.244^+$, $p=.075$)。

5. 考察

本研究では、大学キャンパス環境のさらなる改善およびその周知の必要性を明示するものであった。大学として必要となる取り組みとして、SOGI に関する安全なスペースの設置や支援者となる教職員のための教育・研修機会の整備、そして、学内外に向けた大学のガイドラインや手引きを示すことが必要であることを示した。

【文献】

葛西真記子 (2023) 『心理支援者のための LGBTQ+ハンドブック』誠信書房

Wagaman, M. (2015) Changing ourselves, changing the world: Assessing the value of participatory action research as an empowerment-based research and service approach with LGBTQ young people. *Child & Youth Services*, 36(2), 124-149.

文化に根ざしたソーシャルワーク実践 ーハワイのミクロネシア住民のエンパワメントー

同志社大学社会学部社会福祉学科 Martha Mensendiek

キーワード：ハワイ, ミクロネシア人, エンパワメント

1. 研究目的

本研究は、ハワイにおけるミクロネシア系コミュニティに対する文化的背景に根ざしたソーシャルワーク実践を探究したものである。研究目的は、コミュニティが抱える多様なニーズとそれらに対応する活動と効果的な介入を理解すること、また、注目すべき課題を明らかにすることである。

2. 研究の視点および方法

本研究ではハワイで最も脆弱な立場にいるミクロネシア出身住民の生活課題と支援のあり方、またエンパワメントに向けたコミュニティ・オーガナイズングの実践に着目した。全米ソーシャルワーカー協会（NASW）の倫理綱領は、ソーシャルワーカーの責任として、文化的小および民族的多様性に配慮し、差別、抑圧、貧困、その他の社会的不正をなくすために努力することを求めている（2021）。倫理基準では文化的コンピテンスに基づく実践がソーシャルワーカーの責務であるとされている。Marsiglia ら（2021）は、「文化に根ざしたソーシャルワーク実践」を「文化的意識（気づき）、文化的コンピテンス、文化的謙虚さを組み合わせてソーシャルワーク実践に応用すること」と定義している（p. 28）。本研究では、ハワイのミクロネシア系コミュニティのソーシャルワーカーおよびコミュニティリーダー10名に対し、半構造化インタビュー調査を実施した。分析方法は主要なテーマを分類・特定するためにグラウンデッド・セオリーを採用した。中心となる概念を分析するために、クリティカル理論の枠組みを用いた。

3. 倫理的配慮

本研究は、同志社大学社会学部・社会学研究科「人を対象とする研究」の倫理審査委員会に承認された（申請番号：2024 1004）。本研究は開示すべき利益相反(COI)はない。

4. 研究結果

インタビューを通して浮かび上がった主要なテーマを次の3つの領域に分類した：1）地域社会における問題・課題、2）ニーズに対応する上での成功例・効果的な取り組み、3）今後さらに必要とされること・将来への期待。1）主な課題としては、差別、言語の壁、住宅問題、文化適応の困難、学校での無理解などが挙げられた。2）効果的な支援策は、青少年向けイベント、リーダーシップ育成、女性グループ、ワンストップセンター、文化ナビゲーター（バイリンガルの学校・家庭支援アシスタント）などが挙げられた。3）将来に向けた希望については、イベントのための空間の創出、サービス提供者や教育者への文化的配慮の研修

の実施, 組織の支援体制の充実などが挙げられた。

5. 考察

本研究は, ハワイ在住のミクロネシア系住民に対するソーシャルワーク実践についていくつかの知見を示している。まず, 前提としてミクロネシア人の移住は植民地支配や搾取の歴史（たとえば太平洋諸島での核実験など）が背景にあることの理解が不可欠である。核実験の影響による健康被害の治療のためにアメリカに移住する人も多い。Inada ら (2019) が指摘しているように, 教育と英語力が不十分なため良い仕事に就けず, 貧困の問題, また偏見や差別も顕著である。さらに, 移住でルーツ・文化から切り離され, アイデンティティの葛藤, 喪失感が子どもの不登校や非行につながるということが調査を通して明らかになった。コミュニティのウェルビーイングを妨げている偏見を克服するために専門職向けの研修の充実と, 社会全体に向けた文化教育の推進が重要であることが示された。また, Uchishiba ら (2024) の実践のように, ハワイのミクロネシア系コミュニティを支援する多くの団体はエンパワーメントに向けて効果的な支援に取り組んでいることも確認できた。一方で, 特に米国新政権による DEI (ダイバーシティ, エクイティ, インクルージョン) 関係の補助金停止の影響で多文化社会福祉の現場では活動の継続が危機的な状況である。そういった状況の中でソーシャルワーカーは工夫して実践を続けているが, 今後の影響を注視する必要があるだろう。

【文献】

- Inada, M. K., Braun, K. L., Mwarike, P., Cassel, K., Compton, R., Yamada, S., and Sentell, T. (2019). Chuukese community experiences of racial discrimination and other barriers to healthcare: Perspectives from community members and providers, *Social Medicine*, 12(1), 3–13.
- Marsiglia, F.F., Kulis, S. S., and Lechuga-Pena, S. (2021). *Diversity, Oppression & Change: Culturally Grounded Social Work*. (3rd ed.), Oxford University Press.
- National Association of Social Workers (2021). *NASW Code of Ethics* (<https://www.socialworkers.org/About/Ethics/Code-of-Ethics/Code-of-Ethics-English/Social-Workers-Ethical-Responsibilities-to-Clients>, 2025.2.24).
- Uchishiba, G., Matsumoto, V., George, S., and Furuta, S. (2024). Honoring culture and voice by empowering community: How a grassroots community center became the Waipahu Safe Haven, *Journal of Community Engagement and Scholarship*, 17(1), 1-10.

交流企画

(他領域交流企画)

実践報告

常設 LGBTQ センター「プライドセンター大阪」の取り組み

ーLGBTQ の心身の健康、社会的な健康の回復を支援し、人々を癒す拠点を目指してー

特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ 長野 友彦

キーワード：LGBTQ、コミュニティセンター、地域実践

1. 実践目的

2022 年 4 月にオープンした大阪・天満橋の常設 LGBTQ センター「プライドセンター大阪（以下、センター）」は、750 冊以上の LGBTQ に関する書籍が揃う本棚を設置し、累計で 4,000 名以上が来館し、1,400 名以上が相談を利用しているオープンスペースである（2025 年 3 月現在）。センターのミッションは”Remedy for all”。Remedy とは「救済、治療、解決策」という意味で、LGBTQ の心身の健康、社会的な健康の回復を支援し、人々を癒す拠点であることが重要であると考えている。センターは LGBTQ 当事者だけでなく誰でも無料で利用することができる。

センターの存在を地域の方に知ってもらうべく、様々なイベントを実施している。センターの対岸の船着場からプライドフラッグを掲げた船を航行するイベント（水上プライドパレード「プライドクルーズ大阪」）、企業寄付による大学への出張プログラム（アウトリーチプロジェクト「どこでもプライド・キャラバン」）、行政や協賛企業との協働による各種セミナー（若者のためのライフプランとお金のセミナー、メイク講座等）等を実施。こうしたイベントの総参加者は 13,000 名以上にのぼり、メディアにも取り上げられている。

また、2023 年 8 月には全国の常設 LGBTQ センターや、HIV をはじめとしたセクシュアルヘルスの情報センター間での横のつながりを創出すべく、「LGBTQ+と HIV 等に関するコミュニティセンター協議会」の設立を呼びかけ、スタッフ同士の情報交換、環境整備・機能強化、居場所の持続可能性の強化を図ることを目的として、隔月のオンラインミーティングを実施している。

2. 実践の視点および方法

プライドセンター大阪の来館者にアンケートを実施（2022 年 4 月～2024 年 9 月、アンケート回収数：3,030）

3. 倫理的配慮

アンケートは個人情報が含まれない形で集計している。本抄録は、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成しており、本実践において、発表者は開示すべき利益相反は存在しない。

4. 実践結果

＜年齢＞子どもから 70 代まで幅広い年代からの利用があるが、特に若年層の利用が多く、10 代～30 代までで約 60%を占めている。

＜利用回数＞2 回目以上の複数利用者が約 60%を占めており、センターが多くの方の居場所として定着している。

＜期待すること＞安心できる居場所や相談場所として期待する回答が多い。また LGBTQ 図書機能・資料提供としてのニーズも高い。

＜性的マイノリティ＞「自分自身が性的マイノリティである」という質問に対して「はい」と回答した方が約 65%と、LGBTQ 当事者の利用が多数を占めている。

＜シスジェンダー/トランスジェンダー＞シスジェンダーに分類される人が 38.4%、トランスジェンダーに分類される方が 36.8%とほぼ同じ割合である。

＜性的指向＞同性愛者が 27.9%と最も高く、「分からない」「その他」の回答も多い。センターが性のあり方問わず利用されていることが分かる。

5. 考察

LGBTQ の常設センターは全国にもほとんどなく、特に地方の LGBTQ 当事者は、地方特有のコミュニティの狭さや LGBTQ のロールモデルがない等の理由により、生きづらさを抱えていることも多い。年代を問わず安心できる居場所を求め多くの来館者がリピーターとしてセンターを利用している。私たちのセンターの取り組みが横展開できるようノウハウの蓄積を続けていくとともに、行政、企業、団体等の多くのステークホルダーを巻き込み、持続可能な運営を目指していく。また、同様のセンターが地方に必要であることを広く訴求していく。

【文献】

プライドセンター大阪(2025).「存在意義・ミッション」. プライドセンター大阪.
<https://pridecenter.jp/>, (参照 2025-04-14).

移住するHIV陽性者への地域でのソーシャルワーク実践

ー特定非営利活動法人CHARMでの実践ー

○ 特定非営利活動法人CHARM 竹野 翠

特定非営利活動法人CHARM 青木 理恵子

キーワード：HIV 外国籍住民 健康

1. 実践目的

特定非営利活動法人 CHARM（Center for Health and Rights of Migrants、以下 CHARM）では「すべての人が健康に暮らせる社会」を目指して、病気を原因に日本社会で生きづらさを感じている人が、健やかに暮らすことができるよう日々実践を行っている。HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は医療の発展に伴い感染しない慢性疾患となり、多くの HIV 陽性者がグローバル化に伴って仕事や勉強のため国境を越えて移動している。しかし、未だに HIV 感染症が社会に受け入れられているとは言い難く、周りの人に感染を告知していない HIV 陽性者も少なくない。CHARM では事業の 1 つとして、海外から日本に移住する HIV 陽性者を対象に多言語での個別相談を実施し、日本に来てからも適切な医療につながり、安心して生活が送れるよう支援している。

2. 実践の概要

CHARM では、ホームページ上で 10 言語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、日本語）で健康に関する情報発信を行っている。個別相談を希望する者へは、コンタクトフォームや LINE、電話相談の窓口を設けている。電話相談は 5 言語（英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、日本語）にて対応。コンタクトフォームや LINE での相談は英語、スペイン語、フィリピン語、タイ語、日本語での対応は常時可能で、その他の言語については CHARM に登録している通訳者と協力しながら対応を行っている。

3. 実践の成果

2024 年 4 月から 2025 年 3 月までの間に CHARM が新規で受けた移住 HIV 陽性者またはその関係者からの相談は 147 件であった（相談元は HIV 陽性者 138 名、医療機関 6 機関、支援機関 3 機関）。相談内容は、日本での HIV 治療の継続に関する相談及び情報収集が 125 件、治療以外の日本での生活に関する相談が 17 件、日本以外の国における HIV 診療事情に関するものが 5 件であった。

日本での HIV 治療の継続に関する相談及び情報収集では、既に日本国内に在住している者だけでなく、これから日本へ来る予定の者へも門戸を開き、来日前の準備段階から情報提供を行っている。日本で HIV 治療を受ける際は過去の検査データ等の提出が必要で、海外で治療を受ける場合に比べて求められる書類が多くハードルが高い。CHARM が情報提供を行った後連絡を取らなくなった者もあり、その中には日本の医療機関で治療を継続す

ることを断念した者も含まれると推測される。エイズ治療拠点病院へ受診するための支援を行ったのは125名中28名であった。希望した者へは受診時に医療通訳の派遣も行った。

治療以外の日本での生活に関する相談では、HIVを理由に職場を解雇された者の心的支援、マイナ保険証を利用したことで他院にてHIV治療歴を同行者の前で明らかにされた者の心的支援、転居時の役所での手続きについて支援を行った。

日本以外の国におけるHIV診療事情に関する相談では、仕事、勉強のために海外へ移住する日本人陽性者からの相談と、日本でHIV陽性が分かり母国へ帰国する予定の外国籍陽性者からの相談の2パターンがあった。いずれのパターンでも連携している海外の支援団体へ情報収集を行い、必要に応じて陽性者本人と現地の支援団体をつなげた。

4. 考察

健康に暮らす権利、必要な医療を受ける権利は基本的人権としてすべての人が平等に持っている権利であるが、治療途中で日本に移住するHIV陽性者が適切な治療を受ける権利は必ずしも保証されているとは言えない。HIV治療は専門医が行うが、どこの医療機関に専門医がいるかの情報は日本語でしか示されておらず、多言語支援が必要な者への配慮は十分ではない。差別を恐れて周りの人に感染を告知していない移住HIV陽性者にとって、職場や学校などにいる身近な日本人へ助けを求めることは容易ではなく、何とか自力でCHARMのような支援団体を見つけ出し、自らコンタクトを取らないと治療につながるものが困難である。社会の中で表面化しにくい移住HIV陽性者が日本で健康に暮らすためには、HIVに対する差別、偏見を無くすためのアドボカシー活動と、多言語支援が必要な患者が医療機関につながりやすい仕組みづくりの両方が必要であると考ええる。

5. ポスター発表に関連し開示すべき利益相反関係にある企業はない。また、発表は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成しており、個人が特定される要素は省く配慮を行った。

【文献】

Guerlais, Gerald. eds (2016) *Rien à déclarer ? Si ! Les droits de l'homme*, Editions du Chêne (=2022, 国際基督教大学・遠藤ゆかり訳『日英仏3言語 ビジュアル版 世界人権宣言』創元社.)

日本医師会 (2005) 「患者の権利に関するWMAリスボン宣言」

(<https://www.med.or.jp/dl-med/wma/lisbon2005j.pdf>, 2025. 5. 15).

厚生労働行政推進調査事業費補助金 エイズ対策政策研究事業 HIV感染症の医療体制の整備に関する研究班 (2011) 「拠点病院診療案内」

(<https://www.hiv-hospital.jp/>, 2025. 5. 15).

QWRC による LGBTQ+ 支援の実践 ー反抑圧的ソーシャルワークの観点からー

○ NPO 法人 QWRC 織田 佳晃

NPO 法人 QWRC 飯塚 諒

NPO 法人 QWRC 桂木 祥子（公益社団法人 日本精神保健福祉士協会 010926）

キーワード：LGBTQ+・反抑圧的ソーシャルワーク（AOP）・当事者中心

1. 実践目的

2020 年に改訂された社会福祉士の倫理綱領では、「人間の尊厳」の中で、性自認や性的指向が明記された。しかし、「LGBTQ 医療福祉調査 2023」では、生活困窮や精神疾患、自殺念慮等の困難を抱える LGBTQ 当事者の中でも、特に障害を併せ持つ当事者にその傾向が強いことや、行政・福祉サービスにおいてセクシュアリティを理由に困難を経験していることが指摘されている（Rebit 2023）。すなわち、生活上の困難が多いにもかかわらず、セクシュアリティを理由として必要な福祉サービスへのアクセスが難しい現状がある。

QWRC（くおーく）は、LGBT などの多様な性を生きる人やその周辺にいる人、女性のためのリソースセンターとして、フェミニズムの視点を重視しながら多様な性のあり方が尊重される社会を目指して 2003 年より活動している。「生きづらさを個人のせいにはしない」「当事者団体かつ支援者団体」「インターセクショナルリティ」といった特色を持ち、多様な当事者の声や抑圧構造の視点、当事者と専門職の協働を大切にする反抑圧的ソーシャルワーク（AOP）と共鳴する実践を展開している。

本報告では、QWRC が行った 4 つの実践について紹介し、AOP の視点から考察する。本報告は、日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程および同研究倫理指針に則り作成した。個人が特定されないよう情報を取り扱い、ソーシャルワーク専門職として適切な倫理的配慮を行っている。なお、本報告に関連して開示すべき利益相反（COI）は存在しない。

2. 実践の概要

- ① LGBTQ に関する支援者交流会：2025 年 2 月 22 日（土）に LGBTQ 支援に携わっている対人援助職や当事者団体などを対象に、支援現場での課題や情報の共有、支援者同士の顔の見える関係を作ることを目的としてグループワークを中心とした対面の交流会を実施した。
- ② LGBTQ 社会資源フレンドリー指標：LGBTQ が安心して利用できる社会資源を広げるため、性自認・性的指向への取り組み状況を確認・可視化する目的で、指標の開発やホームページの作成などの活動を 2021 年 2 月に開始した。2024 年には当事者や支援者の声を反映して指標自体の改訂を行い、以前回答のあった関係機関を中心として周知を行った。
- ③ 対人援助職のための LGBTQ+ 支援アドバンス連続講座：2024 年 7 月・8 月に LGBTQ+ 支援に関する知識と実践を学ぶ全 7 回のオンライン連続講座を実施した。各回 2 時間で、専門家講義と当事者の語りを組み合わせ、事前・事後学習、グループワークを導入した。
- ④ にじいろ Q LINE 相談：2021 年 6 月より、コロナ禍における孤立状況の高まりを受け、

LGBTQ ユース層の孤立やハイリスク性を背景に、既存の相談支援ではアクセス困難な層への支援を目的として LGBTQ に関する LINE 相談を開始した。2024 年度は 28 回実施した。

3. 実践の成果

- ①LGBTQ に関する支援者交流会：福祉、医療、行政、当事者団体など様々な立場の 25 名が参加した。多様な人々との交流の機会が得られ、参加者からの満足度は高かった。支援者の孤立や連携先の不足という現状から、継続的な交流会の実施を希望する声が寄せられた。
- ②LGBTQ 社会資源フレンドリー指標：現時点で得られた回答は 4 件であった。回答のあった機関からは、現場における取り組みの再考を促す契機となるとの声があり、今後の取り組みの方向性の提示や、実践の振り返りで活用する可能性が示唆された。
- ③対人援助職のための LGBTQ+ 支援アドバンス連続講座：連続アドバンス講座は、福祉専門職や当事者団体など多様な背景を持つ 16 名が参加した。グループワークや課題を通じて、自身の現場を批判的に捉え、今後の実践への応用を検討する機会となった。
- ④にじいろ Q LINE 相談：28 回の実施で 259 件の相談に対応した。性別や恋愛に関する悩みが多く、約 4 割が 25 歳以下の若年層からの相談であった。複数回利用も多く、孤立軽減や居場所としての機能も見られ、支援が届きにくい若者の継続的なニーズに応えている。

4. 考察

QWRC の実践は、支援者と LGBTQ+ 当事者コミュニティをつなぎ、学び合う場を通じて、制度や文化に内在する排除構造を問い直す取り組みであり、AOP が重視する「当事者のエンパワメント」や「抑圧構造への抵抗」といった理念と重なる。各実践を通じて、QWRC は支援者のエンパワメントと批判的意識の醸成を図り、制度的排除の可視化と変革を促し、これまで疎外されてきた当事者へのアクセスを拓くことで、抑圧構造への抵抗と解放を目指す AOP の理念を体現する方向性を示していると考えられる。

他方で、ソーシャルワークにおいては、実習や資格取得、職能団体における性別や本名に関する取り扱い、養成課程における SOGI に関する体系的な学習機会の不足など、ソーシャルワーク自身が既存の抑圧的な社会規範や制度を再生産する構造を内包し、性別二元論や異性愛主義に基づくマイノリティを排除する規範や文化が根深いことが示唆されている（加藤 2014）。こうした現状に対し、QWRC の実践は当事者視点からの問いを提示し、支援のあり方を再考する契機となり、社会構造への批判的再考を本質とする AOP の視点を現場に導入する可能性を示唆していると言えるだろう。

【文献】

Rebit (2023) 「LGBTQ 医療福祉調査 2023」

(<https://prtmes.jp/main/html/rd/p/000000045.000047512.html>, 2025. 6. 3)

加藤慶（2014）「アメリカにおける性的指向・同性愛に関するソーシャルワーク専門職養成教育—日本における社会福祉専門職養成教育の検討を目的として—」『明治学院大学大学社会福祉学』38, 11-18.

地域と連携した障害学生の就労支援：大学と社会福祉法人の協働事例 －関西学院大学と社会福祉法人すいせいの取り組みから－

○ 社会福祉法人すいせい 塚田 吉登
島津 悠貴

キーワード：障害学生支援、就労支援、連携・協働モデル

1. 実践目的

社会福祉法人すいせいは 2010 年より障害学生に対するキャリアサポート事業を開始し、その支援実績を重ねてきた。

一方、大学においては、障害のある学生、特に発達障害のある学生の在籍数が増加傾向にある中で、その就職支援については多くの大学で手探りの状態が続いていた。

障害のある学生の就職率は全学生と比較して依然として低く、特に発達障害学生はさらに困難な状況に置かれている（日本学生支援機構, 2020）。

このような背景から、大学が有する専門性や人的資源の制約、卒業後の長期的視野に立った支援の必要性という観点からも、大学単独での支援には限界が認識されていた。

本実践は、関西学院大学 総合支援センター キャンパス自立支援室と社会福祉法人すいせいが事業提携し、大学内に外部機関の専門性を導入することで、修学から社会・職業への移行を一貫して支援する協働モデルを構築することを目的としている。

2. 実践の概要

本実践は、社会福祉法人すいせいが 2010 年より独自事業として開始した「学生・就職困難者キャリアサポート事業プラス・ユー」における障害学生支援の知見を基盤としている。

関西学院大学 総合支援センター キャンパス自立支援室では、就労に関する障がい学生の個別のニーズに対応するため、従来から修学支援に加えてキャリアセンターとの連携による就労に係る個別支援を実施してきたが、大学には障がいのある学生に向けた就労支援に関する専門的なノウハウや企業情報が十分でなかった。

この課題に対応するため、2012 年より専門機関である社会福祉法人すいせいとの協働を開始した。

当初の個別支援では一定の効果が見られたものの、支援プロセスの構築や複数学生への対応に課題があったため、2014 年より「キャリア教育支援プログラム」を開発・導入し、本格的な就労支援を開始した。

さらに、修学・生活面の安定を図り、就学支援から就労支援へのスムーズな移行を促すため、2016 年度からは「プレキャリア教育支援プログラム」も導入し、両プログラムを並行して実施している。

これらの連携・協働の進展と、支援の継続性確保（任期制契約職員の課題）という観点から、2018 年 4 月には障害学生の進路支援のための就労支援コーディネーターを社会福祉法人すいせいからの「業務委託」として配置するに至った。

これにより、大学内に常駐する専門スタッフによる、より実質的かつ継続的な支援体制が構築された。

具体的な活動としては、個別面談、グループワーク、学内実習（図書館業務等）、就労支援セミナー、特例子会社見学会、外部講師によるマナー講座などをプログラムに組み込み、学生の自己理解促進、関係性構築、相談スキルの獲得、就労イメージの想起を目指した。

また、前述の関西学院大学との協働の中で実践した障がい学生に向けた就労支援に加えて、社会福祉法人すいせいでは兵庫県・神戸市の双方から障がい学生就労支援に資する公的な事業受託を行っている。

兵庫県・神戸市からの事業受託は「障がい学生支援就労支援における兵庫県内大学のネットワーク構築」また「各大学に在籍する障がいのある学生当事者に向けた機会提供の場づくり」を目的

に実践を重ねているが、大学における障がいのある学生に向けた就労支援ニーズが多様化していく中で「より地域と連携・協働した形での就労支援の実践」が必要であると思われたため、関西学院大学における障がいのある学生に向けた就労支援をこれらの公的事業と連動する形でも実践している。

このように、大学と支援機関との個別連携・協働また、行政機関の公的事業の取組も含めた実践によって、地域における障がい学生支援が全体最適されるよう実践を重ねている。

3. 実践の成果

本実践において、関西学院大学 総合支援センター キャンパス自立支援室と社会福祉法人すいせいが連携・協働したことにより、大学と支援機関がそれぞれの強みを持ち寄り、障害学生に対する新たな就労支援モデルを構築することができた。大学の持つ教育機能と、支援機関の持つ専門的な就労支援ノウハウや企業情報が融合することで、学生一人ひとりのニーズに合わせた、より質の高い支援を実現することができたと考えている。

さらに、本実践は、地域における就労支援ノウハウや、兵庫県・神戸市からの事業受託による公的な事業を含む既存の就労支援における社会資源を、大学内の支援に接続するという成果ももたらしした。

これにより、大学にいながらにして、学外の多様な支援機関や企業との連携が可能となり、学生の就労支援の選択肢が広がったと考えている。

また、地域全体の障害学生支援の最適化にも貢献することができた。

4. 考察

本実践を通して、大学と支援機関の連携・協働は、障害学生の就労支援において非常に有効であることが示された。

大学が持つ教育機能と、支援機関が持つ専門性や地域資源を組み合わせることで、学生の就労に向けた支援体制を強化し、よりスムーズな社会移行を促進することが可能になると考えている。

また、本実践は、大学が地域社会との連携を深めることの重要性を示唆している。

大学が地域における就労支援のネットワークに積極的に参加し、行政機関や支援機関、企業等と連携することで、学生の就労支援だけでなく、地域全体の福祉向上にも貢献できると考えられる。

今後は、本実践で得られた知見を基に、他の大学や支援機関にも協働モデルを普及させるとともに、支援内容の更なる充実や、支援対象の拡大など、継続的な発展を目指していく必要があると考えている。

【文献】

日本学生支援機構(2020), 令和元年度(2019 年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書。

藤田望・西岡崇弘・大江佐知子(2018). 高等教育における発達障がい学生のためのキャリア教育支援の取り組みと今後の展望、関西学院大学人権研究 22, 35-46.

西岡崇弘、塚田吉登(2019). 関西学院大学における発達障がい学生の就労支援—大学と支援機関との連携・協働、Campus health 公益社団法人全国大学保健管理協会機関誌 56(2), 53-57.

（その他、関連する文献があれば記述してください）

発達障害のある人の就労支援（2020 金子書房）第5章 大学における発達障害者のキャリア支援
_3 社会福祉法人すいせいとの連携による関西学院大学の発達障害学生就労支援◆鈴木ひみこ
塚田吉登

大学における交換留学生に対する合理的配慮の提供

－対応プロセスの整備と課題－

○ 関西学院大学・日本語教育センター・教員 山本 真理

関西学院大学・日本語教育センター・職員 ダンテ アミナ

キーワード：合理的配慮 交換留学生 教職員の連携

1. 実践目的

2016 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、私立大学において障害学生への合理的配慮の提供が努力義務となった。その後、2021 年 5 月に私立大学を含む事業者の合理的配慮の提供を法定義務とする「改正 障害者差別解消法」が成立し、公布から 3 年以内の 2024 年に障害学生への合理的配慮の提供が法的に義務付けられることとなった。こうした社会的背景とも連動し、発表者らは留学生に対する合理的配慮の対応を行ってきた。本実践は、海外協定大学から 1 学期間もしくは 2 学期間の短期間来日する留学生（以下、交換留学生）に対して発表者らが行ってきた合理的配慮の提供と、そのための組織的な対応整備の試みである。

2. 実践の概要

関西学院大学においては総合支援センターにあるキャンパス自立支援室が障害学生の支援を担っており、2016 年 4 月には関西学院大学「障がい学生支援に関する基本方針」および「障がい学生支援実施基準（ガイドライン）」が発効・実施されるなど、対応する教職員への周知・支援体制も整っている。しかしながら、これまで交換留学生の合理的配慮については、来日時期や言語の問題を理由に、交換留学生担当の教職員のみが専門家不在のまま対応にあたっていた。つまり、大学が正規留学生に対して専門家を配置して対応しているのとは異なるプロセスで対応がなされていた。しかしながら、2018 年春学期から 2024 年秋学期までの 7 年間で受け入れた交換留学生の総数は 1,687 名で、うち合理的配慮の要望があったのは 63 名（全体の 3.7%）であり、決して少ない人数ではない。特に、2023 年以降、留学生数の増加、配慮内容の多様化に伴い、対応にあたっていた教職員は大きく 3 つの課題（①面談および授業担当者への伝達フローの整備、②配慮内容の複雑化・多様化、③学内組織の連携）に直面した。

本報告では、特に円滑な支援を行なっていくために不可欠な教職員（村田, 2020:56）や、部署間の連携体制の構築（中津, 2022:72）の観点から発表者らが改善に取り組んできた交換留学生に対する合理的配慮の対応整備の状況を報告する。

3. 実践の成果

まず、「①面談および授業担当者への伝達フローの整備」についてである。以前は来日後履修科目が定まってから配慮内容に関する面談を留学生担当の教職員で実施していた。しかし、来日直後の学生の不安を軽減するため、そして配慮内容について事前に教職員が把

握し準備できるよう、来日前の事前面談を総合支援センターからの専門家同席のもとオンラインで行うよう変更した。加えて来日後の面談には日本語科目のコーディネーターも同席し、細かな配慮内容について確認し、聞き取った内容は授業担当者への伝達項目として配慮依頼文書に転記することとした。これにより、職員の事前面談の負担は増えたものの、来日直後の交換留学生・教員両者の不安や混乱が軽減し、確実に対応できるようになった。

次に、「②配慮内容の複雑化・多様化への対応」である。以前は試験の別室受験・時間延長が主な対応事項であったが、面談において専門家同席のもと出身大学で受けている配慮内容（例えば、欠席・遅刻時の配慮、提出物の期限延長の配慮など）についても確認し、対応できるようになった。判断が難しい対応内容については教員が一人で抱え込むのではなく、専門家に相談の上、授業の本質的な目的を変えることなく調整する方法を検討している。

最後に「③学内組織の連携」である。課題に直面した 2023 年に留学生の合理的配慮に関する学内 FD/SD が教職共同で開催されたことを機に、配慮の対応を交換留学生と日々接する教職員のみの問題とせず、それらを担う日本語教育センター（教員組織）、国際連携機構（事務組織）、総合支援センターの 3 者が組織的に協力して対応にあたることができるようになった。その結果、通常の対応プロセスにおいてだけではなく、学期期間中に交換学生による困りごとの相談があった場合に、教員から職員へ、そして必要があれば総合支援センターに繋げることも可能になった。総合支援センターの支援制度を定期的に利用する交換留学生もいる。

4. 考察

留学生への配慮や支援は、社会・文化的背景、教育歴等を含めた検討が必要であるにもかかわらず、多くの場合、大学や教員の裁量に任されていると考えられる（青木 2023:04）。そうした中で、発表者らの大学において整備が円滑に進んだ最も大きな理由は、合理的配慮の提供に関して重要とされる「合理的配慮の考え方とその取り組みを受け入れる土壌」（松岡、2016:36）が教職員に培われていたことがあるだろう。そのことは、課題を認識した際に「組織全体の問題」としてすぐに取り組みがなされたことに端的に表れている。その一方で、現在は出身大学で配慮を受けていた学生への対応が中心であり、来日後に新たに対応が必要となった学生への迅速な対応や、来日前の合理的配慮提供に関する情報の周知など、今後取り組んでいくべき課題も多い。

【文献】

- 青木麻衣子（2023）「はじめに」『国際教育研究部 ブックレット 9 諸外国の大学における「合理的配慮」をめぐる対応を教育支援』03-05、北海道大学江東教育推進機構国際教育研究部
- 中津真美（2022）「意思表明とそれを支える相談体制」『障害学生入門－合理的配慮のための理論と実践』66-73、金子書房
- 松岡克尚（2016）「大学における合理的配慮と意思決定支援」『ソーシャルワーク研究』41（4）、305-312
- 村田淳（2020）「支援体制の構築とコーディネーターの存在」吉武清貴・岡田有司・榊原佐和子（編）『共生社会へー大学における障害学生支援を考えるー』49-69、東北大学出版会

インクルーシブ社会を目指すヒューマンライブラリーの実践

—異領域における実践例比較検討による協働の可能性—

○桃山学院大学 社会学部 栄 セツコ (224)

関西学院大学 日本語教育センター 宮崎 聡子

ヒューマンライブラリー 多様性 インクルーシブ社会

1. 実践目的

近年、多文化共生社会の実現を背景に、異文化理解教育の必要性が高まっている。その一つのツールとして注目されているのが「ヒューマンライブラリー」である。「人を本に見立てて読者に貸し出す図書館」とも称されるこのイベントは、2000年にデンマークのNGOが暴力の廃絶を目的として、ロックフェスティバル内で開催されたのが始まりである（坪井・横田・工藤 2018:3）。以降、差別・偏見の低減や多様性を認める共生社会の構築を目指す対話型イベントとして世界100か国で開催され、日本でも2008年以降に広がっている。

発表者らはそれぞれの現場において、ヒューマンライブラリーの実践に取り組んでいる。学問領域（教育と社会福祉）は異なるものの、インクルーシブ社会の創造を目的とする点は共通している。本実践報告では、異なる領域（教育と社会福祉）における事例と実践者間の連携の意義を共有し、異領域連携の可能性を提示する。

2. 実践の概要

ここでは、発表者らが実践しているヒューマンライブラリー（以下、HL）の概要を以下の表に示す。倫理的配慮として、「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」にもとづいて作成している。

領域（発表者）	教育（宮崎）	社会福祉（栄）
組織名	「関学ヒューマンライブラリー」	語り部グループ「セルフフィーズ」
目的	学生や教職員が多様な人々と対話し、価値観や文化的背景を知ること、自らの固定観念や誤解に気づき、考える機会とする。企画を通じ、関学キャンパスにおける人権文化の涵養を目指す。	精神障害のある当事者が、語り部活動を通して、障害と向き合い、社会の偏見を解きながら、障害の有無にかかわらず誰もが一人の人間として、当たり前で暮らせる社会づくりに貢献することを目指す。
開始年	2022年から年1回	2015年から自主・共同企画で開催
開催者の特性 （本、司書、読者）	人権教育研究室と日本語教育センターとの共同開催。司書は日本語教員中心で留学生や学外教員も参	当事者と専門家によるグループで活動し、多様な形態（坪井・横田・工藤 2018:284）でHLを開催（公

	加。「本」はビッグイシュー販売員、性的少数者、外国ルーツの人など多様。約 10 名が登壇。学内者のほか地域住民も来場可（公共型）。	共型・カスタマイズ型・トレーニング型）。司書は読書環境に注力し「本」の希望により同席もあり。開催目的により読者層も異なる。
創意工夫	毎回「本」集め・打ち合わせに時間をかけ信頼関係を築く。キャンパス自立支援室と連携し聴覚障害者への PC テイクを導入。	毎月定例会を開催。「本」の編集と HL 開催までの過程そのものも重視。安全・安心な読書環境づくりと多様な「本」の担保が課題である。

3. 実践の成果

関学ヒューマンライブラリーの過去 3 回におけるアンケート結果では、「読者」（回答者数 51 名）は、カテゴリではなく一人の「人」として語り手と出会うことで、知識としての理解にとどまらず、自己内省や発信意欲の芽生えといった変容がうかがえた。また「本」も自己理解や内省の深化、語ることへの肯定的な感情が見られた。「司書」は安全な場や雰囲気への意識が強いこと、対話支援や自身の役割について問う姿勢があることがわかった。

栄の実践した 6 つの HL（2022）では、読者（130 名）の感想は『生きづらさを抱えている人々の理解』『対話のおもしろさと難しさ』『自分自身の理解と変容』の三つのカテゴリが抽出され、「本」は対話を回路として「自尊感情の向上」「障害者観の変容」がみられた。これらの結果から読書環境の整備が必要であり、「司書」の役割の重要性が示唆された。

4. 考察

2 つの HL の実践には、多様性の理解や内なる偏見への気づきを目的としている点、「本」を尊重する姿勢、安心・安全な場づくり、「司書」の果たす役割の重要性など、共通する特徴が見られた。一方で、HL の実施形態（型）、「本」の多様性の捉え方、重視する目的（人権教育／当事者の自己表現）、開催者が当事者グループを支えているかといった点には違いがあった。こうした違いに注目し、互いに学び合い、応用可能な要素を取り入れたり連携を図ったりすることで、相乗効果が生まれ、HL のさらなる発展の可能性が高まる。

今後は、分野を越えた実践者同士の実践知の共有や、「本」「司書」の団体間を越えた交流が一層求められる。こうした取り組みを通じて、HL がインクルーシブ社会の実現に寄与するツールとして、より多くの領域や地域に広がっていくことが期待される。

【文献】坪井健・横田雅弘・工藤和弘編（2018）『ヒューマンライブラリー 多様性を育む「人を貸し出す図書館」の実践と研究』明石書店。

本報告に関して、開示すべき利益相反（COI）状態はない。

本報告の一部は JSPS 科研費（JP23K01865）の助成を受けた。

小学4年生を対象とした性の多様性教育の実践

ーグッドマンの社会的公正教育に基づいてー

○ 関西大学大学院 原 幸平

特定非営利活動法人 Q-Losik 森田 吉浩

キーワード：性の多様性教育，社会公正教育，授業実践

1. 実践目的

近年，多くの学校において，性の多様性に関わる授業実践が行われることが増加している．戸口らは日本における性の多様性教育について，「日本の実践における独自性は，性を取り巻く知識の伝達と，当事者による語りといった，セクシュアル・マイノリティそのものの理解」であると指摘している（戸口ら 2016：73）¹⁾．また，眞野は性の多様性を前提とした教育を実現するための要素の1つとして「性的マイノリティだけでなく，性的マジョリティを対象とすること」を挙げている（眞野 2020：203）²⁾．実際に日本の性の多様性教育においては，性的マイノリティそのものを理解や性的マイノリティへの直接支援にとどまっていることが多く，現在の性の多様性教育は学校環境や教室環境をすべての児童にとって安心して過ごすことができる環境とするための取り組みであると言い難い．本実践では，「セクシュアル・マイノリティそのものの理解」にとどまらない，性的マジョリティも対象として変容を促す取り組みとして，授業の実践及び検討を行うことを目的としている．

2. 実践の概要

土肥はグッドマンの社会公正教育を性の多様性教育に応用することで，「不可視化されてきた性的マジョリティの特権に言及することで，性的マイノリティとの間にある権利の不平等を顕在化させることが可能となる」とし，グッドマンの社会公正教育に基づいた性の多様性教育を進めるために必要なことは，「性的マジョリティの変革であり，そのためには特権集団について知り，「共感力」「道徳的・宗教的価値観」を高めるだけでなく社会的公正が「自己利益」となることを伝え，既存の枠組みにとらわれない代替案を提示していくこと」であるとまとめている（土肥 2022：345）³⁾．しかし，グッドマンの社会公正教育に基づいた教育実践は未だに報告事例が少ない．以上のことから，本実践では，グッドマンの社会公正教育に基づき，令和5年度及び令和6年度に大阪府内の公立小学校第4学年で授業を行った．実践は3時間の授業で構成されており，令和5年度は1クラスずつ各教室にて3時間の授業を5クラスの計15時間授業を行い，令和6年度は2クラスずつ多目的教室にて3時間の授業を6クラス（3回）の計9時間授業を行った．

3. 倫理的配慮

本報告は「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会研究倫理指針」を遵守しており，授業実践及びアンケートは実施校教職員によって，事前に内容の確認が行われている．また，授業後に行ったアンケートは授業評価，検討のみに

用いることとし、質問項目はすべて任意回答であり、個人が特定されないよう留意した。
なお、報告者には、開示すべき COI 関係事項はない。

4. 実践の成果

第1時では主に「男の子らしさ、女の子らしさ」「SOGIE」について取り扱った。誰にでも男の子らしさと女の子らしさがあること、性は4つの要素で構成され、グラデーションで表すことができることをワークや図表を用いて取り扱った。第2時では授業者による体験談や困っていることについて話をし、人によって困っていることが違うということ（マジョリティとマイノリティ）を取り扱った。第3時では障がいについての事例を交えつつ（個人モデルと社会モデル）、マジョリティの「特権性」に着目した授業を行った。すなわち、第1時ですべての人が多様な性を生きていることに気づき、第2時で「共感力」を高め、権利の不平等を顕在化させ、第3時で「特権性」に着目しつつ、「自己利益」につなげるような授業構成となっている。本実践によって、小学4年生におけるグッドマンの社会公正教育にもとづいた性の多様性教育の効果を把握することができた。

5. 考察

授業評価、検討のために実施した2023年度、2024年度の事後アンケートの回答数はそれぞれ171、193である。2023年度の授業では授業内容について「むずかしかった」と分類される回答をした割合が半数を超え、授業で取り扱ったキーワードについての質問の正答率も5割程度となった。そのため、2024年度では授業内容で細かい内容を減らすほか、ワークやアクティビティを行うといった指導案修正を行った。その結果、2024年度は授業内容について「むずかしかった」と分類される回答をした割合が2割未満となり、授業内容の難易度については改善が見られた。また、2024年度は「男の子が男の子を好きになるのはおかしいことだと思いますか？」という問いに対して9割以上が「思わない」と回答していることから、授業に一定の効果があつたと考えられる。一方で、「同じ性別が好きだと友だちに言えますか？（あなた自身がそうであるかどうかに関わらず）」という問いに対しては「言える」と回答した割合が5割～6割程度にとどまった。このことから、教室環境がマイノリティにとって安心できるとは言い難いと考えられ、なぜ言えないのかについて、さらに分析を行う必要がある。今後は他の学年や発達段階に応じた授業実践を行うほか、マイノリティ児童が安心して過ごすことができるための環境に必要な実践を検討する必要がある。なお、質問項目はあくまで授業検討のためのものであり、アンケートはカミングアウトを推奨するものではないことに留意している。

【文献】

- 1) 戸口太功耶, 葛西真記子 (2016) 「性の多様性に関する教育実践の国際比較」『鳴門教育大学大学学校教育研究紀要』30:65-74.
- 2) 眞野豊 (2020) 『多様な性の視点でつくる学校教育』松籟社.
- 3) 土肥いつき (2022) 「『性の多様性教育』をすすめるために」『思春期学』40(4):341-345.

活動型授業における「参加」とはなにか ーインクルージョンを目指した大学日本語教師の取り組みー

関西学院大学 浅津 嘉之

キーワード：日本語教育・インクルージョン・参加

1. 実践目的

本報告では、教師からの一方向的な知識伝達である講義型ではなく、学習者間の対話を重視する活動型授業において、インクルージョンを目指した「参加」とはなにかを考える。

報告者は大学の交換・学部正規留学生を対象に日本語教育を担当し、授業にはピア・レスポンス (PR) などの協働学習を組み込んでいる。しかし、日本語教育への社会的要請（「日本語教育の推進に関する法律」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」など）を背景にして多様性のもとでの教育デザインの必要性がますます高まる中、協働学習はいかに成り立たせることができるだろうか。武田ほか（2022）は、日本語教師が活動時のグループ調整や個別指導などの支援を行う一方で、教員による支援の選択肢に限界を感じられていることを示した。

そこで、報告者は「授業を個人に合わせる」発想を授業の設計や教師役割の検討に導入できないかと考えている。初等中等教育と性格の異なる高等教育において、かつ、活動型授業の日本語教育でインクルージョンはどのように具体化できるのか。本報告では、報告者自身による教育実践をもとに、活動型授業における「参加」のあり方を考えたい。

2. 実践の概要

実践にあたり、国語科授業のインクルーシブ化に取り組む原田（2022）をもとに、インクルーシブな日本語教育を「多様な身体や生活背景のある学習者を含むすべての学習者が参加できる」「多様性をめぐる知識、技能、価値観、態度について学ぶことができる」教育であるとした。特定の学習者ではなく、そのクラスメンバー全員が参加できる・学べることを授業設計の軸としている。実践として取り上げるのは報告者自身が担当する以下の 2 クラスで、いずれも活動型授業である。

	科目内容	受講者	受講者数	授業時間数
A	国際共修	正規学生・交換留学生	約 90 名	1 コマ 100 分・週 1 コマ×14 週
B	レポート作成	交換留学生（日本語上級）	約 10 名	1 コマ 100 分・週 2 コマ×14 週

なお、両クラスにおいて、研究対象とすること、成果物や取り組みの様子を分析すること、公開する場合は個人が特定されないようにすること、研究協力の同意後でも辞退できることを口頭と Microsoft Forms で説明し、Forms で回答を得ている。また、倫理的配慮については「日本ソーシャルワーク学会研究倫理規程」及び「日本ソーシャルワーク学会

研究倫理指針」に基づいている。

3. 実践の成果

A は「共生の第一歩として隣の人を理解する」が実践できることを教育目標に、先入観や多様性を見つめ直す問いや、正規学生と留学生とのプロジェクトワークを設定した。授業での言語は指定せず、相手に合わせてコミュニケーション方法が選べることも目指した。

「話し合いで自分のことばかり話す人」の背景や接し方を考える活動では、「文化によって「自分のことを話す」ことの意味が違う」「他の人が話さないから」などが挙げられ、「コミュニケーションに難しさを抱えているかもしれない」という意見は ASD を持つ学習者から挙げられた。他の学習者からは、これら意見を聞いたことで、「自分のことばかり話す＝悪いこと」とは限らない」といった気づきが挙げられている。（学習者のふりかえりより）

B は自分で設定した研究課題に基づいてアンケート調査を行い、結果をレポートに書いていくもので、その過程の随所に PR を組み込んでいる。その中で、クラス全体での話し合い中に別の話題について話し始めたり、遅刻のために PR に途中からの参加になったりする学習者が現れている。しかし、教師による観察の限りでは、本人もクラスメートもそうしたことに困り感を持っていないように見受けられ、むしろ PR では、丁寧な説明が展開されていた。（教師のフィールドノートより）

4. 考察

本実践からはどのような「参加」のあり方が見えるのか。A の学習者は、自身の特性や経験に基づいた意見を示すことで活動に参加し、他の学習者の学びのきっかけとなっていた。B の学習者は、話題転換や遅刻といった行動をしながら活動に参加し、他の学習者をより活動に従事させていた。このことから、活動型授業への参加のしかたには、少なくとも、考えを伝えることでの参加と、行動を見せることでの参加があると考えられる。同時に、教師が不安視してしまうような学習者であっても、クラスの学びに貢献していることも確認できる。特に、B の学習者に対しては、「話し合いへの参加には共同構築の姿勢が必要だ」

「活動には一斉に参加するものだ」などの教師自身の思い込みや教育理念をもとに一方向的に評価している可能性が考えられる。しかし一方で、他科目との共通ルールとして成績には出席点も含まれ、合理的配慮の申請などがない限りは対応は難しい。

なにをもって「参加」とみなすのか、だれがそれを決めるのか。先行研究では「参加のためのフレームワーク」や、参加を捉える「3つの視点」（原田 2022）などが示されてきている。本報告では、学習者視点からの活動の状態(A)と、教師視点からの活動の状態(B)をもとにして、その状態をだれがどう「参加」と判断できるかについてフロアと議論する。

【文献】

原田大介（2022）『インクルーシブな国語科教育入門』明治図書。

武田知子・澁川晶・保坂明香（2022）「日本語学習者の学習困難とその支援—調査結果から見えてきたもの」『日本語教育』182, 80-94.

〈生きられない〉社会を攪乱する

－「生きづらさ」へのアプローチから〈生きられなさ〉へのアプローチへ－

関西学院大学大学院社会学研究科 高林 要

キーワード：大学・SOGIE・発達障害

1. 実践目的

本発表では複数の実践を報告するが、本稿ではそのうち3つを紹介する。1つ目は発表者の所属研究科での助成制度をもちいた共同研究班での研究会開催で、アカデミアをインクルーシブなものにしていくことを目的としている。2つ目に、いちメンバーとして参加する機会に恵まれた科研費での研究として取り組んできた「関学 SOGIE プロジェクト」では、学内の DEI 推進と当事者のエンパワメントが目標だ。3つ目は当事者の研究者らでつくる「発達障害の当事者とまわりの人のための薬はじめてガイド」で、医療情報の民主化を目指している。さらに、これらに共通するのが〈生きられなさ〉への問題意識であり、諸実践はより広い目的として構造的な不正義を減じること・立場や特権性をより周縁化された人々にこそ還元すること・情報格差の解消といった課題を共有している。

ところで、〈生きられなさ〉とは、ジュディス・バトラーが1999年版の『ジェンダー・トラブル』序文で述べた、「生きたい、生きられるようにしたい、可能なものそれ自体について考え直したいと思った」(Butler =2000: 76) という記述から着想を得た概念である(高林 2024)。「『生きづらさ』は誰にでもある」といった自己責任論への接続を頓挫させ〈生〉を可能にする社会的諸条件を問い直す契機ともなり得る〈生きられなさ〉概念が、発表者がある種の実践に向かわせていると言える。

2. 実践の概要

まず、共同研究班制度では大学院生サポート事業の助成を受け外部研究者を招聘できることから、発表者はアカデミアの「内部」での再生産を利用しつつその問題性に対応することを目指した研究会を開催してきた。つぎに、「関学 SOGIE プロジェクト」では、教職員向けの SOGI 研修の開発をおこなったほか、学生に届きやすい情報発信を目指して SNS の運用を始めるなど、通常想定される大学院生の立場を超えた全学的な実践に取り組むことができている。そして、「発達障害の薬はじめてガイド」について、メンバーでガイドの内容のブラッシュアップしていくことに加え、新たに名刺サイズのカードおよびガイド発送申込用のはがきを作成するなど、適切な医療情報が多様な人々に届きやすくなるよう工夫を重ねてきた。

3. 実践の成果

「成果」は「目的」により測られるが、もとより本発表で扱う諸実践の「目的」は狭義には個々で異なりつつ、広義には発表者個人のひとつの関心へと収斂される。その意味で

後者としての「目的」は誰かにとって〈生きられない〉社会の、その〈生きられなさ〉を減じることだ。これは、言い換えれば、個別具体的な問題を解決ないし多少なりと「マシ」な状況へと導くものであると同時に、ある特定の問題を引き起こす社会的背景をふまえその構造自体を問い直すものでなければならないとする態度である。

ここでは、前者に沿った「成果」を確認したい。1つ目の実践である共同研究班では、しばしば光を当てられない問題について改めて検討ことができた。具体的には、2021年度に榎野沙央理氏を招き「私たちが集まるとき誰が周縁化されるか」、2022年度には葛原千景氏を招き「トランスジェンダーとアカデミア」、2024年度には福永玄弥氏を招き「ポストコロニアルな台湾と公／娼たちの闘い」との演題でご講演いただいた。これらはリポジトリに掲載される活動報告を通して、その成果を広く共有している。2つ目の「関学 SOGIE プロジェクト」では、開発に携わった SOGI 研修が引き続き実施されているほか、例えば Instagram アカウントでは2025年1月1日～6月10日の約半年間でフォローは43増加し閲覧数が2,000回を超えるなど、地道ながら広報の役目を果たしている。3つ目の「発達障害の薬はじめてガイド」については、第3版（2024年3月15日）の在庫切れとなり、第3版第2刷発行（2025年1月15日）にいたった。

4. 考察

さまざまな活動を概観したとき、発表者の「実践」の性質は実行的志向／学術的志向の軸と実際的目的型／構造変革的目的型の軸から整理可能であることに気づく。すなわち、とにかく実行するという類の実践もあれば、学術的な手続きのなかで必要なプロセスを経て即効性がなくともやっていかなければならない実践もある。今ある具体的な問題の解決を目指す実践もあれば、構造的な問題の解決につながる糸口を探し当てていくような実践もあるだろう。ここから言えるのは、「実践」の射程はきわめて広いということだ。さらに、本発表における諸実践を〈生きられない〉社会を攪乱する試みと捉えることで、多様な実践を併存させつつ互恵的に発展させていけるのではないだろうか。

【文献】

- Butler, J. (1999), *Gender Trouble*, Routledge. (= 2000, 高橋愛訳, 『ジェンダー・トラブル』序文 (1999) 『現代思想 2000 年 12 月号』青土社, 66-83.)
- 高林要 (2024) 「社会のなかで『不可能』で、理解不能で、実現不能で、非現実的な〈生〉について—〈生きられなさ〉から精神疾患言説『ブーム』を分析する」 関西学院大学大学院社会学研究科 2024年度修士論文.

【付記】

実践の一部は研究活動と重複しているものの発表内容に倫理審査が必要な調査等は含まれておらず、またすべての実践が日本ソーシャルワーク学会の研究倫理規定に則している。第一に、共同研究班としての活動は、関西学院大学社会学研究科大学院生サポートプログラム (GSSP) 事業の助成を受けたものである。第二に、「関学 SOGIE プロジェクト」は、JSPS 科研費研究課題番号 19K02258 (研究代表者: 武田丈、研究分担者: 澤田有希子) による助成を受けた研究成果の一部である。第三に、パンフレット「発達障害の当事者とまわりの人のための薬はじめてガイド」の製作・発行は以下の助成を受けて行われました。公益財団法人 一般用医薬品セルフメディケーション振興財団 2024 年度啓発事業助成・公益財団法人 齋藤茂昭記念財団 2023 年度助成事業・令和 6 年度 社会貢献プロジェクト (筑波大学)・令和 5 年度 富山大学学長裁量経費 (富山大学)。

多数の事業所をもつ法人の委員会活動について

ー「ひとりにしない、ひとりにならない」理念を具現化するためにー

○ 社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団 宮脇 真佐恵

坪井 理絵子（日本社会福祉士会 No34121）

キーワード：理念の具現化・職員の成長・チームアプローチ

1. 実践目的

昭和 19 年に法人設立し、戦中、戦後の混乱を解消するために奔走し、昭和 28 年救護施設「養気園」を設立。昭和 44 年に能勢町へ移転し、昭和 45 年に知的障害者入所施設「三恵園」を立ち上げた。平成 5 年に知的障害者入所施設「第 2 三恵園」の運営をはじめ、当時の従業者数は、約 100 名程度だった。現在では 11 事業所を運営、従業員数も 300 名を超えた。多様な価値観が集結する良さがある反面、法人一体となってチームアプローチをおこなうことの困難さを痛感。「ひとりにしない、ひとりにならない、心豊かな地域社会の実現」という法人理念を、職員一体となって具現化させるための仕組みとして「法人内での委員会活動」をおこなっている。これにより、各職員が他者と協働することを習慣化し、ソーシャルワーカーとしての力をつけることをめざす。また、委員会活動の取り組みに、法人職員以外の専門職、地域住民などの力を借ることで「地域に根ざした、信頼される法人」として他者と顔の見える関係づくりをおこない、その成果を日々の利用者支援に還元することを目的とする。

2. 実践の概要

「なぎさ理論」に基づいて、施設の「なぎさ化」をめざす「地域福祉推進委員会」、各種実習受け入れの活性化をめざす「実習委員会」、法人のブランド力を高めることをめざす「ブランディング委員会」ほか、複数の委員会活動がおこなわれている。委員会には法人内各事業所からメンバーが選出され、会議に出席、事業所の代表として意見をもち寄り、会議の意見は事業所での取り組みに反映させることを徹底している。地域の学校への福祉授業、ボランティアや実習生の受け入れ、各種マニュアルの作成など、事業所単位、またはいくつかの事業所が連携して具体的な取り組みをおこなっているが、委員同士が協力する体制をつくるため、メールで委員全体に進捗状況を発信したり、委員会内で少人数のプロジェクトチームをつくったりしている。また、委員会に地域の方や外部講師を招き、勉強会を実施するなど、さまざまな方の力を借りるとともに、私たちが地域に対して「できること」を還元している。

3. 実践の成果

委員会活動をすることで、経験や体験を積み重ね、個々の成長につながり、支援の現場

実践にも生かしている。また、委員会の取り組みを通じて他の専門職や地域の方との顔の見える関係が広がっており、事業所の利用者さんの「支援の輪の広がり」につなげることができている。職員間での「報告する」「相談する」「みんなの意見を集約する」「役割分担して他者と協働する」ことが、職員のスキルアップやチームアプローチに繋がっている。

4. 考察

「取り組みのマンネリ化」「委員会の取り組みが支援の現場に浸透しきれない」「取り組みに対して、行為ばかりにとらわれて、なんのための取り組みか、目的を忘れる」「委員会活動でおこなっている取り組みを、どのように外にむけて発信するか」など、まだまだ課題も多い。今後は委員会に参加している職員以外にも、委員会活動を「わがこと」として考えられる人を増やしていく努力が必要である。なにより「理念を具現化するために始まった取り組みである」ということを忘れないように、何度も活動の目的を問うていきたい。

【文献】

- ・ 社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団パンフレット
- ・ 「なぎさの福祉コミュニティを拓く～福祉施設の新たな挑戦」

（監修）岡本榮一（編著）新崎国広・守本友美・神部智司大学教育出版

交流企画

(学生交流企画)

学生団体の意義

－多様性を『受け止める』社会をつくる第一歩－

○神戸女学院高等学部 氏名

2年A組 山崎 理紗

PI 宮田 翔平

LGBTQ+・学生団体・多文化共生

1. 実践目的

現在日本では多様性、多文化共生という言葉をよく聞く。実際近年、各自治体によってパートナーシップ制度が導入されたり文部科学省や厚生労働省で性的マイノリティの方々に寄り添う施策が行われたり前向きな変化が起きている。しかしその裏で性別役割分担意識の残存やSNS・インターネット上での差別的な発言、カミングアウトした当事者の方々が排除の対象になってしまう例もあり、未だ差別や偏見が残っている。このようなことが起こってしまう原因は、多様性や多文化共生のあり方の方向性の違いにあると考えた。多文化共生を目指すにあたって、違いを認めず、主流に合わせさせる「同化政策」や違いを理由に社会から締め出す「排除」、違いを認めつつも分離して共存する（交流や相互理解は希薄）「すみ分け」はいずれも多様性を十分に尊重できていない点が共通しており、真の多文化共生とは異なる。多文化共生、多様性を守るということには「受け止める」ことが重要であり、受け止めることに必要なのは、「正確な知識と継続的な学び」「自身の価値観や無意識の偏見を見直す機会」「対話と共感」であると考えた。

2. 実践の概要

上記を社会に組み込むために若い世代としてこれからの社会を担っていく身として、身近なところからなにができるかと考え、LGBTQ+を支援する学生団体をつくった。

3. 実践の成果

学生団体として、これまで約 50 人の生徒が参加してきた。活動の中で学外・学内問わず交流会をして意見を交換する場をつくった。異なる立場の人の話や様々な意見を聞ける場をつくることで、学びたい人に学びが届くようになった。また、文化祭では各々が関心のある分野について集団又は個人で調べ、正確な知識を身に付けそれらを展示することで多くの方に学びを届けることができた。同じく文化祭では来場者企画というものを行い、多くの人が自身を見直し、意見を伝えるという行動の手助けができた。このポスター発表も私たちの活動を伝え、多くの人に関心を持ってもらうことで、全世代、社会へ継続的な学びの大切さを訴えかけることができるものになっていると思う。

4. 考察

今回の実践を通じて、LGBTQ+をはじめとする多様性や多文化共生の推進には、「正確な知識の普及」「価値観の見直し」「対話と共感の場づくり」が不可欠であることを改めて実感した。学生団体という身近なコミュニティで活動することで、参加者が主体的に学び、異なる立場や考え方に触れる機会を持てたことは、個人の意識変容だけでなく、周囲の環境にもポジティブな影響を与えることができたと考える。多文化共生や多様性の尊重は、決して一部の人の問題ではなく、私たち一人ひとりが「受け止める」ことから始まる社会全体の課題であることを強く認識した。

[文献]

LGBTQ+に関する各地の世論は？～2023 調査 地域別の分析比較

(URL: <https://dentsu-ho.com/articles/8898>)

日本のLGBT+の割合は約5%、世界26か国の最新LGBT+調査レポート

(URL: <https://www.ipsos.com/ja-jp/lgbt-ratio-from-report>)

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第9条に規定する学術研究等の遂行に資する既存研究等の調査分析

(URL: <https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/research/pdf/r05-houkoku.pdf>)

事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)

(URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000605548.pdf>)

(労働者向け)悩んでいませんか？職場でのセクシュアルハラスメント

(URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000333507.pdf>)

NIJI BRIDGE | LGBTQ等の性的マイノリティに関する調査研究「データ」と、みんなが参加できる「アクション」を紹介するウェブサイト

(URL: <https://nijibridge.jp/>)

第5次すいた男女共同参画プラン(2023-2025)

(URL: https://www.city.suita.osaka.jp/res/projects/default_project/_page/001/034/867/plan.pdf)

ルワンダのコーヒー・雑貨販売プロジェクト

—ルワンダの農家・女性グループの収入向上とエンパワメントを目指して—

関西学院大学 河原楓・小菅優衣・田中美咲

関西学院大学 山内瑞礼・岡崎由依・小林陽実

笠原幹生

ルワンダ・フェアトレードビジネス・異文化理解

1. 実践目的

ルワンダ製品の販路拡大を通じて、日本におけるルワンダの認知向上と生産者の収入・生活水準の向上を図ることが本事業の実践目的である。

2. 実践の概要

本プロジェクトは、(1) 布雑貨等の物販事業、(2) スペシャルティコーヒーおよび副産物（カスカラ）の飲料販売事業の2事業で構成されている。どちらも関西学院大学の「社会起業フィールドワーク（海外）」という授業が活動開始のきっかけとなっている。

(1) 物販事業

ルワンダでは1994年にジェノサイドが起これ、その後の民族間の和解が課題となっている。ジェノサイド被害を受けた女性達と加害者の妻たちが協力して布雑貨を製作・販売する「ウムチョ・ニャンザ」という団体が製作した雑貨を日本に輸入し、地域のマルシェや学園祭などで販売したのち、得た利益をウムチョ・ニャンザに寄付している。

(2) 飲料販売事業（スペシャルティコーヒー・カスカラ）

ルワンダの Abakundakawa Rushashi Cooperative が生産する高品質なスペシャルティコーヒーと、通常は廃棄される副産物であるコーヒーチェリー（カスカラ）を活用した飲料の販売を行っている。

この活動は、フェアトレードの活動——すなわち「開発途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することにより、立場の弱い開発途上国の生産者や労働者の生活改善と自立を目指す「貿易のしくみ」」ⁱ——を実践するものであり、グローバルなサプライチェーンにおける不平等構造への一石ともなる。

また、地球温暖化の進行により2050年までにコーヒー栽培可能地の50%が失われるとされる「コーヒー2050年問題」ⁱⁱに象徴されるように、コーヒー生産はすでに構造的脆弱性を抱えており、気候変動・環境破壊・生計困難といった課題が複雑に絡み合っている。こうした背景を知ることが、単なる商品購入ではなく、「消費を通じた連帯」を意味づける実践につながっている。

3. 実践の成果

(1) 物販事業の成果

2024 年度は約 28 万円の売上と約 22 万円の収益を記録し、収益から経費を引いた約 18 万円をすべて現地団体に寄付した。販売は計 10 日間に及び、直接商品を手にとった来場者は 500 名以上、購入者は延べ 150 名を超えた。

(2) 飲料販売事業の成果

飲料販売事業では、4 回のイベント出店を実施し、累計 430 杯以上のコーヒードリンクやカスカラドリンクを提供、総売上は約 19 万円を記録した。イベントごとの平均販売杯数は 100 杯を超え、短時間で多くの消費者と接点を持つことに成功した。

4. 考察

物販事業では、「和解の象徴」としての製品を通じて、暴力の記憶を超えた協働と対話の可能性を体現した現地の姿を伝えることができた。また、実際の販売を通じて、受け手の感情に訴えかける共感的コミュニケーションが生まれ、フェアトレードの本質である対等な関係に基づく持続的な取引を実感として学ぶ機会となった。

飲料販売事業では、スペシャルティコーヒーという高付加価値農産物を媒介に、現地農家が直面する気候変動・市場価格の不安定性・流通の不均衡といった構造的課題を可視化した。とりわけ、「コーヒー2050 年問題」に象徴されるように、地球温暖化の進行により今後コーヒー栽培地が半減するという現実、すでに農家の経済的安定や生存権に影響を与え始めている。我々が「飲む」という行為を通じてその現実に向き合うことには、単なる知識以上の倫理的意義がある。

また、カスカラという未利用資源を活用する中で、食品ロス・循環型社会・エシカル消費といった複合的なテーマへの接続が可能になった。これは、持続可能な開発目標 (SDGs) の「12. つくる責任 つかう責任」や「13. 気候変動への具体的対策」にも関連する、複眼的な社会課題対応の好事例である。

加えて、プロジェクトに参加した学生にとっても、事業設計・マーケティング・チームマネジメント・海外との連携といった実務能力を身につける機会となり、「実践知を通じた学び」という社会起業教育の狙いが体現された。

【文献】

i 特定非営利活動法人 フェアトレード・ラベル・ジャパン. “フェアトレードとは?”. <https://www.fairtrade.net/jp-jp/why-fairtrade/what-we-do/what-is-fairtrade.html>, (参照 2025.05.15)

ii 武田 淳. “Overview of the symposium “Fair Trade and the Sustainable Coffee Challenge by 2050” ”. 日本環境学会「人間と環境」, 2023, 49 巻 3 号, p. 23-29

イムイム

—LINE スタンプで繋ぐ笑顔の未来—

啓明学院高等学校 O二宮 紗彩、下郡 沙羅、田島 優衣、佐藤 知行(PI)

キーワード: LINE スタンプ、クロントゥーイ、奨学金

1. 実践目的

若者に人気の SNS (LINE)を活用することで簡易なビジネスモデルを組み立て、タイのクロントゥーイという貧困街（スラム）に住む人々の生活改善に貢献する。家庭において生活費に余裕が出ることで教育費用への余裕が生まれ、子供達が教育を受けて貧困層から抜け出し、負の連鎖を断ち切る。

2. 実践の概要

以下の実践概要・実践成果・考察はシミュレーションであり、実施していないことを断っておく。

- ①マーケティング調査、LINE ユーザーのターゲット(年齢、性別、地域など)を絞る。SDGs や社会問題の解決に興味を持っている人にリサーチし、何を求めているかを把握する。
- ②タイの有名キャラクター(マムアンちゃんなど)、人気キャラクターの著作権を持つ会社に趣旨を説明して賛同頂き、キャラクター著作権の提供や協力を得る。
- ③クロントゥーイの人からタイの伝統的な模様のデザインを買い取る。デザインを買い取る際にはスラムエリアでこのようなデザインに長けた人材の紹介や買い取りをクロントゥーイの NGO 団体(シーカーアアジア財団)に取りまとめを依頼する。
- ④ターゲットに合わせて LINE スタンプを作る。キャラクターにタイの模様を組み合わせることでタイ文化の魅力と合わせて貧困問題を広く認知させる。
- ⑤ネット上のインフルエンサーや東南アジアの文化や社会問題の解決に関連する方々に賛同をお願いして PR してもらい。コラボしたキャラクターにも宣伝してもらい販路を広げる。
- ⑥収益の一部をクロントゥーイの子供達(中学校・高校)の学校に行く資金として寄付する。資金の給付や管理は、現地の子供たちの家庭状況をよく知る NGO 団体(ドゥアンプラティープ)に依頼する。
- ⑦新たなスタンプを作り、販売する(②以降繰り返し)。

3. 実践の成果

【販売と利益の想定】

LINE スタンプを 1 セット 300 円で販売する。 $300 \text{ 円} - \text{LINE の手数料}(50\%) = 150 \text{ 円 (利益)}$

※1 ヶ月 300 個販売すると仮定すると

1 ヶ月: $150 \text{ 円 (利益)} \times 300 \text{ 個} = 45,000 \text{ 円}$

1 年 : $45,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月} = 540,000 \text{ 円}$

デザイン料、人件費、広告宣伝費など（計 37,000 円）を差し引くと

1 年間の利益は 503,000 円

1 人の教育費を 1 年支援するのに必要な額は 4,500 バーツ (25,000 円)

$503,000 \text{ 円} \div 25,000 \text{ 円} = 20.12 \dots \approx 20 \text{ 人}$

1 年間で 20 人の教育費を支援することができる。

4. 考察

この商品はクロントゥーイの人を助けたい、貧困に苦しんでいる人を日本から助けたいという人が購入するものである。1 人でも多く買えば、たくさんの子供達を救える簡易的なビジネスモデルである。販売を開始した時点から長期的かつ自動的に継続して収益を得られる仕組みになっている。また、奨学金支給の選択基準を設けているので、意欲の高い若者に学ぶチャンスを与えることができる。奨学金支給の審査基準は、学習に対する意思、教育を受けさせる保護者の意思と協力、家庭訪問が可能か、学習者の消息や動向が把握できるか、である。学力や知力でなく、学習への意欲で判断するのが特徴である。現地学生事情をよく知るドゥアン・プラティープ財団に協力をお願いしたい。

ビジネス視点からの実現可能性としては、タイやタイ文化に関心のある日本人の間で著名なマムアンちゃんの作者、タムさんに協力を得ること、それに加えてタイの伝統的デザインを組み合わせ、LINE スタンプを魅力的なデザインにして購買客を拡大できると考える。タムさんの Instagram は 23 万人、Facebook は 12 万人とフォロワーの規模が大きく、影響力があるからである。販売価格は 300 円と比較的安価であること、若者が日常のコミュニケーションに使えるものであることから、社会問題に対する意識が高い人に限らず、多様な人が広く購入しやすい商品になっている。また、SNS (LINE) 上やインターネットで初期投資が少なく、簡単に販売開始から売上回収まで、簡単なビジネスモデルになっているという利点がある。克服すべき点を以下に述べる。第 1 に、現在の為替レートでは、1 バーツ 4.28 円と高い。だから、日本だけの販売ではなく、東南アジア各国でも販売をするべきだと考えている。第 2 に、スタンプ販売だけのビジネスだと限定的で、1 人 1 回しか購入しない見込みなので、支援活動の持続性がない。これでは寄付額が伸びない考える。第 3 に、広告費、人件費、デザイン料など売上原価は、多くの利益を得ないと回収できない。将来的にはコラボ商品として販売すれば、利益を増やせるのではないかと考える。

このビジネスプランは 2023 年に考えたものである。高校生の私たちには、学校生活を優先するため、長期的な管理が必要なこのプランを実行することは難しかった。時間を自由に使える大学生と高校生とが協力すれば実現できるのではないかと考えている。また、タイのドゥアン・プラティープ財団との連携をしていきたい。

このビジネスモデルの作成にあたり、2023 年 11 月 15 日、Ms. Prateep Ungsongtham Hata (ドゥアン・プラティープ財団代表) に、二宮、下郡、田島がオンラインでインタビューを行った。

高齢者の孤立を防ぐには

ーイベント開催による定期的な地域のつながりの形成ー

関西学院高等部 3年福祉探究アドバンスト ○松本真樹 中谷美結 原田美咲 松永航太郎 徳永有希子(PI)

キーワード：高齢者・孤立・地域交流

1. 実践目的

私たちの班は、地域で高齢者の孤立を防ぐための交流イベントを開催することを目的としている。昨年度の福祉探究の授業内で「警察庁の発表で、自宅で亡くなった一人暮らしの人が、2024年上半期に全国で計3万7227人（暫定値）いたことがわかり、65歳以上の高齢者は2万8330人で全体の8割近くを占めた。」という記事に衝撃を受け、私たちの班は高齢者の孤立問題に取り組みを始めた。高校生である私たちが、この問題に直接的なアプローチができるように模索し、学校が位置する西宮市内で孤立防止を目的とするイベントの開催に向けて探究を続けている。

2. 実践の概要

西宮市の高齢者福祉の施策や孤立状況を理解するため、本年1月に西宮市地域共生推進課へインタビューを実施した。今後、地域共生推進課および社会福祉協議会とイベント実施に向けて、協議を続ける。その際、イベント案の効果や持続可能性を追求していきたい。並行して、市政全体の企画・調整や重要施策の推進を担う同市政策推進課に、全体を俯瞰している視点から、高齢者福祉の支援策の成果や課題を学ぶことで、過去の取り組み例の反省点を生かしながら、より実効性のあるイベントを開催できるように探究を続ける。

3. 実践の成果

西宮市地域共生推進課へのインタビューにより、西宮市の高齢者福祉の現状と、取り組みについて理解することができた。西宮市では2040年、独居高齢者数が増加する見込みである。地域共生推進課は「地域でつながる場・生きがいを実感し活躍できる場づくりと高齢者への情報発信」に取り組んでおり、定期的な外出、人との交流や高齢者自身が役割を持っていると感じると、要介護状態に陥るリスクが軽減するとしている。社会的孤立を回避するためにも、地域内でつながるための働きかけが必要であると知った。

これらの取り組みの例として、シニアサポート事業と共生型地域交流拠点がある。シニアサポート事業は、高齢者同士の有償ボランティア制度である。利用者は交流の機会が増えることに加え、介護士にはできない日常的なサポートを受けることができる。提供者は、定期的な参加で外出の機会が得られるうえ、生きがいや役割を感じられるというメリットがある。さらに、個人活動のためサロン等の地域活動よりハードルが低く、社会参加の促進となっている。共生型地域交流拠点は現在市内9か所に設置され、それぞれニーズに合

った派生した取り組みがあり、常設の居場所として地域交流を促している。そして、このような取り組みを行っているものの、利用者のほとんどがリピーターであるという。これらのインタビュー結果から、高齢者の孤立防止には定期的な開催、生きがいづくり、地域交流が重要であることが分かった。

4. 考察

高齢者の孤立防止を目的としたイベントを実施する場合、定期的な開催、高齢者自身が生きがいや役割を持っていると感じることができるような仕組みや、地域の交流の促進につながる内容にすれば効果的だと考える。シニアサポート事業の例をもとに、高齢者が持つ豊富な知識を生かすことができる工夫を施すことで、生きがいにつなげていきたい。高齢者が生かすことができるものの例について、料理や工芸、会話術や農業といった技術的なノウハウや、地域の祭りなどの伝統的な文化的知識が挙げられる。よって、高齢者がただ参加するだけではなく、自身の持つ知識を使えることができるように内容を調整する必要がある。実際に生きがいにつながっているのかについては、主観的なものであるため、イベント後にアンケートを実施して評価したいと考えている。

西宮市の具体的な取り組みはリピーターが多いことから、新規の利用者が少なく、高齢者への情報伝達が困難であることが分かる。特に、目的のイベントの一番の対象であるすでに孤立してしまっている高齢者に参加してもらうための情報伝達については、高校生だからこそ持ち得る新しい視点を生かし、解決に向けて考察を深めていきたい。



実践研究支援ワークショップ

実践上の問いに研究で向き合う3日間

9/23(火・祝)
13～17時

10/26(日)
13～17時

11/30(日)
13～16時半

〈これまでの受講者の声〉

- ・日頃の実践から研究し深めていくことが大切と実感した。
- ・グループワークを通じ、研究計画をブラッシュアップできた。
- ・ワークショップを通して思考のプロセスを整理でき、SWとしての自分自身の軸が修正できたと感じている。



実践から研究をしてみませんか

あなた一人ではなく他のSWと一緒に学べます

方 法：オンデマンド+オンライン（zoom）

参加費：会員/3,000円 非会員/5,000円

定 員：36名

申込：peatixにて受付 7/31（木）締切

申込はこちら！

